人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第九十号（昭二九・五・八）

◎財政法等の一部を改正する法律

第一条　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「歳出予算の金額」の下に「（第四十三条の三に規定する承認があつた金額を含む。）」を加え、同条第三項中「三箇年度」を「五箇年度」に改める。

第三十四条第三項中「及び会計検査院」を削る。

第四十三条第二項を次のように改める。

前項の承認があつたときは、当該経費に係る歳出予算は、その承認があつた金額の範囲内において、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

第四十三条に次の二項を加える。

各省各庁の長は、前項の規定による繰越をしたときは、事項ごとに、その金額を明らかにして、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第二項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、第三十一条第二項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、これを必要としない。

第四十三条の二第三項中「前条第二項」を「前条第三項及び第四項」に、「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四十三条の三　各省各庁の長は、繰越明許費の金額について、予算の執行上やむを得ない事由がある場合においては、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにし、大蔵大臣の承認を経て、その承認があつた金額の範囲内において、翌年度にわたつて支出すべき債務を負担することができる。

第二条　会計法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五項中「代理支出負担行為担当官という。」を「代理支出負担行為担当官といい、第四項の規定により支出負担行為担当官の事務の一部を分掌する職員は、これを分任支出負担行為担当官という。」に改め、同条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同

条第三項中「第四項」を「第五項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出負担行為担当官の事務の一部を分掌せしめることができる。

第十三条の二に次の一項を加える。

分任支出負担行為担当官が支出負担行為をなす場合における前項の規定の適用については、同項前段中「支出負担行為担当官が」とあるのは「分任支出負担行為担当官が」と、「支出負担行為の内容を表示する書類」とあるのは「支出負担行為担当官が所属の各分任支出負担行為担当官のなす支出負担行為の限度額及びその内訳を記載した書類」と一読み替えるものとする。

第十三条の四中「第十三条の二」を「第十三条の二第一項」に改める。

第四十二条中「遅滞なく」を「政令の定めるところにより」に改める。

第四十六条の次に次の一条を加える。

第四十六条の二　各省各庁の長は、財政法第四十三条第一項に規定する繰越の手続に関する事務を当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、大蔵大臣は、同項に規定する承認に関する事務を大蔵省所属の職員に、政令の定めるところにより、委任することができる。

第四十七条第一項中「大蔵省」を「大蔵大臣」に改める。

第四十八条中「又は認証」の下に「、繰越の手続」を加え、「吏員」を「長又は吏員」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の財政法の規定は、昭和二十九年度分の予算から適用する。

3　昭和二十八年度分以前の予算に係る繰越については、なお従前の例による。

4　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中第十九号を第二十号とし、第六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　各省各庁の繰越明許費に関し、翌年度にわたつて支出すべき債務の負担を承認すること。

5　予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「吏員」を「長又は吏員」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第九十一号（昭二九・五・一〇）

◎国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、国民金融公庫が恩給等を担保として貸付をする場合におけるその担保の効力に関する規定を設けるとともに、その業務の範囲を拡張することにより、恩給等を担保とする金融の円滑化を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この法律において「恩給等」とは、左に掲げるものをいう。

一 恩給法（大正十二年法律第四十八号）その他の法令に規定する恩給で年金として給されるもの

二 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第五条（援護の種類）に規定する障害年金及び遺族年金

三 条例により地方公共団体から給される年金で前二号に掲げるものに準ずるもの

2 この法律において「受給証書」とは、恩給等が給されることを証する書面をいう。

（担保に供された恩給等の支払）

第三条 国民金融公庫（以下「公庫」という。）に担保に供された恩給等については、その担保に供されている間は、公庫だけがこれに係る恩給等の支払を受けることができる。

2 公庫は、担保に供された恩給等について支払を受ける金銭をもつて当該担保に係る貸付金の弁済に充当するものとする。

（受給権の放棄の禁止）

第四条 恩給等を担保に供して公庫から貸付を受けた者は、その債務の全部の弁済が終るまでは、その担保に係る恩給等を受ける権利を放棄することができない。

（担保の範囲）

第五条 公庫が、恩給等について担保権を有する場合において、その担保に供された恩給等の受給額が改定されたときは、改定後の恩給等の上に担保権を有する。

2 恩給等を担保に供した場合においては、その担保の効力は、当該恩給等を担保に供した者の遺族（その担保に供した者が遺族であるときは、その後順位者）が受ける恩給等の上には及ばない。

（証書の引渡し）

第六条 恩給等を担保に供する者は、その受給証書を公庫に引き渡さなければならない。但し、裁定前の恩給等を担保に供する場合その他受給証書の発行がない場合においては、この限りでない。

（裁定庁への通知）

第七条 恩給等を担保として貸付をしたとき、又はその担保権が消滅したときは、公庫は、遅滞なく、その旨を当該恩給等の裁定をする機関（以下「裁定庁」という。）及びその支払をする機関に通知しなければならない。但し、裁定前の恩給等を担保として貸付をした場合においてその支払をする機関に対してする通知は、当該恩給等について裁定があつた後にすればよい。

（証書の公庫への交付）

第八条 裁定庁は、公庫に担保に供された恩給等について受給証書を発行し、又は再発行する場合においては、当該証書を公庫に交付しなければならない。

（公庫の代位）

第九条 公庫は、恩給等を担保に供した者に代つて、恩給等に関する請求、裁定庁に対する書類の提出その他恩給等の保全に必要な行為をすることができる。

（公庫の業務の特例）

第十条 公庫は、国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第一条（目的）及び第十八条（業務の範囲）の規定にかかわらず恩給等を担保とする場合に限り、生業資金以外の資金の小口貸付の業務を行うことができる。

2 前項の業務は、国民金融公庫法第五条第三項（政府の出資金の使用）又は第三十二条第三号（罰則）の規定の適用については、同法第十八条第一項に規定する業務とみなす。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第四条、第五条、第八条及び第九条の規定は、公布の日以後担保に供される恩給等について適用する。

2 国民金融公庫法の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「九人」を「十人」に改め、同条第三項第三号中「三人」を「四人」に改める。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第九十二号（昭二九・五・一〇）

◎商品取引所法の一部を改正する法律

商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　設立（第九条―第十八条）
第三章　登録の変更、取消及びまつ消（第十九条―第二十二条）」を「第二章　設立（第八条の二―第八条の二十一）
第三章　削除」に改める。

第二条第一項中「のための施設」を削る。

第四条中「必要な業務」の下に「及び商品の品質の鑑定、刊行物の発行その他その業務に附帯する業務」を加え、但書を削る。

第六条第二項を次のように改める。

2 商品取引所でない者は、商品取引所という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第七条第一項中「のための施設」を削り、同条第二項中「当該取引所の上場商品として第九条第五項に規定する商品取引所登録簿に登録されている商品」を「定款で定める商品」に、「開設してはならない」を「開設し、又は定款で定める地以外の地に商品市場を開設してはならない」に改める。

第八条第一項中「証券取引法」の下に「（昭和二十三年法律第二十五号）」を加える。

第二章中第九条の前に次の一条を加える。

（設立の許可）

第八条の二 取引所を設立しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

第九条第五項を削る。

第十条第十七号を削り、同条に次の一項を加える。

2 取引所の負担に帰すべき設立費用又は発起人が受けるべき報酬の額は、定款に記載しなければ、その効力を生じない。

第十一条第三項第一号中「登録を受けた」を「成立の」に改める。

第十二条第四項中「以下第五項及び第六項において同じ。」を削り、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「第六十六条第六項本文及び第七十条」を「第二十六条の二及び第六十六条第六項本文」に、「第二百四十四条」を「第二百四十三条（株主総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条」に、「商法第二百四十七条

第一項」を「商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「商品取引所法第十二条第五項において準用する同法第六十六条第六項本文」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項」に改め、同項を同条第五項とする。

第十三条を次のように改める。

（許可の申請）

第十三条 発起人は、創立総会終了後、遅滞なく、第八条の二の許可の申請書に左に掲げる事項を記載して、主務大臣に提出しなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 上場商品

四 商品市場を開設する地

五 役員の氏名

六 会員の氏名又は商号（名称を含む。以下同じ。）及び会員が商品市場において売買取引する商品

2 前項の申請書には、定款、業務規程、受託契約準則その他主務省令で定める書類を添附しなければならない。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十五条の見出し中「登録の拒否」を「許可の基準」に改め、同条第一項を次のように改める。

主務大臣は、第十三条の規定による許可の申請が左の各号に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

一 定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に違反せず、且つ、定款、業務規程又は受託契約準則に規定する売買取引の方法又は管理、会員の資格、商品市場を開設する地、会員又は商品仲買人の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度その他の事項が適当であつて、商品市場における売買取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。

二 当該取引所の設立される地方における当該上場商品の取引の状況、当該商品を上場商品とする取引所の分布の状況その他当該商品に係る経済の状況に照らし、当該取引所を設立することが必要且つ適当であること。

三 当該申請に係る取引所がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

第十五条第二項中「前項の規定により登録を拒否しようとするとき」を「第十三条の規定による許可の申請が前項各号に適合していないと認めるとき」に、「登録申請者」を「申請をした者」に改め、同条第三項中「行わないで登録を拒否することができる」を「行うことを要しない」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 主務大臣は、第八条の二の許可を拒否する場合においては、その理由を示さなければならない。

第十六条の見出しを「（成立の時期及び届出）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 取引所は、成立の日から二週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

第十七条中「第十四条第一項の登録」を「第八条の二の許可」に改める。

「第三章 登録の変更、取消及びまつ消」を削る。

第十九条の見出しを「（役員又は会員の氏名等の変更）」に改め、同条第一項中「第十三条第一項第一号、第二号、第五号」を「第十三条第一項第五号」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 前項の変更届出書には、その変更を証する書面及び主務省令で定める書類を添附しなければならない。

第二十条を次のように改める。

（定款の変更）

第二十条 取引所の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 取引所は、前項の認可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添附して、主務大臣に提出しなければならない。

3 第十五条第二項及び第七項の規定は、第一項の認可について、第十五条第二項から第六項までの規定は、第一項の認可であつて、上場商品若しくは商品市場を開設する地の変更又は会員若しくは商品仲買人の数の最高限度の設定、変更若しくは廃止に係るものについて準用する。

第二十条の次に次の一条を加える。

（業務規程の変更）

第二十条の二 取引所は、第七十八条第一項の規定により業務規程をもつて定めるべき事項のうち、その変更が売買取引の公正の確保又は委託者の保護に支障を及ぼすおそれがある事項であつて、政令で定めるものについて、業務規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 取引所は、前項の認可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添附して、主務大臣に提出しなければならない。

3 第十五条第一項第一号及び第二号並びに第七項の規定は、第二十一条の見出し中「登録」を「許可」に改め、同条第一項中「取引所の登録を取り消す場合」を「取引所の設立の許可を取り消す場合」に、「取引所の登録を取り消し、又は登録に係る事項の一部の変更を命ずること」を「当該各号に掲げる処分をすること」に改め、同条第一項第一号中「三月以内に上場商品」を「三月以内に当該上場商品」に、「停止したとき」を「停止したときは、設立の許可若しくは定款の変更の認可を取り消し、又は定款の変更を命ずること」に改め、同項第二号中「第十三条第一項の登録申請書、第十九条第一項の変更届出書若しくは前条第一項の登録変更申請書」を「第八条の二の許可、第二十条第一項の認可の申請書」に、「発見したとき」を「発見したときは、当該許可若しくは認可を取り消し、又は定款若しくは業務規程について当該重要事項に係る部分の変更を命ずること」に改め、同条第二項中「登録の取消」を「処分」に改め、後段を削る。

第二十一条の次に次のように加える。

第三章 削除

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 削除

第二十三条第一項中「（証券業者がする売買等を含む。以下第二項において同じ。）」を削る。

第二十四条第一項中「会員となること」を「会員たること」に改め、同項第二号中「（第百十一条及び第百十八条を除く。）」を削り、同項第三号及び第四号中「第五十二条第一項第二号」を「第五十二条第一項」に改める。

第二十五条第二項を次のように改める。

2 取引所は、前項の規定により会員の純資産額の最低額を定める場合において、売買取引の公正を確保するため特に必要があるときは、二以上の商品市場において、又は他の取引所の商品市場において売買取引する会員の純資産額の最低額が他の会員の純資産額の最低額より多い額となるようにすることができる。

第二十五条第四項中「以上に回復したとき」を「以上になつたとき」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を次のように改める。

5 第三項の場合において、会員の純資産額が前項に規定する期間内に第一項又は第二項の規定による最

低額以上とならなかつたときは、取引所は、遅滞なく、当該会員を除名しなければならない。

第二十五条中第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第二十五条の二中「定款をもつて、」の下に「上場商品ごとに、商品市場において当該商品を売買取引する」を加える。

第二十六条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（議決権及び選挙権）

第二十六条の二　会員は、出資口数にかかわらず、各々一個の議決権及び役員の選挙権を有する。

2　会員は、第六十六条第六項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合においては、定款が定める資格を有する者でなければ、代理人となることができない。

3　前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

4　代理人は、代理権を証する書面を取引所に差し出さなければならない。

第二十七条第二項中「前条第六項」を「第二十六条第五項」に改める。

第三十条第一項中「、又は合併に因り解散し」を削り、「若しくは受遺者又は合併後存続する法人若しくは合併に因り設立された法人」を「又は受遺者」に改め、「つき、」を「定款で定める期間内に加入につき、」に改め、同条第三項中「又は解散」を削る。

第三十一条の次に次の二条を加える。

（売買取引に係る権利義務の承継）

第三十一条の二　第三十条第一項又は第二項の規定により会員の持分及びその持分についての権利義務を承継した者は、当該会員が商品市場においてした売買取引に係る権利義務を承継する。

（会員たる地位の承継）

第三十一条の三　会員につき合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、会員たる地位を承継する。

第三十二条第一項中「六十日」を「三十日」に改める。

第三十四条第一項中「第二十五条第六項」を「第二十五条第五項」に、「第六十八条第一項」を「第六十八条」に改める。

第三十五条第一項但書中「六十日」を「三十日」に改める。

第三十七条第一項中「いないときは、」の下に「第三十一条の三の規定により承継する者がある場合を除き、」を加え、「一般承継人」を「決済が結了していない売買取引に係る権利義務を承継した者（以下「承継人」という。）」に改め、同条第二項及び第三項中「一般承継人」を「承継人」に改め、同条第四項を削る。

第三十八条第三項中「又は証券取引所の開設する市場において売買取引されている社債券若しくは株券のうち取引所が主務大臣の承認を受けて指定するもの」を「並びに特別の法律により法人の発行する債券、証券取引所の開設する市場において売買取引されている社債券及び株券その他の政令で定める有価証券」に改める。

第四十二条第二項を次のように改める。

2　取引所は、前項の規定により商品仲買人の純資産額の最低額を定める場合において、売買取引の公正を確保し、又は委託者を保護するため特に必要があるときは、二以上の商品市場において、又は他の取

引所の商品市場において売買取引する商品仲買人の純資産額の最低額が他の商品仲買人の純資産額の最低額より多い額となるようにすることができる。

第四十二条第四項中「以上に回復したとき」を「以上となつたとき」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を次のように改める。

5　第三項の場合において、商品仲買人の純資産額が前項に規定する期間内に第一項又は第二項の規定による最低額以上とならなかつたときは、主務大臣は、当該商品仲買人の登録を取り消さなければならない。

第四十二条第七項を削り、同条第八項中「若しくは第五項」を削り、「第六項」を「又は前項」に改め、「又は前項の規定により登録事項をまつ消したとき」を削り、同項を同条第六項とし、同条第九項を次のように改める。

7　第十五条第二項から第六項までの規定は、第三項又は第五項の規定による受託の停止又は登録の取消について、第二十五条第七項の規定は、第一項の純資産額の計算について準用する。

第四十二条の二中「定款をもつて、」の下に「上場商品ごとに、商品市場において当該商品を売買取引する」を加える。

第四十三条を次のように改める。

（商品仲買人の特権）

第四十三条　商品市場における売買取引については、当該商品市場において売買取引する商品仲買人であつて、その委託をする旨の登録を受けている者でなければ、その委託を受けてはならない。

第四十四条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3　第一項の登録申請書には、主務省令で定める書類を添附しなければならない。

第四十八条第一項第一号を次のように改める。

一　当該商品市場において売買取引することができる会員でないとき。

第四十八条第一項第二号中「第四十二条第一項」を「第四十二条第五項」に改め、同条第三項後段を削る。

第五十三条第一項第一号中「第四十二条第六項」を「第四十二条第五項」に改め、同条第三項後段を削る。

第五十三条の次に次の二条を加える。

（売買取引の決済の結了）

第五十三条の二　第三十七条の規定は、商品仲買人が左の各号の一に該当するに至つた場合において、その商品仲買人がその受託に係る商品市場における売買取引の決済を結了していないときに準用する。

一　取引所を脱退したとき（第三十条第一項若しくは第二項又は第三十一条の三の規定による承継が

第四十三条の二中「定款をもつて、」の下に「上場商品ごとに、商品市場において当該商品を売買取引する」を加える。

第四十四条第一項中「第四十二条第一項」を「第四十二条第五項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十四条の次に次の一条を加える。

（売買取引に係る権利義務の承継）

第四十四条の二　第四十三条第一項又は第二項の規定により会員の持分及びその持分についての権利義務を承継した者は、当該会員が商品市場においてした売買取引に係る権利義務を承継する。

（会員たる地位の承継）

第四十五条　会員につき合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、会員たる地位を承継する。

第四十六条第一項中「六十日」を「三十日」に改める。

第四十八条第一項中「第四十二条第六項」を「第四十二条第五項」に、「第六十八条第一項」を「第六十八条」に改める。

第四十九条第一項但書中「六十日」を「三十日」に改める。

第五十一条第一項中「いないときは、」の下に「第四十五条の三の規定により承継する者がある場合を除き、」を加え、「一般承継人」を「決済が結了していない売買取引に係る権利義務を承継した者（以下「承継人」という。）」に改め、同条第二項及び第三項中「一般承継人」を「承継人」に改め、同条第四項を削る。

第五十二条第三項中「又は証券取引所の開設する市場において売買取引されている社債券若しくは株券のうち取引所が主務大臣の承認を受けて指定するもの」を「並びに特別の法律により法人の発行する債券、証券取引所の開設する市場において売買取引されている社債券及び株券その他の政令で定める有価証券」に改める。

第五十三条第二項を次のように改める。

2　取引所は、前項の規定により商品仲買人の純資産額の最低額を定める場合において、売買取引の公正を確保し、又は委託者を保護するため特に必要があるときは、二以上の商品市場において、又は他の取引所の商品市場において売買取引する商品仲買人の純資産額の最低額が他の商品仲買人の純資産額の最低額より多い額となるようにすることができる。

第五十三条第四項中「以上に回復したとき」を「以上となつたとき」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を次のように改める。

5　第三項の場合において、商品仲買人の純資産額が前項に規定する期間内に第一項又は第二項の規定による最低額以上とならなかつたときは、主務大臣は、当該商品仲買人の登録を取り消さなければならない。

第五十三条第七項を削り、同条第八項中「若しくは第五項」を削り、「第六項」を「又は前項」に改め、「又は前項の規定により登録事項をまつ消したとき」を削り、同項を同条第六項とし、同条第九項を次のように改める。

7　第十五条第二項から第六項までの規定は、第三項又は第五項の規定による受託の停止又は登録の取消について、第二十五条第七項の規定は、第一項の純資産額の計算について準用する。

第五十四条の二中「定款をもつて、」の下に「上場商品ごとに、商品市場において当該商品を売買取引する」を加える。

第五十五条を次のように改める。

（商品仲買人の特権）

第五十五条　商品市場における売買取引については、当該商品市場において売買取引する商品仲買人であつて、その委託をする旨の登録を受けている者でなければ、その委託を受けてはならない。

第五十六条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3　第一項の登録申請書には、主務省令で定める書類を添附しなければならない。

第五十八条第一項第一号を次のように改める。

一　当該商品市場において売買取引することができる会員でないとき。

第五十八条第一項第二号中「第五十二条第一項」を「第五十二条第五項」に改め、同項第四号中「第五十四条第三項の規定により添附する書類」を「第五十四条第三項各号に掲げる書類」に改め、同条第三項後段を削る。

第五十九条第二項を次のように改め、同条第四項後段を削る。

2　前項の変更届出書であつて、第五十四条第一項第一号、第五号又は第六号に係るものには、その変更を証する書面及びその変更の届出が新たに就任した役員に係るときは主務省令で定める書類を添附しなければならない。

第六十一条第一項中「第五十二条第五項及び」を削り、同項第一号を次のように改める。

一　第五十八条第一項第二号を該当するに至つたとき、又は登録当時同号に該当していたことが判明したとき。

第六十二条第一項中「第五十二条第六項」を「第五十二条第五項」に、「左の各号の一に該当するとき」を「不正の手段により商品仲買人の登録を受けていたとき」に改め、同項各号を削り、同条第三項後段を削る。

第六十三条第一項第一号中「第五十二条第六項」を「第五十二条第五項」に改め、同条第三項後段を削る。

第六十三条の次に次の二条を加える。

（売買取引の決済の結了）

第六十三条の二　第三十七条の規定は、商品仲買人が左の各号の一に該当するに至つた場合において、その商品仲買人がその受託に係る商品市場における売買取引の決済を結了していないときに準用する。

一　取引所を脱退したとき（第三十条第一項若しくは第二項又は第三十一条の三の規定による承継が

託を受けることができる商品仲買人たる者を除く。）は、当該売買取引の決済を結了する目的の範囲内において、商品仲買人とみなす。

2　前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第五十六条の二第四項中「第十二条第七項」を「第十二条第五項」に改める。

第五十七条中「役員になること」を「役員たること」に改める。

第五十八条第一項中「設立当時の役員を除く。」を削り、同項に次の但書を加え、同条第二項を削る。

但し、設立当時の役員は、創立総会において、会員になろうとする者が選挙する。

第六十一条に次の一項を加える。

5　第六十六条第三項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。

第六十七条第三号中「（第二十五条第六項の規定による主務大臣の命令に基いてする会員の除名を除く。）」を削る。

第六十八条第一項第三号中「（第二十五条第六項の規定によつてする場合及び第百二十二条の規定による主務大臣の命令に基いてする場合を除く。）」を削り、同条第二項を削る。

第七十条を次のように改める。

第七十条　削除

第七十一条中「第二百四十四条」を「第二百四十三条（株主総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条」に、「この場合において、商法」を「この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「商品取引所法第六十六条第六項」と、同法」に、「第六十八条第一項」を「第六十八条」に改める。

第七十七条中「第十四条第一項の規定により」を削り、「商品（当該商品の主たる原料となつている物又は当該商品を主たる原料とする物で第二十三条第一項の政令で定めるものを含む。）の売買等を業として営んでいるもの」に改める。

第七十八条第二項を次のように改める。

2　取引所は、第二十条の二第一項の政令で定める事項以外の事項について業務規程を変更したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第七十九条第二項中「当該商品市場における上場商品」を「当該取引所の開設する商品市場における売買

あつた場合を除く。）。

二　第四十二条第五項の規定により登録を取り消されたとき。

三　すべての商品市場における受託業務を廃止して、第五十三条第一項第二号の規定による登録のまつ消を受けたとき。

四　委託を受けて商品市場において売買取引する商品の一部について受託業務を廃止して、第四十九条第四項において準用する第四十五条第一項の規定による変更の登録を受けたとき。

2　前項において準用する第三十七条第一項の規定により取引所が本人の承継人又は他の会員をして当該売買取引の決済を結了させるときは、当該承継人又は当該会員と当該売買取引の委託者との間には委託契約が成立しているものとみなす。

（持分の承継と売買取引の決済の結了）

第五十三条の三　第三十条第一項又は第二項の規定による商品仲買人たる会員が商品市場においてした売買取引に係る権利義務の承継があつた場合において、その商品仲買人がその受託に係る商品市場における売買取引の決済を結了していないときは、その承継をした者（当該商品市場における売買取引の委託を受けることができる商品仲買人たる者を除く。）は、当該売買取引の決済を結了する目的の範囲内において、商品仲買人とみなす。

2　前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第五十六条の二第四項中「第十二条第七項」を「第十二条第五項」に改める。

第五十七条中「役員になること」を「役員たること」に改める。

第五十八条第一項中「設立当時の役員を除く。」を削り、同項に次の但書を加え、同条第二項を削る。

但し、設立当時の役員は、創立総会において、会員になろうとする者が選挙する。

第六十一条に次の一項を加える。

5　第六十六条第三項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。

第六十七条第三号中「（第二十五条第六項の規定による主務大臣の命令に基いてする会員の除名を除く。）」を削る。

第六十八条第一項第三号中「（第二十五条第六項の規定によつてする場合及び第百二十二条の規定による主務大臣の命令に基いてする場合を除く。）」を削り、同条第二項を削る。

第七十条を次のように改める。

第七十条　削除

第七十一条中「第二百四十四条」を「第二百四十三条（株主総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条」に、「この場合において、商法」を「この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「商品取引所法第六十六条第六項」と、同法」に、「第六十八条第一項」を「第六十八条」に改める。

第七十七条中「第十四条第一項の規定により」を削り、「商品（当該商品の主たる原料となつている物又は当該商品を主たる原料とする物で第二十三条第一項の政令で定めるものを含む。）の売買等を業として営んでいるもの」に改める。

第七十八条第二項を次のように改める。

2　取引所は、第二十条の二第一項の政令で定める事項以外の事項について業務規程を変更したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第七十九条第二項中「当該商品市場における上場商品」を「当該取引所の開設する商品市場における売買取引の決済のため受渡の目的物とすることができる商品」に改める。

第八十七条の見出し中「取引停止」を「取引等の停止」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第五十三条の二の規定は、商品仲買人の商品市場における売買取引の受託がこの法律又は取引所の定款で定めるところにより停止された場合に準用する。

第八十八条中「何人も、」の下に「商品市場における売買取引に関し、」を加える。

第九十二条中「担保に供し、貸し付け、その他委託の趣旨に反して」を「委託の趣旨に反して、担保に供し、貸し付け、その他」に改める。

第九十三条を次のように改める。

（委託の媒介等の制限）

第九十三条　商品仲買人でなければ、業として、商品市場における売買取引の委託の媒介、取次又は代理をしてはならない。

第九十七条第一項中「商品仲買人は、」の下に「受託契約準則の定めるところにより、」を加え、「受託をするときは」を「受託について」に改める。

第九十八条第一項第四号中「取引所の登録」を「設立の許可」に改める。

第九十九条中「登録の変更」を「定款の変更の認可」に改める。

第百条第二項を削る。

第百一条第一項中「（合名会社の清算関係）」を「、第百三十一条（合名会社の清算関係）、第四百十七条第二項」に改め、「（株式会社の清算関係）」の下に「並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六条、第百三十七条から第百三十八条まで及び第百三十八条ノ三（法人の清算の監督）を加え、同条第二項中「第六十八条第一項」を「第六十八条」に改める。

第百二条第一項中「第十四条第二項」を「第八条の二の許可」に改める。

第百五条第二項を削り、同条第三項を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第百十条第二項中「第十四条第一項」を「第八条の二の許可」に改める。

第百十五条の次に次の一条を加える。

（登記期間の計算）

第百十五条の二　登記すべき事項であつて、主務大臣の許可又は認可を要するものは、その許可書又は認可書が到達した時から登記の期間を起算する。

第百十八条中「（明治三十一年法律第十四号）」及び「第百五十条まで、第百五十条ノ三から」を削る。

第百二十一条第一項第一号中「第二十五条第一項、第三十八条第四項（第四十七条第四項及び第七十九条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項若しくは第四十六条第一項の規定に基く政令（以下本章において「この法律に基く政令」という。）、第二十五条第八項、第三十九条、第五十四条、第八十六条、第九十一条第二項若しくは第九十七条第二項の規定に基く省令（以下本章において「この法律に基く省令」という。）若しくは第百十九条、第百二十条第一項若しくは第二項、第百二十一条第一項第二号若しくは第二項、第百二十二条若しくは第百二十四条の規定による主務大臣の処分（以下本章において「この法律に基いてする主務大臣の処分」という。）」を「この法律に基く政令、この法律に基く省令若しくはこの法律に

基いてする主務大臣の処分若しくは定款」に、「登録」を「設立の許可」に改め、同項第二号中「業務の全部」の下に「若しくは一部」を加える。

第百二十五条後段を削る。

第百四十六条中「第十九条第三項、」を削り、「第四十二条第九項」を「第四十二条第七項」に改める。

第百四十七条を次のように改める。

第百四十七条　削除

第百四十九条から第百五十一条までを次のように改める。

第百四十九条から第百五十一条まで　削除

第百五十二条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第百五十三条中「第二十条第一項の規定による申請書に虚偽の記載をして提出した」を「第七条第二項又は第三項の規定に違反したに、「十万円」を「三十万円」に改める。

第百五十四条第三項中「十万円」を「三十万円」に改める。

第百五十五条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「、第九十条」及び「による制限」を削り、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　第九十条の規定による制限に違反した者

第百五十六条中「三万円」を「十万円」に改め、同条各号を次のように改める。

一　第二十条の二第一項、第七十二条第一項又は第七十四条の規定に違反したとき。

二　第二十一条第一項、第百二十一条、第百二十二条又は第百二十四条の規定による処分に違反したとき。

第百五十七条及び第百五十八条中「三万円」を「十万円」に改める。

第百五十九条中「一万五千円」を「五万円」に改める。

第百六十条中「一万円」を「五万円」に改め、同条第二号中「第二十条第二項の規定による」を「第二十条第二項又は第二十条の二第二項の規定による申請書又は」に改め、同条第三号を削る。

第百六十一条中「一万円」を「三万円」に改め、同条第一号中「第六条第二項、」の下に「第三十八条第二項、」を加え、「、第九十一条第一項、第九十六条第一項又は第九十七条第一項」を「又は第九十一条第一項」に改める。

第百六十二条中「一万円」を「三万円」に改める。

第百六十三条但書を削る。

第百六十四条中「五千円」を「一万円」に改める。

第百六十五条中「五千円」を「一万円」に改め、同条第一号中「第二十五条第三項から第五項まで」を「第二十五条第三項又は第四項」に改め、同号を同条第一号の二とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第十六条第二項の規定による届出をしなかつたとき。

第百六十六条中「三千円」を「五千円」に改め、同条第一号及び第二号中「第十九条第三項、」を削り、「第四十二条第九項」を「第四十二条第七項」に改める。

第百五十九条中「一万円」を「三万円」に改める。

第百六十条中「一万円」を「三万円」に改める。

同条第二号中「第二十条第二項の規定による」を「第二十条第二項又は第二十条の二第二項の規定による申請書又は」に改め、同条第三号を削る。

第百六十一条中「一万円」を「三万円」に改め、同条第一号中「第六条第二項、」の下に「第三十八条第二項、」を加え、「、第九十一条第一項、第九十六条第一項又は第九十七条第一項」を「又は第九十一条第一項」に改める。

第百六十二条中「一万円」を「三万円」に改める。

第四条第十七号の二中「商品取引所」の下に「につき許可又は認可を与え、」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に改める。

5　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十七号中「商品取引所」の下に「につき許可又は認可を与え、」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に改める。

（農林・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第九十三号（昭二九・五・一二）

◎運輸省関係法令の整理に関する法律

左に掲げる法令は、廃止する。

一　海図刊行に付新に礁州を発見し港湾を測量する者に海軍省水路寮に開申せしむる件（明治七年太政官布告第百十号）

二　日本形五百石以上の船舶製造禁止の件（明治十八年太政官布告第十六号）

三　予定鉄道線路中私設鉄道会社に敷設許可の件に関する法律（明治二十六年法律第八号）

四　北海道官設鉄道用品買入手続に関する法律（明治三十二年法律第百八号）

五　京釜鉄道買収法（明治三十九年法律第十八号）

六　遠洋航路補助法（明治四十二年法律第十五号）

七　那覇港修築工事を沖縄県に引継ぐ事に関する法律（明治四十三年法律第二十一号）

八　補助航海に従事する商事会社に関する法律（明治四十三年法律第三十二号）

九　鉄道又は船舶と露国の鉄道又は船舶との貨物の連絡運送に関する法律（明治四十五年法律第十三号）

十　北海道拓殖鉄道建設費利子支出に関する法律（大正六年法律第十号）

十一　借入鉄道及軽便鉄道の買収に関する法律（大正六年法律第二十五号）

十二　造船奨励金下付停止に関する法律（大正六年法律第二十九号）

十三　成田鉄道及中越鉄道買収に関する法律（大正九年法律第五十五号）

十四　朝鮮私設鉄道補助法（大正十年法律第三十四号）

十五　樺太地方鉄道補助法（大正十年法律第四十号）

十六　台湾私設鉄道補助法（大正十一年法律第二十四号）

十七　支那に於ける帝国法人の所有する船舶等に関する法律（大正十四年法律第五十二号）

十八　日本国沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律（昭和二十二年法律第百十六号）

十九　木船保険組合の解散に関する法律（昭和二十三年法律第百六号）

二十　船舶運営会の船員の給与基準の設定及び船舶運営会の役職員に対する特別手当の支給に関する法律

（昭和二十四年法律第百六号）

二十一　日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律（昭和二十四年法律第二百四十三号）

二十二　低性能船舶買入法（昭和二十五年法律第二百四十二号）

二十三　低性能船舶買入法の規定により国が買い入れた船舶の外航船腹需給調整のためにする売払に関する法律（昭和二十六年法律第六十一号）

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　京釜鉄道買収法により発行した国債の消滅時効については、なお従前の例による。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第九十四号（昭二九・五・一三）

◎物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改正する法律

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　災害による被害者その他の者で応急救助を要するものの用に供するため寝具その他の生活必需品を貸し付け、又は災害の応急復旧を行う者に対し、当該復旧のため必要な機械器具を貸し付けるとき

第三条第五号中「生活困窮者又は海外から引き揚げた者若しくは本邦から引き揚げる者であつて応急救助を要する者」を「災害による被害者その他の者で応急救助を要するもの」に改める。

第四条第二号の次に次の一号を加える。

三　国有林野法第二条に規定する国有林野の所在する地方の地方公共団体又は住民が震災、風水害、火災その他の災害により著しい被害を受けた場合において、当該地方公共団体に対し、当該林野の産物又はその加工品を災害救助法の規定による救助の用に供し、又は当該地方公共団体の管理に属する事務所、道路、橋その他の公用若しくは公共用施設の応急復旧の用に供するため譲渡するとき

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第九十五号（昭二九・五・一三）

◎地方税法の一部を改正する法律

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第二十二条）
第二章　道府県の普通税
　第一節　道府県民税
　　第一款　通則（第二十三条―第三十一条）
　　第二款　個人の道府県民税
　　第一目　所得割の課税総額及び課税標準並びに税率（第三十二条―第三十八条）
　　第二目　賦課徴収（第三十九条―第五十条）
　　第三款　法人等の道府県民税
　　第一目　税率（第五十一条・第五十二条）
　　第二目　申告納付並びに更正及び決定（第五十三条―第六十五条）
　　第三目　督促及び滞納処分（第六十六条―第七十一条の二）
　　第四目　犯則取締（第七十一条の三―第七十一条の六）
　第二節　事業税
　　第一款　通則（第七十二条―第七十二条の十一）
　　第二款　課税標準及び税率（第七十二条の十二―第七十二条の二十三）
　　第三款　賦課及び徴収（第七十三条―第七十三条の三十三）
　　第四款　督促及び滞納処分（第七十三条の三十四―第七十三条の四十）
　　第五款　犯則取締（第七十三条の四十一―第七十三条の四十四）
　第四節　道府県たばこ消費税（第七十四条―第七十四条の六）
　第五節　娯楽施設利用税
　　第一款　通則（第七十五条―第八十五条）
　　第二款　徴収（第八十六条―第九十八条）
　　第三款　更正、決定等に関する救済（第九十九条―第百六条）
　　第四款　督促及び滞納処分（第百条―第百六条）
　　第五款　犯則取締（第百七条―第百十二条）
　第六節　遊興飲食税
　　第一款　通則（第百十三条―第百十七条）
　　第二款　徴収（第百十八条―第百三十条）
　　第三款　更正、決定等に関する救済（第百三十一条）
　　第四款　督促及び滞納処分（第百三十二条―第百三十八条）

第五款　犯則取締（第百三十九条―第百四十四条）
第七節　自動車税（第百四十五条―第百七十七条）
第八節　鉱区税（第百七十八条―第二百三十五条）
第九節　狩猟者税（第二百三十六条―第二百五十八条）
第十節　道府県法定外普通税（第二百五十九条―第二百九十一条）
第三章　市町村の普通税
第一節　市町村民税
第一款　通則（第二百九十二条―第三百二条）
第二款　申告義務（第三百三条―第三百十条）
第三款　課税標準及び税率（第三百十一条―第三百十七条）
第四款　賦課及び徴収（第三百十八条―第三百二十八条）
第五款　督促及び滞納処分（第三百二十九条―第三百三十五条）
第六款　犯則取締（第三百三十六条―第三百四十条）
第二節　固定資産税
第一款　通則（第三百四十一条―第三百五十八条）
第二款　賦課及び徴収（第三百五十九条―第三百七十条）
第三款　督促及び滞納処分（第三百七十一条―第三百七十九条）
第四款　固定資産課税台帳（第三百八十条―第三百八十七条）
第五款　固定資産の評価及び価格の決定（第三百八十八条―第四百十八条）
第三節　自転車荷物税（第四百十九条―第四百二十二条）
第四節　市町村たばこ消費税（第四百二十三条―第四百三十三条）
第五節　電気ガス税（第四百三十四条―第四百四十一条）
第六節　鉱産税（第四百四十二条―第四百五十一条）
第七節　木材引取税（第四百五十二条―第四百六十三条）
第八節　入湯税（第四百六十四条―第四百七十条）
第九節　市町村法定外普通税（第四百七十一条―第四百七十八条）
第四章　目的税（第四百七十九条―第五百二条）
第五章　都等及び固定資産税の特例
第一節　都等の特例（第五百三条―第五百十九条）
第二節　固定資産税の特例（第五百二十条―第五百二十六条）
附則

第一条第一項第六号中「納付額」の下に「、納付の場所」を加え、同条第二項中「道府県税」、」の下に「道府県民税」、「道府県たばこ消費税」、」を、「特別市税」、」の下に「都民税」若しくは「特別市民税」、「都たばこ消費税」若しくは「特別市たばこ消費税」、」を加える。

第四条第二項中第一号から第七号までを次のように改める。

一　道府県民税
二　事業税
三　不動産取得税
四　道府県たばこ消費税
五　娯楽施設利用税
六　遊興飲食税
七　自動車税
八　鉱区税
九　狩猟者税

第五条第二項中第三号及び第四号を次のように改める。

三　自転車荷物税
四　市町村たばこ消費税

第五条第二項中第八号から第十号までを次のように改める。

八　入湯税

第八条中第八項中「第一項」を「第二項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項」に、「前項」を「同項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項及び第二項を次のように改める。

地方団体の長は、課税権の帰属その他この法律の規定の適用について他の地方団体の長と意見を異にし、その協議がととのわない場合においては、自治庁長官（関係地方団体が一の道府県の区域内の市町村である場合においては、道府県知事）に対し、その決定を求める旨を申し出なければならない。

2　自治庁長官又は道府県知事は、前項の決定を求める旨の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から六十日以内に決定をし、遅滞なく、その旨を関係地方団体の長に通知しなければならない。

3　第一項の申出及び前項の決定は、文書をもつてしなければならない。

第十四条第二項中「徴税令書、」の下に「特別徴収税額の通知書、」を加える。

第十六条第一項第七号中「事務所、事業所又は業務所」を「事務所又は事業所」に改める。

第十六条の二第一項第三号及び第四号を削る。

第十六条の六の見出し中「法人税割」を「道府県民税若しくは市町村民税の法人税割」に改め、同条第一項中「第三百二十一条の八第一項若しくは第二項」を「第三百二十一条の八第一項若しくは第二項」に、「法人税割」を「道府県民税若しくは市町村民税の法人税割」に、「第七百五十三条第一項若しくは第二項」を「第七十二条の二十五第一項若しくは第二項」に、「第七十二条の二十五第一項若しくは第二項」を「第七十二条の二十六第一項若しくは第二項」に改める。

第十六条の七第一項及び第二項中「入場税」を「娯楽施設利用税」に改める。

第十八条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　適法に納付し、又は納入した地方団体の徴収金が、納付し、又は納入すべき金額の法律又は条例の規定による変更又は消滅により過納となつた場合における第一項の規定の適用については、当該過納額に相当する地方団体の徴収金は、その過納となつた日に納付又は納入があつたものとみなす。但し、法人税法第十九条第一項若しくは第二十条第一項の規定による申告書に係る法人税額を課税標準として算

定した道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額又は第七十二条の二十六第一項若しくは第七十二条の二十七第一項の規定による事業税の過納額については、この限りでない。

第十九条第一項中「徴税令書」の下に「特別徴収税額の通知書」を加え、同条第一項及び第二項中「事務所、事業所又は業務所」を「事務所又は事業所」に改める。

第二十条中「事務所、事業所若しくは業務所」を「事務所若しくは事業所」に、「事務所、事業所及び業務所」を「事務所及び事業所」に改める。

第二十一条第一項各号列記以外の部分中「道府県税」の下に「(道府県民税を除く。以下本条中同じ。)」を加え、同条同項第一号中、「業務所」を削る。

第二十二条第一項中「、事業所若しくは業務所」を「若しくは事業所」に改める。

第二章中第一節を次のように改める。

第一節　道府県民税

第一款　通則

(道府県民税に関する用語の意義)

第二十三条　道府県民税について、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　所得税額　所得税法(昭和二十二年法律第二十七号。当該年度の初日の属する年の前年の所得について適用されたものをいう。以下道府県民税及び市町村民税について同じ。)の規定によって納付すべき所得税額(特別減税国債法(昭和二十八年法律第百七十八号)第二条の規定によって軽減された所得税額を含む。)をいい、租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第二条の二第一項の規定によって徴収される所得税額、所得税法第五十五条第一項の規定によってあわせて納付しなければならない利子税額、同法第五十六条の規定によってあわせて納付しなければならない利子税額、同法第五十七条第一項の規定によって徴収される過少申告加算税額、同法同条第二項の規定によって徴収される無申告加算税額、同法同条第三項の規定によって徴収される重加算税額、同法第五十七条の二第一項の規定によって徴収される源泉徴収加算税額、同法同条第二項の規定によって徴収される重加算税額、同法同条第四十三条の二第一項又は第二項の規定によって徴収される重加算税額並びに国税徴収法第九条第三項の規定によって徴収する延滞加算税額を含まないものとする。

二　法人税額　法人税法の規定によって計算した法人税額(特別減税国債法第六条の規定によって軽減された法人税額を含む。)で同法第十条及び第十二条の三の規定による控除前のものをいい、同法第四十二条第一項の規定によってあわせて納付しなければならない利子税額、同法同条第六項の規定によってあわせて徴収される利子税額、同法第四十三条第一項の規定によって徴収される過少申告加算税額、同法同条第二項の規定によって徴収される無申告加算税額及び同法第四十三条の二第一項又は第二項の規定によって徴収される重加算税額並びに国税徴収法第九条第三項の規定によって徴収する延滞加算税額を含まないものとする。

三　均等割　均等の額によって課する道府県民税をいう。

四　所得割　市町村民税の所得割額を課税標準として個人に対して課する道府県民税をいう。

五　法人税割　法人税額を課税標準として法人に対して課する道府県民税をいう。

(道府県民税の納税義務者等)

第二十四条　道府県民税は、第一号に掲げる者で当該道府県の区域内の市町村が市町村民税を均等割額若しくは所得割額又は均等割額及び所得割額の合算額によって課するものに対してはそれぞれ均等割額若しくは所得割額又は均等割額及び所得割額の合算額によって、第二号に掲げる者で当該道府県の区域内の市町村が市町村民税を均等割額によって課する者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第四号に掲げる者に対しては均等割額によって課する。

一　道府県内に住所を有する個人

二　道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者

三　道府県内に事務所又は事業所を有する法人

四　道府県内に事務所又は事業所を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるもの

2　前項第二号に掲げる者については、市町村民税を均等割によって課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして道府県民税を課する。

(個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲)

第二十五条　道府県は、左の各号に掲げる者に対しては、道府県民税を課することができない。

一　国、都道府県、特別市、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の規定による港務局、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本赤十字社、土地改良区及び土地改良区連合、普通水利組合及び普通水利組合連合、北海道土功組合、耕地整理組合及び耕地整理組合連合会、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合、国民健康保険組合及び国民健康保険組合連合会、国民健康保険の事業を行う法人、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、私立学校教職員共済組合及び私立学校教職員共済組合連合会、日本育英会、社会福祉事業振興会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業共済基金、開拓融資保証協会、水産業協同組合共済会、漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、信用保証協会、船主責任相互保険組合、木船相互保険組合、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条又は第九十八条第一項の学校を設置する学校法人、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四条第四項の法人、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とする民法第三十四条の法人、宗教法人、民法第三十四条の法人で学術の研究を目的とするもの、社会福祉法人、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)による労働組合、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第九十八条(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場合を含む。以下第二百九十六条第一号において同じ。)の規定に基く国家公務員の団体、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第十八条の二の規定に基く国会職員の団体並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十四条の規定に基く地方公務員の団体

二　森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百

四十二号)、輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)及び中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)による組合(企業組合を除く。)及び連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会並びに塩業組合で政令で定めるもの

(法人等の道府県民税に係る徴税吏員の質問検査権)

第二十六条 道府県の徴税吏員は、法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるもの(以下「法人等」と総称する。)の道府県民税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、左に掲げる者に質問し、又は第一号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 前号に掲げる者以外の者で当該道府県民税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 法人等の道府県民税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第六十八条第一項の定めるところによる。

4 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(法人等の道府県民税に係る検査拒否等に関する罪)

第二十七条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを呈示した者

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

(個人の道府県民税の納税管理人)

第二十八条 第三百条の規定により市町村長に申告された個人の市町村民税の納税管理人は、当該納税義務者に係る個人の道府県民税の納税管理人として、納税に関する一切の事項を処理しなければならない。

第三十一条 道府県は、法人等の道府県民税の納税義務者が第二十九条の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

(法人等の道府県民税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第三十一条 道府県は、法人等の道府県民税の納税義務者が第二十九条の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた

場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

2 前項の過料を科せられた者は、その処分に不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4 第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6 異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便逓送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8 第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、過料の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第二款 個人の道府県民税

第一目 所得割の課税総額及び課税標準並びに税率

(所得割の課税総額の決定)

第三十二条 道府県知事は、道府県民税の所得割の納税義務者の当該年度の初日の属する年の前年における所得税額の合計額として、当該道府県の条例で定める方法によつて算定した額に、当該道府県の条例で定めて算定した額に、当該年度において課すべき道府県民税の所得割の課税総額(以下「所得割の課税総額」という。)を定めるものとする。

2 前項の率は、百分の五を標準とするものとする。

3 道府県は、前項の率と異なる率を定めようとする場合においては、あらかじめ、自治庁長官に対してその旨を届け出なければならない。

(所得割の課税総額の配賦)

第三十三条 道府県知事は、前条の規定によつて定めた所得割の課税総額を、当該道府県内の各市町村ごとの当該年度分の市町村民税の所得割額の課税標準とすることができる所得税額の合計額として当該道府県の条例で定める方法によつて算定した額にあん分して、これを毎年四月三十日までに各市町村に配賦しなければならない。但し、所得税額を課税標準として市町村民税の所得割を課する市町村に対しては、当該配賦額に代えて当該市町村の当該年度分の市町村民税の所得割の課税標準となるべき所得税額に前条第一項の率を乗じた額をもつて当該市町村に対する配賦額とすることができる。

2 道府県知事は、天災その他特別の事情に因り、前項の規定によつて配賦すべき市町村ごとの所得割の課税総額を配賦することが不適当と認める市町村に対しては、当該道府県の条例の定めるところにより、当該市町村に係る所得割の課税総額を減額して配賦することができる。

(所得割の課税総額の配賦に対する異議の申立等)

第三十四条 市町村長は、前条の規定により所得割の課税総額の配賦を受けた場合において、当該市町村に配賦された所得割の課税総額の算定について違法又は錯誤があると認めるときは、その配賦を受けた日から三十日以内に、道府県知事に異議の申立をすることができる。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてし

なければならない。

3　第一項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

4　異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした市町村長に交付しなければならない。

5　異議の決定に不服がある市町村長は、前項の規定による文書の交付を受けた日から三十日以内に自治庁長官に訴願することができる。

6　異議の申立又は訴願の提起に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便逓送の日数は、第一項又は前項の期間に算入しない。

7　自治庁長官は、第五項の訴願を受理した場合においては、その訴願を受理した日から六十日以内に裁決をし、遅滞なく、その旨を関係道府県知事及び市町村長に通知しなければならない。

8　訴願の裁決について不服がある者は、前項の通知を受けた日から三十日以内に裁判所に出訴することができる。

（所得割の課税総額の減額の方法）

第三十五条　道府県知事は、前条の規定に基く決定若しくは裁決又は判決に因り市町村に対して第三十三条の規定により配賦した所得割の課税総額を減額する必要が生じた場合において、当該市町村が配賦を受けた所得割の課税総額に基きすでに道府県民税を課したとき、その他当該年度の道府県民税について、これを減額することが困難であると認められるときは、当該決定若しくは裁決又は判決のあつた日の属する年度の翌年度において当該市町村に配賦すべき所得割の課税総額から当該減額すべき額を減額するものとする。

（所得割の税率）

第三十六条　第三十三条の規定によつて所得割の課税総額の配賦を受けた市町村は、当該配賦を受けた所得割の課税総額を当該市町村の当該年度分として決定した市町村民税の所得割額の合計額で除して当該市町村における道府県民税の所得割の税率を決定するものとする。

2　前項の所得割の税率を決定する場合において、小数点以下第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3　第三十七条及び第四十条第二項の規定によつて所得割額が変更されたことに因つて所得割の課税総額が変更されることとなつた場合においても、第一項の規定によつて定めた所得割の税率は、変更しないものとする。

（所得割の賦課制限額）

第三十七条　前条第一項及び第二項の規定による所得割の税率によつて算定した（第四十条第一項但書の規定によつて算定した場合を含む。）道府県民税の所得割額が左の各号に掲げる額をこえることとなる場合においては、道府県民税の所得割額は、それぞれ、当該各号に定める額としなければならない。

一　所得税額を課税標準として課された市町村民税の所得割額を課税標準として道府県民税の所得割を課する場合においては、第二百九十二条第四号本文に規定する課税総所得金額の百分の二・二に相当する額

二　課税総所得金額を課税標準として課された市町村民税の所得割額を課税標準として道府県民税の所得割を課する場合においては、当該市町村民税の課税標準とされた課税総所得金額の百分の二・五に相当する額

三　課税総所得金額から所得税額を控除した金額を課税標準として課された市町村民税の所得割額を

課税標準として道府県民税の所得割を課する場合においては、当該市町村民税の所得割額の算定の基礎となつた課税総所得金額から所得税額を控除した金額の百分の五に相当する額

（個人の均等割の税率）

第三十八条　個人の均等割の標準税率は、百円とする。

第二目　賦課徴収

（個人の道府県民税の賦課期日）

第三十九条　個人の道府県民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

（道府県民税の所得割額の決定及び変更）

第四十条　第三十三条の規定によつて所得割の課税総額の配賦を受けた市町村の長は、当該市町村における個人の道府県民税の各納税義務者の市町村民税の所得割額に、第三十六条第一項及び第二項の規定によつて決定された所得割の税率を乗じて道府県民税の所得割額を決定するものとする。但し、所得税額を課税標準として市町村民税の所得割を課する市町村で、第三十三条第一項但書の規定によつて所得割の課税総額の配賦を受けた市町村にあつては、当該所得税額に当該市町村に対する所得割の課税総額の配賦額の基礎となつた第三十二条の規定により定められた率を乗じて道府県民税の所得割額を決定するものとする。

2　市町村長は、道府県民税の所得割額を決定した後において、当該道府県民税の所得割額の課税標準である市町村民税の所得割額の課税標準で規定による不足税額の追徴又は第三百二十一条の二の規定に基く決定若しくは判決に因り変更されることとなつた場合においては、当該変更された後の市町村民税の所得割額を課税標準として当該納税義務者に係る道府県民税の所得割額を変更しなければならない。

（個人の道府県民税の賦課徴収）

第四十一条　個人の道府県民税の賦課徴収は、本目に特別の定がある場合を除く外、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収とあわせて行うものとする。この場合において、第十八条の規定に基く還付若しくは充当加算金、第三百二十一条の二若しくは第三百二十七条の規定に基く延滞加算金又は第三百三十五条の規定に基く延滞加算金の計算については、道府県民税及び市町村民税の額の合算額によつて当該各条の規定を適用するものとする。

2　前項の規定によつて市町村が行つた個人の道府県民税の賦課徴収に関する異議の申立及び出訴については、個人の市町村民税の賦課徴収に関する異議の申立及び出訴の例によるものとする。

3　第三百二十四条、第三百三十二条及び第三百三十三条の規定は、第一項の規定によつて市町村が個人の市町村民税の賦課徴収の例により賦課徴収を行う個人の道府県民税について準用する。

4　道府県は、市町村が第一項の規定によつて行う個人の道府県民税の賦課徴収に関する事務の執行について、市町村に対し、必要な援助をするものとする。

（個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入等）

第四十二条　個人の道府県民税の納税義務者又は特別徴収義務者は、その道府県民税に係る地方団体の徴収金を、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入の例により、これとあわせて納付し、又は納入しなければならない。

2　個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方団体

の徴収金の納付又は納入があつた場合においては、その納付額又は納入額から督促手数料及び滞納処分費を控除した額を道府県民税及び市町村民税の額にあん分した額に相当する道府県民税又は市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつたものとする。

3　前二項の規定により個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金をあわせて収納する場合における国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）第六条の規定の適用については、道府県民税及び市町村民税は、一の地方税とみなす。

4　市町村は、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつた場合においては、当該納付又は納入があつた月の翌月十日までに、政令で定めるところにより、これを道府県に払い込むものとする。

（個人の道府県民税の徴税令書等）

第四十三条　第四十一条第一項の規定によつて道府県民税を賦課徴収する市町村が当該道府県民税の賦課徴収に用いる徴税令書、納期限変更告知書、特別徴収義務者及び特別徴収義務者を経由して納税義務者に交付する特別徴収の方法によつて徴収する旨の通知書、督促状その他の文書は、当該市町村の市町村民税の賦課徴収に用いるそれらの文書とあわせて、総理府令で定める様式に準じて作成するものとする。

（個人の道府県民税に係る納期限の延長）

第四十四条　市町村長が第三百二十二条の規定によつて個人の市町村民税の納期限を延長した場合においては、当該納税者又は特別徴収義務者に係る個人の道府県民税の納期限についても、同一期間延長されたものとする。

（個人の道府県民税又は延滞金額の減免）

第四十五条　市町村長が第三百二十一条の二第三項、第三百二十三条又は第三百二十七条第二項の規定によつて個人の市町村民税又は延滞金額を減免した場合においては、当該納税者又は特別徴収義務者に係る個人の道府県民税又は延滞金額についても当該市町村民税又は延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合によつて減免されたものとする。

（個人の道府県民税の賦課徴収に関する報告等）

第四十六条　市町村長は、第四十条の規定によつて所得額を決定し、又は変更した場合においては、当該道府県の条例の定めるところにより、道府県知事に対し、個人の道府県民税の納税義務者の数、所得割額の総額、所得割の税率その他必要な事項を報告するものとする。

2　市町村長は、毎年六月三十日までに、道府県の条例の定めるところにより、道府県知事に対し、毎年五月三十一日現在における個人の道府県民税に係る滞納の状況を報告しなければならない。

3　道府県知事は、必要があると認める場合においては、前二項に規定するもの外、市町村長に対し、当該市町村に係る個人の道府県民税の賦課徴収に関する事項の報告を請求することができる。

4　道府県知事が、市町村長に対し、個人の道府県民税及び市町村民税の賦課徴収に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、市町村長は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

5　道府県知事が、政府に対し、所得割の課税総額の決定及び配賦に関し必要な書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

（個人の道府県民税に係る徴収取扱費の交付）

第四十七条　道府県は、市町村が個人の道府県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、左の各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として市町村に対して交付しなければならない。

一　個人の道府県民税に係る徴税令書（納期を分けた場合においては、第一期分の徴税令書をいう。）及び第三百二十一条の四第一項の規定によつて特別徴収義務者を経由して納税義務者に交付する通知書の数を、それぞれ、政令で定める金額に乗じて得た金額の合計額

二　個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金で当該道府県に払い込まれた金額に政令で定める率を乗じて得た金額

三　第四十一条第一項の規定によつて市町村が徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を第十七条の規定によつて市町村が還付した場合における当該地方公共団体の徴収金に係る過誤納金に相当する金額

四　第十八条の規定によつて市町村が還付した前号の過誤納金に係る還付加算金に相当する金額

五　第四十一条第一項においてその例によることとされた第三百二十一条第二項の規定によつて市町村が交付した個人の道府県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額

2　市町村長は、道府県の条例の定めるところにより、前項の徴収取扱費の算定に関し必要な事項を道府県知事に報告しなければならない。

3　道府県知事は、前項の報告があつた場合においては、その報告があつた日から三十日以内に、前項の徴収取扱費を交付するものとする。

（個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例）

第四十八条　第四十六条第二項の規定によつて市町村長から道府県知事に対し、道府県民税の滞納に関する報告があつた場合においては、道府県知事が市町村長の同意を得て、毎年十二月三十一日までの間において各市町村ごとに三月をこえない範囲内で定めた一定の期間に限り、道府県の徴税吏員は、当該道府県の徴税吏員は、当該滞納に係る道府県民税に係る地方団体の徴収金（当該道府県民税に係る地方団体の徴収金とあわせて納付し、又は納入すべきものに限る。）を徴収し、又はこれについて滞納処分をするものとする。

2　市町村の徴税吏員は、前項の一定の期間中は、当該滞納に係る道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金については、納税者が徴税令書に記載した納付の場所に納付し、又は特別徴収義務者が市町村長の指定する場所に納入する場合を除く外、徴収することができないものとし、また、同項の一定の期間前に滞納処分に着手したものについて滞納処分をする場合を除く外、滞納処分をすることができないものとする。

3　道府県の徴税吏員は、第一項の規定によつて道府県民税に係る地方団体の徴収金を徴収し、又はこれについて滞納処分をする場合においては、あわせて当該納税者又は特別徴収義務者の市町村民税に係る地方団体の徴収金（当該道府県民税に係る地方団体の徴収金とあわせて納付し、又は納入すべきものに限る。）を徴収し、又はこれについて滞納処分をするものとする。

4　市町村は、道府県が第一項及び前項の規定によつて滞納に係る道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金を徴収し、又はこれについて滞納処分をする場合においては、道府県に協力するものとする。

5 道府県は、第三項の規定によつて徴収し、又は滞納処分をした市町村民税に係る地方団体の徴収金を翌月十日までに、政令で定めるところにより、市町村に払い込むものとする。

6 道府県知事は、第一項の一定の期間の経過後、遅滞なく、市町村長に対し、当該期間中において行つた徴収及び滞納処分の状況を通知しなければならない。

（道府県が行う滞納処分の救済）

第四十九条 前条第一項及び第三項の規定による滞納処分に不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

3 第一項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から六十日以内にしなければならない。

4 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

5 異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便逓送の日数は、第一項の期間に算入しない。

6 異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

7 第一項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、処分の執行は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、その執行を停止することができる。

（道府県が行う滞納処分に関する罪等）

第五十条 個人の道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が第四十八条第一項及び第三項の規定による滞納処分の執行を受ける前に当該処分の執行を免かれる目的で財産を隠匿し、損かいし、道府県及び市町村の不利益に処分し、又は財産の負担を虚偽に増加する行為をして当該処分の執行を受けた場合においては、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該処分の執行を受けた後その執行を免かれる目的でこれらの行為をした場合においても、また、同様とする。

2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に第四十八条第一項及び第三項の規定による滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項に規定する行為をした場合においては、その納税者又は特別徴収義務者に対する滞納処分の執行の前後を区別して、同項の例によつて懲役若しくは罰金の刑に処し、又はこれを併科する。

3 納税者又は特別徴収義務者に対する第四十八条第一項及び第三項の規定による滞納処分の執行のある前に情を知つて第一項に規定する行為について納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、当該滞納処分の執行があつた場合においては、二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。滞納処分の執行があつた後情を知つて第一項に規定する行為について納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者も、また、同様とする。

4 第四十八条第一項及び第三項の場合において、国税徴収法第二十一条ノ三第二項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前四項の違反行為をした場合において

は、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

第三款 法人等の道府県民税

第一目 税率

（法人税割の税率）

第五十一条 法人税割の標準税率は、百分の五とする。但し、標準税率をこえる税率で課する場合においても、百分の六をこえることができない。

2 法人税割の税率は、第五十三条第一項又は第二項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率による。

（法人等の均等割の税率）

第五十二条 法人等の均等割の標準税率は、年六百円とする。

2 法人（法人税法第四条の法人を除く。）の均等割の税率は、第五十三条第一項又は第二項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率により、法人税法第四条の法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものの均等割の税率は、第五十三条第六項に規定する均等割額の算定期間の末日現在における税率による。

3 第一項の年六百円の額は、六百円に法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間中において事務所又は事業所を有していた月数を乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

第二目 申告納付並びに更正及び決定

（法人等の道府県民税の申告納付）

第五十三条 法人税法第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十一条の三第一項又は第二十二条の五第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総理府令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書をその法人税額の課税標準の算定期間（法人税法第十九条第一項本文の申告書に係る法人税額にあつては当該事業年度開始の日から六箇月の期間、同法第二十一条の三第一項の申告書に係る法人税額にあつては残余財産の分配の日の属する事業年度開始の日から当該残余財産の分配の日までの期間、同法第二十二条の五第一項の申告書に係る法人税額にあつては合併の日の属する事業年度開始の日から当該合併の日までの間とする。）中において有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額を納付しなければならない。

2 法人税法第二十一条第一項、第二十二条の二第一項又は第二十二条の四第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総理府令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書をその法人税額の課税標準の算定期間（法人税法第二十二条の四第一項の申告書に係る法人税額にあつては、解散の日から残余財産が確定した日までの間とする。）中において有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額（当該課税標準の算定期間に係る道府県民税額についてすでに納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額）を納付しなければならない。

3 法人税を納付する義務がない法人で前二項に規定する法人税法の規定による法人税に係る申告書を提

規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で当該事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において総損金が総益金をこえることとなつたため、同法第二十六条の四の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分の法人税割額は、第一項、第二項及び前項の規定にかかわらず、そのこえる損金の額が当該事業年度の法人税の計算について法人税法第九条第五項の規定を適用した場合において損金の算入することを認められるものであるときに限り、そのこえる損金の額が同法同条同項の規定によつて損金に算入されたものとみなして仮に算定した法人税額を基礎として仮に算定した法人税割額と第一項、第二項又は前項の規定によつて申告納付すべき当該事業年度分の法人税割額との差額を当該申告納付すべき当該事業年度分の法人税割額から減額したものとする。この場合において、法人税法第九条第五項の規定によつて損金に算入されたものとみなす額は、前事業年度以前の事業年度の法人税割について、損金に算入されなかつた額に限る。

（法人等の道府県民税の更正及び決定）

第五十五条　道府県知事は、第五十三条の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に係る法人税額若しくはこれを課税標準として算定した法人税割額がその調査によつて、法人税法の規定によつて申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された法人税額（「確定法人税額」という。以下本項及び第二項において同じ。）若しくはこれを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、第五十八条の規定によつて確定法人税割額の分割の基準となる従業者数が修正されたとき、又は当該申告に係る均等割額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正することができる。

2　道府県知事は、納税者が第五十三条の規定による申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、申告すべき確定法人税額及び法人税割額並びに均等割額を決定することができる。

3　道府県知事は、前二項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

（法人等の道府県民税の不足税額及びその延滞金の徴収）

第五十六条　道府県の徴税吏員は、前条第一項又は第二項の規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額（更正に因る不足税額又は決定に因る税額をいう。以下第二項において同じ。）があるときは、同条第三項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2　前項の場合においては、その不足税額に第五十三条第一項若しくは第二項又は第六項の納期限（同条第四項の規定による申告に係る法人税割額に係る不足税額については同条第一項又は第二項の納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該不足税額が百円以上であるときは、百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の道府県民税の申告納付）

第五十七条　二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人が第五十三条の規定によつて法人の道府県民税を申告納付する場合においては、当該法人の法人税額を関係道府県に分割し、その分割した額を課税標準とし、関係道府県ごとに法人税割額を算定して、これに均等割額を加算した額を申告納付するとともに、関係道府県知事に提出すべき申告書には、総理府令の定めるところによつて、その法人税額及びその分割に関する計算の基礎その他必要な事項を記載しなければならない。

2　前項の規定による分割は、第五十三条に規定する法人税額の課税標準の算定期間中において有する関係道府県内ごとの事務所又は事業所について、法人税額を当該期間に属する各月の末日（当該課税標準の算定期間中に月の末日が到来しない場合にあつては、当該課税標準の算定期間の末日とする。）現在における従業者の数を合計した数にあん分して行うものとする。

（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法人税額の分割の修正）

第五十八条　前条の場合において、申告書に記載された関係道府県ごとに分割された法人税額の分割の基準となる従業者数が事実と異なる場合においては、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県

で定める様式によつて、毎年四月三十日までに、前年四月から三月までの間の事実に基いて算定した均等割額を記載した申告書を、当該均等割額の算定期間中において有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した均等割額を納付しなければならない。

（法人の道府県民税に係る虚偽の申告に関する罪）

第五十四条　前条第一項に規定する法人税法第十九条第二項但書又は同法第二十条第一項の規定による法人税に係る申告書又はこれに係る同条第四項の申告書に虚偽の記載をして提出した場合において、法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

（法人等の道府県民税の更正及び決定）

第五十五条　道府県知事は、第五十三条の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告に係

は、その申出を受けた日から三十日以内に、その裁定をしなければならない。

3　自治庁長官は、前項の裁定をした場合においては、遅滞なく、その旨を関係道府県知事及び当該納税者に通知しなければならない。

4　前項の通知を郵便をもつて発送した場合においては、その到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の通知を受けた日とみなす。この場合において、道府県知事が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて通知を受けた日とみなす。

5　第二項の規定による自治庁長官の裁定について違法又は錯誤があると認める道府県知事は、その裁定の通知を受けた日から三十日以内に裁判所に出訴することができる。

（法人等の道府県民税の納期限の延長）

第六十条　道府県知事は、当該道府県の条例の定めるところによつて、法人等の道府県民税の納税者のうち特別の事情がある者に対し、納期限の延長をすることができる。

（法人等の道府県民税の減免）

第六十一条　道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において法人等の道府県民税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、当該道府県の議会の議決を経て、法人等の道府県民税を減免することができる。

（法人等の道府県民税の脱税に関する罪）

第六十二条　詐偽その他不正の行為によつて法人等の道府県民税（法人税割にあつては、法人税割に係る申告書に記載されるべき法人税額を課税標準として算定したものとし、第五十三条第一項の規定によつて法人税法第十九条第一項但書又は同法第二十条第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が第五十三条第一項の申告又はこれに係る同条第四項の申告によつて納付すべきものを除く。）の全部又は一部を免かれた場合においては、法人等の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2　前項の免かれた税額が百万円をこえる場合においては、情状に因り、前項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円をこえる額でその免かれた税額に相当する額以下の額とすることができる。

知事がこれを修正するものとする。

2　前条の場合において、申告書に記載された法人税額の分割の基準となる従業者数が事実と異なると認める関係道府県知事は、前項の道府県知事に対し、その修正を請求しなければならない。

3　第一項の道府県知事は、前項の請求を受けた場合においては、その請求を受けた日から三十日以内に前条の規定によつて関係道府県ごとに分割された法人税額の分割の基準となる従業者数を修正し、又はこれを修正する必要がない旨の決定をしなければならない。

4　第一項の道府県知事は、同項又は前項の規定によつて法人税額の分割の基準となる従業者数を修正し、又はこれを修正する必要がない旨の決定をした場合においては、遅滞なく、関係道府県知事及び当該納税者にその旨を通知しなければならない。

（関係道府県知事に不服がある場合の措置）

第五十九条　前条第四項の通知に係る同条第一項の道府県知事の処分に不服がある関係道府県知事は、自治庁長官に対し、裁定を求める旨の申出をすることができる。

2　自治庁長官は、前項の申出を受けた場合において

3　第一項の罪を犯した者には、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

4　法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対し、本条の罰金刑を科する。

（法人税に関する書類の供覧等）

第六十三条　道府県知事が法人の道府県民税の賦課徴収について、政府に対し、法人税の納税義務者が政府に提出した申告書又は政府がした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

2　政府は、法人税法第三十二条の規定による更正又は決定の通知をした場合においては、遅滞なく、当該更正又は決定に係る所得及び清算所得の金額並びに法人税額を当該更正又は決定に係る法人税額の課税標準の算定期間の末日における当該法人の事務所又は事業所（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、その主たる事務所又は事業所）所在地の道府県知事に通知しなければならない。

3　前項の通知を受けた主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、遅滞なく、当該通知に係る法人税額等を関係道府県知事に通知しなければならない。

4　前二項の通知を受けた道府県知事は、遅滞なく、当該通知に係る法人税額等を当該道府県の区域内の関係市町村長に通知しなければならない。

（納期限後に納付する法人等の道府県民税に係る延滞金）

第六十四条　法人等の道府県民税の納税者は、第五十三条第一項、第二項若しくは第六項又は第六十六条の六第一項の規定によつて徴収猶予を受けた法人がその徴収猶予に係る税金を納付する場合（第十六条の六第一項の規定による申告に係る税金を納付する場合を含む。）又は第五十三条第四項の規定による申告に係る税金を納付する場合においては、その税金を当該道府県の各納期限後に納付するときは、その税額に、その納期限の翌日からその納付の日までの期間（第五十三条第一項若しくは第二項又は第六十六条の六第一項の規定によつて法人税に係る修正申告書を提出し、又は同法第三十二条の規定によつて更正又は決定の通知を受けたことに因り第五十三条第四項の規定による申告に係る税金を納付することとなつた場合において、法人税法第四十二条第二項又は第七項の規定によつて法人税に係る利子税額の計算の基礎となる期間から控除された期間があるときは、当該控除された期間を除く。）に応じ、当該金額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本条において同じ。）について一日四銭の割合を乗じて計算した金額（当該税額のうち第十六条の六第一項の規定によつて徴収猶予を受けた税額がある場合においては、当該徴収猶予を受けた税額については、その徴収猶予を受けた期間に応じ、当該徴収猶予を受けた税額百円について一日二銭の割合を乗じて計算した金額）に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

（違法又は錯誤に係る法人等の道府県民税に関する更正又は決定の救済）

第六十五条　第五十五条第三項の規定によつて更正又は決定の通知を受けた者又は第五十八条第四項の規定によつて法人税額の分割の基準となる従業者数について修正の通知を受けた法人は、当該更正若しくは決定又は修正について違法又は錯誤があると認める場合においては、通知を受けた日から三十日以内に、道府県知事に異議の申立をすることができる。

2　前項の場合において、第五十八条の規定による法人税額の分割の基準となる従業者数の修正に係る異議の申立は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事にするものとする。

3　第一項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4　第一項の通知を郵便をもつて発送した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の通知を受けた日とみなす。この場合において、納税者が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて通知を受けた日とする。

5　第一項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

6　異議の申立をした者に交付しなければならない。

7　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便逓送の日数は、第一項の期間に算入しない。

8　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

9　第一項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第三目　督促及び滞納処分

（法人等の道府県民税に係る督促）

第六十六条　法人等の道府県民税の納税者が納期限までに法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金の徴収について同じ。）までに法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2　第十六条の六第一項の規定によつて徴収猶予をした法人税割に係る地方団体の徴収金については、前項本文の規定にかかわらず、その徴収猶予をした期間内にこれを完納しない場合でなければ、督促状を発することができない。

3　第一項の場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期間内において、督促に因る納付のための相当の期限を指定しなければならない。

4　特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（法人等の道府県民税に係る督促手数料）

第六十七条　道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例の定めるところによつて、手数料を徴収しなければならない。

長された納期限とする。以下法人等の道府県民税に

（法人等の道府県民税に係る滞納処分）

第六十八条　第六十六条の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合又は繰上徴収のための納期限変更告知書を受けた者がこれに定められた納期限までに税金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期限までに、国税徴収法の規定による滞納処分の例によつて、これを処分しなければならない。

2　前項の規定による処分に不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4　第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から六十日以内にしなければならない。

5　異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便逓送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8　第一項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

9　第二項の規定による異議の申立又は第七項の規定による出訴があつても、処分の執行は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、その執行を停止することができる。

（法人等の道府県民税に係る滞納処分に関する罪）

第六十九条　法人等の道府県民税の納税者は、滞納処分の執行を受ける前に当該処分の執行を免れる目的で財産を隠匿し、損かいし、道府県の不利益に処分し、又は財産の負担を虚偽に増加する行為をしてはならない。

2　法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

（国税徴収法の例による法人等の道府県民税に係る滞納処分に関する検査拒否の罪）

第七十条　第六十八条第一項の場合において、国税徴収法第二十一条ノ三第二項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の

従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

（法人等の道府県民税に係る交付要求）

第七十一条　法人等の道府県民税の納税者が左の各号の一に該当する場合においては、道府県の徴税吏員は、当該行政機関、地方団体、執行裁判所、執行吏、強制管理人、破産管財人又は清算人に対して、法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金の交付を求めなければならない。但し、他に差し押えるべき財産がある場合においては、直ちにこれを差し押えることができる。

一　国税、地方税その他の公課について滞納処分を受けるとき。

二　強制執行を受けるとき。

三　破産の宣告を受けたとき。

四　競売の開始があつたとき。

五　法人が解散したとき。

（法人等の道府県民税に係る延滞加算金）

第七十一条の二　道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、法人等の道府県民税額が百円以上であるときは、百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について一日四銭の割合をもつて、督促状の指定期限の翌日から税金完納の日までの日数によつて計算した延滞加算金額を加算して徴収しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合及び延滞加算金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

一　繰上徴収をするとき。

二　督促状の指定期限までに税金を完納しなかつたことについて、交通のと絶その他やむを得ない事由があると認めるとき。

2　前項の延滞加算金額は、税額の百分の五をこえることができない。

第四目　犯則取締

（法人等の道府県民税に係る犯則取締法の準用）

第七十一条の三　法人等の道府県民税に関する犯則事件については、国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定（第十九条ノ二及び第二十二条の規定を除く。）を準用する。

第七十一条の四　前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、法人等の道府県民税に関する犯則事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第七十一条の五　第七十一条の三の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においても法人等の道府県民税に関する犯則事件の調査を行うことができる。

第七十一条の六　第七十一条の三の場合において、法人等の道府県民税に関する犯則事件は、間接国税以外の国税に関する犯則事件とする。

第二節　事業税

第一款　通則

（事業税の納税義務者等）

第七十二条　事業税は、法人の行う事業並びに個人の行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、法人にあつては所得及び清算所得又は収入金額、個人にあつては所得を課税標準として事務所又は事業所所在の道府県において、その法人及び個人

に課する。

2　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについては、第七十二条の三十九及び第七十二条の四十の規定を除き、本節中法人に関する規定を準用する。

3　事務所又は事業所を設けないで行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業については、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものをもつて、その事務所又は事業所とみなして、事業税を課する。

4　第一項の「第一種事業」とは、左の各号に掲げるものをいう。

一　物品販売業（動植物その他普通に物品といわないものの販売業を含む。）

二　金銭貸付業

三　証券業

四　物品貸付業（動植物その他普通に物品といわないものの貸付業を含む。）

五　競技場、遊技場、集会場等の貸付業

六　製造業（物品の加工修理業を含む。）

七　電気供給業

八　ガス供給業

九　土石採取業

十　無線通信放送事業

十一　運送業

十二　運送取扱業

十三　自動車道事業

十四　運河業

十五　さん橋業

十六　船舶ていけい場業

十七　貨物陸揚場業

十八　倉庫業（物品の寄託を受け、これを保管する業を含む。）

十九　請負業

二十　印刷業

二十一　出版業

二十二　写真業

二十三　席貸業

二十四　旅館業

二十五　料理店業

二十六　飲食店業

二十七　周旋業

二十八　代理業

二十九　仲立業

三十　問屋業

三十一　両替業

三十二　公衆浴場業

三十三　演劇興行業

三十四　遊技場業

三十五　遊覧所業

三十六　前各号に掲げる事業に類する事業で政令で定めるもの

5　第一項の「第二種事業」とは、左の各号に掲げるもので政令で定める主として自家労力を用いて行うもの以外のものをいう。

一　畜産業（農業に附随して行うものを除く。）

二　水産業

三　前各号に掲げる事業に類する事業で政令で定めるもの（農業を除く。）

6　第一項の「第三種事業」とは、左の各号に掲げるものをいう。

一　医業

二　歯科医業

三　薬剤師業

四　助産婦業

五　あん摩、はり、きゆう、柔道整復その他の医業に類する事業（両眼の視力を喪失した者その他これに類する政令で定める視力障害のある者が行うものを除く。）
六　獣医業
七　装蹄師業
八　弁護士業
九　司法書士業
十　行政書士業
十一　公証人業
十二　弁理士業
十三　税理士業
十四　公認会計士業
十五　計理士業
十六　設計監督者業
十七　諸芸師匠業
十八　理容業
十九　前各号に掲げる事業に類する事業で政令で定めるもの
（収益の帰属する者が名義人である場合における事業税の納税義務者）
第七十二条の二　資産又は事業から生ずる収益が法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、当該収益を享受せず、その者以外の者が当該収益を享受する場合においては、当該収益に係る事業税は、当該収益を享受する者に課するものとする。
（事業税と信託財産）
第七十二条の三　信託財産については、その所得を信託の利益として受けるべき受益者が信託財産を所有するものとみなして、事業税を課する。但し、合同運用信託（信託会社が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。）又は証券投資信託（証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第一項に規定する証券投資信託をいう。）の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。
2　前項の規定の適用については、受益者が特定せず、又はまだ存在していない場合においては、委託者又はその相続人を受益者とみなす。
（事業税の非課税の範囲）
第七十二条の四　道府県は、国及び左の各号に掲げる法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。
一　都道府県、特別市、市町村、特別区及びこれらの組合その他政令で定める公共団体
二　日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、日本輸出入銀行及び日本開発銀行
三　日本育英会、私立学校振興会、社会福祉事業振興会、社会保険診療報酬支払基金及び日本放送協会
四　国民健康保険組合及び国民健康保険組合連合会並びに健康保険組合及び健康保険組合連合会
五　非出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、輸出組合及び輸入組合
2　道府県は、左の各号に掲げる事業に対しては、事業税を課することができない。
一　時事の報道を目的とする新聞（毎月三回以上号を追つて定期に発行されるものに限る。）を発行する新聞業及びこれらの新聞を送達する事業
二　学術研究、学校教育、社会教育等に関する出版物を発行する出版業で政令で定めるもの及びもつぱら教育の用に供する映画を製作する事業で政令で定めるもの
三　新聞に広告を掲載することを取り扱う事業で政令で定めるもの
四　教科書の供給を行う事業で政令で定めるもの
五　一般放送事業
六　林業
七　鉱物の掘採事業
（法人の事業税の非課税所得の範囲）
第七十二条の五　道府県は、左の各号に掲げる法人の事業の所得で収益事業から生じた所得以外の所得に対しては、事業税を課することができない。
一　日本赤十字社、商工会議所及び日本商工会議所、民法第三十四条の規定により設立した法人、社会福祉法人、宗教法人並びに学校法人及び私立学校法第六十四条第四項の法人
二　弁護士会及び日本弁護士連合会並びに弁理士会
三　法人たる労働組合及び国家公務員法（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国会職員法又は地方公務員法に基く法人たる国家公務員、国会職員又は地方公務員の団体
四　漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、信用保証協会、船主相互保険組合、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業共済基金、開拓融資保証協会、水産業協同組合共済会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、町村職員恩給組合連合会並びに私立学校教職員共済組合及び海外移住組合連合会
五　住宅組合、海外移住組合及び海外移住組合連合会並びに負債整理組合
六　損害保険料率算出団体
七　鉱害復旧事業団
2　前項各号に掲げる法人は、収益事業から生ずる所得に関する経理を、収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理と区分して行わなければならない。
3　第一項の収益事業の範囲は、政令で定める。
（公益法人等の清算所得の非課税）
第七十二条の六　道府県は、前条第一項各号に掲げる法人の清算所得に対しては、事業税を課することができない。
（事業税に係る徴税吏員の質問検査権）
第七十二条の七　道府県の徴税吏員は、事業税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、左に掲げる者に質問し、又は第二号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。
一　納税義務者又は納税義務があると認められる者
二　前号に規定する者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
三　前二号に掲げる者以外の者で当該事業税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者
2　前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
3　事業税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七十二条の六十八第一項の定めるところによる。
4　第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（事業税に係る検査拒否等に関する罪）
第七十二条の八　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
一　前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
二　前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを呈示した者

三　前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（事業税の納税管理人）

第七十二条の九　事業税の納税義務者は、納税義務を負う道府県内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該道府県の条例で定める地域内に居住する者のうちから納税管理人を定め、これを道府県知事に申告しなければならない。納税管理人を変更した場合においても、また、同様とする。

（事業税の納税管理人に係る虚偽の申告に関する罪）

第七十二条の十　前条の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（事業税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第七十二条の十一　道府県は、事業税の納税義務者が第七十二条の九の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科することができる。

2　前項の過料を科せられた者は、その処分に不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4　第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5　異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便逓送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8　第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、過料の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第二款　課税標準及び税率

（法人の事業税の課税標準）

第七十二条の十二　法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業及び生命保険業にあつては各事業年度の収入金額、その他の事業にあつては各事業年度の所得及び清算所得による。

（事業年度）

第七十二条の十三　本節において「事業年度」とは、法令、定款、寄附行為、規則若しくは規約に定める事業年度その他これに準ずる期間又は第二項若しくは第三項に規定する期間をいう。

2　法令、定款、寄附行為、規則又は規約で事業年度その他これに準ずる期間を定めていない法人については、法人税法第七条第二項の規定により当該法人が政府に申告し、又は政府が指定した期間をもつて、当該法人の事業年度とする。

3　法人でない社団又は財団の代表者又は管理人の定のあるもので規則又は規約で事業年度その他これに準ずる期間を定めていないものの事業年度は、その年の一月一日（年の中途において新たに設立したものにあつては、その新たに設立した日の属する年に限り、その新たに設立した日）から十二月三十一日までの期間とする。

4　事業年度の期間が一年をこえる場合においては、本節の適用については、事業年度開始の日から一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間）をそれぞれ一事業年度とみなす。

5　法人が事業年度の中途において解散し、又は合併に因り消滅した場合においては、本節の適用については、その事業年度開始の日から解散又は合併の日までの期間及び解散の日の翌日からその事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

（法人の事業税の課税標準の算定の方法）

第七十二条の十四　第七十二条の十二の各事業年度の所得は、各事業年度の総益金から総損金を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定をする場合を除く外、当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定する。但し、法人税法第二十五条第一項の規定による青色申告書を提出する法人の所得の算定については租税特別措置法第七条の七の規定の例によらないものとし、医療法人が健康保険法（大正十一年法律第七十号）、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）、日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第五十一条、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十七条及び日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第八十条において準用する場合を含む。以下本項及び第七十二条の十七第一項但書において同じ。）、私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）若しくは児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定に基く療養の給付（健康保険法、日雇労働者健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法又は私立学校教職員共済組合法の規定によつて家族療養費を支給し、負担し、又は支払うべき被扶養者に係る療養を含むものとする。以下第七十二条の十七第一項但書において同じ。）、更生医療の給付若しくは育成医療の給付又は生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に基く医療扶助のための医療若しくは出産扶助のための助産若しくは精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）若しくは結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の規定に基く医療につき支払を受けた金額は、総益金に算入せず、また、当該給付又は助産若しくは医療に係る経費は、総損金に算入しない。

2　第七十二条の十二の清算所得は、左に掲げる金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定をする場合を除く外、当該法人に係る法人税の課税標準である清算所得の計算の例によつて算定する。

一　法人が解散した場合において、その残余財産の価額が、解散当時の資本又は出資の金額、資本積

立金額（法人税法第九条の二から第九条の四までの規定により益金に算入されなかつた金額及び同法第九条の五第一項に規定する合併減資益金のうち留保した金額をいう。以下本項において同じ。）、再評価積立金額（資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の規定による再評価積立金額をいい、清算中に同法第百四条の規定により再評価積立金を取りくずした場合には、その取りくずした金額を控除した金額をいう。以下本項において同じ。）及び法人税法第十六条第一項に規定する積立金額の合計額（以下「解散当時の資本金額等」という。）をこえる場合のそのこえる金額

二　法人が合併した場合において、合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人（以下「合併法人」という。）が合併に因り消滅した法人（以下「被合併法人」という。）の株主、社員又は出資者に対し交付する株式又は出資の価額の総額及び金銭の総額の合計額が、被合併法人の合併当時の資本又は出資の金額（合併法人が被合併法人の株式若しくは出資を有していた場合又は一の被合併法人が他の被合併法人の株式若しくは出資を有していた場合において、合併法人が当該株式又は出資に対し株式の割当又は出資の引当をしなかつたとき

は、その割当又は引当をしなかつた株式又は出資に対応するこれらの金額を控除した金額）、資本積立金額、再評価積立金額及び法人税法第十六条第一項に規定する積立金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額

3　第七十二条の十二の各事業年度の収入金額は、電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業及び軌道事業にあつては、当該各事業年度においてその事業について収入すべき金額の総額から当該各事業年度において国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却に因る収入金額その他政令で定める収入金額を控除した金額による。

4　第七十二条の十二の各事業年度の収入金額は、生命保険業にあつては生命保険業を行う法人が契約した左の各号に掲げる生命保険の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額による。

一　保険期間が五年をこえる生命保険（普通保険約款において、団体を保険契約者とし、その従業員を被保険者とするものを除く。）

イ　その年度に収入すべき金額（その年度において収入した金額のうち、その年度の翌年度以後において収入すべき金額を含む。）

ロ　その年度の翌年度以後において収入すべき金額の総額

二　保険期間が一年である生命保険にあつては、各事業年度の収入保険料（再保険料として収入する保険料を除き、団体を保険契約者とし、その従業員を被保険者とする生命保険で、被保険者が団体から脱退した場合に保険金以外の給付金を支払う定のあるものにつき収入した保険料のうち、当該給付金に対応する部分の金額を控除した金額）に百分の八を乗じて得た金額

三　前二号以外の生命保険にあつては、各事業年度の初年度収入保険料に百分の五を乗じて得た金額

（保険契約により最初の一年間の保険料に充当されるべき収入保険料をいう。以下第三号において同じ。）に百分の四十二を乗じて得た金額

二　保険期間が一年である生命保険にあつては、各事業年度の収入保険料（再保険料として収入する保険料を除き、団体を保険契約者とし、その従業員を被保険者とする生命保険で、被保険者が団体から脱退した場合に保険金以外の給付金を支払う定のあるものにつき収入した保険料のうち、当該給付金に対応する部分の金額を控除した金額）に百分の八を乗じて得た金額

三　前二号以外の生命保険にあつては、各事業年度の初年度収入保険料に百分の五を乗じて得た金額

（内国法人でこの法律の施行地外に事務所又は事業所を有するものの課税標準の算定）

第七十二条の十五　この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人（以下「内国法人」という。）でこの法律の施行地外に事務所又は事業所を有するものについて、この法律の施行地から生ずる所得とこの法律の施行地外から生ずる所得とを区分することが困難である場合においては、当該法人の所得の総額からこの法律の施行地外から生じた所得として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額をもつて当該法人のこの法律の施行地から生ずる所得とみなす。

（個人の事業税の課税標準）

第七十二条の十六　個人の行う事業に対する事業税の課税標準は、当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得による。

2　個人が年の中途において事業を廃止した場合における事業税の課税標準は、前項の規定する所得による外、当該年の一月一日から事業の廃止の日までの個人の事業の所得による。

（個人の事業税の課税標準の算定の方法）

第七十二条の十七　前条第一項の当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得又は同条第二項の当該年の一月一日から事業の廃止の日までの個人の事業の所得は、それぞれ当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中における事業又は当該年の一月一日から事業の廃止の日までの事業に係る総収入金額から必要な経費を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定をする場合を除く外、当該年度の初日の属する年の前年中又は当該年の一月一日から事業の廃止の日までの所得税の課税標準である所得につき適用される所得税法第九条第三号及び第四号に規定する不動産所得及び事業所得の計算の例によつて算定する。但し、所得税法第二十六条の三の規定による青色申告書を提出する個人の所得の算定については租税特別措置法第七条の六の規定の例によらないものとし、第七十二条第六項第一号から第五号までに掲げる事業を行う個人が健康保険法、日雇労働者健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、私立学校教職員共済組合法、未帰還者留守家族等援護法、身体障害者福祉法、戦傷病者戦没者遺族等援護法若しくは児童福祉法の規定に基く療養の給付、更生医療の給付若しくは育成医療の給付又は生活保護法の規定に基く医療扶助のための医療若しくは出産扶助若しくは精神衛生法若しくは結核予防法の規定に基く医療につき支払を受けた金額は、総収入金額に算入せず、また、当該給付又は助産若しくは医療に係る経費は、必要な経費に算入しない。

2　前項の規定によつて個人の所得を計算する場合において、当該個人が同項の不動産所得を生ずべき事業と同項の事業所得を生ずべき事業とをあわせて行つているときは、当該不動産所得の計算上生じた所得又は損失と当該事業所得の計算上生じた所得又は損失とを合算し、又は通算して算定する。但し、当該事業所得を生ずべき事業が第二種事業又は第三種事業である場合において、当該個人が第七十二条の十九第二項の規定に該当するときは、この限りでない。

3　第一項の規定によつて所得税法第二十六条の三（同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による青色申告書を提出する個人の所得を計算する場合において、当該個人の前年以前三年間における所得の計算上生じた損失で前年以前に控除されなかつた部分の金額は、当該損失の生じた年に当該青色申告書を提出し、且つ、その後の年分の申告につき連続して当該青色申告書を提出している場合に限り、当該個人の所得から控除するものとする。

（事業税の課税標準の特例）

第七十二条の十八　法人の行う電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業及び生命保険業以外の法人又は個人の行う事業に対する事業税の課税標準については、事業の情況に応じ、第七十二条第一項、第七十二条の十二、第七十二条の十四第一項、

会、労働金庫及び労働金庫連合会で各事業年度の初日において当該事業年度の直前の事業年度の末日までに積み立てた法律の規定による準備金の額が出資総額の四分の一の額に達しないもの

事業税の課税標準である所得は、第七十二条の十四第一項の規定にかかわらず、その者の各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定した金額から当該金額のうち当該各事業年度分の出資者に対する剰余金の配当として配当する金額以外の部分に相当する金額を控除して算定する。

(二種以上の事業をあわせて行う個人の課税標準等の算定)

第七十二条の十九 第一種事業、第二種事業又は第三種事業のうちいずれか二以上の事業をあわせて行う個人(第二項の個人を除く。)が納付すべき事業税の課税標準とすべき所得は、当該個人の行う事業を通じて算定するものとする。この場合において、当該個人の納付すべき事業税額は、当該所得から第七十二条の二十一に規定する額を控除した金額を当該個人の行う事業のそれぞれの総売上金額にあん分した額に当該事業に対するそれぞれの税率を乗じて得た額の合算額とする。

2 所得税法第二十六条の三の規定による青色申告書を提出する個人で第一種事業、第二種事業又は第三種事業のうちいずれか二以上の事業をあわせて行うものがそれぞれの事業に関する経理を区分することができる場合においては、当該個人が納付すべき事業税額は、それぞれの事業の所得から第七十二条の二十一に規定する額をそれぞれの事業の所得にあん分した額を控除した額に当該事業に対するそれぞれの税率を乗じて得た額の合算額とする。

(鉱物の掘採事業と鉱物の精錬事業とを一貫して行う者の所得の算定)

第七十二条の二十 鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う者が納付すべき事業税の課税標準とすべき所得は、これらの事業を通じて算定した所得を課税標準の算定期間中におけるこれらの事業の総益金又は総収入金額で除して得た数値に当該総益金又は総収入金額から課税標準の算定期間中において掘採した鉱物について法人又は個人が納付すべき鉱産税の課税標準である鉱物の価格を控除した金額を乗じて得た額とする。

(基礎控除)

第七十二条の二十一 事業を行う個人については、その

第七十二条の十六及び前条の所得によらないで、資本金額、売上金額、家屋の床面積若しくは価格、土地の地積若しくは価格、従業員数等を課税標準とし、又は所得とこれらの課税標準とをあわせ用いることができる。

2 地方鉄道軌道整備法(昭和二十八年法律第百六十九号)第三条第一項第三号に該当するものとして運輸大臣の認定を受けたものの当該認定を受けた日の属する事業年度から当該認定を受けた日後三年を経過した日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の事業税の課税標準は、第七十二条の十二の規定にかかわらず、当該各事業年度の所得による。同法第八条第三項の規定による補助を受けたものの当該補助を受けた日後三年を経過した日の属する事業年度から当該補助を受けた日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の課税標準についても、また、同様とする。

3 出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、輸出組合及び輸入組合並びに中小企業等協同組合(企業組合を除く。)、塩業組合、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会で各事業年度の初日において当該事業年度の直前の事業年度の末日までに積み立てた法律の規定による準備金の額が出資総額の四分の一の額に達しないもの

事業税の課税標準である所得は、第七十二条の十四第一項の規定にかかわらず、その者の各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定した金額から当該金額のうち当該各事業年度分の出資者に対する剰余金の配当として配当する金額以外の部分に相当する金額を控除して算定する。

(二種以上の事業をあわせて行う個人の課税標準等の算定)

第七十二条の十九 第一種事業、第二種事業又は第三種事業のうちいずれか二以上の事業をあわせて行う個人(第二項の個人を除く。)が納付すべき事業税の課税標準とすべき所得は、当該個人の行う事業を通じて算定するものとする。この場合において、当該個人の納付すべき事業税額は、当該所得から第七十二条の二十一に規定する額を控除した金額を当該個人の行う事業のそれぞれの総売上金額にあん分した額に当該事業に対するそれぞれの税率を乗じて得た額の合算額とする。

2 所得税法第二十六条の三の規定による青色申告書を提出する個人で第一種事業、第二種事業又は第三種事業のうちいずれか二以上の事業をあわせて行うものがそれぞれの事業に関する経理を区分することができる場合においては、当該個人が納付すべき事業税額は、それぞれの事業の所得から第七十二条の二十一に規定する額をそれぞれの事業の所得にあん分した額を控除した額に当該事業に対するそれぞれの税率を乗じて得た額の合算額とする。

(鉱物の掘採事業と鉱物の精錬事業とを一貫して行う者の所得の算定)

第七十二条の二十 鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う者が納付すべき事業税の課税標準とすべき所得は、これらの事業を通じて算定した所得を課税標準の算定期間中におけるこれらの事業の総益金又は総収入金額で除して得た数値に当該総益金又は総収入金額から課税標準の算定期間中において掘採した鉱物について法人又は個人が納付すべき鉱産税の課税標準である鉱物の価格を控除した金額を乗じて得た額とする。

(基礎控除)

第七十二条の二十一 事業を行う個人については、その

の課税標準である所得から年十万円を控除する。

2 個人が年の中途において事業を開始し、又は廃止した場合における前項の規定の適用については、十万円に当該年において事業を行つた月数を乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。

3 前項の月数は、暦に従い計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

(事業税の標準税率等)

第七十二条の二十二 法人の行う事業に対する事業税の標準税率は、左の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。但し、法人の行う第七十二条の十八第二項の規定の適用を受ける地方鉄道事業又は軌道事業に対する事業税の標準税率は、第二号に定めるところによる。

一 電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業又は生命保険業を行う法人

収入金額の百分の一・五

二 その他の事業を行う法人

特別法人　所得及び清算所得の百分の八

その他の法人　所得のうち年五十万円以下の金額の百分の十

所得のうち年五十万円をこえる金額及び清算所得の百分の十二

2 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に対する前項第二号の規定の適用については、当該法人の所得は、第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割される前の所得によるものとする。

3 事業年度が一年に満たない法人に対する第一項第二号の規定の適用については、同号中「年五十万円」とあるのは、「五十万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。前条第三項の規定は、この場合における月数の計算について準用する。

4 第一項第二号の「特別法人」とは、左に掲げる法人をいう。

一 農業協同組合及び農業協同組合連合会

二 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

三 貸家組合、貸家組合連合会、貸室組合及び貸室組合連合会

四 信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会

五 中小企業等協同組合(企業組合を除く。)及び塩業組合

六 輸出組合及び輸入組合

七 船主相互保険組合

八 漁業会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び水産業協同組合共済会

九 森林組合及び森林組合連合会

十 蚕糸業会

十一 農林中央金庫及び商工組合中央金庫

十二 証券取引所及び商品取引所

十三 医療法人

5 個人の行う事業に対する事業税の標準税率は、左の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 第一種事業を行う個人

所得から第七十二条の二十一に規定する額を控除した金額(以下「課税所得金額」という。)の百分の八

二 第二種事業又は第三種事業(第三号に掲げるものを除く。)を行う個人

課税所得金額の百分の六

三 第三種事業のうち第七十二条第六項第四号、第五号及び第七号に掲げる事業を行う個人

課税所得金額の百分の四

6　道府県は、第一項及び前項の標準税率と異なる税率で事業税を課する場合においては、あらかじめ、自治庁長官に対してその旨を届け出なければならない。

7　道府県が第七十二条の十八第一項の規定によつて事業税を課する場合における税率は、第一項、第五項及び前項の税率による場合における負担と著しく均衡を失することのないようにしなければならない。

（法人の事業税の税率の適用区分）

第七十二条の二十三　法人の行う事業に対する事業税の税率は、事業年度終了の日現在における税率による。但し、第七十二条の二十六第一項但書又は第七十二条の二十七第一項の規定により申告納付すべき事業税にあつては当該事業年度開始の日から六月の期間の末日現在における税率、第七十二条の三十第一項の規定により申告納付すべき事業税にあつてはその分配の日の前日現在における税率、第七十二条の三十一第一項の規定により申告納付すべき事業税にあつてはその残余財産が確定した日現在における税率、第七十二条の三十二第一項の規定により申告納付すべき事業税にあつてはその合併の日現在における税率による。

第三款　法人の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個人の事業税の賦課及び徴収

（事業税の徴収の方法）

第七十二条の二十四　事業税の徴収については、法人の行う事業に対するものにあつては申告納付の方法により、個人の行う事業に対するものにあつては普通徴収の方法によらなければならない。

（中間申告を要しない法人の事業税の申告納付）

第七十二条の二十五　事業を行う法人は、第七十二条の二十六又は第七十二条の二十七の規定に該当する場合を除く外、各事業年度の所得又は収入金額に対する事業税を各事業年度終了の日から二月以内に、事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。

2　前項の場合において、法人がすべき申告納付は、確定した決算に基いてしなければならない。但し、災害その他やむを得ない事由に因つて決算が確定しないため、同項の期間内に申告納付することができない場合においては、総理府令で定める手続によつて、事務所又は事業所所在の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）の承認を受け、その決算の確定した日から二十日以内に申告納付することができる。

3　第一項の場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、所得又は収入金額、事業税額その他必要な事項を記載するとともに、これに所得に対する事業税を申告納付すべき法人にあつては当該事業年度の所得に関する計算書を、収入金額に対する事業税を申告納付すべき法人にあつては当該事業年度の収入金額に関する計算書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつては、これらに準ずるものをいう。以下第七十二条の二十六第三項及び第七十二条の三十四において同じ。）を添附しなければならない。申告書及び計算書の様式は、総理府令で定める。

4　事業を行う法人は、各事業年度について納付すべき事業税額がない場合においても、前三項の規定に

準じて申告書を提出しなければならない。

5　外国法人に対する第二項但書の規定の適用については、当該規定中「主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事」とあるのは、「この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所所在地の道府県知事」とする。

（事業年度の期間が六月をこえる法人の中間申告納付）

第七十二条の二十六　事業を行う法人で事業年度の期間が六月をこえるもの（第七十二条の二十七の規定に該当する法人を除く。）のうち、当該事業年度開始の日から七月を経過した日の前日までに前事業年度の事業税として納付すべきことが確定した税額があるものは、当該税額の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の六倍の額に相当する額の事業税を当該事業年度開始の日から六月を経過した日から二月以内に、事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。但し、当該法人は、当該事業年度開始の日から六月の期間を一事業年度とみなして第七十二条の十二、第七十二条の十四第一項、第三項若しくは第四項、第七十二条の十五、第七十二条の十八又は第七十二条の二十の規定により当該期間の所得又は収入金額を計算したときは、当該所得又は収入金額に対する事業税額を申告納付することができる。

2　合併に因り存続した法人の事業年度の期間が六月をこえ、前事業年度中（前事業年度開始の日を除く。）又は当該事業年度開始の日から六月の期間内に当該事業年度開始の日前に前事業年度の事業税として納付すべきことが確定した税額があるときは、同項に規定する当該法人の当該事業年度開始の日から七月を経過した日の前日までに前事業年度の事業税として納付すべきことが確定した税額及び納付すべきことが確定した法人の合併と同時に終了した事業年度の直前の事業年度の事業税として同日までに当該合併法人又は被合併法人が納付した、又は納付すべきことが確定した税額（以下「被合併法人の確定事業税額」という。）を含むものとする。この場合においては、当該法人は、前項本文の規定により申告納付すべき事業税額と左の各号に掲げる金額との合計額を申告納付しなければならない。

一　当該合併法人の前事業年度中に合併がなされた場合においては、前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその合併の日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定事業税額に乗じて当該確定事業税額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額

二　当該合併法人の当該事業年度開始の日から六月の期間内に合併がなされた場合においては、当該期間のうちその合併後の期間の月数を被合併法人の確定事業税額に乗じて当該確定事業税額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額

3　第一項の場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度開始の日から六月を経過した日までの期間中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、申告納付すべき事業税額その他必要な事項を記載し、これに同項但書の規定によつて申告納付する法人のうち、所得に対する事業税を申告納付すべきものにあつては当該事業年度開始の日から六月を経過した日までの期間に係る所得に関する計算書を、収入金額に対する事業税を申告納付すべきものにあつては当該事業年度開始の日から六月を経過した日までの期間に係る収入金額に関する計算書、当該期間終了の日における財産目録及び貸借対照表並びに当該期間の損益計算書を添附しなければならな

い。申告書及び計算書の様式は、総理府令で定める。

4　第一項に規定する法人が同項に規定する期間内に申告納付しなかつた場合においては、当該法人については、当該期間を経過した時において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し同項本文の規定により提出すべき申告書の提出があつたものとみなす。この場合においては、当該法人は、当該申告納付すべき期限内に、その提出があつたものとみなされる申告書に係る事業税に相当する税額の事業税を事務所又は事業所所在地の道府県知事に納付しなければならない。

5　第七十二条の二十一第三項の規定は、第一項及び第二項の月数の計算について準用する。

6　事業を行う法人は、第一項本文に規定する前事業年度の事業税額がない場合においても、前五項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

7　前六項の規定は、第七十二条の五第一項各号及び第七十二条の二十二第四項各号に掲げる法人については、適用しない。

（新たに設立した内国法人等で事業年度の期間が六月をこえるものの中間申告納付）

第七十二条の二十七　新たに設立した内国法人又は新たに外国法人となつた法人で事業を行うもののその設立後又はその外国法人となつた後最初の事業年度の期間が六月をこえる場合においては、その新たに設立した内国法人又は新たに外国法人となつた法人は、その六月をこえる事業年度については、当該事業年度開始の日から六月の期間を一事業年度とみなして第七十二条の十二、第七十二条の十四第一項、第三項若しくは第四項、第七十二条の十五、第七十二条の二十の規定により当該期間の所得又は収入金額を計算し、当該期間の事業税額を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。この場合において、当該法人の納付すべき事業税額は、当該法人が申告納付すべき事業税額から当該法人が第七十二条の二十六若しくは前条の規定によつて申告納付すべき事業税額又は第七十二条の二十六第四項の規定によつて申告書の提出があつたとみなされる場合において納付すべき事業税額（「中間納付額」という。以下本条、第七十二条の三十九、第七十二条の四十一及び第七十二条の四十四において同じ。）を控除した金額に相当する事業税額とする。但し、左の各号の一に該当する場合においては、当該法人が申告納付すべき事業税額から控除すべき事業税額は、当該各号に掲げる事業税額とする。

一　法人が第七十二条の二十六又は前条に規定する申告書を提出した場合において、本項の規定により申告納付すべき期限までに第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定による修正申告書の

（中間申告を要する法人の確定申告納付）

第七十二条の二十八　事業を行う法人は、第七十二条の二十六又は前条の規定に該当する場合においては、当該事業年度終了の日から二月以内に、当該事業年度の所得又は収入金額に対する事業税を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。この場合において、当該法人の納付すべき事業税額は、当該法人が申告納付すべき事業税額から当該法人が第七十二条の二十六若しくは前条の規定によつて申告納付すべき事業税額又は第七十二条の二十六第四項の規定によつて申告書の提出があつたとみなされる場合において納付すべき事業税額を控除した金額に相当する事業税額とする。

2　前項の法人は、同項の期間について納付すべき事業税額がない場合においても、同項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

3　前二項の規定は、第七十二条の五第一項各号及び第七十二条の二十二第四項各号に掲げる法人については、適用しない。

提出があつたとき、又は第七十二条の三十九第一項若しくは第三項若しくは第七十二条の四十一第一項若しくは第三項の規定による更正があつたときは、当該申告書に記載した事業税額、当該修正申告に因り増加した事業税額及び当該更正に係る追徴税額の合計額

二　法人が前条に規定する申告書を提出しなかつた場合において、本項の規定により申告納付すべき期限までに第七十二条の三十九又は第七十二条の四十一の規定による決定又は更正があつたときは、当該決定又は更正に係る追徴税額

2　第七十二条の二十五第二項及び第三項の規定は、前項の規定によつて法人がすべき申告納付及び同項の場合において当該法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。

3　事業を行う法人は、第一項の事業年度について納付すべき事業税額がない場合においても、前二項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

4　第一項又は前項の場合において、事業を行う法人の申告納付すべき事業税額が、中間納付額に満たないとき、又はないときは、道府県は、政令で定めるところにより、その満たない金額に相当する中間納付額の全額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。この場合においては、当該事業を行う法人は、第一項又は前項の申告書にあわせて、当該還付を請求する旨の請求書を提出しなければならない。

（清算中の法人の各事業年度の申告納付）

第七十二条の二十九　清算中の法人は、その清算中に事業年度が終了した場合においては、当該事業年度の所得又は収入金額を解散していない法人の所得又は収入金額とみなして、当該事業年度につき第七十二条の十二、第七十二条の十四第一項、第三項若しくは第四項、第七十二条の十五、第七十二条の十八又は第七十二条の二十の規定により当該事業年度の所得又は収入金額及びこれらに対する事業税額を計算し、その税額があるときは、当該事業年度終了の日から二月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前日まで）に当該所得又は収入金額に対する事業税を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。但し、清算所得に対する事業税を申告納付すべき法人が当該申告書に係る清算中の事業年度の期間中に残余財産のうち解散当時の資本金額等をこえる部分を分配している場合においては、その納付すべき事業税額は、当該法人が申告納付すべき事業税額からその解散当時の資本金額等をこえる部分の金額（当該事業年度の期間中に二回以上解散当時の資本金額等をこえる残余財産の一部の分配をしているときは、当該解散当時の資本金額等をこえる金額の合計額）についてすでに納付すべきことが確定した税額に相当する事業税額を控除した事業税額とする。

2　第七十二条の二十五第三項の規定は、前項の場合において同項の法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。

3　清算中の法人で清算所得に対する事業税を申告納付すべきものが第一項の規定により申告納付する事業税は、当該法人が第七十二条の三十一第一項の規定により申告納付する事業税の予納として納付されるものとする。

4　清算中の法人は、清算中の各事業年度について納付すべき事業税額がない場合においても、第一項及び第二項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

（残余財産の一部を分配する場合における清算所得

に対する事業税の申告納付）

第七十二条の三十　清算中の法人で清算所得に対する事業税を申告納付すべきものは、残余財産のうち解散当時の資本金額等をこえる部分を分配しようとするときは、残余財産の全部を分配する場合を除く外、分配のつど、分配の日の前日までに、そのこえる部分の金額を清算所得とみなして計算した課税標準たる清算所得に対する事業税を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。

2　第七十二条の二十五第三項の規定は、前項の場合において同項の法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。

3　第一項の法人が同項の規定により申告納付する事業税は、当該法人が第七十二条の三十一第一項の規定により申告納付する事業税の予納として納付されるものとする。

（解散法人の清算所得に対する事業税の確定申告納付）

第七十二条の三十一　清算中の法人は、残余財産が確定した場合においては、その確定した日から一月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前日まで）に、清算所得に対する事業税を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合においては、当該法人が申告納付すべき事業税額から左に掲げる事業税額（左の各号のいずれにも該当する場合においては、その合計した事業税額。以下本条、第七十二条の三十九、第七十二条の四十一及び第七十二条の四十四において「清算中の予納額」という。）を控除した事業税額を納付するものとする。

一　解散の日から本項の規定により申告納付すべき期限までに、清算中の事業年度が終了した場合において当該事業年度に係る事業税額があるときは、その申告納付すべき事業税額

二　解散の日から本項の規定により申告納付すべき期限までに残余財産の一部を分配した場合においてその分配の日の前日までに申告納付すべき事業税額があるときは、その申告納付すべき事業税額の合計額

3　清算中の法人は、清算所得について納付すべき事業税額がない場合においても、前二項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

4　第七十二条の二十八第四項の規定は、第一項の規定によって申告納付すべき額が清算中の予納額に満たない場合について準用する。

（合併法人の清算所得に対する事業税の申告納付）

第七十二条の三十一　合併法人は、合併の日から二月以内に被合併法人の清算所得に対する事業税を被合併法人の事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。

2　第七十二条の二十五第三項の規定は、前項の場合において合併法人が被合併法人の事務所又は事業所所在の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。

二の規定による決定の通知があるまでは、第七十二条の二十五から前条までの規定によって申告納付することができる。

2　第七十二条の二十五から前条まで又は前項の規定によって申告書を提出した法人は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る所得、清算所得若しくは収入金額（以下「課税標準額」と総称する。）又は事業税額について不足額がある場合（納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した法人にあっては、納付すべき事業税額がある場合）においては、遅滞なく、総理府令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正に因り増加した事業税額を納付しなければならない。

3　第七十二条の二十五から前条まで又は第一項の規定によって申告書を提出した法人で所得及び清算所得に対する事業税を申告納付すべきものは、前項の規定による外、当該申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度（清算所得については、その算定の期間。以下第七十二条の三十九及び第七十二条の四十において同じ。）に係る法人税の課税標準について法人税法第二十九条から第三十一条までの規定による税務官署の更正又は決定を受けたときは、当該更正又は決定を受けた日から一月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、総理府令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正に因り増加した事業税額を納付しなければならない。

（財産目録等の提出）

第七十二条の三十四　事務所又は事業所所在の道府県知事は、所得又は清算所得に対する事業税を申告納付すべき法人が第七十二条の二十五第三項（第七十二条の二十八第二項、第七十二条の二十九第二項、第七十二条の三十第二項、第七十二条の三十一第二項及び第七十二条の三十二第二項において準用する場合を含む。）の規定若しくは第七十二条の二十七第一項後段において準用する場合を含む。）の規定による申告書（以下「申告書」という。）若しくは前条第二項若しくは第三項の規定による修正申告書（以下「修正申告書」という。）を提出する場合又は当該申告書若しくは修正申告書を提出した後において、事業税の賦課徴収について必要があると認めるときは、当該法人に対し、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他の事業税の賦課徴収について必要な書類の提出を求めることができる。

（法人の代表者等の自署及び押印の義務）

第七十二条の三十五　申告書及び修正申告書には、法人の代表者（二人以上の者が共同して法人を代表する場合においては、その全員）が自署し、且つ、自己の印を押さなければならない。但し、法人の代表者が二人以上ある場合（二人以上の者が共同して法人を代表する場合を除く。）においては、これらの者のうち、社長、理事長、専務取締役、常務取締役その他の者で当該申告書又は修正申告書の作成の時において法人の業務を主宰している者が自署し、且つ、自己の印を押さなければならない。

2　申告書又は修正申告書には、前項の代表者の外、法人の役員及び職員のうち申告書又は修正申告書の作成の時において当該法人の経理に関する事務の上席の責任者である者が自署し、且つ、自己の印を押さなければならない。この場合において、その申告書又は修正申告書の記載が自己の意見に反するときは、その旨を申告書又は修正申告書に記載しなければならない。

3　前二項の規定によって申告書又は修正申告書に自署し、且つ、自己の印を押すべき者は、外国法人に

あつては、この法律の施行地にある資産又は事業の管理又は経営の責任者及び当該資産又は事業に係る経理に関する業務の上席の責任者とする。この場合においては、前項後段の規定は、当該資産又は事業の管理又は経営の責任者に対しても適用があるものとする。

4　前三項の規定による自署及び押印の有無は、第一項の申告書又は修正申告書による申告の効力に影響を及ぼすものではない。

（法人の代表者等の自署及び押印の義務違反に関する罪）

第七十二条の三十六　前条第一項から第三項までの規定に違反した者又はこれらの規定に違反する申告書若しくは修正申告書の提出があつた場合において、その行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因り、その刑を免除することができる。

（事業税に係る故意不申告の罪）

第七十二条の三十七　正当な事由がなくて第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十八第一項、第七十二条の三十一第一項又は第七十二条の三十二第一項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因り、その刑を免除することができる。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（事業税に係る虚偽の中間申告納付等に関する罪）

第七十二条の三十八　第七十二条の二十六第一項但書、第七十二条の二十七第一項、第七十二条の三十第一項又は第七十二条の三十三第三項の規定による申告書に虚偽の記載をして提出した場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（税務官署の更正、決定等に係る課税標準を基準とする法人の事業税の更正及び決定）

第七十二条の三十九　事業を行う法人で事業税の納税義務があるもの（第七十二条の四十一第一項の規定に該当するものを除く。）が申告書又は第七十二条の三十三第二項の規定による修正申告書を提出した場合（第七十二条の二十六第四項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を含む。）において、当該法人の当該事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について国の税務官署（以下「税務官署」という。）が法人税法第二十九条の規定により更正したときは、当該法人が当該更正に基いて第七十二条の三十三第三項の規定による修正申告書を提出した場合を除く外、道府県知事は、当該更正に係る課税標準を基準として、当該申告又は修正申告に係る所得若しくは清算所得又は事業税額を更正するものとする。当該法人の当該事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署が法人税法第三十条の規定により決定した額が当該申告又は修正申告に係る所得又は清算所得と異なる場合において、当該法人が当該

決定に基いて提出すべき第七十二条の三十三第三項の規定による修正申告書を提出しないときにおいても、また、同様とする。

2　前項の法人が申告書の提出期限までに申告書を提出しなかつた場合（第七十二条の二十六第四項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。）において、当該法人の当該事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について当該法人が法人税法第十八条から第二十四条までの規定により申告し、若しくは修正申告した額があるとき、又は当該課税標準について税務官署が同法第三十条の規定により決定した額があるときは、道府県知事は、当該申告若しくは修正申告又は決定に係る課税標準を基準として、当該法人の所得又は清算所得及び事業税額を決定するものとする。

3　道府県知事は、前二項の規定によつて当該法人の当該事業税に係る所得若しくは清算所得又は事業税額を更正し、又は決定した場合において、当該更正又は決定の基準となつた当該法人の法人税の課税標準について税務官署が法人税法第二十九条又は第三十一条の規定により更正したときは、当該法人が当該更正に基いて第七十二条の三十三第三項の規定による修正申告書を提出した場合を除く外、当該更正に係る課税標準を基準として、当該事業税に係る所得若しくは清算所得又は事業税額を更正するものとする。

4　第七十二条の二十八第四項の規定は、同条第一項又は第七十二条の三十一第一項の規定によつて申告納付すべき法人について前三項の規定により更正し、又は決定した事業税額が当該法人の当該事業税額に係る中間納付額又は清算中の予納額に満たないとき。

（税務官署に対する更正又は決定の請求）

第七十二条の四十　道府県知事は、左の各号に掲げる場合においては、税務官署に対し、法人税法第二十九条から第三十一条までの規定による更正又は決定をすべき事由を記載した書類を添えて、その更正又は決定をすべき旨を請求することができる。この場合において、正当な事由がなくて当該税務官署が当該更正又は決定の請求を受けた日から三月以内に更正又は決定をしないときは、道府県知事は、当該税務官署を監督する税務官署に更正又は決定をすべき旨を請求することができる。

一　前条第一項の法人が申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告又は修正申告に係る所得又は清算所得が過少であると認められる法人の当該事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について当該申告書の提出期限から一年を経過した日（第十六条第一項各号の一に掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日）までに法人税法第二十九条の規定による更正又は第三十条の規定による決定が行われないとき。

二　前条第一項の法人が申告書の提出期限までに申告書を提出しなかつた場合（第七十二条の二十六第四項の規定によつて申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。）において、当該法人の当該事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について当該法人が法人税法第十八条又は第二十一条から第二十三条までの規定による申告書を提出せず、且つ、当該法人の事業税に係る申告書の提出期限から一年を経過した日（第十六条第一項各号の一に掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日）までに法人税法第三十条の規定による決定が行われないとき。

三　道府県知事が前条の規定によつて同条第一項の法人の事業税に係る所得若しくは清算所得又は事業税額を更正し、又は決定した場合において、当該更正又は決定に係る所得又は清算所得が過少であると認められる法人の事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について当該法人の事業税に係る所得若しくは清算所得又は事業税額を更正し、又は決定した日から一年を経過した日（第十六条第一項各号の一に掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日）までに法人税法第二十九条又は第三十一条の規定による更正が行われないとき。

2　二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に係る法人税の課税標準について、前項の規定によつて税務官署に対してすべき更正又は決定の請求は、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所所在地の道府県知事）又は当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事を経由して関係道府県知事が行うものとする。

3　第一項後段の規定によつて道府県知事が税務官署に更正又は決定の請求をした場合においては、遅滞なく、その旨を自治庁長官に報告するものとする。

（道府県知事の調査による法人の事業税の更正及び決定）

第七十二条の四十一　道府県知事は、電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業若しくは生命保険業を行う法人、法人税法第六条第一項に規定する法人で事業税の納税義務があるもの、第七十二条の十四第一項但書の規定の適用を受ける法人又は事業税を課されない事業とその他の事業とをあわせて行う法人が申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告又は修正申告に係る収入金額若しくは所得又は事業税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2　道府県知事は、前項の法人が申告書の提出期限までにこれを提出しなかつた場合（第七十二条の二十六第四項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。）又は納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した場合においては、その調査によつて、収入金額又は所得及び事業税額を決定することができる。

3　道府県知事は、第一項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した収入金額若しくは所得又は事業税額について不足額があることを知つたときは、その調査によつて、これを更正することができる。

4　第七十二条の二十八第四項の規定は、同条第一項又は第七十二条の三十一第一項の規定によつて申告納付すべき法人について前三項の規定により更正し、又は決定した事業税額が当該法人の当該事業税額に係る中間納付額又は清算中の予納額に満たない場合について準用する。

（更正又は決定の通知）

第七十二条の四十二　道府県知事は、第七十二条の三十九又は前条の規定によつて課税標準額又は事業税額を更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

（同族会社の行為又は計算の否認）

第七十二条の四十三　道府県知事は、第七十二条の四十一の規定によつて収入金額若しくは所得又は事業税額の更正又は決定をする場合において、同族会社の行為又は計算でこれを容認した場合においては事業税の負担を不当に減少させる結果となると認めら

れるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、道府県知事の認めるところによつて、当該同族会社の収入金額若しくは所得又は事業税額を計算することができる。

2　前項の規定は、三以上の支店、工場その他の事務所又は事業所（以下本項中「事業所等」という。）を有する法人で、その事業所等の二分の一以上に当る事業所等につき、当該事業所等の所長、主任その他の当該事業所等に係る事業の主宰者又は当該主宰者の親族その他の当該主宰者と政令で定める特殊の関係のある個人（以下本項中「所長等」という。）が前に当該事業所等において個人として事業を営んでいた事実があり、且つ、当該所長等の有する株式又は出資の金額の合計額がその法人の資本又は出資の金額の三分の二以上に相当するものの行為又は計算で、これを容認した場合においては事業税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがある場合について準用する。

3　第一項の「同族会社」とは、法人税法第七条の二第一項の同族会社をいい、同族会社であるかどうかの判定は、第一項の行為又は計算の事実のあつたときの現況によるものとする。

（法人の事業税の不足税額及びその延滞金の徴収）

第七十二条の四十四　道府県の徴税吏員は、第七十二条の三十九又は第七十二条の四十一の規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額（更正又は決定した税額又は決定した税額（第七十二条の二十八の規定による申告書を提出すべき法人がその申告書を提出しなかつたことに因る決定の場合には当該税額に係る申間納付額を、第七十二条の三十の規定による申告書を提出すべきであつた法人が第七十二条の三十一の規定によつて提出しなかつたことにより更正又は決定をした場合には当該税額に係る清算中の予納額）をいう。以下法人の行う事業に対して同じ。）があるときは、第七十二条の四十二の規定による更正又は決定の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2　前項の場合においては、その不足税額に第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十六第一項、第七十二条の二十八第一項、第七十二条の二十九第一項、第七十二条の三十第一項、第七十二条の三十一第一項又は第七十二条の三十二第一項の納期限（第七十二条の六十一の規定による納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下「法人の行う事業に対する事業税の納期限」という。）の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該不足税額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

3　前項の場合において、第七十二条の四十二の規定により更正又は決定の通知をした日が申告書の提出の日（申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から一年を経過した日後であるときは、詐偽その他不正の行為により免かれた事業税額についての延滞金を除き、当該一年を経過した日から当該通知をした日までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除するものとする。

4　道府県知事は、納税者が第七十二条の三十九又は第七十二条の四十一の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない事由があると認める

である場合においては、この限りでない。

2　前項の場合において、法人が申告書を提出した日（申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から一年を経過したときは、当該一年を経過した日後に修正申告書を提出したときは、その税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2　左の各号の一に該当する場合においては、道府県知事は、第一号の場合にあつては申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて、第二号の場合にあつては申告書の提出期限までにその提出がなかつたこと及び更正若しくは修正申告前の申告又は修正申告に係る課税標準額又は税額に誤があつたことについて、第三号又は第四号の場合にあつては申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて、それぞれ正当な事由がないと認める場合において、当該各号に掲げる税額が千円以上であるときは、その税額に、当該各号に掲げる期間に応じ、それぞれその期間が一月以内の場合においては百分の十の割合、一月をこえ二月以内の場合においては百分の十五の割合、二月をこえ三月以内の場合においては百分の二十の割合、三月をこえる場合においては百分の二十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。但し、不申告加算金額が百円未満である場合においては、これを徴収しない。

一　申告書の提出期限後にその提出があつた場合においては、当該申告に係る税額について、申告書の提出期限の翌日から当該申告書を提出した日までの期間

二　前号の規定に該当する場合において、第七十二条の三十九第一項若しくは第三項若しくは第七十二条の四十一第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、当該更正に因る不足税額又は当該修正申告に因り増加した税額について、前号に規定する期間

三　申告書の提出期限までにその提出がないか又は事業税額がない旨の申告書の提出があつた場合において、第七十二条の三十九第二項又は第七十二条の四十一第二項の規定による決定があつたときは、当該決定に因る不足税額について、申告書の提出期限の翌日から第七十二条の四十二の規定による決定の通知をした日までの期間

四　前号の規定に該当する場合において、第七十二条の三十九第三項又は第七十二条の四十一第三項の規定による更正があつたときは、当該更正に因る不足税額について、申告書の提出期限の翌日から第七十二条の四十二の規定による更正の通知をした日までの期間

3　道府県知事は、第七十二条の三十三第三項の規定による修正申告書の提出があつた場合において税務官署の更正若しくは決定を受けたことについてやむを得ない事由があると認めるとき、又は申告書の提出期限後にその提出があつた場合若しくは第七十二条の三十三第二項の規定による修正申告書の提出があつた場合において第七十二条の四十一の規定による更正若しくは決定があつたときは、道府県知事は、同項の過少申告加算金額の計算の基礎となるべき更正に因る不足税額又は修正に因り増加した税額（これらの税額の一部が、事業税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいされ、又は仮装されていないものに基くことが明らかであるときは、当該隠ぺいされ、又は仮装されていない事実に基く税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した税額）が二百円以上であるときは、その不足税額又は修正に因り増加した税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。この場合においては、当該不足税額又は修正に因り増加した税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を減額する。

4　道府県知事は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

（法人の事業税の重加算金）

第七十二条の四十七　前条第一項の規定に該当する場合において、納税者が課税標準の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、且つ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基いて申告書又は修正申告書を提出したときは、道府県知事は、同項の過少申告加算金額の計算の基礎となるべき更正に因る不足税額又は修正に因り増加した税額（これらの税額の一部が、事業税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいされ、又は仮装されていないものに基くことが明らかであるときは、当該隠ぺいされ、又は仮装されていない事実に基く税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した税額）が二百円以上であるときは、その不足税額又は修正に因り増加した税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。この場合においては、当該不足税額又は修正に因り増加した税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を

場合においては、第二項の延滞金額を減免することができる。

（納期限後に納付する法人の事業税の延滞金）

第七十二条の四十五　法人の行う事業に対する事業税の納税者は、法人の行う事業に対する事業税の納期限後にその税金（第七十二条の三十三第二項又は第三項の規定による修正申告に因り増加した税額を含む。以下本条において同じ。）を納付する場合（第十六条の六第一項の規定によつて徴収猶予を受けた法人がその徴収猶予に係る税金を納付する場合を含む。）においては、その税額に法人の行う事業に対する事業税の納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該税額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。）について一日四銭の割合を乗じて計算した金額（当該税額のうち第十六条の六第一項の規定によつて徴収猶予を受けた税額がある場合においては、当該徴収猶予を受けた税額については、その徴収猶予を受けた期間に応じ、当該徴収猶予を受けた税額百円について一日二銭の割合を乗じて計算した金額）に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。但し、延滞金額が十円未満

徴収しない。

2　前条第二項の規定に該当する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、道府県知事は、同項の不申告加算金額の外、その計算の基礎となつた税額（これらの税額の一部が事業税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいされ、又は仮装されていないものに基くことが明らかであるときは、当該隠ぺいされ、又は仮装されていない事実に基く税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した税額）が二百円以上であるときは、その税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

一　前条第二項第一号の規定に該当する場合においては、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、且つ、その隠ぺいし、又は仮装した事実を理由として申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと。

二　前条第二項第二号の規定に該当する場合においては、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、且つ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基いて申告書を提出したこと。

三　前条第二項第三号又は第四号の規定に該当する場合においては、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、且つ、その隠ぺいし、又は仮装した事実を理由として申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと。

3　道府県知事は、前二項の規定に該当する場合において申告書又は修正申告書の提出について前条第三項に規定する事由があるときは、当該申告に係る税額又は当該修正申告に因り増加した税額（これらの税額の一部が、事業税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいされ、又は仮装されていないものに基くことが明らかであるときは、当該隠ぺいされ、又は仮装した事実に基く税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した税額）を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

4　道府県知事は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の申告納付等）

第七十二条の四十八　二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人が、第七十二条の二十五から第七十二条の三十二までの規定によつて事業税を申告納付し、又は第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定によつて修正申告納付する場合においては、第二項に該当する場合を除き、当該事業に係る課税標準額の総額（第七十二条の二十二第一項第二号に掲げるその他の法人で所得に対する事業税を納付すべきもののうち、その所得の総額が年五十万円（当該法人の事業年度が一年に満たない場合においては、第七十二条の二十二第三項の規定を適用して計算した金額。以下本項において同じ。）をこえるものにあつては、当該所得の総額を年五十万円以下の金額と年五十万円をこえる部分の金額とにそれぞれ区分した金額とする。以下法人の行う事業に対する事業税について同じ。）を関係道府県に分割し、その分割した額を課税標準として、関係道府県ごとに事業税額を算定した上で、課税標準額の総額及びこれを関係道府県に分割した額を申告書又は修正申告書に記載してこれを関係道府県に申告納付し、又は修正申告納付しなければならない。こ

の場合においては、課税標準額の総額に関する計算書及び関係道府県ごとの分割に関する明細書を当該申告書又は修正申告書に添附しなければならない。

2　二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人でその事業年度の期間が六月をこえるものが、第七十二条の二十六第一項本文の規定により関係道府県に申告納付すべき事業税又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税の税額は、それぞれ関係道府県ごとの前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額との合計額を前事業年度の月数で除して得た額の六倍に相当する額とする。但し、当該法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日現在において関係道府県に所在する事務所又は事業所が移動その他の事由に因り前事業年度の関係道府県に所在する事務所又は事業所と異なる場合においては、当該法人が第七十二条の二十六第一項本文の規定により関係道府県に申告納付すべき事業税又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税の税額は、当該法人の前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の算定の基礎となつた所得又は収入金額の総額を前事業年度の月数で除して得た額の六倍に相当する額を同条同項但書の規定による申告納付をする法人に準じて第三項から第六項までの規定によつて関係道府県ごとに分割した額を課税標準として算定した税額とする。

3　第一項の規定による関係道府県ごとの分割は、申告書又は修正申告書に記載された関係道府県に所在する事務所又は事業所について、課税標準額の総額を電気供給業、ガス供給業及び倉庫業にあつては当該事務所又は事業所の固定資産の価額に、地方鉄道業及び軌道業にあつては当該事務所又は事業所の所在する道府県における地方鉄道及び軌道の延長キロメートル数に、銀行業（銀行、相互銀行その他政令で定める金融機関が行う金融事業をいう。）及び保険業（保険業法（昭和十四年法律第四十一号）又は外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）によつて主務大臣の免許を受けて行う保険事業に限る。）にあつてはその二分の一を当該事務所又は事業所の従業者の数に、他の二分の一を当該事務所又は事業所の固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数に、その他の事業にあつては当該事務所又は事業所の従業者の数にあん分して行うものとする。

4　前項の場合において、固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数は、当該事業年度の末日現在における固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数によるものとし、事務所又は事業所の数及び従業者の数は、当該事業年度に属する各月の末日現在における事務所又は事業所の数及び従業者の数をそれぞれ合計した数によるものとする。但し、第七十二条の二十六第一項但書若しくは第七十二条の二十七第二項の規定による申告又は当該申告に係る修正申告をする法人にあつては、固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数は、当該法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日現在における固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数によるものとし、清算所得に対する事業税を納付すべき法人で第七十二条の二十九から第七十二条の三十一まで若しくは第七十二条の三十二の規定による申告又はこれらの申告に係る修正申告をするものにあつては、固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数は、解散又は合併の日の属する事業年度の末日現在における固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数によるものとする。

5　法人が二以上の道府県において事務所又は事業所

を設けて課税標準額を関係道府県ごとに分割すべき基準（以下本項中「分割基準」という。）を異にする事業をあわせて行う場合における第三項の規定の適用については、地方鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業とをあわせて行う場合を除き、これらの事業のうち主たる事業について定められた分割基準によつて当該法人の事業の課税標準額を分割するものとする。

6　第一項及び前三項に定めるものの外、課税標準額の分割について必要な事項は、総理府令で定める。

（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の課税標準額の総額の更正、決定等）

第七十二条の四十九　前条第一項の法人の行う事業に係る課税標準額の総額について第七十二条の三十九又は第七十二条の四十一の規定によつてすべき更正又は決定は、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が行う。当該課税標準額の総額の更正又は決定に伴つて行うべき分割課税標準額（関係道府県ごとに分割された、又は分割されるべき課税標準額をいう。以下本条において同じ。）の更正又は決定についても、また、同様とする。

2　関係道府県知事は、前条第一項の法人の行う事業に係る課税標準額の総額及び分割課税標準額について第七十二条の四十一の規定による更正又は決定をする必要があると認める場合においては、更正又は決定をすべき事由を記載した書類を添えて、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、更正又は決定をすべき旨を請求することができる。この場合において、当該更正又は決定の請求が左の各号の一に該当する場合においては、当該更正又は決定の請求は、それぞれ当該各号に掲げる日から二月以内にしなければならない。

一　第七十二条の四十一第一項の規定によつてすべき更正の請求があつた日　当該更正又は決定をすべき事由を記載した書類の提出があつた日

二　第七十二条の四十一第二項の規定によつてすべき決定の請求があつては、申告書の提出期限

三　第七十二条の四十一第三項の規定によつてすべき更正の請求があつては、同条第一項の規定による決定があつた日　当該更正又は同条第二項の規定による決定があつたことに基く関係道府県ごとの分割課税標準額の変更は、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が関係道府県知事と協議して行う。

4　関係道府県知事は、分割課税標準額について前項の規定による変更の必要があると認めるときは、その事由を記載した書類を添えて、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、分割課税標準額の変更の請求をすることができる。この場合において、当該変更の請求は、前条第一項の規定による申告若しくは修正申告又は第一項の規定による更正若しくは決定があつた日から二月以内にしなければならない。

5　前条第一項の法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、当該法人の課税標準額の総額及び分割課税標準額について第二項の規定による更正若しくは決定の請求又は分割課税標準額について第四項の規定による変更の請求に係る書類を受け取つた場合において、更正若しくは決定又は変更の必要があると認めたときは、これを更正し、若しくは決定し、又は変更しなければならない。但し、関係道府県知事と意見を異にする場合においては、当該書類を受け取つた日から二月以内に、自己の意見を附して、当該書類を自治庁長官に送付するとともに、その指示を受けなければならない。

6　自治庁長官は、前項但書の規定による指示の請求があつた場合において、更正若しくは決定又は変更の必要があると認めたときは、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、その更正若しくは決定又は変更の指示をしなければならない。この場合においては、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、その指示に基いて当該法人の課税標準額の総額及び分割課税標準額を更正し、若しくは決定し、又は分割課税標準額を変更し、その旨を関係道府県知事に通知するとともに、自治庁長官に報告しなければならない。

7　自治庁長官は、第五項但書の規定による指示の請求があつた場合において、更正若しくは決定又は変更の必要がないと認めたときは、その旨を当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事及び関係道府県知事に通知しなければならない。

8　第一項、第二項又は第六項の規定によつて当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事がした課税標準額の総額及び分割課税標準額の更正若しくは決定又は分割課税標準額の変更は、それぞれ関係道府県知事がした課税標準額の総額及び分割課税標準額の変更とみなす。

9　外国法人に対する前八項の規定の適用については、これらの規定中「主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事」とあるのは、「この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所所在地の道府県知事」とする。

（個人の事業税の賦課の方法）

第七十二条の五十　個人の行う事業に対し事業税を課する場合においては、第四項に規定する場合を除き、道府県知事は、当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得のうち第七十二条の十七第一項においてその計算の例によるものとされる所得税法第九条第三号及び第四号に規定する不動産所得及び事業所得について当該個人が税務官署に申告し、若しくは修正申告し、又は税務官署が更正し、若しくは決定した課税標準を基準として、事業税を課するものとする。但し、第七十二条の十七第一項但書の規定の適用を受ける個人又は事業税を課されない事業とその他の事業とをあわせて行う個人の行う事業に対し事業税を課する場合においては、道府県知事は、その調査によつて、当該年度の初日の属する年の前年中の所得を決定して事業税を課するものとする。

2　道府県知事は、前項の個人が不動産所得及び事業所得に係る課税標準について税務官署に申告しなかつた場合において、税務官署が当該年度の初日の属する年の五月三十一日（第十六条第一項各号の一に掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日）までに課税標準を決定しないときは、前項の規定にかかわらず、その調査によつて、個人の行う事業の所得を決定して事業税を課するものとする。

3　道府県知事は、個人が税務官署に申告し、若しくは修正申告し、又は税務官署が更正し、若しくは決定した不動産所得及び事業所得に係る課税標準が過少であると認めるときは、当該年の十月一日から十月三十一日までに、税務官署に対し、更正をすべき旨を請求することができる。この場合において、正当な事由がなくて当該税務官署が当該更正の請求を受けた日から三月以内に更正をしないときは、道府県知事は、当該税務官署を監督する税務官署に更正をすべ

き旨を請求することができる。

4　年の中途において事業を廃止した個人の行う事業に対し事業税を課する場合においては、第一項の規定による外、道府県知事は、その調査によつて、当該年度の初日の属する年の一月一日から事業の廃止の日までの期間に係る所得を決定して事業税を課するものとする。

5　道府県知事は、第三項後段の規定によつて更正の請求をした場合においては、遅滞なく、その旨を自治庁長官に報告するものとする。

（個人の事業税の納期）

第七十二条の五十一　個人の行う事業に対する事業税の納期は、八月及び十一月中において当該道府県の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

2　年の中途において事業を廃止した場合における当該年の一月一日から事業の廃止の日までの個人の行う事業に対する事業税は、前項の規定にかかわらず、当該事業の廃止後（当該個人が当該年の一月一日から三月三十一日までの間において事業を廃止した場合においては、当該年の三月三十一日後）直ちに課するものとする。

（個人の事業税の徴収の手続）

第七十二条の五十二　個人の行う事業に対する事業税を徴収しようとする場合において納税者に交付すべき徴税令書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

（納期限後に納付する個人の事業税の延滞金）

第七十二条の五十三　個人の行う事業に対する事業税の納税者は、その納期限（第七十二条の六十一の規定による納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下個人の行う事業に対する事業税について同じ。）後にその税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。

（二以上の道府県において個人の行う事業に対する事業税の課税標準とすべき所得）

第七十二条の五十四　二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う個人に課する事業税の課税標準とすべき所得の総額は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が決定しなければならない。

2　二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う個人に関係道府県において所得を課税標準として事業税を課する場合においては、その所得は、総理府令の定めるところによつて、前項の道府県知事が関係道府県内に所在する事務所又は事業所について同項の所得の総額を当該事務所又は事業所の従業者の数にあん分して定める。この場合において、従業者の数は、課税標準の算定期間の末日現在における従業者の数によるものとする。

3　第一項の道府県知事が所得の総額を決定した場合においては、直ちに前項の規定によつて関係道府県において課する事業税の課税標準とすべき所得を定め、これを関係道府県知事に通知しなければならない。

4　関係道府県知事は、第一項の道府県知事が第二項

の規定によつて定めた所得について異議がある場合においては、その事由を記載した書類を添えて、自治庁長官に対し、前項の通知を受けた日から三十日以内に異議の申立をすることができる。

5　前項の規定による異議の申立に対する自治庁長官の決定は、その申立を受理した日から六十日以内にしなければならない。

6　自治庁長官は、特別の必要があると認める場合においては、第一項の規定によつて同項の道府県知事が定めた所得の総額又は第二項の規定によつて第一項の道府県知事が定めた所得の変更の指示をすることができる。

（個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）

第七十二条の五十五　個人の行う事業に対する事業税の納税義務者は、二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う者にあつては総理府令の定めるところによつて、その他の者にあつては当該道府県の条例の定めるところによつて、それぞれ個人の当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得のうち所得税法第九条第三号及び第四号に規定する不動産所得及び事業所得、年の中途において事業を廃止した場合における当該年度の初日の属する年の一月一日から事業の廃止の日までの事業の所得その他事業税の賦課徴収に関し必要な事項を事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告し、又は報告しなければならない。

（個人の事業税に係る虚偽の申告等に関する罪）

第七十二条の五十六　前条の規定によつて申告し、又は報告をすべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2　人の代理人又は使用人その他の従業者がその人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その人に対し、同項の罰金刑を科する。

（個人の事業税に係る不申告等に関する過料）

第七十二条の五十七　道府県は、個人の行う事業に対する事業税の納税義務者が第七十二条の五十五の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

2　前項の過料を科せられた者は、その処分に不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4　第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5　異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便逓送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8　第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、過料の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

（道府県知事の通知義務）

第七十二条の五十八　道府県知事が第七十二条の五十

第一項但書又は第四項の規定によつて個人の所得を決定した場合においては、当該道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う個人に係るものにあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）は、遅滞なく、当該決定に係る個人の所得を税務官署に通知するものとする。

（法人税又は所得税に関する書類の供覧等）

第七十二条の五十九　道府県知事が事業税の賦課徴収について、政府に対し、事業税の納税義務者で法人税若しくは所得税の納税義務がある法人若しくは個人が法人税法若しくは所得税法の規定によつて政府に提出した申告書若しくは修正申告書又は政府が法人税法若しくは所得税法の規定によつて当該法人若しくは個人の課税標準若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

（事業税の脱税に関する罪）

第七十二条の六十　詐偽その他不正の行為によつて事業税の全部又は一部を免かれた場合においては、法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者で、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　詐偽その他不正の行為によつて事業税の全部又は一部を免かれた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3　前二項の免かれた税額が五百万円をこえる場合においては、情状に因り、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、五百万円をこえる額でその免かれた税額に相当する額以下の額とすることができる。

4　第一項又は第二項の罪を犯した者には、刑法第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

5　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

（事業税の納期限の延長）

第七十二条の六十一　道府県知事は、当該道府県の条例の定めるところによつて、事業税の納税者のうち、特別の事情がある者に対し、納期限の延長をすることができる。

（事業税の減免）

第七十二条の六十二　道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において事業税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該道府県の議会の議決を経て、事業税を減免することができる。

（事業税に係る自治庁の職員の質問検査権）

第七十二条の六十三　第七十二条の四十九第六項若しくは第七項又は第七十二条の五十四第五項若しくは第六項の場合において、自治庁の職員で自治庁長官が指定する者は、課税標準額の更正若しくは決定又は変更及びその分割の調査のために必要があるときは、左に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一　納税義務者又は納税義務があると認められる者

二　前号に規定する者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

三　前二号に掲げる者以外の者で当該事業税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

2　前項の場合においては、当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（自治庁の職員の行う検査拒否等に関する罪）

第七十二条の六十四　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二　前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを呈示した者

三　前条第一項の規定による自治庁の職員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第四款　更正、決定等に関する救済

（違法又は錯誤に係る事業税の賦課等の救済）

第七十二条の六十五　事業税の賦課を受けた者は、その賦課について違法又は錯誤があると認める場合においては、徴税令書の交付を受けた日（納期を分けた場合においては、第一期分の徴税令書の交付を受けた日）から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

2　第七十二条の三十九又は第七十二条の四十一の規定による課税標準額若しくは事業税額の更正若しくは決定又は第七十二条の四十六若しくは第七十二条の四十七の規定による過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定の通知を受けた者は、当該更正若しくは決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定について違法又は錯誤があると認める場合においては、その通知を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3　前項の場合において、二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の課税標準額又は事業税額の更正又は決定に係る異議の申立は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所所在地の道府県知事）にするものとする。

4　第一項又は第二項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

5　第七十二条の四十九第六項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額について第三項の規定によつて主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対してした第二項の規定による異議の申立に対する当該道府県知事の決定は、自治庁長官の指示に従つてしなければならない。

6　第一項の徴税令書又は第二項の通知を郵便をもつて発送した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて第一項の徴税令書の交付又は第二項の通知を受けた日とみなす。この場合において、納税者が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて徴税令書の交付又は通知を受け

た日とする。

7　第一項及び第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。但し、道府県知事が第七十二条の三十九の規定によつて更正し、若しくは決定した所得若しくは事業税額又は第七十二条の五十第一項本文の規定によつて決定した所得に係る異議の申立に対する決定は、当該更正若しくは決定に係る所得若しくは事業税額の基準となつた法人税の課税標準又は当該決定に係る所得の基準となつた所得税の課税標準である所得のうち所得税法第九条第三号及び第四号に規定する不動産所得及び事業所得について税務官署に再調査の請求又は審査の請求がなされている場合においては、当該再調査の請求に係る決定又は当該審査に係る決定が確定した後でなければ、することができない。

8　異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

9　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便逓送の日数は、第一項及び第二項の期間に算入しない。

10　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

11　第一項及び第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、事業税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第五款　督促及び滞納処分

（事業税に係る督促）

第七十二条の六十六　納税者が納期限（法人の行う事業に対する事業税について更正又は決定があつた場合においては、不足税額の納期限をいう。以下法人の行う事業に対する事業税について同じ。）までに事業税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2　第十六条の六第一項の規定によつて徴収猶予をした事業税に係る地方団体の徴収金については、前項本文の規定にかかわらず、その徴収猶予をした期間内にこれを完納しない場合でなければ、督促状を発することができない。

3　第一項の場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期間内において、督促に因る納付のための相当の期限を指定しなければならない。

4　特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（事業税に係る督促手数料）

第七十二条の六十七　道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例の定めるところによつて、手数料を徴収しなければならない。

（事業税に係る滞納処分）

第七十二条の六十八　第七十二条の六十六の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに事業税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合又は繰上徴収のための納期限変更告知書を受けた者がこれに定められた納期限までに税金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期限までに、国税徴収法の規定による滞納処分の例によつて、これを処分しなければならない。

2　前項の規定による処分に不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4　第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から六十日以内にしなければならない。

5　異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便逓送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8　第一項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

9　第二項の規定による異議の申立又は第七項の規定による出訴があつても、処分の執行は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、その執行を停止することができる。

（事業税に係る滞納処分に関する罪）

第七十二条の六十九　事業税の納税者は、滞納処分の執行を受ける前に当該処分の執行を免かれる目的で、財産を隠匿し、損かいし、道府県の不利益に処分し、又は財産の負担を虚偽に増加する行為をして当該処分の執行を受けた場合においては、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該処分の執行を受けた後その執行を免かれる目的でこれらの行為をした場合においても、また、同様とする。

2　納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項に規定する行為をした場合においては、その納税者に対する滞納処分の執行の前後を区別して、同項の例によつて懲役若しくは罰金の刑に処し、又はこれを併科する。

3　納税者に対する滞納処分の執行のある前に情を知つて第一項に規定する行為について納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、当該滞納処分の執行があつた後情を知つてこれらの行為をした場合においては、二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。滞納処分の執行があつた後情を知つて第一項に規定する行為について納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者も、また、同様とする。

4　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

（国税徴収法の例による事業税に係る滞納処分に関する検査拒否の罪）

第七十二条の七十　第七十二条の六十八第一項の場合において、国税徴収法第二十一条ノ三第三項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（事業税に係る交付要求）

第七十二条の七十一　納税者が左の各号の一に該当する場合においては、道府県の徴税吏員は、当該行政機関、地方団体、執行裁判所、執行吏、強制管理人、

破産管財人、清算人又は限定承認をした相続人に対して、事業税に係る地方団体の徴収金の交付を求めなければならない。但し、他に差し押えるべき財産がある場合においては、直ちにこれを差し押えることができる。

一　国税、地方税その他の公課について滞納処分を受けるとき。

二　強制執行を受けるとき。

三　破産の宣告を受けたとき。

四　競売の開始があつたとき。

五　法人が解散したとき。

六　納税者について相続の開始があつた場合において、相続人が限定承認をしたとき。

（事業税に係る延滞加算金）

第七十二条の七十二　道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、事業税額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について一日四銭の割合をもつて、督促状の指定期限の翌日から税金完納の日までの日数によつて計算した延滞加算金額を加算して徴収しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合及び延滞加算金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

一　繰上徴収をするとき。

二　督促状の指定期限までに税金を完納しなかつたことについて、交通のとだえその他やむを得ない事由があると認めるとき。

2　前項の延滞加算金額は、税額の百分の五をこえることができない。

第六款　犯則取締

（事業税に係る犯則取締法の準用）

第七十二条の七十三　事業税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定（第十九条ノ二及び第二十二条の規定を除く。）を準用する。

第七十二条の七十四　前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、事業税に関する犯則事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第七十二条の七十五　第七十二条の七十三の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においても事業税に関する犯則事件の調査を行うことができる。

第七十二条の七十六　第七十二条の七十三の場合において、事業税に関する犯則事件は、間接国税以外の国税に関する犯則事件とする。

第三節　不動産取得税

第一款　通則

（不動産取得税に関する用語の意義）

第七十三条　不動産取得税について、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　不動産　土地及び家屋を総称する。

二　土地　田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいう。

三　家屋　住宅、店舗、工場、倉庫その他の建物をいい、発電所及び変電所を含まないものとする。

四　住宅　主として人の居住の用に供する家屋をいう。

五　価格　適正な時価をいう。

六　建築　家屋を新築し、増築し、又は改築することをいう。

七　増築　家屋の床面積又は体積を増加することをいう。

八　改築　家屋の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいう。）の一種以上について過半の更新を行うことをいう。

（不動産取得税の納税義務者等）

第七十三条の二　不動産取得税は、不動産の取得に対し、当該不動産所在の道府県において、当該不動産の取得者に課する。

2　家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初に使用又は譲渡が行われた日をもつて家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。但し、家屋が新築された日から六月を経過して、なお、当該家屋について使用又は譲渡が行われない場合においては、当該家屋が新築された日から六月を経過した日をもつて家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。

3　家屋を改築したことに因り、当該家屋の価格が増加した場合においては、当該改築をもつて家屋の取得とみなして、不動産取得税を課する。

（国等に対する不動産取得税の非課税）

第七十三条の三　道府県は、国並びに都道府県、特別市、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区に対しては、不動産取得税を課することができない。

（用途による不動産取得税の非課税）

第七十三条の四　道府県は、左の各号に掲げる者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

一　日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本放送協会、土地改良区、土地改良区連合及び鉱害復旧事業団が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

二　宗教法人がもつぱらその本来の用に供する宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）第三条に規定する境内建物及び境内地（旧宗教法人令（昭和二十年勅令第七百十九号）の規定による宗教法人のこれに相当する建物及び土地を含む。）

三　学校教育法第一条若しくは第九十八条第一項の学校を設置する学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する不動産並びに日本赤十字社又は民法第三十四条の法人がその設置する図書館において直接その用に供する不動産及び日本赤十字社、民法第三十四条の法人又は宗教法人がその設置する博物館法第二条第一項の博物館において直接その用に供する不動産

四　社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業（以下第三百四十八条第十号において「社会福祉事業」という。）又は更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）による更生保護事業（以下第三百四十八条第十号において「更生保護事業」という。）を経営する者がその事業の用に供する不動産及び生活保護法による保護施設、児童福祉法による児童福祉施設又は身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設を設置する者がその施設の用に供する不動産

五　前二号に掲げる不動産の外、日本赤十字社が直

接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

六　民法第三十四条の法人で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する不動産

七　健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険の事業を行う法人、国民健康保険団体連合会、私立学校教職員共済組合並びに国家公務員共済組合法、農業協同組合法及び消費生活協同組合法による組合及び連合会が経営する病院及び診療所並びに農業共済組合及び農業共済組合連合会が経営する家畜診療所の用に供する不動産

2　道府県は、保安林、墓地又は公共の用に供する道路、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤とう若しくは井溝の用に供するために土地を取得した場合における当該土地の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

（農地法の規定によつて国から土地を売り渡された場合における不動産取得税の非課税）

第七十三条の五　道府県は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三十六条、第六十一条、第六十九条、第七十条又は第八十条第二項の規定によつて国から土地を売り渡され、又は売り払われた場合における当該土地の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

（土地区画整理の施行に伴う換地の取得等に対する不動産取得税の非課税）

第七十三条の六　道府県は、都市計画法（大正八年法律第三十六号）若しくは特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）による土地区画整理の施行に伴う換地の取得、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による土地改良事業の施行に伴う換地の取得又は土地改良法による農地の交換分合による土地の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

2　道府県は、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第八十二条の規定によつて土地をもつて損失を補償された場合又は耐火建築促進法（昭和二十七年法律第百六十号）第十五条の規定によつて耐火建築物の一部の所有権をもつて損失を補償された場合における当該土地の取得又は当該耐火建築物の一部の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

（形式的な所有権の移転等に対する不動産取得税の非課税）

第七十三条の七　道府県は、左の各号に掲げる不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

一　相続（包括遺贈及び被相続人から相続人に対してなされた遺贈を含む。）に因る不動産の取得

二　法人の合併に因る不動産の取得

三　委託者から受託者に信託財産を移す場合における不動産の取得

四　委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託による受託者から元本の受益者に信託財産を移す場合における不動産の取得

五　信託の受託者が更迭した場合における新受託者による不動産の取得

六　保険業法の規定によつて会社がその保険契約の全部の移転契約に基いて不動産を移転する場合における不動産の取得

七　日本電信電話公社法施行法（昭和二十七年法律第二百五十一号）第十条の規定によつて日本電信電話公社が政府と財産を交換する場合における不動産の取得

八　国有林野整備臨時措置法（昭和二十六年法律第二百四十七号）第一条第一項の規定によつて民有林野を国有林野と交換する場合又は保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）第四条に掲げる森林等に該当する民有林野を国有林野と交換する場合における土地の取得

九　森林法第八十六条第二項に規定する生産組合がその組合員となる資格を有する者から現物出資を受ける場合における土地の取得

十　住宅金融公庫の住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第十七条第八項第三号に規定する業務を行う場合における不動産の取得

十一　住宅金融公庫の貸付金の回収に関連する不動産の取得（住宅金融公庫が建築中の住宅を取得し、建築工事を完了した住宅の取得を含む。）

（不動産取得税に係る徴税吏員の質問検査権）

第七十三条の八　道府県の徴税吏員は、不動産取得税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、左に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一　納税義務者又は納税義務があると認められる者

二　前号に掲げる者から金銭又は物品を受け取る権利があると認められる者

三　前二号に掲げる者以外の者で当該不動産取得税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

2　前項の場合においては、当該徴税吏員は、その分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3　不動産取得税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七十三条の三十六第一項の定めるところによる。

4　第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（不動産取得税に係る検査拒否等に関する罪）

第七十三条の九　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二　前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを呈示した者

三　前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（不動産取得税の納税管理人）

第七十三条の十　不動産取得税の納税義務者は、納税義務を負う道府県内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該道府県の条例で定める地域内に居住する者のうちから納税管理人を定め、これを道府県知事に申告しなければならない。納税管理人を変更した場合においても、また、同様とする。

（不動産取得税の納税管理人に係る虚偽の申告に関する罪）

第七十三条の十一　前条の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、そ

の行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（不動産取得税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第七十三条の十二　道府県は、不動産取得税の納税義務者が第七十三条の十の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

2　前項の過料を科せられた者は、その処分に不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4　第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5　異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便逓送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8　第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、過料の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第二款　課税標準及び税率

（不動産取得税の課税標準）

第七十三条の十三　不動産取得税の課税標準は、不動産を取得した時における不動産の価格とする。

2　家屋の改築をもつて家屋の取得とみなした場合に課する不動産取得税の課税標準は、当該改築に因り増加した価格とする。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第七十三条の十四　住宅を建築（新築した住宅でまだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下第二項において同じ。）した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、一戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。）につき百万円を価格から控除するものとする。

2　共同住宅等以外の住宅を建築した者が、当該住宅の建築後一年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合にあつては、前後の建築に係る住宅をもつて一戸の住宅とみなして前項の規定を適用する。

3　公営住宅及びこれに準ずる住宅（以下本項において「公営住宅等」という。）を地方公共団体から当該公営住宅等の入居者又は入居者の組織する団体が譲渡を受けた場合における当該公営住宅等の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該譲渡に係る住宅をもつて建築に係る住宅とみなして第一項の規定を適用する。

4　耐火建築促進法第五条又は第十一条の規定に基く補助金の交付を受けて家屋を新築し、又は増築した場合における当該家屋（家屋を増築した場合にあつては、当該増築に係る部分をいう。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該補助金の額を価格から控除するものとする。

5　農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条の規定に基く資金の貸付を受けて農林漁業者の共同利用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該貸付を受けた資金の額を価格から控除するものとする。

6　法律の規定により土地又は家屋を収用することができる事業（以下本項において「公共事業」という。）の用に供するため不動産を収用されて補償金を受けた者又は公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため不動産を譲渡した者が、当該収用され、又は譲渡した日から一年以内に、当該収用され、又は譲渡した不動産（以下本項において「被収用不動産等」という。）に代るものと道府県知事が認める不動産を取得した場合においては、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格（被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第三項の規定によつて示された評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続に準じて決定した価格）に相当する額を価格から控除するものとする。

7　住宅金融公庫から貸付を受けた者で住宅金融公庫法第十七条第一項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの又は同法同条第四項の規定による貸付を受けた者が住宅金融公庫の貸付金に係る不動産を取得した場合においては、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該貸付金の額を価格から控除するものとする。

8　住宅金融公庫法第十七条の規定により資金の貸付を受けて耐火建築促進法第四条の規定に基き指定された防火建築帯の区域内に家屋を新築した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、同法第七条第三項の規定により建設大臣の定めるところによつて算出した耐火建築物と木造の建築物との単位面積当りの標準建築費の差額の二分の一に相当する額に当該家屋の床面積の合計を乗じた額（以下本項において「標準建築費の差額」という。）を価格から控除するものとする。但し、その新築について同法第五条の規定に基く補助金の交付を受けた場合においては、標準建築費の差額が当該補助金の額をこえる額を控除するものとする。

（不動産取得税の税率）

第七十三条の十五　不動産取得税の標準税率は、百分の三とする。

2　道府県は、前項の標準税率をこえる税率で不動産取得税を課する場合においては、あらかじめ、自治庁長官に対してその旨を届け出なければならない。

第三款　賦課及び徴収

（不動産取得税の納期）

第七十三条の十六　不動産取得税の納期については、当該道府県の条例の定めるところによる。

（不動産取得税の徴収の方法）

第七十三条の十七　不動産取得税の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

2　不動産取得税を徴収しようとする場合において納税者に交付すべき徴税令書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

（不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）

第七十三条の十八　不動産を取得した者は、当該道府県の条例の定めるところによつて、不動産の取得の

事実その他不動産取得税の賦課徴収に関し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。

2　前項の規定による申告又は報告は、文書をもつてし、当該不動産の所在地の市町村長を経由しなければならない。

3　市町村長は、前項の規定による申告書若しくは報告書を受け取つた場合又は自ら不動産の取得の事実を発見した場合においては、その日から十日以内に当該申告書若しくは報告書を道府県知事に送付し、又は当該取得の事実を通知するものとする。

（不動産取得税に係る虚偽の申告等に関する罪）

第七十三条の十九　前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（不動産取得税に係る不申告等に関する過料）

第七十三条の二十　道府県は、不動産の取得者が第七十三条の十八の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

2　前項の過料を科せられた者は、その処分に不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4　第二項の規定による異議の申立を受理した日から三十日以内に、その申立を受理した道府県知事の決定は、その申立をした者に交付しなければならない。

5　異議の申立をした者に交付しなければならない。

6　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便遥送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8　第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、過料の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

（不動産の価格の決定等）

第七十三条の二十一　道府県知事は、固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されている不動産については、当該価格により当該不動産に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を決定するものとする。但し、当該不動産について増築、改築、損かいその他特別の事情がある場合において当該固定資産の価格により難いときは、この限りでない。

2　道府県知事は、固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されていない不動産又は前項但書の規定に該当する不動産については、第三百八十八条第三項の規定によつて示された評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続に準じて、当該不動産に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を決定するものとする。

3　道府県知事は、前項の規定によつて不動産の価格を決定した場合においては、直ちに、当該価格その

他必要な事項を当該不動産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

4　道府県知事は、不動産取得税の課税標準となるべき価格の決定を行つた結果、固定資産課税台帳に登録されている不動産の価格について、市町村間に不均衡を認めた場合においては、理由を附けて、関係市町村の長に対し、固定資産税の課税標準となるべき価格の決定について助言をするものとする。

（固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知）

第七十三条の二十二　市町村長は、第七十三条の十八第三項の規定によつて送付又は通知をする場合においては、道府県の条例の定めるところによつて、当該不動産の価格その他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項をあわせて道府県知事に通知するものとする。

（固定資産課税台帳等の供覧等）

第七十三条の二十三　道府県知事が市町村長に対し、固定資産課税台帳その他不動産取得税の課税標準となるべき不動産の価格の決定について参考となるべき帳簿書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、市町村長は、関係帳簿書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

（住宅を新築する土地の取得に対する不動産取得税の減額）

第七十三条の二十四　道府県は、土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地に住宅を新築した場合においては、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から六十万円（共同住宅等を新築した場合又は住宅を新築して譲渡し、若しくは譲渡し、若しくは貸付けるための住宅を二以上新築した場合においては、当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の坪数で除して得た額に当該住宅の床面積の合計の二倍の面積の坪数を乗じて得た金額が六十万円をこえるときは、当該金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2　土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合においては、前後の取得に係る土地の取得をもつて一の土地の取得と、最初に土地を取得した日をもつてこれらの土地を取得した日とみなして、前項の規定を適用する。

（住宅を新築する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予）

第七十三条の二十五　道府県は、土地の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該土地の取得者から当該不動産取得税について前条の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から一年以内の期間を限つて、当該土地に係る不動産取得税額のうち同条第一項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

2　前項の申告は、第七十三条の十八の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、道府県の条例の定めるところによつて、あわせてしなければならない。

（住宅を新築する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消）

第七十三条の二十六　道府県は、前条第一項の規定によつて徴収猶予をした場合において、当該徴収猶予に係る不動産取得税について第七十三条の二十四第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたとき、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが

明らかとなつたときは、当該徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収することができる。

（住宅を新築する土地の取得に対する不動産取得税の還付）

第七十三条の二十七　道府県は、土地の取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第七十三条の二十四の規定の適用があることとなつたときは、納税義務者の申請に基いて、同条第一項の規定によつて減額すべき額に相当する税額及びこれに係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

（地方鉄道の営業用固定資産に属する不動産の取得に対して課する不動産取得税の還付）

第七十三条の二十八　道府県は、地方鉄道軌道整備法第二条第一項の地方鉄道業者が同法第八条第一項の規定によつて地方鉄道の営業用固定資産について補助金の交付を受けた場合において、当該営業用固定資産のうち不動産についてすでに徴収した不動産取得税があるときは、当該地方鉄道業者の申請に基いて、当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金のうち当該不動産に対する補助金の額に税率を乗じて得た額に相当する税額及びこれに係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

（不動産取得税の納期限の延長）

第七十三条の三十　道府県知事は、当該道府県の条例の定めるところによつて、不動産取得税の納税者のうち特別の事情がある者に対し、納期限の延長をすることができる。

（不動産取得税の減免）

第七十三条の三十一　道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において不動産取得税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、当該道府県の議会の議決を経て、不動産取得税を減免することができる。

（納期限後に納付する不動産取得税の延滞金）

第七十三条の三十二　不動産取得税の納税者は、第七十三条の十六の納期限（第七十三条の三十の規定による納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下不動産取得税について同じ。）後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該税額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

2　道府県知事は、納税者が第七十三条の十六の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

（違法又は錯誤に係る不動産取得税の賦課の救済）

第七十三条の三十三　不動産取得税の賦課を受けた者は、その賦課について違法又は錯誤があると認める場合においては、徴税令書の交付を受けた日（納期を分けた場合においては、第一期分の徴税令書の交付を受けた日）から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

2　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

3　第一項の徴税令書を郵便をもつて発送した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の徴税令書の交付を受けた日とみなす。この場合において、納税者が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて徴税令書の交付を受けた日とする。

4　第一項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5　異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便逓送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8　第一項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、不動産取得税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第四款　督促及び滞納処分

（不動産取得税に係る督促）

第七十三条の三十四　納税者が納期限までに不動産取得税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2　前項の場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期間内において、督促に因る納付のための相当の期限を指定しなければならない。

3　特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（不動産取得税に係る督促手数料）

第七十三条の三十五　道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例の定めるところによつて、手数料を徴収しなければならない。

（不動産取得税に係る滞納処分）

第七十三条の三十六　第七十三条の三十四の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに不動産取得税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合又は繰上徴収のための納期限変更告知書を受けた者がこれに定められた納期限までに税金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期限までに、国税徴収法の規定による滞納処分の例によつて、これを処分しなければならない。但し、繰上徴

は、その執行を停止することができる。

（不動産取得税に係る滞納処分に関する罪）

第七十三条の三十七　不動産取得税の納税者は、滞納処分の執行を受ける前に当該処分の執行を免れる目的で財産を隠匿し、損かいし、道府県の不利益に処分し、又は財産の負担を虚偽に増加する行為をして当該処分の執行を受けた場合においては、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該処分の執行を受けた後、その執行を免かれる目的でこれらの行為をした場合においても、また、同様とする。

2　納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項に規定する行為をした場合においては、その納税者に対する滞納処分の執行の前後を区別して、同項の例によつて懲役若しくは罰金の刑に処し、又はこれを併科する。

3　納税者に対する滞納処分の執行のある前に情を知つて第一項に規定する行為について納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、当該滞納処分の執行があつた場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

4　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

（国税徴収法の例による不動産取得税に係る滞納処分に関する検査拒否の罪）

第七十三条の三十八　第七十三条の三十六第一項の場合において、国税徴収法第二十一条ノ三第二項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罪金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（不動産取得税に係る交付要求）

ない。

2　前項の規定による処分に不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4　第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から六十日以内にしなければならない。

5　異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便逓送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8　第一項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

9　第二項の規定による異議の申立又は第七項の規定による出訴があつても、処分の執行は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合において

第七十三条の三十九　納税者が左の各号の一に該当する場合においては、道府県の徴税吏員は、当該行政機関、地方団体、執行裁判所、執行吏、強制管理人、破産管財人、清算人又は限定承認をした相続人に対して、不動産取得税に係る地方団体の徴収金の交付を求めなければならない。但し、他に差し押えるべき財産がある場合においては、直ちにこれを差し押えることができる。

一　国税、地方税その他の公課について滞納処分を受けるとき。

二　強制執行を受けるとき。

三　破産の宣告を受けたとき。

四　競売の開始があつたとき。

五　法人が解散したとき。

六　納税者について相続の開始があつた場合において、相続人が限定承認をしたとき。

（不動産取得税に係る延滞加算金）

第七十三条の四十　道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、不動産取得税額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について一日四銭の割合をもつて、督促状の指定期限の翌日から税金完納の日までの日数によつて計算した延滞加算金額を加算して徴収しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合及び延滞加算金が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

一　繰上徴収をするとき。

二　督促状の指定期限までに税金を完納しなかつたことについて交通の杜絶その他やむを得ない事由があると認めるとき。

2　前項の延滞加算金額は、税額の百分の五をこえることができない。

第五款　犯則取締

（不動産取得税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用）

第七十三条の四十一　不動産取得税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定（第十九条ノ二及び第二十二条の規定を除く。）を準用する。

（国税局長の職務）

第七十三条の四十二　前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、不動産取得税に関する犯則事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第七十三条の四十三　第七十三条の四十一の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においても不動産取得税に関する犯則事件の調査を行うことができる。

第七十三条の四十四　第七十三条の四十一の場合において、不動産取得税に関する犯則事件は、間接国税以外の国税に関する犯則事件とする。

第四節　道府県たばこ消費税

（道府県たばこ消費税の納税義務者等）

第七十四条　道府県たばこ消費税（以下本節において、「たばこ消費税」という。）は、日本専売公社（以下本節及び第三章第四節において、「公社」という。）がたばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）第二十九条第一項に規定する小売人（以下本節及び第三章第四項において、「小売人」という。）に売り渡す製造たばこに対し、小売人がその販売の時によるべき同法第三十四条第一項の小売定価（以下本節及び

第三章第四節において、「小売定価」という。）を課税標準として、小売人の営業所在の道府県において、公社に課する。

2　前項に規定するものの外、公社が国内消費用として直接消費者に売り渡す製造たばこに対しては、たばこ消費税は、その売渡しの時によるべき当該製造たばこの小売定価を課税標準として、当該売渡しをする公社の事務所所在の道府県において、公社に課する。

（たばこ消費税の税率）

第七十四条の二　たばこ消費税の税率は、百十五分の五とする。

（たばこ消費税に係る徴税吏員の質問等）

第七十四条の三　道府県の徴税吏員は、たばこ消費税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、公社その他たばこ消費税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者に質問することができる。

2　前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4　道府県知事がたばこ消費税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合において、公社の製造たばこの売渡しに関する帳簿書類を閲覧し、又は記録することを請求したときは、公社は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

（たばこ消費税の徴収の方法）

第七十四条の四　たばこ消費税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

2　公社は、総理府令で定める様式によつて、毎月小売人又は直接消費者に売り渡した製造たばこに係るたばこ消費税の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を、翌月二十五日までに、製造たばこを売り渡した小売人の営業所又は直接消費者に売り渡した公社の事務所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した税額を当該道府県に納付しなければならない。

3　公社は、前項の規定によつて申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、総理府令で定める様式によつて、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、修正に因り増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

4　道府県知事は、第二項に規定する納期限までに同項の申告書の提出がなかつたとき、又は前条第一項の規定により公社に質問し、若しくは同条第四項の規定により関係書類を閲覧し、若しくは記録する際において公社が第二項若しくは前項の規定により申告し、若しくは修正申告したたばこ消費税に係る課税標準額若しくは税額の算定について違法若しくは錯誤があることを発見したときは、公社に対し、申告書又は修正申告書の提出を求めるものとする。

5　公社は、前項の規定によつて申告書又は修正申告書の提出を求められた場合においては、その提出を求められた日から二十日以内に、総理府令で定める様式によつて、申告書又は修正申告書を提出するとともに、その納付すべきたばこ消費税又は修正に因り増加した税額がある場合における当該税額を納付しなければならない。

（たばこ消費税の納期限の延長）

第七十四条の五　道府県知事は、当該道府県の条例の定めるところによつて、特別の事情がある場合においては、公社に対し、たばこ消費税の納期限の延長をすることができる。

（納期限後に納付するたばこ消費税の延滞金）

第七十四条の六　公社は、第七十四条の四第二項の納期限後にその税金（同条第三項又は第五項の規定による修正に因り増加した税額を含む。以下本条において同じ。）を納付する場合においては、それぞれこれらの税額に当該税額に係る納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該税額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

2　道府県知事は、公社が第七十四条の四第二項の納期限までにその税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

「第二節　入場税」を「第五節　娯楽施設利用税」に改める。

第七十五条を次のように改める。

（娯楽施設利用税の納税義務者等）

第七十五条　娯楽施設利用税は、左に掲げる施設（以下本節において「施設」という。）の利用に対し、利用料金を課税標準として、その施設所在の道府県において、その利用者に課する。

一　舞踏場
二　ゴルフ場
三　スケート場
四　ばちんこ場及びたまつき場
五　まあじやん場及び貸船場
六　つりぼり及び貸船場
七　前各号に掲げる施設に類する施設

2　前項の「利用料金」とは、何らの名義をもつてするを問わず、施設の利用について、その対価又は負担として支払うべき金品をいう。

第七十六条中「入場税」を「娯楽施設利用税」に、「第一種若しくは第二種の場所における催物（映画、演劇、演芸、演奏、観物、競馬、競輪、展覧会その他これらに類するものをいい、第七十八条に規定する催しを含む。以下入場税について同様とする。）の主催者若しくはこれらの場所の経営者又は第三種の施設の経営者若しくは」を「施設の経営者又は」に、「主催者等」を「経営者等」に、「入場させ、又は利用させ」を「利用させ」に、「催物の経費、第三種の施設」及び「これらの場所へ入場させ、又はこれらの施設」を「当該施設」に、「まあじやん場、たまつき場その他の施設で総理府令で定めるもの」を「ばちんこ場、まあじやん場、たまつき場その他総理府令で定める施設」に改め、「第一種若しくは第二種の場所への入場又は第三種の」、「入場料又は」、「入場し、又は」及び「入場者又は」を削る。

第七十七条を次のように改める。

（娯楽施設利用税の標準税率）

第七十七条　娯楽施設利用税の標準税率は、利用料金を課税標準とするものにあつては、左の各号に掲げる施設の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　舞踏場、ゴルフ場その他これらに類する施設で道府県の条例で指定するもの
　利用料金の百分の五十
二　前号以外の施設
　利用料金の百分の三十

2　学生又は生徒で政令で定める運動競技の施設を利用する者から料金を徴収する場合における娯楽施設利用税の標準税率は、前項の規定にかかわらず、百分の十とする。

3　前条第三項の規定によつて娯楽施設利用税を課する場合における娯楽施設利用税の税率は、当該娯楽施設利用税の税額が利用料金を課税標準として娯楽施設利用税を課する場合における納入金の金額と著しく均衡を失しないように定めなければならないものとし、左の表の上欄に掲げる施設について当該施設の利用物件の数量を標準とする場合においては、おおむね同表の下欄に掲げる率を標準として地域等により区分して定めるものとする。

施設の種類	率
一　ぱちんこ場	一台につき月額　百五十円
二　まあじやん場	一卓につき月額　五百円
三　たまつき場	一台につき月額　千円

第七十八条を次のように改める。

第七十八条　削除

第七十九条から第八十三条まで中「入場税」を「娯楽施設利用税」に改める。

第八十四条の見出し中「入場券等」を「利用券等」に改め、同条第一項中「主催者等」を「経営者等」に、「左の各号に掲げる場合で」を「左の各号に掲げる場合及び」に、「入場する場合」を「利用する場合」に改め、「第一種若しくは第二種の場所への入場又は第三種の」、「入場券又は」及び「入場者又は」並びに第三号を削り、同条第二項中「主催者等」を「経営者等」に、「入場券等引換券」を「利用券引換券」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「入場券若しくは」及び「入場者又は」を削り、同条第四項中「主催者等」を「経営者等」に改め、「入場券又は」を削り、同条第七項中「主催者等」を「経営者等」に改め、「入場券等引換券」を「利用券引換券」に改め、同条同項を同条第五項とする。

第八十五条の見出し中「入場券等」を「利用券等」に改め、同条第一項中「入場券、利用券若しくは入場券等引換券」を「利用券若しくは利用券引換券」に「第六項」を「第五項」に、「第七項」を「第六項」に改め、「入場券若しくは」及び「入場券又は」を削り、同条第七項中「主催者等」を「経営者等」に改め、「入場券又は」を削り、同条同項を同条第六項とする。

第八十六条中「入場税」を「娯楽施設利用税」に改める。

第八十七条中「入場税」を「娯楽施設利用税」に、「催物の主催者」を「施設の経営者」に、「入場券若しくは利用券又は入場券等引換券」を「利用券又は利用券引換券」に改め、「入場券又は」を削る。

第八十八条を次のように改める。

第八十八条　削除

第八十九条中「入場税」を「娯楽施設利用税」に、「これらの場所又は施設」及び「第一項の場所又は施設」を「当該施設」に改め、「第一種若しくは第二種の場所又は第三種の」を削る。

第九十条から第九十六条まで中「入場税」を「娯楽施設利用税」に改める。

第九十七条の見出し中「入場税」を「娯楽施設利用税」に、同条第三項中「入場税額」を「娯楽施設利用税額」に改める。

第九十八条から第百五条まで中「入場税」を「娯楽施設利用税」に改める。

第百六条中「入場税」を「娯楽施設利用税」に、「入場税額」を「娯楽施設利用税額」に改める。

第百七条から第百十条まで及び第百十二条中「入場税」を「娯楽施設利用税」に改める。

「第三節　遊興飲食税」を「第六節　遊興飲食税」に改める。

第百十四条の二第二項を次のように改める。

2　道府県は、もつぱら茶菓その他これに類するものを提供する場所で政令で定めるものにおける一人一回の料金が百円以下である飲食又は大衆飲食店で政令で定めるものにおける一人一回の料金が百二十円以下である飲食に対しては、遊興飲食税を課することができない。

第百十四条の二に次の一項を加える。

4　道府県は、政令で定める大衆旅館における宿泊で一人一泊の料金が七百円以下のものに対しては、遊興飲食税を課することができない。

「第四節　自動車税」を「第七節　自動車税」に改める。

第百四十七条第一項各号を次のように改める。

一　乗用車

普通自動車に属するもの

営業用

軸距（前輪の車軸の中心から後輪の車軸の中心までの間の距離をいう。以下本号において同じ。）が百二十インチ以下のもの　年額　一万五千円

軸距が百二十インチをこえるもの　年額　三万円

自家用

軸距が百二十インチ以下のもの　年額　三万六千円

軸距が百二十インチをこえるもの　年額　六万円

四輪以上の小型自動車に属するもの

営業用　年額　八千円

自家用　年額　一万六千円

その他

揮発油を燃料とするもの　年額　一万四千円

その他　年額　二万一千円

四　三輪の小型自動車

営業用　年額　三千三百円

自家用　年額　四千三百円

五　二輪の小型自動車　年額　二千五百円

六　軽自動車　年額　千五百円

第百四十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第二号に掲げるトラックの標準税率は、最大積載量が四トンをこえ五トン以下であるトラックについて適用される標準税率とし、同項第三号に掲げるバスの標準税率は、主として観光貸切用のバスにあつてはその乗車定員が四十人をこえ五十人以下であるものについて、その他のバスにあつてはその乗

揮発油を燃料とするもの　年額　三万円

その他　年額　四万五千円

その他

揮発油を燃料とするもの　年額　一万四千円

その他　年額　二万一千円

四輪以上の小型自動車

営業用　年額　一万五千円

自家用　年額　二万三千円

その他

その他　年額　千五百円

三　バス

主として観光貸切用のもの　年額　一万五千円

車定員が三十人をこえ四十人以下であるものについて適用される標準税率とする。

第百四十九条第二項を削る。

第百五十条第三項を次のように改める。

3　自動車税の賦課後にその課税客体である自動車の承継があつた場合において前の納税者が後の納税義務者の納付すべき自動車税の全部又は一部を納付しているときは、その納付に係る部分については、前の納税者の納税をもつて後の納税義務者の納税とみなし、前二項の規定は、適用しない。

第五節　鉱区税」を「**第八節**　鉱区税」に改める。

「**第六節**　削除」を削る。

「**第七節**　狩猟者税」を「**第九節**　狩猟者税」に改める。

第二百三十七条を次のように改める。

（狩猟者税の税率）

第二百三十七条　狩猟者税の税率は、左の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一　当該年度の初日の属する年の前年分の所得税を納付する義務を有しない者又は農業を主たる生業とする者でもつぱら自家労力によつてこれを行う者　千八百円

二　その他の者　三千六百円

「**第八節**　道府県法定外普通税」を「**第十節**　道府県法定外普通税」に改める。

第二百六十三条中「普通徴収、」の下に「申告納付、」を加える。

第二百七十四条の次に次の一条を加える。

（道府県法定外普通税の申告納付の手続等）

第二百七十四条の二　道府県法定外普通税を申告納付すべき納税者は、当該道府県の条例で定める期間内における課税標準額、税額その他同条例で定める事項を記載した申告書を同条例で定める納期限までに道府県知事に提出し、及びその申告した税額を当該道府県に納付しなければならない。

2　前項の規定によつて申告書を提出した者は、申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、当該道府県の条例で定める様式によつて、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、修正に因り増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

第二百七十六条第一項中「前条第二項の規定による申告書を含む。以下道府県法定外普通税について同様とする。）又は第二百七十四条の二第二項の規定による修正申告書」を加え、「当該納入申告」を「納入申告（第二百七十四条の二第一項の規定による申告を含む。以下道府県法定外普通税について同様とする。）又は修正申告」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に改める。

第二百七十七条第一項中「不足金額（更正に因る納入金の不足額又は決定に因る納入金額をいう。）を「不足金額（更正に因る税金若しくは納入金の不足金額又は決定に因る税額若しくは納入金額をいう。）に、同条第二項中「第二百七十五条第二項の納期限」を「第二百七十四条の二第一項又は第二百七十五条第二項の納期限」に、「納入の日」を「納付又は納入の日」に改め、同条第三項中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に改める。

第二百七十八条第一項中「更正があつたとき」の下に「、又は修正申告書の提出があつたとき」を加え、「当該更正前の納入申告」を「当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告」に改め、「不足金額」の下に「又は当該修正申告に因り増加した税額」を加える。

第二百七十八条第二項各号列記以外の部分中「更正前の納入申告」を「更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告」に改め、同条同項第二号中「更正があつたときは、当該更正に因る不足金額」を「更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、当該更正に因る不足金額又は当該修正申告に因り増加した税額」に改める。

第二百七十八条第三項中「提出があつた場合」の下に「又は修正申告書の提出があつた場合」を加え、「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に、「決定」を「決定又は更正」に、「納入申告に係る税額に」を「納入申告に係る税額又は当該修正申告に因り増加した税額にそれぞれ」に改める。

第二百七十八条第四項中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に改める。

第二百七十九条第一項中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者に、「納入申告書」を「納入申告書又は修正申告書」に、「更正に因る不足金額」を「更正に因る不足金額が二百円以上であるときは、その不足金額」を「更正に因る不足金額又は修正に因り増加した税額が二百円以上であるときは、その不足金額又は修正に因り増加した税額」に改め、同条第二項各号中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に改め、同条第三項中「納入申告書」を「納入申告書又は修正申告書」に、「当該納入申告に係る税額」を「当該納入申告に係る税額又は修正申告に因り増加した税額」に改め、同条第四項中「特別徴収義務者」に改める。

第二百八十条第一項中「税金」の下に「（第二百七十四条の二第二項の規定による修正に因り増加した税額を含む。以下本条において同様とする。）」を加える。

第二百九十二条第五号中「（昭和二十八年法律第百七十八号）」を削り、「租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第二条の二第二項」を「租税特別措置法第二条の二第一項」に改め、「同法第六十二条の四第一項の規定によつて徴収される加算税額並びに」を削り、同条第七号中「二万円」を「三万五千円」に改め、同条第十号に次の但書を加える。

但し、戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十三条の規定により遺族年金を受ける者にあつては、扶養親族の有無を問わないものとする。

第二百九十二条第十一号中「各事業年度の積立金に対するものを除き、」を削り、同条第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二　均等割　均等の額によつて課する市町村民税をいう。

十三　所得割　所得税額若しくは課税総所得金額又は課税総所得金額から所得税額を控除した金額（以下「所得税額等」と総称する。）を課税標準として課する市町村民税をいう。

十四　法人税割　法人税額を課税標準として課する市町村民税をいう。

一　第二百九十四条各号列記以外の部分中「第一号及び第三号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、」を「第一号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第三号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、」に改める。

第二百九十五条第一項第三号中「十万円」を「十三万円」に改める。

第二百九十六条を次のように改める。

（個人以外の者の市町村民税の非課税の範囲）

第二百九十六条　市町村は、左の各号に掲げる者に対しては、市町村民税を課することができない。

一　国、都道府県、特別市、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、港湾法の規定による港務局、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本赤十字社、土地改良区及び土地改良

区連合、普通水利組合及び普通水利組合連合、北海道土功組合、耕地整理組合及び耕地整理組合連合会、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険の事業を行う法人、国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、私立学校教職員共済組合、町村職員恩給組合連合会、日本育英会、私立学校振興会、社会福祉事業振興会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業共済基金、開拓融資保証協会、水産業協同組合共済会、漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、信用保証協会、船主責任相互保険組合、木船相互保険組合、学校教育法第一条又は第九十八条第一項の学校を設置する学校法人、私立学校法第六十四条第四項の法人、博物館法第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とする民法第三十四条の法人、宗教法人、民法第三十四条の法人で学術の研究を目的とするもの、社会福祉法人、労働組合法による労働組合、国家公務員法第九十八条の規定に基く国家公務員の団体、国会職員法第十八条の二の規定に基く国会職員の団体並びに地方公務員法第五十四条の規定に基く地方公務員の団体

一　森林法、農業協同組合法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法、輸出入取引法及び中小企業等協同組合法による組合（企業組合を除く。）及び連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会並びに塩業組合で政令で定めるもの

第三百三条第二項中「第二百九十四条第二号から第四号までの者」の下に「（第二百九十六条第一号の者を除く。）」を加える。

第三百四条中「所得税法第二十七条第一項及び第二項（同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百七条の見出し中「給与支払報告書等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者は、同項の規定によつて市町村長に提出した給与支払報告書に記載された給与の支払を受けている者のうち四月一日現在において給与の支払を受けなくなつたものがある場合においては、四月三十日までに、総理府令の定めるところによつて、その旨を記載した届出書を当該市町村長に提出しなければならない。

第三百九条の見出し中「給与支払報告書」を「給与支払報告書等」に改め、同条第一項中「給与支払報告書」の下に「若しくは届出書」を加える。

第三百十一条第一項の表中「七百円」を「六百円」に、「五百円」を「四百円」に、「三百円」を「二百円」に改め、同条第二項中「九百円、六百五十円及び四百円」を「八百円、五百五十円及び三百円」に改め、同条第三項中「政令で定める。」を「政令で定めるところによつて計算したものによる。」に改める。

第三百十三条の見出し中「所得割」の下に「及び法人税割」を加え、同条第一項及び第二項中「百分の十」を「百分の七・五」に改め、同条第三項中「百分の二十」を「百分の十五」に改め、同条第五項中「法人税額を課税標準として課する市町村民税（以下「法人税割」という。）」を「法人税割」に、「百分の十二・五」を「百分の七・五」に、「百分の十五」を「百分の九」に改める。

第三百十四条　次のように改め、第三百十四条の二を削る。

第三百十四条　削除

第三百十五条第二号中「所得税法第二十七条第一項

の修正確定申告書」を「所得税法第二十七条第一項及び第二項（同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の申告書」に改める。

第三百十九条の見出し中「徴収の方法等」に改め、同条中「（第三百二十一条の十の規定の適用がある場合を含む。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2　市町村は、個人の市町村民税を賦課し、及び徴収する場合においては、当該個人の道府県民税をあわせて賦課し、及び徴収するものとする。

第三百十九条の二の次に次の一条を加える。

（所得税において純損失の繰戻控除が認められた場合における所得割額の減額）

第三百十九条の三　市町村は、市町村民税の納税義務者で当該年度の初日の属する年の前年前三年間に純損失が生じたため所得税法第三十六条の規定によつて所得税額の還付を受けたものについては、その申請に基き、当該純損失の金額が前年の所得税の計算について同法第九条の二の規定を適用した場合において控除を認められるものであるときに限り、当該純損失の金額が同法同条の規定によつて控除されたものとみなして仮に算定した所得税額等を基礎として仮に算定した所得割額と当該年度分の所得割額との差額を当該年度分の所得割額から減額するものとする。この場合において、同法同条の規定によつて控除されたものとみなす金額は、前年度以前の年度の所得割について控除されたものとみなされなかつた金額に限る。

第三百二十一条の四第一項中「四月三十日」を「五月三十一日」に改める。

第三百二十一条の五第一項中「四月三十日」を「五月三十一日」に、「五月から翌年二月まで」を「六月から翌年三月まで」に改め、同条第三項中「翌月の十日」の下に「（同項の事由が発生した日が四月二日から五月三十一日までの間である場合においては、七月十日）」を加える。

第三百二十一条の八第一項及び第二項中「以下法人税割について同様とする。」を削り、同条第四項中「課税標準の算定期間」の下に「（第一項又は第二項に規定する課税標準の算定期間をいう。以下法人税割について同様とする。）」を加える。

第三百二十一条の八に次の一項を加える。

5　法人税法第十八条第一項又は第二十一条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で当該事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において総損金が総益金をこえることとなつたため、同法第二十六条の四の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分の法人税割額は、第一項、第二項及び前項の規定にかかわらず、そのこえる損金の額が当該事業年度の法人税の計算について同法第九条第五項の規定を適用した場合において損金に算入することを認められるものであるときに限り、そのこえる損金の額が同法同条同項の規定によつて損金に算入されたものとみなして仮に算定した法人税額を基礎として仮に算定した法人税割額と第一項、第二項又は前項の規定によつて申告納付すべき当該事業年度分の法人税割額との差額を当該申告納付すべき当該事業年度分の法人税割額から減額したものとする。この場合において、法人税法第九条第五項の規定によつて損金に算入されたものとみなす額は、前事業年度以前の事業年度の法人税割について損金に算入されたものとみなされなかつた額に限る。

第三百二十一条の十を次のように改める。

第三百二十一条の十　削除

第三百二十一条の十二第二項中「よるものとし、第

三百二十一条の十の規定の適用がある場合は、同条第三項に規定する納期限によるものとする。」を「よるものとする。」に改める。

第三百二十一条の十三第一項及び第三百二十四条第一項中「(第三百二十一条の十の規定の適用がある場合を含む。)」を削る。

第三百二十七条第一項中「(第三百二十一条の十の規定の適用がある場合は、同条第三項の納期限)」を削り、「納付又は納入の日までの期間」の下に「(法人税法第二十四条第一項若しくは第二項の規定によつて法人税に係る修正申告書を提出し、又は同法第三十二条の規定によつて更正若しくは決定の通知を受けたことに因り第三百二十一条の八第四項の規定による申告に係る税金を納付することとなつた場合において法人税法第四十二条第二項又は第七項の規定によつて法人税に係る利子税額の計算の基礎となる期間から控除された期間があるときは、当該控除された期間を除く。)」を加える。

第三百三十四条の次に次の一条を加える。

(個人の道府県民税に係る督促、滞納処分等)

第三百三十四条の二 市町村は、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金について督促状を発し、滞納処分をし、及び交付を求める場合においては、この法律に特別の規定がある場合を除く外、当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金についてあわせて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付を求めるものとする。

第三百四十一条第四号但書を次のように改める。

但し、自動車税の課税客体である自動車並びに自転車荷車税の課税客体である自転車及び荷車を除くものとする。

第三百四十二条の見出しを「(固定資産税の課税客体等)」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三百四十三条第二項後段中「又は所有者として登録されている法人が同日前に消滅しているときは、」を「若しくは所有者として登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登録されている第一項の者が同日前に所有者でなくなつているときは、」に改め、同条第四項中「償却資産課税台帳」を「固定資産」に、「償却資産課税台帳」を「固定資産課税台帳」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 農地法第九条の規定による国が買収した農地(農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)第五条第一項の規定によつて農地法第九条の規定により国が買収したものとみなされる農地を含む。)又は旧相続税法(昭和二十二年法律第八十七号)第五十二条、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第四十一条、所得税法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第六十三号)による改正前の所得税法第五十七条の四、戦時補償特別措置法(昭和二十一年法律第三十八号)第二十三条若しくは財産税法(昭和二十一年法律第五十二号)第五十六条の規定によつて国が収納した農地については、買収し、又は収納した日から国が当該農地を他人に売り渡し、その所有権が売渡の相手方に移転する日までの間はその使用者をもつて、その日後当該売渡の相手方が土地台帳に所有者として登録される日までの間はその売渡の相手方をもつて、それぞれ第一項の所有者とみなす。

第三百四十三条第六項中「都市計画法(大正八年法律第三十六号)又は特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)」を「都市計画法若しくは特別都市計画法」に改め、「土地区画整理」の下に「又は土地改良法による土地改良事業」を加え、「換地予定地その他の仮に使用し、」を「換地予定地、一時利用地その他の仮に使用

し、」に、「第三百八十一条第七項」を「第三百八十一条第八項」に、「換地処分」を「換地処分又は換地計画」に改める。

第三百四十八条第二項第二号中「日本放送協会」の下に「、土地改良区、土地改良区連合」を加え、同条同項同号の次に次の一号を加える。

二の二 帝都高速度交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)による帝都高速度交通営団が直接地下高速度交通事業の用に供するトンネル

第三百四十八条第二項第三号中「(昭和二十六年法律第百二十六号)」及び「(昭和二十年勅令第七百十九号)」を削り、同条同項第六号に「並びにもつぱら公共の危害防止のためにする鉱さい及び鉱水の処理に係る施設」を加え、同条同項第十一号の次に次の二号を加える。

十一の二 国民健康保険組合、国民健康保険の事業を行う法人、国民健康保険団体連合会並びに農業協同組合法及び消費生活協同組合法による組合及び連合会が所有し、且つ、経営する病院及び診療所並びに農業共済組合及び農業共済組合連合会が所有し、且つ、経営する家畜診療所において直接その用に供する固定資産

十一の三 健康保険組合及び健康保険組合連合会、私立学校教職員共済組合並びに国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が所有し、且つ、経営する病院、診療所及び政令の定める保健施設において直接その用に供する固定資産

十六 水力発電施設に設けられる魚道及び流筏路の用に供する償却資産

第三百四十八条第四項を削り、同条第五項中「並びに労働金庫及び労働金庫連合会並びに塩業組合、信用金庫及び信用金庫連合会」を「、健康保険組合及び健康保険組合連合会、水産業協同組合共済会、労働金庫及び労働金庫連合会並びに信用金庫及び信用金庫連合会並びに塩業組合」に改め、同条同項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

第三百四十九条から第三百五十条までを次のように改める。

(固定資産税の課税標準)

第三百四十九条 固定資産税の課税標準は、賦課期日現在における固定資産の価格で固定資産課税台帳に登録されたものとする。

(発電、変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例)

第三百四十九条の二 新たに建設された発電所、変電所又は送電施設の用に供する家屋(もつぱら発電、変電又は送電の用に供する機械器具を収容するものに限る。)及び償却資産で、電気の供給、物品の製造、旅客若しくは貨物の輸送又は鉱物の掘採を業とする者並びに農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)第二条第一項の農林漁業団体がその用に供するものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該固定資産の価格(賦課期日現在における固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下本条において同様とする。)の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該固定資産の価格の三分の二の額とする。

2 地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)又は軌道法(大正十年法律第七十六号)の規定による地方鉄道業者又は軌道経営者が新たに営業路線を開業するために敷設した地方鉄道又は軌道に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物(以下本項中「構

築物」といい、営業路線の軌間を拡張し、又は営業路線を複線化するために敷設した構築物を含む。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該構築物の価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該構築物の価格の三分の二の額とする。

3　企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第四条第二項若しくは第三項又は第六条の規定の適用を受ける機械設備等（前二項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該機械設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税については当該機械設備等の価格の三分の一の額とし、その後三年度分の固定資産税については当該機械設備等の価格の三分の二の額とする。

4　所得税法第二十条又は法人税法第六条に規定する重要物産の製造、掘採又は採取の事業を行う者が機械若しくは設備（以下本項中「機械設備等」という。）でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は機械設備等を自ら製作して、これを当該事業の用に供する場合においては、当該機械設備等に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該事業を開始した日の属する年の翌年の四月一日の属する年度から三年度分の固定資産税については当該機械設備等の価格の三分の二の額とし、その後三年度分の固定資産税については当該機械設備等の価格の三分の一の額とする。機械設備等の範囲は、企業合理化促進法第六条の規定の適用を受ける機械設備等に類するものについて総理府令で定めるものとする。

5　主として遠洋区域を航行区域とする船舶で総理府令で定める規格に適合するもの又はもつぱら国際路線に就航する航空機に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該船舶又は航空機の価格の三分の一の額とする。

6　昭和三十八年十二月三十一日までに航空運送事業を開始した者が所有し、且つ、運航する航空機（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該事業を開始した日の属する年の翌年の四月一日の属する年度から三年度分の固定資産税については当該航空機の価格の三分の二の額とし、その後三年度分の固定資産税については当該航空機の価格の三分の一の額とする。

（大規模の償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例等）

第三百四十九条の三　市町村は、一の納税義務者が所有する償却資産で、その価額（前二条の規定によつて固定資産税の課税標準となるべき額をいう。以下本条において同様とする。）の合計額が左の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額をこえるもの（以下「大規模の償却資産」という。）に対しては、前二条の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる金額を課税標準として固定資産税を課するものとする。

市町村の区分	金額
人口五千人未満の町村	一億円
人口五千人以上一万人未満の町村	一億二千万円に人口千人を増すごとに二千万円を加算した額
人口一万人以上三万人未満の市町村	二億一千万円に人口千人を増すごとに千万円を加算した額
人口三万人以上の市町村	四億円（当該大規模の償却資産の価額の十分の二の額が四億円をこえるときは、当該大規模の償却資産の価額の十分の二の額とする。）

2　前年度の地方財政平衡交付金の算定の基礎となつた基準財政収入額からこれに算入された大規模の償却資産に係る固定資産税の税収入見込額（地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条第二項の基準税率をもつて算定した税収入見込額をいう。以下本項において同様とする。）を控除した額に、当該大規模の償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度分として課することができる固定資産税の税収入見込額を加算した額（「基準財政収入見込額」という。以下本項において同様とする。）が、前年度の地方財政平衡交付金の算定の基礎となつた基準財政需要額（「前年度の基準財政需要額」という。以下本項において同様とする。）の百分の百二十に満たないこととなる市町村については、同項の表の下欄に掲げる金額を、基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の百分の百二十に達することとなるように増額して同項の規定を適用する。この場合において、当該市町村に大規模の償却資産が二以上あるときは、当該大規模の償却資産のうち価額の低いものから順次当該価額を限度として当該市町村の基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の百分の百二十に達することとなるように前項の表の下欄に掲げる金額を増額するものとする。

3　前項の場合において、前年度の初日後当該年度の賦課期日までの間に市町村の廃置分合又は境界変更があつたときにおける当該廃置分合又は境界変更後存続する市町村の前年度の地方財政平衡交付金の算定の基礎となつた基準財政収入額及び基準財政需要額の算定方法は、総理府令で定める。

4　前二項の基準財政収入額又は基準財政需要額については、法律の制定又は改廃に因り、当該年度の地方財政平衡交付金の算定の基礎となるべき基準財政収入額又は基準財政需要額と著しく異なることとなる場合においては、総理府令で定めるところにより、必要な補正をするものとする。

5　第一項の表を適用する場合における市町村の人口は、官報に公示された最近の人口によるものとする。但し、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における関係市町村の人口は、総理府令で定めるところによつて計算したものによる。

6　市町村長は、第四百十条第一項の規定によつて価額を決定した場合、第四百十七条第一項の規定によつて価額を決定し、若しくは修正した場合又は第三百八十九条第一項若しくは第四百十七条第二項の規定による配分の通知を受けた場合において、一の納税義務者が所有する償却資産の価額の合計額が第一項の表の下欄に掲げる金額をこえることとなるときは、遅滞なく、総理府令で定めるところにより、当該価額の合計額その他必要な事項を道府県知事及び当該納税義務者に通知しなければならない。

7　道府県知事は、第三百八十九条第一項又は第四百十七条第二項の規定によつて市町村に固定資産の価額を配分する場合において、当該市町村において一の納税義務者が所有する償却資産の価額の合計額が第一項の表の下欄に掲げる金額をこえることとなるときは、第三百八十九条第一項、第三百九十三条又は第四百十七条第二項の規定による市町村長及び所有者に対する通知にその旨をあわせて記載しなければならない。

8　自治庁長官は、第三百八十九条第一項又は第四百十七条第二項の規定によつて市町村に配分した一の納税義務者が所有する償却資産の価額の合計額が第一項の表の下欄に掲げる金額をこえることとなる場合においては、総理府令で定めるところにより、第三百八十九条第一項、第三百九十三条又は第四百十七条第二項の規定による市町村長及び所有者に対する通知にあわせて当該価額の合計額その他必要な事項を道府県知事に通知しなければならない。

（固定資産税の税率）

第三百五十条　固定資産税の標準税率は、百分の一・四とする。但し、標準税率をこえる税率で課する場合においても、百分の二・五をこえることができない。

2　市町村は、一の納税義務者が所有する償却資産に対して課すべき固定資産税の課税標準の額が当該市町村の固定資産税の課税標準の総額の二分の一をこえる場合において、固定資産税の税率を百分の二をこえて定めようとするときは、あらかじめ、その旨を自治庁長官に届け出なければならない。

3　前項の規定による届出は、文書をもつてし、道府県知事を経由して、しなければならない。

4　道府県知事は、前項の規定によつて届出書を受け取つた場合においては、届出書を受け取つた日から二十日以内に、意見書を添えて自治庁長官にこれを送付しなければならない。

5　自治庁長官は、前項の規定によつて届出書の送付を受けた場合においては、当該市町村が届出に係る税率による税収入を災害その他やむを得ない事由に因る特別の財政需要に充てる必要があると認められる場合を除く外、当該市町村において適用すべき固定資産税の税率を固定資産の全部又は一部について当該届出に係る税率から百分の二までの間に制限することができる。

6　自治庁長官は、第二項の規定による届出に係る税率について前項の規定による指示をしようとする場合においては、当該届出書の送付を受けた日から三十日以内に、道府県知事を経由して、その旨を当該市町村の長に通知しなければならない。

7　市町村は、前項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知に係る税率をこえて固定資産税を課することができない。

第三百五十一条中「償却資産の固定資産課税台帳に登録された価格の合計額」を「償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額」に、「三万円」を「五万円」に、「その価格の合計額」を「その額」に改める。

第三百五十二条を次のように改める。

第三百五十二条　削除

第三百六十条及び第三百六十一条を次のように改める。

第三百六十条及び第三百六十一条　削除

第三百六十三条を次のように改める。

第三百六十三条　削除

第三百六十四条第四項から第十一項までを削る。

第三百六十四条の二を削る。

第三百六十八条第一項中「若しくは第三百八十四条の規定によつて市町村長に申告をする義務がある者」を「若しくは第七百四十五条第一項において準用する第三百八十三条の規定によつて市町村長若しくは道府県知事に申告をする義務がある者」に、「第四百十七条」の下に「又は第七百四十三条第二項」を加え、「決定した」を「決定し、又は修正した」に改め、同条同項に次の但書を加える。

但し、不足税額とすでに市町村長が徴収した固定資産税額との合計額が第三百四十九条の三の規定によつて当該市町村が固定資産税の課税標準とすべき

金額に対する固定資産税額をこえることとなる場合においては、当該市町村長が追徴すべき不足税額は、すでに徴収した固定資産税額と同条の規定によつて当該市町村が固定資産税の課税標準とすべき金額に対する固定資産税額との差額を限度としなければならない。

第三百六十八条第二項及び第三百六十九条第一項中「第三百六十二条又は第三百六十三条の各納期限」を「第三百六十二条の納期限」に改める。

第三百七十条第一項中「（第三百六十八条第一項の規定によつて不足税額を追徴されることとなつた者を含む。）」を削り、同項但書を次のように改める。

但し、第三百九十八条第一項又は第七百四十四条第一項の規定によつて道府県知事又は自治庁長官に異議の申立をすることができる事項及び第四百三十二条の規定によつて審査の請求をすることができる事項については、市町村長に異議の申立をすることができない。

第三百七十条第五項中「訴願し、又は裁判所に出訴する」を「訴願する」に改め、同条第十項中「若しくは出訴」を削る。

第三百七十三条第十項及び第十一項を削る。

第三百七十一条第一項中「第三百四十三条第二項後段の場合にあつては、現にその土地を所有する者」及び同条第三項中「第三百四十三条第二項後段の場合にあつては、現にその家屋を所有する者」を「第三百四十三条第二項後段及び同条第四項の場合にあつては、当該各項の規定によつて固定資産税を課されることとなる者」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　市町村長は、前五項に定めるもの外、第三百四十九条の二の規定の適用を受ける固定資産については当該固定資産の価格に同条各項に定める率を乗じて得た金額を、第三百四十九条の三の規定の適用を受ける償却資産については同条の規定によつて市町村が固定資産税の課税標準とすべき金額を固定資産課税台帳に登録しなければならない。

第三百八十三条第一項中「（第三百八十九条第一項又は第三百九十一条第一項の規定によつて道府県知事が評価すべき償却資産の所有者を除く。）」を「（第三百八十九条第一項の規定によつて道府県知事若しくは自治庁長官が評価すべき償却資産又は第七百四十二条第一項若しくは第三項の規定によつて道府県知事が指定した償却資産の所有者を除く。）」に改め、同条第三項を削る。

第三百八十四条を次のように改める。

第三百八十四条　削除

第三百八十五条第一項中「又は前条」を削る。

第三百八十六条第一項中「又は第三百八十四条」を削る。

第三百八十八条に次の一項を加える。

3　自治庁長官は、前項第二号の評価の基準並びに同項第三号の評価の実施の方法及び手続については、これを市町村長に示す際あわせて道府県知事に対しても示さなければならない。

第三百八十九条第一項中「第三百九十二条の二」を削り、「及びその価格を決定し、決定した価格」を「並びにその価格及び第三百四十九条の二の規定の適用を受ける固定資産についてはその価格にそれぞれ同条各項に定める率を乗じて得た額（以下固定資産税について「価格等」という。）を決定し、決定した価格等」に改め、同条第二項から第五項まで中「価格」を「価格等」に改める。

第三百九十条から第三百九十二条までを次のように改め、第三百九十二条の二を削る。

第三百九十条から第三百九十二条まで　削除

第三百九十三条中「又は第三百九十一条第一項」を削り、「価格」を「価格等」に改める。

第三百九十四条の見出しを「（道府県知事又は自治庁長官によつて評価される固定資産の申告）」に改め、同条第一項中「又は第三百九十一条第一項」を削り、同条第二項から第七項までを削る。

第三百九十六条第一項各号列記以外の部分中「価格」を「価格等」に改め、「若しくは第三百九十一条第一項」を削る。

第三百九十八条の見出し中「価格」を「価格等」に改め、同条第一項中「又は第三百九十一条第一項」を削り、同条同項及び同条第八項中「価格」を「価格等」に改める。

第三百九十九条の見出し中「価格」を「価格等」に改める。

第四百条中「価格」を「価格等」に改める。

第四百条の次に次の一条を加える。

（大規模の償却資産の価格等の登録）

第四百条の二　市町村長は、第七百四十三条又は第七百四十四条第三項の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る償却資産の価格等及び市町村が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を固定資産課税台帳に登録し、又は登録されているこれらの事項を修正して登録しなければならない。

2　市町村長は、前項の規定によつて市町村が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を修正して登録した場合においては、固定資産税の賦課後であつても、その登録した金額に基いて、すでに決定した賦課額を更正しなければならない。

第四百一条に次の一号を加える。

五　第七十三条の二十一第四項の規定によつて固定資産の価格の決定について助言をすること。

第四百三条第一項を次のように改める。

市町村長は、第三百八十九条又は第七百四十三条の規定によつて道府県知事又は自治庁長官が固定資産を評価する場合を除く外、自治庁長官が示した評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続に準じて、固定資産の価格を決定しなければならない。

第四百八条第二項中「実地調査の結果」の下に「（第七十三条の二十一第三項の通知に係る固定資産にあつては、当該固定資産について改築、損かいその他特別の事情があるため当該通知に係る価格により難い場合を除く外、当該通知に係る価格）」を加える。

第四百九条を次のように改める。

第四百九条　削除

第四百十条中「価格」を「価格等」に改める。

第四百十一条から第四百十三条までを次のように改める。

第四百十一条から第四百十三条まで　削除

第四百十五条第一項中「価格」を「価格等」に改める。

第四百十六条を次のように改め、第四百十六条の二を削る。

第四百十六条　削除

第四百十七条を次のように改める。

（固定資産課税台帳の縦覧に供した日以後における価格等の決定又は修正等）

第四百十七条　市町村長は、第四百十五条第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに固定資産課税台帳に登録された類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は決定された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録しなければならない。この場合においては、市町村長は、遅滞なく、その旨を当該固定資産に対して課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならない。

2　道府県知事又は自治庁長官は、第三百八十九条第一項の規定による通知をした後において固定資産の価格等の決定がなされていないこと又は決定された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに、類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は決定された価格等を修正するとともに、当該決定又は修正に係る固定資産が所在するものとされる市町村を決定し、及び当該決定又は修正に係る価格等を当該市町村に配分し、その配分に係る固定資産及びその配分した価格等を当該市町村の長に通知しなければならない。この場合においては、道府県知事又は自治庁長官は、遅滞なく、その旨を当該固定資産の所有者に通知しなければならない。

3　第三百八十九条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

第四百十八条中「価格」を「価格等」に改め、但書を削る。

第四百十八条の二を削る。

第四百十九条の見出し並びに同条第二項及び第三項、第四百二十条、第四百二十一条の見出し及び同条第一項並びに第四百二十二条中「価格」を「価格等」に改める。

第四百二十九条を次のように改め、第四百二十九条の二を削る。

第四百二十九条　削除

第四百三十二条中「（土地台帳又は家屋台帳に登録された事項を除く。）」を「（土地台帳又は家屋台帳に登録された事項及び第三百九十八条第一項又は第七百四十四条第一項の規定によつて道府県知事又は自治庁長官に異議の申立をすることができる事項を除く。）」に改め、「第四百十六条、第四百十六条の二及び」を削り、「第四百十七条」を「第四百十七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定による審査の請求があつても、固定資産税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。但し、市町村長は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第四百三十三条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「申請があつたときは、」の下に「特別の事情がある場合を除き、」を加え、同条第六項中「第一項の審査は、」を「口頭審理の手続による審査は、」に改める。

第四百三十四条第一項中「訴願し、又は裁判所に出訴する」を「訴願する」に改め、同条第八項中「同項若しくは」を削る。

第四百三十五条中「価格」を「価格等」に改める。

「第三節　自転車税」を「第三節　自転車荷車税」に改める。

第四百四十二条の見出し中「自転車税」を「自転車荷車税」に改め、同条第一項中「自転車税」を「自転車荷車税」に、「自転車」を「自転車及び荷車」に改め、同条第二項中「自転車」を「自転車又は荷車」に、「自転車税」を「自転車荷車税」に改める。

第四百四十三条中「自転車税」を「自転車荷車税」に、「自転車」を「自転車及び荷車」に改める。

第四百四十四条を次のように改める。

（自転車荷車税の標準税率）

第四百四十四条　自転車荷車税の標準税率は、左の各号に掲げる自転車又は荷車に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　自転車

原動機付自転車	年額五百円
その他	年額二百円
二　荷車	
荷積牛馬車	年額八百円
荷積大車	年額四百円
荷積小車及びリヤカー	年額二百円

第四百四十五条の見出し中「自転車税」を「自転車荷車税」に改め、同条第一項中「自転車税」を「自転車荷車税」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、第四百四十五条の二の規定によって新たに取得された自転車又は荷車に対して課する自転車荷車税の賦課期日は、その新たに取得された日の属する月の翌月の一日とする。

第四百四十五条第二項中「自転車税」を「自転車荷車税」に改める。

第四百四十五条の次に次の一条を加える。

（自転車荷車税の月割課税）

第四百四十五条の二　四月二日以後において新たに取得された自転車又は荷車に対しては、その新たに取得された日の属する月の翌月から翌年の三月まで月割をもって、自転車荷車税を課する。

第四百四十六条から第四百六十二条まで中「自転車税」を「自転車荷車税」に改める。

第四百六十三条の見出し中「自転車税」を「自転車荷車税」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「自転車税額」を「自転車荷車税額」に改める。

第四節を次のように改める。

第四節　市町村たばこ消費税

（市町村たばこ消費税の納税義務者等）

第四百六十四条　市町村たばこ消費税（以下本節において「たばこ消費税」という。）は、公社が小売人に売り渡す製造たばこに対し、小売人がその販売の時によるべき小売定価を課税標準として、小売人の営業所所在の市町村において、公社に課する。

2　前項に規定するもの外、公社が国内消費用として直接消費者に売り渡す製造たばこに対しては、たばこ消費税は、その売渡しの時によるべき当該製造たばこの小売定価を課税標準として、当該売渡しをする公社の事務所所在の市町村において、公社に課する。

（たばこ消費税の税率）

第四百六十五条　たばこ消費税の税率は、百十五分の十とする。

（たばこ消費税に係る徴税吏員の質問等）

第四百六十六条　市町村の徴税吏員は、たばこ消費税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、公社その他たばこ消費税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者に質問することができる。

2　前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4　市町村長がたばこ消費税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合において、公社の製造たばこの売渡しに関する帳簿書類を閲覧し、又は記録することを請求したときは、公社は、関係書類を市町村長又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

（たばこ消費税の徴収の方法）

第四百六十七条　たばこ消費税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

2　公社は、総理府令で定める様式によって、毎月小売人又は直接消費者に売り渡した製造たばこに係るたばこ消費税の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を、翌月二十五日までに、製造たばこを売り渡した小売人の営業所又は直接消費者に製造たばこを売り渡した公社の事務所所在地の市町村長に提出し、及びその申告した税額を当該市町村に納付しなければならない。

3　公社は、前項の規定によって申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、総理府令で定める様式によって、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、修正に因り増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

4　市町村長は、第二項に規定する納期限までに同項の申告書の提出がなかつたとき、又は前条第一項の規定により公社に質問し、若しくは同条第四項の規定により関係書類を閲覧し、若しくは記録する際において、公社が第二項若しくは前項の規定により申告し、若しくは修正申告したたばこ消費税に係る課税標準額若しくは税額の算定について違法若しくは錯誤があることを発見したときは、公社に対し、申告書又は修正申告書の提出を求めるものとする。

5　公社は、前項の規定によって申告書又は修正申告書の提出を求められた場合においては、その提出を求められた日から二十日以内に、総理府令で定める様式によって、申告書又は修正申告書を提出しなければならない。

6　前項の場合においては、公社は、その提出に係る申告書又は修正申告書に、その納付すべきたばこ消費税又は修正に因り増加した税額がある場合における当該税額を納付しなければならない。

（たばこ消費税の納期限の延長）

第四百六十八条　市町村長は、当該市町村の条例の定めるところによって、特別の事情がある場合においては、公社に対し、たばこ消費税の納期限の延長をすることができる。

（納期限後に納付するたばこ消費税の延滞金）

第四百六十九条　公社は、第四百六十七条第二項の納期限後にその税金（同条第三項又は第五項の規定による修正に因り増加した税額を含む。以下本条において同じ。）を納付する場合においては、それぞれこれらの税額に当該税額に係る納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該税額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

2　市町村長は、公社が第四百六十七条第二項の納期限までにその税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

第四百七十条から第四百八十五条まで　削除

第四百八十六条に次の一項を加える。

3　前項の電気事業者とは、電気に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）においてその例によるものとされた旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第二条第四号に規定する者をいい、同項のガス事業者とは、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条の規定による許可を受けた者をいう。

第四百八十九条第一項中第四号及び第五号を次のように改める。

四　銅鉱及び銅地金

五　鉛鉱及び鉛地金

第四百八十九条第一項中第七号を次のように改める。

七　亜鉛鉱及び亜鉛地金

第四百八十九条第一項中第七号の次に次の一号を加える。

七の二　硫化鉱

第四百八十九条第一項中第九号の次に次の一号を加える。

九の二　チタン地金（スポンヂチタンを含む。）

第四百八十九条第一項第十号中「及び黒鉛粉末」を「、黒鉛粉末及び黒鉛含有特殊粉末合金」に改め、同項第二十一号中「メタノール」の下に「、アンモニア」を加え、同項第二十三号中「カプロラクタム」を「カプロラクタム（シクロヘキサノンを含む。）」に改め、同項第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二　アルコール（やし油を原料として製造するものに限る。）

第四百八十九条第二項中「公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第二条第五号のガス事業者が製造し、若しくは供給するガス以外のガス」を「ガス製造のため直接使用するガス」に改め、同条に次の一項を加える。

5　地方鉄道法又は軌道法の規定の適用を受ける地方鉄道業者又は軌道経営者で主として電気を動力として運輸事業を営むものが直接一般交通のための旅客又は貨物の運送の用に使用する電気に対しては、電気ガス税を課することができない。

第八節　削除

「第八節」を削る。

第九節　入湯税

「第九節」を「第八節　入湯税」に改める。

第十節　削除

「第十節」を削る。

第十一節　市町村法定外普通税

「第十一節　市町村法定外普通税」を「第九節　市町村法定外普通税」に改める。

第六百七十三条中「普通徴収」の下に「申告納付」を加える。

第六百八十四条の次に次の一条を加える。

（市町村法定外普通税の申告納付の手続等）

第六百八十四条の二　市町村法定外普通税を申告納付すべき納税者は、当該市町村の条例で定める期間内における課税標準額、税額その他同条例で定める事項を記載した申告書を同条例で定める納期限までに市町村長に提出し、及びその申告した税額を当該市町村に納付しなければならない。

2　前項の規定によつて申告書を提出した者は、申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、当該市町村の条例で定める様式によつて、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、修正に因り増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

第六百八十六条第一項中「前条第二項の規定による納入申告書」の下に「（第六百八十四条の二第一項の規定による申告書を含む。以下市町村法定外普通税について同様とする。）又は第六百八十四条の二第二項の規定による修正申告書」を加え、「当該納入申告」を「納入申告（第六百八十四条の二第一項の規定による申告を含む。以下市町村法定外普通税について同様とする。）又は修正申告」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に改める。

第六百八十七条第一項中「不足金額（更正に因る納入金の不足額又は決定に因る納入金額をいう。）を「不足金額（更正に因る税金若しくは納入金の不足金額又は決定に因る税額若しくは納入金額をいう。）に、同条第二項中「第六百八十五条第二項の納期限」を「第六百八十四条の二第一項又は第六百八十五条第二項の納期限」に、「納入の日」を「納付又は納入の日」に改め、同条第三項中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に改める。

第六百八十八条第一項中「更正があつたとき」の下に「、又は修正申告書の提出があつたとき」を加え、「当該更正前の納入申告」を「当該更生又は修正申告前の納入申告又は修正申告」に改め、「不足金額」の下に「又は当該修正申告に因り増加した税額」を加える。

第六百八十八条第三項中「提出があつた場合」の下に「又は修正申告書の提出があつた場合」を加え、「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に、「決定」を「決定又は更正」に、「納入申告に係る税額」を「納入申告に係る税額又は当該修正申告に因り増加した税額」に改める。

第六百八十八条第四項中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に改める。

第六百八十九条第一項中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に、「納入申告書」を「納入申告書又は修正申告書」に、「更正に因る不足金額が二百円以上であるときは、その不足金額又は修正に因り増加した税額」を加える。

第六百八十八条第二項各号列記以外の部分中「更正前の納入申告」を「更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告」に改め、同条同項第二号中「更正があつたときは、当該更正に因る不足金額」を「更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、当該更正に因る不足金額又は当該修正申告に因り増加した税額」に改める。

第六百八十八条第三項中「提出があつた場合」の下に「又は修正申告書の提出があつた場合」を加え、「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に、「決定」を「決定又は更正」に、「納入申告に係る税額」を「納入申告に係る税額又は当該修正申告に因り増加した税額」に改める。

第六百八十八条第四項中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に改める。

第六百八十九条第一項中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に、「納入申告書」を「納入申告書又は修正申告書」に、「更正に因る不足金額が二百円以上であるときは、その不足金額又は修正に因り増加した税額」を加える。

第六百八十九条第二項各号列記以外の部分中「更正前の納入申告」を「更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告」に改め、同条同項第二号中「更正があつたときは、当該更正に因る不足金額」を「更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、当該更正に因る不足金額又は当該修正申告に因り増加した税額」に改める。

第六百九十条第一項中「税金」の下に「（第六百八十四条の二第二項の規定による修正に因り増加した税額を含む。以下本条において同様とする。）」を加える。

第五章の標題中「都等」の下に「及び固定資産税」を加える。

第七百三十四条の前に次の節名を附する。

第一節　都等の特例

第七百三十四条第一項中「第十節」を「第八節」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　都がその特別区の存する区域において第一条第二項の規定によつて課する第四条第二項第一号に掲げる税（以下本節中「道府県民税たる都民税」という。）及び前項の規定によつて課する第五条第二項第一号に掲げる税（以下本節中「市町村民税たる都民税」という。）は、あわせて都民税という。

第七百三十四条第三項中「第十一節」を「第九節」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　都が前項の個人又は法人の都民税の全部を課する場合においては、第一条第二項及び本条第一項の規定にかかわらず、道府県民税たる都民税と市町村民税たる都民税とを一の税とみなして、これについては、第三章第一節の規定を準用する。この場合において、同章同節中「市町村民税」、「市町村」又は「市町村長」とあるのは、それぞれ「都民税」、「都」又は「都知事」と、第三百十一条第一項中「六百円」又は「二千四百円」とあるのは、それぞれ「七百円」又は「三千円」と、同条第二項中「八百円」又は「四千円」とあるのは、それぞれ「九百円」又は「四千六百円」と、第三百十三条第一項及び第二項中「百分の七・五」とあるのは「百分の十」と、同条第三項中「百分の十五」とあるのは「百分の二十」と、同条第五項中「百分の七・五」又は「百分の九」とあるのは、それぞれ「百分の十二・五」又は「百分の十五」と読み替えるものとする。

4　特別区が第七百三十六条第一項の規定によつて市

町村民税たる都民税を課することとなつた場合における都に対する道府県に関する規定の準用については、第一条第二項後段に規定するもの外、第二章第一節の規定中「市町村」又は「市町村長」とあるのは、それぞれ「特別区」又は「特別区長」と読みかえるものとする。

5　都が第一項の規定によつてその特別区の存する区域において、固定資産税を課する場合においては、第三百四十九条の三の規定は、適用しない。

第七百三十七条中「市町村民税」を「道府県民税、市町村民税」に改める。

第六章を削り第五章に次の一節を加える。

第二節　固定資産税の特例

（大規模の償却資産に対する道府県の課税権）

第七百四十条　大規模の償却資産が所在する市町村（第三百八十九条第一項の規定による配分の結果大規模の償却資産が所在することとなる市町村を含む。以下本条において同じ。）を包括する道府県は、普通税として、第四条第二項各号に掲げるものを課する外、当該大規模の償却資産に対し、当該大規模の償却資産の価額（第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定によつて固定資産税の課税標準となるべき額をいう。）のうち第三百四十九条の三の規定によつて当該大規模の償却資産が所在する市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額をこえる部分の金額を課税標準として、固定資産税を課するものとする。

（道府県が課する固定資産税の税率）

第七百四十一条　大規模の償却資産に対して道府県が課する固定資産税の標準税率は、百分の一・四とする。

2　道府県は、前項の標準税率をこえる税率で課する場合においては、あらかじめ、自治庁長官に対してその旨を届け出なければならない。

（大規模の償却資産の指定等）

第七百四十二条　道府県知事は、第七百四十条の規定によつて道府県が固定資産税を課すべきものと認められる償却資産については、当該償却資産が第三百八十九条の規定によつて自治庁長官が指定したものである場合を除き、これを指定し、遅滞なく、その旨を当該償却資産の所有者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2　市町村長は、前項の規定による通知に係るもの以外になお第七百四十条の規定によつて道府県が固定資産税を課すべき償却資産があると認める場合においては、遅滞なく、その旨を道府県知事に通知しなければならない。

3　道府県知事は、前項の規定による市町村長の通知に基いて、第一項の規定による指定に追加して道府県が固定資産税を課すべきものと認められる償却資産を指定することができる。この場合においては、道府県知事は、遅滞なく、その旨を当該償却資産の所有者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

（大規模の償却資産の価格等の決定等）

第七百四十三条　道府県知事は、前条第一項又は第三項の規定によつて指定した償却資産については、その指定した日の属する年の翌年以降、毎年一月一日現在における時価による評価を行つた後、その価格等を決定し、決定した価格等及び道府県が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を毎年二月末日までに納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2　道府県知事は、前項の規定によつて決定した価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに、当該価格等を修正し、遅滞なく、修正した価格等及び道府県が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

（大規模の償却資産の価額（第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定によつて固定資産税の課税標準となるべき金額をいう。）のうち第三百四十九条の三の規定によつて当該大規模の償却資産が所在する市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額をこえる部分の金額を課税標準として、固定資産税を課するものとする。

（道府県が課する固定資産税の税率）

第七百四十一条　大規模の償却資産に対して道府県が課する固定資産税の標準税率は、百分の一・四とする。

2　道府県は、前項の標準税率をこえる税率で課する場合においては、あらかじめ、自治庁長官に対してその旨を届け出なければならない。

（大規模の償却資産の指定等）

第七百四十二条　道府県知事は、第七百四十条の規定によつて道府県が固定資産税を課すべきものと認められる償却資産については、当該償却資産が第三百八十九条の規定によつて自治庁長官が指定したものである場合を除き、これを指定し、遅滞なく、その旨を当該償却資産の所有者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2　市町村長は、前項の規定による通知に係るもの以外になお第七百四十条の規定によつて道府県が固定資産税を課すべき償却資産があると認める場合においては、遅滞なく、その旨を道府県知事に通知しなければならない。

3　道府県知事は、前項の規定による市町村長の通知に基いて、第一項の規定による指定に追加して道府県が固定資産税を課すべきものと認められる償却資産を指定することができる。この場合においては、道府県知事は、遅滞なく、その旨を当該償却資産の所有者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

（大規模の償却資産の価格等の決定等）

第七百四十三条　道府県知事は、前条第一項又は第三項の規定によつて指定した償却資産については、その指定した日の属する年の翌年以降、毎年一月一日現在における時価による評価を行つた後、その価格等を決定し、決定した価格等及び道府県が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を毎年二月末日までに納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2　道府県知事は、前項の規定によつて決定した価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに、当該価格等を修正し、遅滞なく、修正した価格等及び道府県が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

（大規模の償却資産の価額（第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定によつて固定資産税の課税標準となるべき金額をいう。）のうち第三百四十九条の三の規定によつて当該大規模の償却資産が所在する市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額をこえる部分の金額を課税標準として、固定資産税を課するものとする。

（道府県が課する固定資産税の税率）

第七百四十一条　大規模の償却資産に対して道府県が課する固定資産税の標準税率は、百分の一・四とする。

2　道府県は、前項の標準税率をこえる税率で課する場合においては、あらかじめ、自治庁長官に対してその旨を届け出なければならない。

（大規模の償却資産の指定等）

第七百四十二条　道府県知事は、第七百四十条の規定によつて道府県が固定資産税を課すべきものと認められる償却資産については、当該償却資産が第三百八十九条の規定によつて自治庁長官が指定したものである場合を除き、これを指定し、遅滞なく、その旨を当該償却資産の所有者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2　市町村長は、前項の規定による通知に係るもの以外になお第七百四十条の規定によつて道府県が固定資産税を課すべき償却資産があると認める場合においては、遅滞なく、その旨を道府県知事に通知しなければならない。

3　道府県知事は、前項の規定による市町村長の通知に基いて、第一項の規定による指定に追加して道府県が固定資産税を課すべきものと認められる償却資産を指定することができる。この場合においては、道府県知事は、遅滞なく、その旨を当該償却資産の所有者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

（大規模の償却資産の価格等の決定等）

第七百四十三条　道府県知事は、前条第一項又は第三項の規定によつて指定した償却資産については、その指定した日の属する年の翌年以降、毎年一月一日現在における時価による評価を行つた後、その価格等を決定し、決定した価格等及び道府県が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を毎年二月末日までに納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2　道府県知事は、前項の規定によつて決定した価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに、当該価格等を修正し、遅滞なく、修正した価格等及び道府県が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

（大規模の償却資産の価額（第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定によつて固定資産税の課税標準となるべき額をいう。）のうち第三百四十九条の三の規定によつて当該大規模の償却資産が所在する市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額をこえる部分の金額を課税標準として、固定資産税を課するものとする。

（道府県が課する固定資産税の税率）

第七百四十一条　大規模の償却資産に対して道府県が課する固定資産税の標準税率は、百分の一・四とする。

2　道府県は、前項の標準税率をこえる税率で課する場合においては、あらかじめ、自治庁長官に対してその旨を届け出なければならない。

（大規模の償却資産の指定等）

第七百四十二条　道府県知事は、第七百四十条の規定によつて道府県が固定資産税を課すべきものと認められる償却資産については、当該償却資産が第三百八十九条の規定によつて自治庁長官が指定したものである場合を除き、これを指定し、遅滞なく、その旨を当該償却資産の所有者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2　市町村長は、前項の規定による通知に係るもの以外になお第七百四十条の規定によつて道府県が固定資産税を課すべき償却資産があると認める場合においては、遅滞なく、その旨を道府県知事に通知しなければならない。

3　道府県知事は、前項の規定による市町村長の通知に基いて、第一項の規定による指定に追加して道府県が固定資産税を課すべきものと認められる償却資産を指定することができる。この場合においては、道府県知事は、遅滞なく、その旨を当該償却資産の所有者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

（大規模の償却資産の価格等の決定等）

第七百四十三条　道府県知事は、前条第一項又は第三項の規定によつて指定した償却資産については、その指定した日の属する年の翌年以降、毎年一月一日現在における時価による評価を行つた後、その価格等を決定し、決定した価格等及び道府県が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を毎年二月末日までに納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2　道府県知事は、前項の規定によつて決定した価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに、当該価格等を修正し、遅滞なく、修正した価格等及び道府県が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

（大規模の償却資産の価額（第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定によつて固定資産税の課税標準となるべき額をいう。）のうち第三百四十九条の三の規定によつて当該大規模の償却資産が所在する市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額をこえる部分の金額を課税標準として、固定資産税を課するものとする。

（道府県が課する固定資産税の税率）

第七百四十一条　大規模の償却資産に対して道府県が課する固定資産税の標準税率は、百分の一・四とする。

2　道府県は、前項の標準税率をこえる税率で課する場合においては、あらかじめ、自治庁長官に対してその旨を届け出なければならない。

（大規模の償却資産の指定等）

第七百四十二条　道府県知事は、第七百四十条の規定によつて道府県が固定資産税を課すべきものと認められる償却資産については、当該償却資産が第三百八十九条の規定によつて自治庁長官が指定したものである場合を除き、これを指定し、遅滞なく、その旨を当該償却資産の所有者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2　市町村長は、前項の規定による通知に係るもの以外になお第七百四十条の規定によつて道府県が固定資産税を課すべき償却資産があると認める場合においては、遅滞なく、その旨を道府県知事に通知しなければならない。

3　道府県知事は、前項の規定による市町村長の通知に基いて、第一項の規定による指定に追加して道府県が固定資産税を課すべきものと認められる償却資産を指定することができる。この場合においては、道府県知事は、遅滞なく、その旨を当該償却資産の所有者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

（大規模の償却資産の価格等の決定等）

第七百四十三条　道府県知事は、前条第一項又は第三項の規定によつて指定した償却資産については、その指定した日の属する年の翌年以降、毎年一月一日現在における時価による評価を行つた後、その価格等を決定し、決定した価格等及び道府県が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を毎年二月末日までに納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2　道府県知事は、前項の規定によつて決定した価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに、当該価格等を修正し、遅滞なく、修正した価格等及び道府県が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

（大規模の償却資産の価額（第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定によつて固定資産税の課税標準となるべき額をいう。）のうち第三百四十九条の三の規定によつて当該大規模の償却資産が所在する市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額をこえる部分の金額を課税標準として、固定資産税を課するものとする。

（道府県が課する固定資産税の税率）

第七百四十一条　大規模の償却資産に対して道府県が課する固定資産税の標準税率は、百分の一・四とする。

2　道府県は、前項の標準税率をこえる税率で課する場合においては、あらかじめ、自治庁長官に対してその旨を届け出なければならない。

（大規模の償却資産の指定等）

第七百四十二条　道府県知事は、第七百四十条の規定によつて道府県が固定資産税を課すべきものと認められる償却資産については、当該償却資産が第三百八十九条の規定によつて自治庁長官が指定したものである場合を除き、これを指定し、遅滞なく、その旨を当該償却資産の所有者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2　市町村長は、前項の規定による通知に係るもの以外になお第七百四十条の規定によつて道府県が固定資産税を課すべき償却資産があると認める場合においては、遅滞なく、その旨を道府県知事に通知しなければならない。

3　道府県知事は、前項の規定による市町村長の通知に基いて、第一項の規定による指定に追加して道府県が固定資産税を課すべきものと認められる償却資産を指定することができる。この場合においては、道府県知事は、遅滞なく、その旨を当該償却資産の所有者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

（大規模の償却資産の価格等の決定等）

第七百四十三条　道府県知事は、前条第一項又は第三項の規定によつて指定した償却資産については、その指定した日の属する年の翌年以降、毎年一月一日現在における時価による評価を行つた後、その価格等を決定し、決定した価格等及び道府県が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を毎年二月末日までに納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2　道府県知事は、前項の規定によつて決定した価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに、当該価格等を修正し、遅滞なく、修正した価格等及び道府県が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

合について準用する。この場合において、同条第二項中「市町村」とあるのは「道府県」と、同条第三項中「市町村長」とあるのは「道府県知事」と読み替えるものとする。

（道府県が課する固定資産税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用）

第七百四十六条　道府県が課する固定資産税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定（第十九条ノ二及び第二十二条の規定を除く。）を準用する。

2　前項の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、道府県が課する固定資産税に関する事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

3　第一項の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においても道府県が課する固定資産税に関する犯則事件の調査を行うことができる。

4　第一項の場合において、道府県が課する固定資産税に関する犯則事件は、間接国税以外の国税に関する犯則事件とする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、娯楽施設利用税に関する改正規定並びに附則第五十一項及び第五十二項の規定は、入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）施行の日から、遊興飲食税に関する改正規定並びに附則第五十一項及び第五十二項の規定は、昭和二十九年七月一日から施行する。

（新法の適用区分）

2　この法律による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定は、この附則において特別の定があるものを除く外、法人（法人税法第四条の法人を除く。）の道府県民税に関する部分は昭和二十九年四月一日の属する事業年度分から、法人の行う事業に対する事業税に関する部分は昭和二十九年一月一日の属する事業年度分から、法人の市町村民税に関する部分は昭和二十九年四月一日の属する事業年度分から、その他の部分（娯楽施設利用税及び遊興飲食税に関する部分を除く。）は昭和二十九年度分の地方税から適用する。

（道府県民税に関する規定の適用）

3　新法第五十三条第五項の規定は、昭和二十九年四月一日の属する事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度以降の事業年度において総損金が総益金をこえることとなつたため法人税法第二十六条の四の規定によつて法人税額の還付を受けたものについて昭和二十九年四月一日の属する事業年度分から適用する。

4　昭和二十九年度分の個人の道府県民税に限り、新法第三十三条第一項中「四月三十日」とあるのは「五月十五日」と読み替えるものとし、同年度分の個人の道府県民税に係る徴税令書には、道府県民税に限り、新法第三十三条第二項中「四月三十日」とあるのは「五月十五日」と読み替えるものとし、同年度分の個人の道府県民税に係る徴税令書には、同法第四十一条第一項においてその例によることとされた同法第一条第二項第六号及び第三百十九条の二第一項の規定にかかわらず、普通徴収に係る個人の道府県民税の額を記載することをもつて足りるものとする。

（事業税に関する規定の適用）

5　道府県は、昭和二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間において事業年度が終了する新法第七十二条の十八第三項に規定する法人の行う事業に対しては、同法同条同項の規定にかかわらず、事業税を課することができない。

6　前項に規定する場合を除く外、昭和二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間において事業年度が終了する法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、新法第七十二条の十二、第七十二条の十四及び第七十二条の十八の規定にかかわらず、電気供給業、ガス供給業、運送業及び運送取扱業にあつては当該事業年度の収入金額、その他の事業にあつては当該事業年度の所得及び清算所得による。但し、当該法人のうち地方鉄道事業及び軌道事業以外の運送業並びに運送取扱業を行うものが昭和二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間に解散した場合において同年同月同日までに清算が結了したときにおける事業税の課税標準は、清算所得による。

7　昭和二十九年四月一日前に地方鉄道軌道整備法第三条第一項第三号に該当するものとして運輸大臣の認定を受け、又は同法第八条第三項の規定による補助を受けたものについては、同年同月同日において当該認定を受け、又は当該補助を受けたものとみなして、新法第七十二条の十八第二項の規定を適用する。

8　附則第六項の法人の行う事業に対する事業税の準税率は、新法第七十二条の二十二第一項の規定にかかわらず、左の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　電気供給業、ガス供給業、運送業及び運送取扱業を行う法人（第二号に掲げる法人を除く。）　収入金額の百分の一・六

二　附則第六項但書の適用を受ける法人　清算所得の百分の十二

三　その他の事業を行う法人

新法第七十二条の二十二第一項第二号に規定する特別法人　所得及び清算所得の百分の八

その他の法人　所得及び清算所得の百分の十

二

9　附則第六項の法人で地方鉄道事業及び軌道事業以外の運送業並びに運送取扱業を行うものに対する事業税の課税標準又は事業税額の更正又は決定については、新法第七十二条の三十九及び第七十二条の四十一の規定にかかわらず、同法第七十二条の四十一の規定によつて申告納付すべき期限は、昭和二十九年五月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和二十九年六月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和二十九年七月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和二十九年八月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和二十九年九月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和二十九年十月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和二十九年十一月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和二十九年十二月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十年一月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十年二月二十八日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十年三月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十年四月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十年五月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十年六月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十年七月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十年八月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十年九月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十年十月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十年十一月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十年十二月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十一年一月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十一年二月二十八日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十一年三月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十一年四月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十一年五月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十一年六月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十一年七月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十一年八月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十一年九月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十一年十月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十一年十一月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十一年十二月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十二年一月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十二年二月二十八日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十二年三月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十二年四月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十二年五月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十二年六月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十二年七月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十二年八月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十二年九月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十二年十月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十二年十一月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十二年十二月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十三年一月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十三年二月二十八日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十三年三月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十三年四月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十三年五月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十三年六月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十三年七月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十三年八月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十三年九月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十三年十月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十三年十一月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十三年十二月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十四年一月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十四年二月二十八日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十四年三月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十四年四月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十四年五月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十四年六月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十四年七月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十四年八月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十四年九月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十四年十月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十四年十一月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十四年十二月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十五年一月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十五年二月二十八日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十五年三月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十五年四月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十五年五月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十五年六月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十五年七月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十五年八月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十五年九月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十五年十月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十五年十一月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十五年十二月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十六年一月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十六年二月二十八日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十六年三月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十六年四月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十六年五月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十六年六月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十六年七月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十六年八月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十六年九月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十六年十月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十六年十一月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十六年十二月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十七年一月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十七年二月二十八日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十七年三月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十七年四月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十七年五月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十七年六月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十七年七月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十七年八月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十七年九月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十七年十月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十七年十一月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十七年十二月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十八年一月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十八年二月二十八日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十八年三月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十八年四月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十八年五月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十八年六月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十八年七月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十八年八月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十八年九月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十八年十月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十八年十一月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十八年十二月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十九年一月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十九年二月二十八日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十九年三月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十九年四月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十九年五月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十九年六月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十九年七月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十九年八月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十九年九月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十九年十月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十九年十一月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和三十九年十二月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十年一月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十年二月二十八日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十年三月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十年四月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十年五月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十年六月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十年七月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十年八月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十年九月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十年十月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十年十一月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十年十二月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十一年一月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十一年二月二十八日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十一年三月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十一年四月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十一年五月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十一年六月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十一年七月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十一年八月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十一年九月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十一年十月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十一年十一月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十一年十二月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十二年一月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十二年二月二十八日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十二年三月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十二年四月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十二年五月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十二年六月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十二年七月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十二年八月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十二年九月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十二年十月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十二年十一月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十二年十二月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十三年一月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十三年二月二十八日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十三年三月三十一日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十三年四月三十日前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならないこととなる法人については、昭和二十九年度分の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和四十三

十九年五月三十一日とする。

12　前項の規定によつて昭和二十九年五月三十一日までに新法第七十二条の二十六若しくは同法第七十二条の二十七の規定による申告納付又は同法第七十二条の二十八の規定による申告納付又は同法第七十二条の二十九若しくは同法第七十二条の三十一の規定による申告納付とをあわせて行わなければならないこととなる法人については、同法第七十二条の二十六若しくは同法第七十二条の二十七又は同法第七十二条の二十九若しくは同法第七十二条の三十の規定による申告納付をすることを要しないものとする。

13　地方鉄道事業及び軌道事業以外の運送業、運送取扱業、生命保険業又は農業を行う法人（新たに設立した内国法人又は新たに外国法人となつたものを除く。）でその事業年度の期間が六月をこえるものがこの法律の施行後最初に当該事業年度について申告納付すべき事業税は、前項に該当する場合を除き、新法第七十二条の二十六第一項但書の規定によつて申告納付しなければならない。

14　昭和二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間に解散した法人が新法第七十二条の二十九又は同法第七十二条の三十の規定によつてこの法律の施行後最初に申告納付すべきこととなる場合において、当該法人の当該清算中の事業年度が二回以上終了しているとき、又は二回以上解散当時の資本金額等をこえる残余財産の一部の分配をしているときは、附則第十二項の規定の適用がある場合を除き、同法第七十二条の二十九及び同法第七十二条の三十の規定にかかわらず、当該二回以上終了した各事業年度の所得若しくは収入金額に対する事業税額又は当該それぞれの分配に係る残余財産のうち解散当時の資本金額等をこえる部分の金額に対する事業税額を計算してこれを申告納付しなければならない。

15　昭和二十八年十二月三十一日以前に解散した法人で同日までに清算の結了しないものは、新法第七十二条の二十九から第七十二条の三十一までの規定によつて清算所得に対する事業税を申告納付しなければならない。この場合においては、当該法人は、新法第七十二条の二十九又は同法第七十二条の三十の規定による申告納付をすることを要しないものとする。

16　個人の行う事業に対する昭和二十九年度分の事業税に限り、新法第七十二条の十七第一項但書の規定にかかわらず、旧未復員者給与法（昭和二十二年法律第百八十二号）又は旧特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）の規定に基く療養の給付につき支払を受けた金額は、総収入金額に算入せず、また、当該給付に係る経費は、必要な経費に算入しないものとする。

17　個人の行う事業に対する昭和二十九年度から政令で定める年度の前年度までの各年度分の事業税については、所得から控除すべき金額は、新法第七十二条の二十一第一項の規定にかかわらず、年七万円とする。

（入場税に関する規定の適用）

18　改正前の地方税法第七十五条に規定する場所への入場又は施設の利用で入場税法施行の日以後に係るものについて改正前の地方税法第八十七条第一項の規定により徴収された入場税については、なお、従

前の例による。この場合において、入場税の特別徴収義務者が改正前の同法第八十七条第三項の規定によつて徴収した入場税の額が入場税法の適用があつたものとした場合において徴収すべき入場税の額をこえるため、当該入場税の納税者の請求に基いてそのこえる部分に相当する金額を返還したときは、道府県は、当該特別徴収義務者の請求に基き、当該道府県の条例で定めるところにより、その返還した部分に相当する額を還付しなければならない。

（娯楽施設利用税に関する経過措置）

19　この法律中娯楽施設利用税に関する改正規定施行の際現に都道府県の条例により改正前の地方税法第七十五条第四項の施設に相当する施設の利用に対し課するものとされている都道府県税は、当該都道府県の条例で娯楽施設利用税の規定が設けられるまでの間は、昭和二十九年七月三十一日までに限り、新法に基き定められた娯楽施設利用税とする。

（不動産取得税に関する規定の適用）

20　新法第七十三条の二から第七十三条の四十四までの規定は、建築された家屋に対して課する不動産取得税については、昭和二十九年七月一日から適用する。

21　昭和二十七年五月十五日以前において旧連合国最高司令官の要求に基いて使用されていた土地又は家屋で政令で指定する区域にあるものが返還された場合において、昭和二十九年七月一日以後当該土地に家屋を新築し、又は当該家屋を増築し、若しくは改築したときは、その新築、増築又は改築が当該土地等の返還を受けた日から三年以内に行われたものである場合に限り、当該新築、増築又は改築については、不動産取得税を課さないものとする。

（道府県たばこ消費税に関する規定の適用）

22　新法中道府県たばこ消費税に関する規定は、昭和二十九年四月一日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡された製造たばこについて適用する。

（市町村民税に関する規定の適用）

23　新法第三百十九条の三の規定は、昭和二十七年以降の年において純損失が生じたため所得税法第三十六条の規定によつて所得税額の還付を受けたものについて昭和二十九年度分から、新法第三百二十一条の八の第五項の規定は、昭和二十九年四月一日の属する事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度以降の事業年度において繰損金が純益金をこえることとなつたため法人税法第二十六条の四の規定によつて、法人税額の還付を受けたものについて昭和二十九年四月一日の属する事業年度分から、新法第三百二十七条第一項の規定は、昭和二十九年四月一日以降において新法第三百二十一条の八第四項の納期限が到来する分からそれぞれ適用するものとし、同日前にその納期限が到来した法人税割額に係る延滞金額については、なお、従前の例による。

24　昭和二十九年度分の市町村民税に限り、新法第三百二十一条の四第一項及び第三百二十一条の五第一項中「五月三十一日」とあるのは「六月十日」と読み替えるものとする。

（固定資産税に関する規定の適用）

25　新法第三百四十九条の三、第四百条の二及び第五章第二節の規定並びに固定資産税に係るその他の新法の規定（新法第四百十七条第二項を除く。）中新法第三百四十九条の三及び第五章第二節の規定に係る部分は、昭和三十年度分の固定資産税から、固定資産税に係るその他の新法の規定は、この附則に特別の定がある場合を除き、昭和二十九年度分の固定資産税から適用する。

26　昭和二十九年度分の固定資産税については、改正

前の地方税法第三百九十一条及びこれに係る改正前の同法の規定は、なお、効力を有するものとする。

27　新法第三百四十八条第二項第二号の二の規定は、昭和二十九年一月一日以後において建設されたトンネルについて適用する。

28　昭和二十九年度分の固定資産税に限り、新法第三百四十九条の二第一項中「三分の一の額」とあるのは「三分の一の額（電気の供給を業とする者及び農山漁村電気導入促進法第二条第一項の農林漁業団体については、四分の一の額）」と、新法第三百五十条第一項中「百分の一・四」とあるのは「百分の一・五」と、改正前の地方税法第三百九十一条中「価格」とあるのは「価格等」と、新法第四百十五条第一項但書中「縦覧期間を設けることができる。」とあるのは「縦覧期間を設けることができるものとし、第三百四十九条の二の規定の適用を受ける固定資産についてその価格にそれぞれ同条に定める率を乗じて得た額については、これを当該固定資産の所有者に通知することによって縦覧に代えることができる。」と、同法第四百十七条第二項中「第三百八十九条第一項」とあるのは「第三百八十九条第一項又は第三百九十一条第一項」と、同法第四百三十二条第一項中「第四百十七条第一項」とあるのは「第四百十五条第一項若しくは第四百十七条第一項」とする。

29　新法第三百四十九条の二第一項の規定は昭和二十八年一月二日以降において建設された同法同条同項に規定する家屋及び償却資産について、同法同条第二項の規定は昭和二十八年一月二日以降において敷設された同法同条同項に規定する構築物について、同法同条第三項及び第四項の規定は昭和二十八年一月二日以降において取得され、又は製作された当該各項に規定する機械設備等について、同法同条第六項の規定は昭和二十八年一月二日以降において航空運送事業を開始した者が所有し、且つ、運航する航空機について、それぞれ昭和二十九年度分の固定資産税から適用する。

30　新法第三百四十九条の二第一項の規定は、昭和二十八年一月一日以前において建設された同法同条同項に規定する家屋及び償却資産に対しても適用する。

市町村の区分	金額
人口五千人以上人口一万人未満の町村	二億円
人口一万人以上人口三万人未満の市町村	三億六千五百万円に人口千人を増すごとに千五百万円を加算した額（当該大規模の償却資産の価額の十分の二の額が六億五千万円をこえるときは、当該大規模の償却資産の価額の十分の二の額とする。）
人口三万人以上の市町村	六億五千万円に人口千人を増すごとに千五百万円を加算した額

31　昭和三十年度分の固定資産税に限り、新法第三百四十九条の三第二項の表を左の表の通り読み替えて、同法同条同項の規定を適用するものとする。

市町村の区分	金額
人口五千人以上人口一万人未満の町村	二億三千万円に人口千人を増すごとに三千万円を加算した額

32　昭和三十年度分の固定資産税に限り、新法第三百四十九条の三第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百三十」とする。

（自転車荷車税に関する規定の適用）

33　昭和二十九年度分の自転車荷車税に限り、改正前の地方税法第四百四十六条及び第四百六十八条の規定によってそれぞれ納税者に交付した自転車税及び荷車税に係る徴税令書は、新法第四百四十六条の規定によって交付した自転車荷車税に係る徴税令書とみなす。

（市町村たばこ消費税に関する規定の適用）

34　新法中市町村たばこ消費税に関する規定は、昭和二十九年四月一日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡された製造たばこについて適用する。

（電気ガス税に関する規定の適用）

35　新法第四百八十九条第一項及び同法第四百八十九条第五項の規定は、この法律の施行の日以後において電気事業者の電気料金の変更について通商産業大臣の認可があり、当該認可のあった料金を実施した日前に使用した電気に係る分）については、改正前の地方税法第七百四十条第二項の規定を除き、なお、従前の例による。

37　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

（日本銀行法の一部改正）

38　日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第五項中「（昭和二十三年法律第百十号）」を「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」に改める。

（所得税法の一部改正）

39　所得税法の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「及び地方税法に規定する市町村民税（市町村民税に係る延滞金額を含む。）」を「並びに地方税法に規定する道府県民税及び市町村民税（道府県民税及び市町村民税に係る延滞金額を含む。）」に改める。

（法人税法の一部改正）

40　法人税法の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「市町村民税」を「道府県民税若しくは市町村民税」に改める。

第十二条の二第三項中「その法人税額に係る市町村民税額」を「その法人税額に係る道府県民税額（均

等割額を含む。）若しくは市町村民税額」に改める。

第十六条第二項中「及び地方税法の規定により市町村民税」を「並びに地方税法の規定により道府県民税及び市町村民税」に改める。

第十七条の二第二項中「市町村民税額」を「道府県民税額（均等割額を含む。）及び市町村民税額」に、「及び市町村民税額」を「並びに道府県民税額及び市町村民税額」に改める。

（競馬法の一部改正）

41　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による入場税」を「入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）の規定による入場税額に相当する額」に改め、同条第二項を削る。

（相続税法の一部改正）

42　相続税法の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「物品税、揮発油税及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による附加価値税」を「揮発油税及び物品税」に改める。

（道路運送車両法の一部改正）

43　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第九十七条の三とし、第九十七条の次に次の一条を加える。

第九十七条の二　第六十二条第一項の検査の申請をする場合には、申請者は、当該自動車の所有者が当該自動車について現に自動車税の滞納（天災その他やむを得ない事由に因るものを除く。）がないことを証する都道府県知事の書面を提出しなければならない。

2　陸運局長は、前項の書面の提出がないときは、第六十二条第一項の検査をしないものとする。

（税理士法の一部改正）

44　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条各号列記以外の部分中「附加価値税」を「事業税」に改め、「事業税、特別所得税」を削る。

第六条第一号及び第八条第七号中「附加価値税」を「事業税」に改める。

第三条の表中

「軍人用販売機関等で地方税法第七十五条第一項に掲げる施設のうち合衆国軍隊の直接管理に係るものへの入場又はその利用	入場者又は利用者	入場税 」

を「自動車税、自動車税及び自転車荷車税」に、「市町村民税」を「道府県民税及び市町村民税」に改める。

第四条中「自転車税」を「自転車荷車税」に改める。

（会社更生法の一部改正）

47　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二百六十九条第二項但書中「第七条第三項」の下に「及び地方税法第七十二条の十三第四項（事業年度の期間が一年をこえる場合）」を加え、同条第四項中「第三十六条（法人の附加価値税の概算納付又は概算申告納付）」を「第七十二条の二十六（事業年度の期間が六月をこえる法人の中間申告納付）」に改める。

（自治庁設置法の一部改正）

48　自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三十号を削り、第三十一号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

「合衆国軍隊が日本国においてする不動産の取得	合衆国軍隊	
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域内においてする不動産の取得	軍人用販売機関等	不動産取得税
軍人用販売機関等で地方税法第七十五条第一項に掲げる施設のうち合衆国軍隊の直接管理に係るものの利用	利用者	娯楽施設利用税 」

に「自動車税、自

三十一　地方税法第三百五十条第二項の規定による市町村の届出に係る固定資産税の税率について制限することを指示すること。

第十三条中第三号を次のように改める。

三　地方税法第三百五十条第二項の規定による市町村の届出に係る固定資産税の税率について制限することを指示すること。

第十七条中第七号の次に次の一号を加える。

七の二　地方税法第三百五十条第二項の規定による市町村の届出に係る固定資産税の税率の制限の指示に関すること。

（児童福祉法の一部改正）

49　児童福祉法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

（身体障害者福祉法の一部改正）

50　身体障害者福祉法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項を削る。

（風俗営業取締法の一部改正等）

51　風俗営業取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「まあじやん屋」の下に「、ぱちんこ屋」を加える。

第二条に次の二項を加える。

3　前条第三号に掲げる営業に係る第一項の許可は、ぱちんこ屋その他これに類する営業で都道府県が条例で指定するものについては一月ごとに、その他の営業については三月ごとにその更新を受けなければ、当該各期間の経過によつてその効力を失う。

4　公安委員会は、前項の更新を求められた場合において、当該更新を求めた者に滞納に係る娯楽施設利用税があるときは、当該都道府県が条例で定める特別の事情がある場合を除いては、その許可を更新しないものとする。

52　前項の規定施行の際現に風俗営業取締法第二条第一項の許可を受けている者に関する改正後の同法同条第三項の規定の適用については、前項の規定施行の日に同法同条第一項の許可があつたものとみなす。

（内閣総理・法務・大蔵・農林・通商産業・運輸大臣署名）

法律第九十六号（昭二九・五・一三）

◎入場税法

（課税範囲）

第一条　左に掲げる場所への入場には、この法律により、入場税を課する。

第一種

一　映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を多数人に見せ、又は聞かせる場所

二　競馬場及び競輪場

三　前二号に掲げる場所に類する場所で、政令で定めるもの

第二種

一　展覧会場（国立の博物館及び博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項の博物館（これに相当する施設を含む。）を除く。）

二　博覧会場

三　遊園地

（定義）

第二条　この法律において「催物」とは、第一種又は第二種の場所（以下「興行場等」という。）において、映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ、見せ物、競馬、競輪、展覧会、博覧会その他政令で定めるこれらに類するもので、多数人に見せ、又は聞かせるものをいう。

2　この法律において「主催者」とは、臨時に興行場等を設け、又は興行場等をその経営者若しくは所有者から借り受けて催物を主催する者をいう。

3　この法律において「入場料金」とは、興行場等の経営者又は主催者が、いずれの名義でするかを問わず、興行場等の入場者から領収すべきその入場の対価をいい、当該入場料金について課される入場税額に相当する金額を含まないものとする。

（納税義務者）

第三条　興行場等の経営者（当該興行場等について別に主催者がある場合を除く。以下「経営者」という。）又は主催者（以下「経営者等」と総称する。）は、興行場等への入場者から領収する入場料金について、入場税を納める義務がある。

（課税標準及び税率）

第四条　入場税は、入場料金を課税標準として、左の各号に掲げる税率により課する。

一　第一種の場所

入場料金が一人一回について五十円以下であるとき　入場料金の百分の十

入場料金が一人一回について五十円をこえ、八十円以下であるとき　入場料金の百分の二十

入場料金が一人一回について八十円をこえ、百三十円以下であるとき　入場料金の百分の三十

入場料金が一人一回について百三十円をこえ、百五十円以下であるとき　入場料金の百分の四十

入場料金が一人一回について百五十円をこえるとき　入場料金の百分の五十

二　第二種の場所　入場料金の百分の十

2　交響楽、器楽、声楽等の純音楽、純オペラ、純舞踊、雅楽、文楽若しくは能楽をもつぱら研究発表する会場への入場又はスポーツを催す競技場への入場についてその入場料金が一人一回について八十円をこえるときは、前項第一号の規定にかかわらず、入場料金の百分の二十の税率により課する。

（免税点）

第五条　第二種の場所への入場者から領収する入場料金が一人一回について二十円以下であるときは、入場税を課さない。

2　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する小学校その他政令で定める学校の教員の引率により、当該学校における教育に資するため、当該学校の生徒、児童又は幼児を興行場等に入場させる場合において、入場料金が一人一回について三十円以下であるときは、前項の規定にかかわらず、当該入場には、入場税を課さない。

（税額算定の特例）

第六条　第一種の場所の経営者等が当該場所への入場者から領収した金額（回数券又は定期券の発行により領収した金額を除く。以下第二項において同じ。）が、同一税率の適用を受ける入場料金の最高額（第四条第一項第一号の規定を適用する場合において、入場料金に対する税率区分が異なることとなる限界の金額としての五十円、八十円、百三十円又は百五十円をいう。）と当該最高額に対する入場税額との合計額をこえ、当該最高額とこれに対し入場料金が当該最高額をこえる場合における直近の税率を乗じて計算した金額との合計額以下であるときは、その領収した金額から当該最高額を控除した額に相当する入場税を課する。但し、第一種の場所への入場（前条第二項に規定する場合に該当する入場を除く。）につき入場者から領収した金額については、この限りでない。

2　経営者等が興行場等への入場者から領収した金額が、前条第一項に規定する金額（前条第二項に規定する場合に該当するときは、同項に規定する金額。以下この項において同じ。）をこえ、当該金額とこれに対し第四条第一項第一号に規定する税率のうち最低のもの又は同項第二号に規定する税率を乗じて計算した金額との合計額以下であるときは、その領収した金額から前条第一項に規定する金額を控除した額に相当する入場税を課する。但し、第一種の場所への入場（前条第二項に規定する場合に該当する入場を除く。）につき入場者から領収した金額については、この限りでない。

（入場料金を領収したとみなす場合）

第七条　左の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる金額を入場料金として、入場の際、領収したものとみなす。この場合において、経営者等が入場料金の一部又は低額の入場料金を領収しているときは、これらの料金は、領収しなかつたものとみなす。

一　経営者等が興行場等への入場について入場料金を定めている場合において、その入場料金の全部又は一部を領収しないで、興行場等に入場させた場合（当該入場が公務又は業務による場合を除

く。）その定めている入場料金の額

二　入場につき、通常、入場料金を領収して催物を行う第一種の場所において、催物（当該催物と同じ種類の催物に参加することを業とする者が主として参加するものに限る。）を行う経営者等が入場料金を定めず、且つ、入場料金を領収しないで入場させた場合又はその定めた入場料金の額が通常領収すべき入場料金の額に比し著しく低額であり、且つ、その定めた入場料金を領収し、若しくは領収しないで入場させた場合（国、地方公共団体その他政令で定める者が催物を行う場合を除く。）

当該催物の開催その他当該場所に入場させるために要した経費を当該場所に通常入場させることができる人員（第十九条第一項の規定により入場券を交付した場合においては、交付した入場券の数に応ずる人員）の数で除して得た額

2　経営者等が興行場等への入場について入場料金を定めている場合において、回数券又は定期券により興行場に入場させたときは、入場の際、その定めている入場料金を当該入場に係る入場料金として領収したものとみなす。この場合において、回数券又は定期券の発行により経営者等が領収している金額があるときは、当該金額は、領収しなかつたものとみなす。

（免税興行）

第八条　別表の上欄に掲げる者が主催する催物が左の各号に掲げる条件に該当する場合において、第三項の規定による承認を受けたときは、当該催物が行われる場所への入場については、入場税を免除する。

一　当該催物が演劇、演芸、音楽、スポーツ、見せ物、展覧会又は博覧会であること。

二　当該催物が学生、生徒、児童その他当該催物と同じ種類の催物に参加することを業としない者により行われるものであること。

三　当該催物に係る純益の全額が別表の下欄に掲げるもののために支出されること。

四　当該催物に参加し、又は関係する者が何らの報酬を受けないこと。

2　別表の上欄に掲げる者のうち政令で指定するものについて前項の規定を適用する場合においては、同項第一号及び第二号に掲げる条件は、必要としない。

3　前二項の規定により入場税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする催物を開催する日の五日前までに、その氏名又は名称、催物の種類、開催の場所及び期間、入場料金、免除に該当する事由その他政令で定める事項を記載した申請書を、当該催物を開催する場所の所在地の所轄税務署長に提出して、その承認を受けなければならない。

4　税務署長は、前項の規定により申請書を提出した者が開催する催物の回数、期間、入場料金、場所その他の計画が入場税の保全上不適当であると認められる場合においては、前項の承認をしないことができる。

5　第一項第三号に規定する純益の計算について必要な事項は、政令で定める。

6　第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた者は、その免除を受けた催物の終了後十日以内に、当該催物に係る収入及び支出の明細書並びに支出された純益を領収した事実を証明する書類を、その免除をした税務署長に提出しなければならない。

7　税務署長は、第一項又は第二項の規定により免除を受けた者の申請により、前項の期間内に同項に規定する明細書又は書類を提出することができないことについて、やむを得ない事由があると認めるときは、その期間を延長することができる。

8　第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた主催者がこれらの項に規定する条件に違反した場合において、その免除をした税務署長は、第十二条第一項の規定にかかわらず、当該主催者から、直ちに、その免除に係る入場税を徴収する。

（非課税）

第九条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により助成の措置を講ぜられた文化財のみを公開する場所への入場については、入場税を課さない。

（課税標準額の申告）

第十条　経営者等は、政令で定めるところにより、その領収した毎月分の入場料金の総額（以下「課税標準額」という。）を催物の種類及び税率の区分に従つて記載した申告書を、翌月十日までに、興行場等の所在地の所轄税務署長（以下「所轄税務署長」という。）に提出しなければならない。但し、経営者がその経営を廃止し、又は主催者が催物を終えたときは、当該経営者又は主催者は、その廃止し、又は終えた日までの課税標準額（本文の規定によりすでに申告した課税標準額を除く。）について、その廃止し、又は終えた日から五日以内に、当該申告書を提出しなければならない。

2　第八条第七項の規定は、前項の申告書の提出について、これを準用する。

（課税標準額の決定通知）

第十一条　前条の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された課税標準額が税務署長において調査したところと異なるとき、又は当該申告書の提出がない場合には、税務署長は、その調査によつて課税標準額を決定し、当該申告書を提出した、又は提出すべき義務がある経営者等に通知する。

（納期）

第十二条　入場税は、入場料金を領収した日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。

2　第十条第一項但書の規定該当する場合においては、前項の規定にかかわらず、同条第一項但書の規定による申告書が提出された後又は前条の規定による通知がされた後、直ちにその入場税を徴収する。

（入場税の還付）

第十三条　経営者が興行場等の経営を廃止し、休止し、若しくは中止し、又は主催者が催物を中止したため、その領収した入場料金及び当該料金について課された、又は課されるべき入場税額に相当する金額を払いもどした場合において、当該入場税額がすでに納付されているときは、政令で定めるところにより、当該入場税額に相当する金額を還付する。

2　前項の規定により入場税額に相当する金額を還付する場合において、経営者等が払いもどしをした月中に徴収されるべき入場税額（利子税額及び延滞加算税額を除く。）があるときは、当該税額から還付すべき入場税額に相当する額を控除し、なお控除すべき不足額があるときは、その後に徴収されるべき入場税額から順次これを控除することができる。

（入場税の保全担保）

第十四条　国税庁長官、国税局長又は税務署長は、左の各号に掲げる場合において、入場税の保全のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、経営者等に対し、金額及び期間を指定して、入場税につき担保の提供を命ずることができる。

一　臨時に興行場等を設け、又は興行場等をその経営者若しくは所有者から借り受けて催物を主催する場合

二　経営者の資力がその納付すべき入場税額に比して薄弱であるため、入場税の納付を怠る虞がある

場合

2　前項第一号の規定により指定する期間は、第十二条第二項又は第二十五条第三項の規定により入場税を徴収される日又は第八条第一項若しくは第二項の規定により入場税の免除を受けた者が同条第六項に規定する明細書及び書類を提出する日までの間とする。

3　国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があると認めるときは、第一項の金額又は期間を変更することができる。

4　第一項の規定による担保の提供の手続について必要な事項は、政令で定める。

（担保の種類）

第十五条　前条の規定により提供する担保の種類は、左に掲げるものとする。

一　金銭

二　国債及び地方債

三　国税庁長官、国税局長又は税務署長が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）

四　土地

五　火災保険に附した建物

六　国税庁長官、国税局長又は税務署長が確実と認める保証人の保証

七　前各号の外、政令で定めるもの

（担保の変換）

第十六条　第十四条の規定により担保を提供した者は、当該担保の提供を命じた者の承認を受けた場合に限り、担保を変換することができる。

（担保の処分等）

第十七条　第十四条の規定により金銭を担保として提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつて入場税の納付に充てることができる。

2　第十四条の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が第十二条の規定による納期限（第八条第八項又は第二十五条第三項の規定に該当するときは、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第六条（納税の告知）の規定により指定された納期日）までに入場税を納付しないときは、税務署長は、直ちに、その担保として提供された金銭をもつて入場税に充て、若しくは金銭以外の担保物を国税滞納処分の例により処分して、その代金をもつて入場税の納付に充て、又は保証人に対してその旨を通知して入場税を納付させる。

3　前項の場合において、担保として提供された金銭又は処分した代金の額をもつて徴収すべき入場税及び滞納処分費に充ててなお不足があるときは、納税義務者から国税徴収の例により、その不足額を徴収し、又、保証人がその納付すべき入場税を完納しないときは、まず納税義務者から国税徴収の例により、これを徴収し、その徴収した金額をもつて入場税及び滞納処分費に充ててなお不足があるとき、又は不足があると認めるときは、保証人から国税徴収の例によりその不足額を徴収する。

4　前項の保証人は、国税徴収法第三十二条（財産をかくす等の罪）の規定の適用については、納税者とみなす。

5　国税徴収法第七条ノ四第四項（担保物についての国税の先取権）の規定は、第十四条の規定により提供された担保物について準用する。

（利子税額）

第十八条　入場税を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六条（納税の告知）の規定により指定された納期日までに入場税額を完納しないときは、その未納に係る入場税額に対し、当該納期日（第二十五条第三項の規定により入場税を徴収する場

合において、当該納期日が第十二条に規定する納期限よりおそいときは、当該納期限）の翌日から当該入場税額を納付する日までの日数に応じ、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額を入場税額にあわせて徴収する。

2　前項の場合において、納税義務者がその未納に係る入場税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となる入場税額は、同項の未納に係る入場税額からその一部納付に係る入場税額を控除した額による。

3　利子税額の計算の基礎となる入場税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該入場税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4　利子税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。

5　第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付した入場税額が同項の未納に係る入場税額に達するまでは、その納付した税額は、当該入場税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八条（公売代金等の充当又は配分）の規定の適用を妨げない。

（入場券の交付及び切取の義務）

第十九条　経営者等は、左の各号に掲げる場合を除く外、興行場等に入場させるとき、又は前売その他いずれの名義でするかを問わず、あらかじめ入場料金を領収するときは、政府が発行する用紙（以下本条中「用紙」という。）をもつて入場券として、これを入場者に交付しなければならない。

一　第二種の場所への入場者から領収する入場料金が、一日を通じ、すべて一人一回について二十円以下である場合

二　第七条第一項第一号に規定する公務又は業務により入場する者を入場させる場合

三　第七条第一項第二号の規定の適用を受けるべき場合のうち入場料金を領収しないで入場させる場合

四　第八条第一項又は第二項の規定により免除を受ける催物を行う場合で、税務署長が指定するとき

五　第九条に規定する文化財のみを公開する場所に入場させる場合

六　その他入場券の交付を必要としないと認められる場合で、政令で定めるとき

2　前項の用紙は、税務署長が、政令で定めるところにより、経営者等に交付する。

3　税務署長は、用紙を交付する場合においては、特別の事由がある場合を除き、経営者等がその時までに納付しなければならない入場税を完納したこと及びその時までに使用していない用紙の数を確めた上でなければ、これを交付してはならない。

4　税務署長は、第十四条の規定によつて担保の提供を命じた場合において、経営者等に用紙を交付するときは、当該経営者等が担保を提供するまで、これを交付しないことができる。

5　経営者等は、毎月使用した入場券の種類別に枚数を記載した申告書を、第十条の規定による申告書にあわせて所轄税務署長に提出しなければならない。

6　経営者等は、入場者を興行場等に入場させる際、入場券の呈示を求めてその半片を切り取り、他の半片を当該入場者に返さなければならない。

7　経営者等は、第二項の規定によつて交付を受けた用紙を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。但し、所轄税務署長の承認を受けた場合は、この限りでない。

8　用紙の種類及び様式又は形式は、大蔵省令で定める。

（特別入場券等の発行）

第二十条　経営者等は、指定席券により入場させる場合その他特別の事情がある場合において、所轄税務署長の承認を受けたときは、前条第一項に規定する用紙以外の用紙で作成した入場券（以下「特別入場券」という。）を発行することができる。

2　経営者等が特別入場券又は回数券若しくは定期券を発行しようとする場合においては、税務署長の検印を受けなければならない。

3　前条第三項、第四項及び第七項の規定は、特別入場券についての前項の場合について準用する。この場合において、「交付」とあるのは、「検印」と読み替えるものとする。

4　第二項の規定により検印を受けた特別入場券は、第七条第一項第二号並びに前条第一項、第五項及び第六項の規定の適用については、入場券とみなす。

（開廃業等の申告）

第二十一条　興行場等を経営し、又は催物を主催しようとする者は、政令で定めるところにより、所轄税務署長に申告しなければならない。経営者がその経営を廃止し、若しくは休止し、又は主催者がその催物を終え、若しくは休止したときも、また同様とする。

2　経営者等は、前項の規定により申告した事項に異動を生じたときは、政令で定めるところにより、所轄税務署長に申告しなければならない。

（記帳義務）

第二十二条　経営者等は、左に掲げる場合を除き、帳簿を備え、政令で定めるところにより、入場人員、領収した金額の総額その他業務に関する必要な事項を記載しなければならない。

一　第二種の場所への入場者から領収する常時の入場料金が一人一回について二十円以下である場合

二　第九条に規定する文化財のみを公開する場合

（申告義務等の承継）

第二十三条　法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併に因り設立された法人は、合併に因り消滅した法人の左に掲げる義務を、相続の開始があつた場合においては、相続人（包括受遺者を含む。）は、被相続人（包括遺贈者を含む。）の左に掲げる義務を、それぞれ、承継する。

一　第十条又は第二十一条に規定する申告義務

二　前条の規定による記帳義務

（当該職員の権限）

第二十四条　当該職員は、入場税に関する調査について必要があるときは、納税義務者又は納税義務があると認められる者に質問し、又はその業務に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2　当該職員は、経営者等の組織する団体（当該団体で組織する団体を含む。）がある場合において、入場税に関する調査について必要があるときは、当該団体に対して当該団体を構成する経営者等の経営等に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3　当該職員は、第一項の規定による質問若しくは検査又は前項の規定による諮問をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4　第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪の捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第二十五条　左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　詐偽その他不正の行為によつて入場税を免かれ、又は免かれようとした者

二　詐偽その他不正の行為によつて第十三条の規定による入場税の還付を受け、又は受けようとした者

2　前項の犯罪に係る免かれ、若しくは免かれようとした入場税又は受け、若しくは受けようとした還付金相当額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該相当額の十倍以下とすることができる。

3　第一項第一号の場合においては、第十二条第一項の規定にかかわらず、直ちにその入場税を徴収する。

第二十六条　左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第十条の規定による申告を怠り、又は申告を偽つた者

二　第十九条第一項の規定に違反して政府が発行して交付した用紙及び特別入場券以外のものを入場券とし、又は入場者に入場券（特別入場券を含む。）を交付しなかつた者

三　第十九条第六項の規定に違反して入場者に入場券（特別入場券を含む。）の呈示を求めてその半片を切り取り、他の半片を当該入場者に返さなかつた者

四　第十九条第七項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して譲り渡し、又は譲り受けた者

五　第二十条第二項の規定に違反して特別入場券又は回数券若しくは定期券に検印を受けなかつた者

第二十七条　左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第八条第三項の規定による申請書に偽つた記載をした者

二　第八条第六項の規定に違反して同項の規定する期間（同条第七項の規定により期間が延長された場合においては、当該延長された期間）内に、同項に規定する明細書若しくは支出された純益を領収した事実を証明する書類を提出せず、又はこれらの書類に偽つた記載をした者

三　第十九条第五項の規定に違反して毎月使用した入場券（特別入場券を含む。）に関する申告書を提出しなかつた者

四　第二十一条の規定による申告を怠り、又は申告を偽つた者

2　この法律は、本州、北海道、四国、九州及びその附属の島（政令で定める地域を除く。）に施行する。

五　第二十二条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

六　第二十四条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又はその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十五条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

第二十九条　第二十五条第一項の罪を犯した者には、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四十八条第二項（併合罪）、第六十三条（従犯の刑の減軽）及び第六十六条（情状に因る刑の減軽）の規定は、適用しない。但し、懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。

3　第二十一条第一項前段の規定は、この法律の施行の日から十日間を限り、この法律の施行前から引き続いて経営者等であるものについては、適用しない。

4　この法律の施行前、地方税法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第九十五号）による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「旧地方税法」という。）第七十八条第一項から第三項までの規定により入場税の免除を受けた催物で、この法律の施行の日から五日以内に開催されるものについては、第八条第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた催物とみなす。

5　旧地方税法第八十四条第一項の規定により都道府県が作成して交付した用紙をもつて経営者等がこの法律の施行前に発行した入場券又は同条第二項に規定する入場券等引換券（同条第七項の規定により入場券とみなされるものに限る。）は、この法律の施行後三月間を限り、第十九条第一項の規定による入場券とみなす。

6　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条中「及び物品税」を「、物品税及び入場税」に改める。

7　印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「若しくは物品税法第十六条ノ二の規定による物品税証紙」を「、物品税法第十六条ノ二の規定による物品税証紙若しくは入場税法第十九条の規定による用紙」に改める。

8　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「揮発油税」の下に「、入場税」を加える。

9　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「、揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）及び入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

（入場税法の特例）

第十二条　軍人用販売機関等で、入場税法第一条に掲げる場所のうち、合衆国軍隊の直接管理に係るものへの入場については、入場税を免除する。

10　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第百十九条中「揮発油税」の下に「、入場税」を加える。

一部を次のように改正する。

第一条中「及び揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「、揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）及び入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

（入場税法の特例）

第十二条　軍人用販売機関等で、入場税法第一条に掲げる場所のうち、合衆国軍隊の直接管理に係るものへの入場については、入場税を免除する。

10　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第百十九条中「揮発油税」の下に「、入場税」を加える。

別表

主催者	支出先又は支出の目的
一　児童、生徒、学生又は卒業生の団体	学校、社会教育関係団体又は公民館が行う社会教育、青年学級、日本赤十字社がその目的を達成するために行う業務（社会教育を含む。）、社会福祉事業、更生保護事業、保護施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設その他これらに類するもので、政令で定めるもの
二　学校（学校教育法第一条及び第九十八条第一項の学校並びに私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項の法人の設置する学校をいう。この表において同じ。）	学校の後援団体

四　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条の社会教育関係団体（この表において「社会教育関係団体」という。）又は同法第二十一条の公民館

五　青年学級振興法（昭和二十八年法律第二百十一号）第二条の青年学級（この表において「青年学級」という。）を開設する者

六　日本赤十字社

七　社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の規定により届出をし、又は許可を受けて経営する社会福祉事業（この表において「社会福祉事業」という。）を行う者

八　更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）による更生保護事業（この表において「更生保護事業」という。）を経営する者

九　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護施設（この表において「保護施設」という。）を設置する者

一〇　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による児童福祉施設（この表において「児童福祉施設」という。）を設置する者

一一　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者更生援護施設（この表において「身体障害者更生援護施設」という。）を設置する者

一二　その他前各号に掲げる者に類するもので、政令で定めるもの

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第九十七号（昭二九・五・一五）

◎建設機械抵当法

（この法律の目的）

第一条　この法律は、建設機械に関する動産信用の増進により、建設工事の機械化の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「建設機械」とは、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事の用に供される機械類をいう。

2　前項の機械類の範囲は、政令で定める。

（所有権保存登記）

第三条　建設機械については、建設業法第二条第三項に規定する建設業者で、その建設機械につき第三者に対抗することのできる所有権を有するものの申請により、所有権保存の登記をすることができる。但し、次条に規定する打刻又は検認を受けていない建設機械については、この限りでない。

2　質権又は差押、仮差押若しくは仮処分の目的となつている建設機械について所有権保存の登記がされ

たときは、その登記は、質権者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者に対しては、効力を生じない。

（打刻）

第四条 前条第一項の規定により建設機械の所有権保存の登記を申請しようとする者は、あらかじめ、当該建設機械につき、建設大臣の行う記号の打刻又はすでに打刻された記号の検認を受けなければならない。

2 前項の記号の打刻及び検認に関し必要な事項は、政令で定める。

3 建設大臣は、政令の定めるところにより、第一項に規定する打刻又は検認に関する事務を都道府県知事に委任することができる。

4 何人も、第一項の規定により打刻した記号をき損してはならない。

（抵当権の目的）

第五条 既登記の建設機械は、抵当権の目的とすることができる。

（抵当権の内容）

第六条 抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移さないで債務の担保に供した既登記の建設機械（以下「抵当建設機械」という。）につき、他の債権者に先だつて、自己の債権の弁済を受けることができる。

（対抗要件等）

第七条 既登記の建設機械の所有権及び抵当権の得喪及び変更は、建設機械登記簿に登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

2 建設機械登記簿は、一個の建設機械につき一用紙を備える。

（登記用紙の閉鎖）

第八条 建設機械の所有権保存の登記後三十日以内に抵当権設定の登記がされないとき、又は抵当権の登記が全部まつ消された後三十日以内に新たな抵当権設定の登記がされないときは、登記官吏は、当該建設機械の登記用紙を閉鎖しなければならない。但し、所有権の登記以外の登記があるときは、この限りでない。

（政令への委任）

第九条 この法律に定めるもののほか、建設機械の登記に関し必要な事項は、政令で定める。

（抵当権の効力の及ぶ範囲）

第十条 抵当権は、抵当建設機械に附加して一体となつている物に及ぶ。但し、設定行為に別段の定があるとき、又は第三者の権利を害したときは、この限りでない。

（物上代位）

第十一条 抵当権者は、抵当建設機械の売却、賃貸、滅失又はき損によつて抵当権設定者が受けるべき金銭その他の物に対しても、これを行使することができる。この場合においては、その払渡又は引渡前に差押をしなければならない。

（物上保証人の求償権）

第十二条 他人の債務を担保するため抵当権を設定した者がその債務を弁済し、又は抵当権の実行によつて抵当建設機械の所有権を失つたときは、保証債務に関する規定に従い、債務者に対して求償権を有する。

（抵当権の順位）

第十三条 数個の債権を担保するため同一の建設機械

る場合及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条の規定により他の債権者が債務者の行為を取り消すことができる場合は、この限りでない。

（不可分性）

第十一条 抵当権者は、債権の全部の弁済を受けるまでは、抵当建設機械の全部につき、その権利を行使することができる。

（物上代位）

第十二条 抵当権は、抵当建設機械の売却、賃貸、滅失又はき損によつて抵当権設定者が受けるべき金銭その他の物に対しても、これを行使することができる。この場合においては、その払渡又は引渡前に差押をしなければならない。

（物上保証人の求償権）

第十三条 他人の債務を担保するため抵当権を設定した者がその債務を弁済し、又は抵当権の実行によつて抵当建設機械の所有権を失つたときは、保証債務に関する規定に従い、債務者に対して求償権を有する。

（抵当権の順位）

第十四条 数個の債権を担保するため同一の建設機械につき抵当権を設定したときは、その抵当権の順位は、登記の前後による。

（先取特権との順位）

第十五条 同一の建設機械につき抵当権及び先取特権が競合する場合には、抵当権は、民法第三百三十条第一項に規定する第一順位の先取特権と同順位とする。

（担保される利息等）

第十六条 抵当権者が利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となつた最後の二年分についてのみその抵当権を行使することができる。但し、それ以前の定期金についても満期後特別の登記をしたときは、その登記の時からこれを行使することを妨げない。

2 前項の規定は、抵当権者が債務の不履行によつて生じた損害の賠償を請求する権利を有する場合において、その最後の二年分についても適用する。但し、利息その他の定期金と通算して二年分をこえることができない。

（抵当権の処分）

第十七条 抵当権者は、その抵当権を他の債権の担保とし、又は同一の債務者に対する他の債権者の利益のためその抵当権若しくはその順位を譲渡し、若しくは放棄することができる。

2 前項の場合において、抵当権者が数人のためにその抵当権の処分をしたときは、その処分の利益を受ける者の権利の順位は、抵当権の登記にした附記の前後による。

第十八条 前条第一項の規定による抵当権の処分は、民法第四百六十七条の規定に従い、主たる債務者にこれを通知し、又はその債務者がこれを承諾しなければ、その債務者、保証人、抵当権設定者又はこれらの承継人に対抗することができない。

2 主たる債務者が前項の通知を受け、又は承諾をしたときは、抵当権の処分の利益を受ける者の同意を得ないでした弁済は、その受益者に対抗することができない。

（代価弁済）

第十九条 抵当建設機械を買い受けた第三者が抵当権者の請求に応じてその代価を弁済したときは、抵当権は、その第三者のために消滅する。

（第三取得者の費用償還請求権）

第二十条 抵当建設機械を取得した第三者が抵当建設機械につき必要費又は有益費を出したときは、民法第百九十六条の区別に従い、抵当建設機械の代価をもつて最も先にその償還を受けることができる。

（共同抵当の代価の配当）

第二十一条 債権者が同一の債権の担保として数個の建設機械の上に抵当権を有する場合において、同時にその代価を配当すべきときは、その各建設機械の価格に応じてその債権の負担を分ける。

2 ある抵当建設機械の代価のみを配当すべきときは、抵当権者は、その代価につき債権の全部の弁済を受けることができる。この場合において、次の順位にある抵当権者は、右の抵当権者が前項の規定により他の抵当建設機械につき弁済を受けるべき金額に達するまでこれに代位して抵当権を行使することができる。

3 前項後段の規定により代位して抵当権を行使する者は、その抵当権の登記にその代位を附記することができる。

（一般財産からの弁済）

第二十二条 抵当権者は、抵当建設機械の代価で弁済を受けない債権の部分についてのみ他の財産から弁済を受けることができる。

2 前項の規定は、抵当建設機械の代価に先だつて他の財産の代価を配当すべき場合には、適用しない。

3　前項の場合において、抵当権者に第一項の規定による弁済を受けさせるため、他の各債権者は、抵当権者に配当すべき金額の供託を請求することができる。

（時効による消滅）

第二十三条　抵当権は、債務者及び抵当権設定者に対しては、その担保する債権と同時でなければ、時効によつて消滅しない。

第二十四条　債務者又は抵当権設定者以外の者が抵当建設機械につき取得時効に必要な条件を具備した占有をしたときは、抵当権は、これによつて消滅する。

（質権設定の禁止）

第二十五条　既登記の建設機械は、質権の目的とすることができない。

（既登記の建設機械に対する強制執行等）

第二十六条　既登記の建設機械に対する強制執行については、地方裁判所が執行裁判所として、これを管轄する。

2　前項の強制執行に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

3　前二項の規定は、既登記の建設機械の競売について準用する。

（補則）

第二十七条　第二条第二項の規定に基く政令の改正により新たに建設機械となつたもので、その改正の際現に道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）により所有権の登録を受けているものは、その登録がある間は、同条に規定する建設機械でないものとみなす。

2　第二条第二項の規定に基く政令の改正により建設機械でなくなつたもので、その改正の際現に所有権の登記があるものは、その登記がある間は、同条に規定する建設機械とみなす。

第二十八条　この法律で政令又は最高裁判所の定めるところに委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、政令で定める。

（罰則）

第二十九条　第四条第四項の規定に違反して記号をきり損した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十条　競売を免かれる目的をもつて抵当建設機械を隠匿し、又は損壊した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において、政令で定める。

（自動車抵当法の改正）

2　自動車抵当法（昭和二十六年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の但書を加える。

但し、特殊自動車で建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第二条に規定する建設機械であるものを除く。

（道路運送車両法の改正）

3　道路運送車両法の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、自動車抵当法（昭和二十六年法律第百八十七号）第二条但書に規定する特殊自動車については、適用しない。

第九十七条に次の一項を加える。

4　前三項の規定は、自動車抵当法第二条但書に規定する特殊自動車については、適用しない。

（経過規定）

4　この法律の施行の際現に道路運送車両法により所有権の登録がある建設機械については、その登録がある間は、なお、従前の例による。

5　陸運局長は、この法律の施行の日から十五日以内に、前項に規定する建設機械の自動車登録原簿の謄本を建設大臣に送付しなければならない。

6　陸運局長は、附則第四項に規定する建設機械について道路運送車両法第十五条又は第十六条の規定によるまつ消登録をしたときは、その旨を、遅滞なく、建設大臣に通知しなければならない。

7　建設大臣は、附則第四項に規定する建設機械については、前項の規定による通知を受けるまでは、第四条の規定による打刻をすることができない。

（登録税法の改正）

8　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条ノ六の次に次の一条を加える。

第三条ノ七　建設機械ニ関スル登記ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムベシ

一　抵当権ノ取得　債権金額　千分ノ三

二　抹消シタル登記ノ回復

建設機械毎一箇　金三十円

三　仮登記　建設機械毎一箇　金三十円

四　附記登記　建設機械毎一箇　金三十円

五　登記ノ更正、変更又ハ抹消　建設機械毎一箇　金三十円

（担保附社債信託法の改正）

9　担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号ノ三の次に次の一号を加える。

四ノ四　建設機械抵当

（国税徴収法の改正）

10　国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ三第一項中「若ハ船舶」を「、船舶若ハ登記シタル建設機械」に改める。

（建設省設置法の改正）

11　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十五号の二の次に次の一号を加える。

二十五の三　建設機械抵当に関すること。

第四条第二項中「第二十五号、第二十五号の二」を「第二十五号から第二十五号の三まで」に改める。

（法務・大蔵・運輸・建設・内閣総理大臣署名）

法律第九十八号（昭二九・五・一五）

◎公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「日本専売公社」の下に「、日本電信電話公社」を、「公共団体の発注する土木建築に関する工事」及び「建設大臣の指定するもの」の下に「（これらの工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。）」を加える。

第十九条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　土木建築に関する工事の請負を業とする者が前号に規定する金融機関から土木建築に関する工事の用に供することを目的とする重要な機械類の取得に関する資金の貸付を受ける場合において、その債務を保証する事業

第十九条の次に次の一条を加える。

（金融保証約款）

第十九条の二　保証事業会社は、前条第一号又は第二号に規定する債務の保証に関する契約を締結しようとするときは、あらかじめ建設大臣の承認を受けた公共工事金融保証約款又は建設機械金融保証約款（以下「金融保証約款」と総称する。）に基かなければならない。

2　金融保証約款において定めるべき事項は、建設省令で定める。

3　第十二条第三項から第九項までの規定は、金融保証約款に関する承認について準用する。この場合において、同条第三項、第五項及び第八項中「保証約款」とあるのは、「金融保証約款」と読み替えるものとする。

第二十一条中「保証約款」の下に「若しくは金融保証約款」を加える。

第二十五条第一項中「土木建築に関する工事の請負を業とする者は、」を「土木建築に関する工事（第二条第二項の規定により土木建築に関する工事に含まれる機械類の製造を含む。以下本条中同じ。）の請負を業とする者は、」に改める。

第二十六条中「第十二条、」の下に「第十九条の二、」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

法律第九十九号（昭二九・五・一五）

◎当せん金附証票法の一部を改正する法律（衆法）

当せん金附証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十一条の二　前条の規定の適用については、遺失物法（明治三十二年法律第八十七号）の規定により当せん金附証票を保管している警察署長又は同法及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百四十条の規定により当せん金附証票の所有権を取得した者は、受託銀行から直接に当せん金附証票を購入した者とみなす。

2　前項に規定する警察署長は、当該当せん金附証票の当せん金品の債権が時効に因り消滅するおそれがある場合に限り、受託銀行に対し、当該当せん金品の支払又は交付の請求をしなければならない。

3　前二項の規定により警察署長が受領した当せん金附証票の当せん金品に対する遺失物法及び民法第二百四十条の規定の適用については、当該当せん金品は、その警察署長が保管していた当該当せん金附証票とみなす。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　第十一条の二の規定は、当せん金附証票法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二号）による改正前の当せん金附証票法の規定により政府の発売した当せん金附証票についても、適用する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百号（昭二九・五・一五）

◎利息制限法

（利息の最高限）

第一条　金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が左の利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

元本が十万円未満の場合　　年二割

元本が十万円以上百万円未満の場合　年一割八分

元本が百万円以上の場合　　年一割五分

2　債務者は、前項の超過部分を任意に支払つたときは、同項の規定にかかわらず、その返還を請求することができない。

（利息の天引）

第二条　利息を天引した場合において、天引額が債務者の受領額を元本として前条第一項に規定する利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。

（みなし利息）

第三条　前二条の規定の適用については、金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金

銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結及び債務の弁済の費用は、この限りでない。

（賠償額予定の制限）

第四条 金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が第一条第一項に規定する率の二倍をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

2 第一条第二項の規定は、債務者が前項の超過部分を任意に支払つた場合に準用する。

3 前二項の規定の適用については、違約金は、賠償額の予定とみなす。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

2 利息制限法（明治十年太政官布告第六十六号）は、廃止する。

3 商法施行法（明治三十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九十五条から第百十七条までを次のように改める。

第九十五条乃至第百十七条 削除

4 この法律の施行前になされた契約については、なお従前の例による。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第百一号（昭二九・五・一五）

◎地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律

地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方交付税法

本則（第二条第一号及び第六号、第三条第三項、第六条、第十条第二項但書及び第十条第五項並びに第十七条を除く。）中「交付金」を「交付税」に、「普通交付金」を「普通交付税」に、「特別交付金」を「特別交付税」に改める。

第二条中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に、「資するために、地方団体に対し適当な財源を供与し、もつてその独立性」を「資するとともに、地方団体の独立性」に改める。

第二条中第一号を次のように改める。

一 地方交付税 第六条の規定により算定した所得税、法人税及び酒税のそれぞれの一定割合の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように国が交付する税をいう。

第二条第六号中「普通交付金の総額を算定し、及び配分する」を「普通交付税を交付する」に改める。

第三条中第一項及び第二項を削り、第三項中「国の予算に計上された交付金の総額」を「地方交付税（以下「交付税」という。）の総額」に、「補てんすることができるように配分しなければならない。」を「補てんすることを目途として交付しなければならない。」に改め、同項を第一項とし、第四項を第二項とし、第五項を第三項とする。

第五条第五項中「配分」を「交付」に改める。

第六条を次のように改める。

（交付税の総額）

第六条 所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の二十二をもつて交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の二十二に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額をこえて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

第六条の次に次の二条を加える。

（交付税の種類等）

第六条の二 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前条第二項の額の百分の九十二に相当する額とする。

3 毎年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前条第二項の額の百分の八に相当する額とする。

（特別交付税の額の変更等）

第六条の三 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が第十条第二項本文の規定によつて算定した額の合算額と異なる場合においては、当該合算額が普通交付税の総額に満たないときは、当該満たない額は、特別交付税の総額に加算するものとし、当該合算額が普通交付税の総額をこえるときは、当該こえる額は、特別交付税の総額から減額するものとする。但し、当該交付税の総額の百分の二に相当する額をこえてはならないものとする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六条第一項に定める率の変更を行うものとする。

第七条第三号中「、基準財政収入額及び必要とする交付金の総額」を「及び基準財政収入額」に改める。

第十条第二項但書を次のように改める。

但し、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付税の総額をこえるため、当該こえる額を特別交付税の総額から減額すべき場合において、その減額すべき額が交付税の総額の百分の二に相当する額をこえるときは、左の式により算定した額とする。

当該地方団体の財源不足額－当該地方団体の基準財政需要額×基準財政需要額の合算額に対する財源不足額の合算額の割合＝当該年度分として交付すべき交付税の総額×百分の九十四

第十条第五項を次のように改める。

5 当該年度分として交付すべき交付税の総額の百分の九十四に相当する額が第二項但書の規定により算定した各地方団体に対して交付すべき普通交付税の総額に満たないときは、その満たない額は、特別交付税の総額に加算するものとし、当該各地方団体に対して交付すべき普通交付税の総額が引

合算額に満たない場合においては、当該不足額は、当該年度の特別交付税の総額の一部をもつて充てるものとする。

第十二条第一項の表を次のように改める。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　警察費	一人につき	三〇六、〇二〇、〇〇〇円
	二　土木費		
	1　道路費	道路の面積	一平方メートルにつき　八七二
	2　橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき　一、二二四八
	3　河川費	河川の延長	一メートルにつき　一九七一
	4　港湾費	港湾におけるい船岸の延長	一メートルにつき　一、三〇〇、〇〇〇
		港湾における防波堤の延長	一メートルにつき　二、二五〇、〇〇〇
	5　その他の土木費	人口	一人につき　一八三三
		面積	一平方キロメートルにつき　四六、六六一、〇〇〇
	三　教育費		
	1　小学校費	児童数	一人につき　一、七二二、〇〇〇
		学級数	一学級につき　七七、四六八、〇〇〇
		学校数	一校につき　一六六、七〇〇、〇〇〇
	2　中学校費	生徒数	一人につき　二、三一八、〇〇〇
		学級数	一学級につき　一〇四、二九七、〇〇〇
		学校数	一校につき　一七八、一九〇、〇〇〇
	3　高等学校費	生徒数	一人につき　九、五七二、〇〇〇
	4　その他の教育費	人口	一人につき　六二、五五
	四　厚生労働費		
	1　社会福祉費	人口	一人につき　一六九八六
	2　衛生費	人口	一人につき　一一二九五
		労働費	工場事業場労働者数　一人につき　一〇六〇〇
	3	失業者数	一人につき　三、五九七、〇〇〇
	五　産業経済費		
	1　農業行政費	耕地の面積	一町歩につき　七八六、〇〇〇
		農業者（畜産業者を含む。）の数	一人につき　一、一三四、〇〇〇
	2　林野行政費	民有林野の面積	一町歩につき　六五四、〇〇〇
	3　水産行政費	水産業者数	一人につき　六、六一二、〇〇〇
	4　商工行政費	商工業の従業者数	一人につき　一、〇四八、三三三
	六　戦災復興費	戦争に因る被災地の面積	一坪につき　三〇〇
	七　その他の行政費		
	1　徴税費	道府県税の税額	千円につき　六四、〇〇〇
		人口	一人につき　一七八、〇〇〇
	2　その他の諸費	人口	一人につき　一七、八〇〇

市町村			
	一　消防費	人口	一人につき　一六五、九七
	二　土木費		
	1　道路費	道路の面積	一平方メートルにつき　三七一
	2　橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき　六九、六〇
	3　港湾費	港湾におけるい船岸の延長	一メートルにつき　一、三〇〇、〇〇〇
		港湾における防波堤の延長	一メートルにつき　二、二五〇、〇〇〇
	4　都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき　一八、一二
	5　その他の土木費	人口	一人につき　一、〇〇〇
		面積	一平方キロメートルにつき　三一、四五二、〇〇〇
	三　教育費		
	1　小学校費	児童数	一人につき　七二五、〇〇〇
		学級数	一学級につき　二四、一八一、〇〇〇
		学校数	一校につき　九八、一〇〇、〇〇〇
	2　中学校費	生徒数	一人につき　九六、二〇〇
		学級数	一学級につき　三二、〇五五、〇〇〇
		学校数	一校につき　一三七、七〇〇、〇〇〇
	3　高等学校費	生徒数	一人につき　九、五七二、〇〇〇
	4　その他の教育費	人口	一人につき　八三四三
	四　厚生労働費		
	1　社会福祉費	人口	一人につき　一三〇五四
	2　衛生費	人口	一人につき　一一二、六二
	3　労働費	失業者数	一人につき　三、七四四、〇〇〇
	五　産業経済費	人口	一人につき　一三五、一七
	六　戦災復興費	戦争に因る被災地の面積	一坪につき　七〇〇
	七　その他の行政費		
	1　徴税費	市町村税の税額	千円につき　九五、〇〇〇
	2　戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき　一四、二二二
		世帯数	一世帯につき　五九、七一
	3　その他の諸費	人口	一人につき　四〇、九八二
	八　災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金		一円につき　九五

第十二条第二項を次のように改める。

2　前項の測定単位の数値は、左の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基いて、総理府令の定めるところにより算定する。

	測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一	警察職員数	警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条に規定する政令で定める基準により算定した当該道府県の警察職員数	人
二	人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人
三	道路の面積	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十八条に規定する道路台帳（以下「道路台帳」という。）に記載されている道路で当該地方団体の長が管理するものの面積、道路台帳に記載されている橋りようで当該地方団体の長が管理するものの面積又は当該地方団体の区域内に所在するものの延長	平方メートル 平方メートル メートル
四	橋りようの面積		
五	河川の延長	河川法（明治二十九年法律第七十一号）第十四条に規定する河川台帳に記載されている河川で当該地方団体がその経費を負担するもののうち、当該地方団体の区域内に所在するものの延長	メートル
六	港湾における最近の港湾に係る統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条に規定する指定統計（以下単に「指定統計」という。）の結果による当該地方団体が経営する港湾における外かい船岸の延長		メートル
七	港湾における防波堤の延長	最近の港湾調査の結果による当該地方団体が経営を負担する港湾における防波堤の延長	メートル
八	都市計画区域における人口	官報に公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口で都市計画法（大正八年法律第三十六号）第二条の規定による都市計画区域に係るもの	人
九	面積	建設省地理調査所において公表した最近の当該地方団体の面積	平方キロメートル
十	小学校の児童数	道府県にあつては最近の学校に係る指定統計調査（以下「学校基本調査」という。）の結果による当該道府県の区域内の市町村立の小学校に、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校に在学する学齢児童の数	人
十一	小学校の学級数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の小学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校の学級数	学級
十二	小学校の学校数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の小学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校の数	校
十三	中学校の生徒数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の中学校に、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校に在学する学齢生徒の数	人
十四	中学校の学級数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の中学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の学級数	学級
十五	中学校の学校数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の中学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の数	校
十六	高等学校の生徒数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の高等学校を含む。）に、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の高等学校に在学する生徒の数	人
十七	工場事業場労働者数	最近の事業所に係る指定統計調査（以下「事業所統計調査」という。）の結果による当該道府県に所在する事業所の従業者数	人
十八	失業者数	労働大臣が調査した最近の当該道府県又は当該市町村の区域内に住所を有する失業者の数	人
十九	耕地の面積	最近の農業に係る指定統計調査（以下「世界農業センサス」という。）の結果による当該道府県の耕地の面積	町歩
二十	農業者（畜産業者を含む。）の数	最近の世界農業センサスの結果による当該道府県の農業者（畜産業者を含む。）の数	人
二十一	民有林野の面積	農林大臣が調査した最近の当該道府県の民有林野の面積	町歩
二十二	水産業者数	最近の漁業に係る指定統計調査の結果による当該道府県の水産業者数	人
二十三	商工業の従業者数	最近の事業所統計調査の結果による当該道府県の商工業の従業者数	人
二十四	戦争に因る被災地の面積	当該地方団体の面積のうち特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）の規定に基く特別都市計画事業を施行する区域の面積	坪
二十五	税額	当該年度における当該地方団体の基準財政収入額	円
二十六	本籍人口	当該市町村の戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第七条の規定による戸籍簿に記載された者の数	人
二十七	世帯数	官報に公示された最近の国勢調査の結果による当該市町村の世帯数	世帯
二十八	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	災害復旧事業費に充てるために借り入れた地方債の当該年度における元利償還金	円

第十三条第一項中「この法律で定める方法により、」を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「この法律で定める方法により」を「第四項に定める方法により」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の測定単位の数値の補正は、当該測定単位の種別ごとの数値に、その単位当りの費用の割合を基礎として総理府令で定める率を乗じて行うものとする。

第十三条に次の五項を加える。

4　前項の測定単位の数値に係る補正係数は、経費の種類ごとに、且つ、測定単位ごとにそれぞれ左の各号に定める方法を基礎として、総理府令で定めるところによつて算定した率とする。但し、前項第一号から第四号までの補正の二以上をあわせて行う場合においては、二以上の事由を通じて一の率を定め、又は各事由ごとに算定した率（二以上の事由を通じて定めた率を用いて算定した率を含む。）を連乗して得た率によるものとする。

一　前項第一号の補正は、当該行政に要する経費の額が測定単位の数値の増減に応じて逓減又は逓増するものについて行うものとし、当該補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法によつて総理府令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いないで算定した数値とする。

二　前項第二号の補正は、当該行政に要する経費の額が人口密度、自動車一台当りの道路の延長、工場事業場一所当りの工場事業場労働者数及び納税義務者又は特別徴収義務者一人当りの税額その他これらに類するもの（以下本号において「人口密度等」という。）の増減に応じて逓減又は逓増するものについて行うものとし、当該補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法によつて、総理府令で定める率を用いて算定した人口密度等で除して算定する。

三　前項第三号の補正は、当該行政に要する経費の測定単位当りの額が市町村の態容に応じて割高となり又は割安となるものについて行うものとし、当該補正に係る係数は、その割高となり又は割安となる行政の質の差又は行政権能等の差の事由ごとに市町村の種類に応じ、その割高となり又は割安となる度合を基礎として総理府令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いないで算定した数値で除して算定する。

四　前項第四号の補正は、当該行政に要する経費の測定単位当りの額が寒冷又は積雪の度合によつて割高となるものについて行うものとし、当該補正に係る係数は、その割高となる給与の差、寒冷の差又は積雪の差の事由ごとに、地域の

区分に応じそれぞれその割高となる度合を基礎として総理府令で定める率を当該地域における測定単位の数値に乗じて得た数を当該率を用いないで算定した数値で除して得た数値の合計数に一を加えて算定する。

5　前項第三号の場合にあつては、同号の市町村は、総理府令で定めるところによつて人口、経済構造、宅地平均価格指数その他行政の質の差を表現する指標ごとに算定した点数の合計点数に基き、一種地から十種地までに区分し、又はその有する行政権能等の差によつて区分するものとする。

6　第四項第四号の場合にあつては、同号の地域は、総理府令で定めるところによつて、給与の差、寒冷の差及び積雪の差ごとに、市町村の区域によつて区分するものとする。

7　人口が急増した地方団体及び組合（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合又は同法同条第三項の役場事務組合をいう。）を組織している地方団体に係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の補正後の数値の算定方法については、総理府令で前六項の規定の特例を設けることができる。

8　前七項に定めるものの外、補正係数の算定方法につき必要な事項は、総理府令で定める。

第十四条第二項を次のように改める。

基準財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額及び当該道府県の入場譲与税の収入見込額の合算額、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額とする。

第十四条第二項中「但し、」の下に「個人に対する道府県民税の所得割については、所得割の課税総額の算定に用いる標準率とし、」を加え、「百分の十八」を「百分の十三」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の基準財政収入額は、左の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる税目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、総理府令で定める方法により、算定するものとする。

地方団体の種類	税目	基準税額の算定の基礎
一　道府県民税		
	1　均等割	個人に係るものにあつては人口、法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものに係るものにあつては納税義務者数
	2　所得割	当該道府県の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額
	3　法人税割	二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人（以下「道府県分割法人」という。）に係るものにあつては、当該法人に係る最近の事業年度に係る法人税割の課税標準、その他の法人に係るものにあつては、当該道府県の区域内における前年度分の法人税割の課税標準に係る当該道府県分割法人に係る法人税額を控除した額
二　事業税		
	1　個人の行う事業に対する事業税	(1)　地方税法第七十二条第四項の第一種事業に対するもの 最近の事業所統計調査の結果による第一種事業に相当する事業に係る個人業主の数並びに前年度分の所得税の課税の基礎となつた第一種事業に相当する事業に係る個人業主の数及び所得額 (2)　地方税法第七十二条第五項の第二種事業に対するもの 第二種事業に相当する事業に係る前年度分の所得税の課税の基礎となつた個人業主の数及び所得額

	2　法人の行う事業に対する事業税	(3)　地方税法第七十二条第六項の第三種事業に対するもの 第三種事業に相当する事業に係る前年度分の所得税の課税の基礎となつた個人業主の数及び所得額
三　不動産所得税		道府県分割法人に係るものにあつては、当該法人に係る最近の事業年度に係るその他の法人に係るものにあつては、当該道府県の区域内における前年度分の法人税の課税の基礎となつた所得額から道府県分割法人に係る所得額を控除した額
四　道府県たばこ消費税		土地及び家屋に係る前年度中における登録税額並びに前年度中における家屋の建築坪数 当該道府県の区域内における前年度中のたばこの小売売渡数量
五　娯楽施設利用税		前年度中において、当該道府県に所在する地方税法第七十五条第一項の施設を利用した者の数又は当該施設における利用物件数
六　遊興飲食税		個人に係るものにあつては、飲食店、旅館及び貸席の別にそれぞれ前年度分の所得税の課税の基礎となつた当該事業に係る所得額 法人に係るものにあつては、前年度分の法人税の課税の基礎となつた所得額又は前年度分の法人税割の課税標準、その他の法人に係るものにあつては、飲食店、旅館及び貸席に係る最近の事業所統計調査の結果によるそれぞれの事業者数
七　自動車税		当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の種類別の台数
八　鉱区税		鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五十九条に規定する鉱業原簿に登録されている鉱区の面積（河床に存する砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区にあつては、その河床の延長）
九　狩猟者税		前年度中において狩猟法（大正七年法律第三十二号）の規定によつて当該道府県知事が狩猟免状を下付した者の数
十　固定資産税		当該道府県の区域内における地方税法第三百四十九条の三に規定する大規模の償却資産で同法第七百四十条の規定により当該道府県が固定資産税を課することができるものに係る当該年度の価額の合計額から同法第三百四十九条の三の規定により市町村が課することができる固定資産税の課税標準額を控除した額
十一　入場譲与税		官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による当該道府県の人口
市町村		
一　市町村民税		
	1　均等割	個人に係るものにあつては人口、法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものに係るものにあつては納税義務者数
	2　所得割	当該市町村の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額
	3　法人税割	二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人（以下「市町村分割法人」という。）に係るものにあつては当該法人に係る最近の事業年度に係る法人税割の課税標準、その他の法人に係るものにあつては当該市町村の区域内における前年度の法人税額から市町村分割法人に係る法人税額を控除した額
二　固定資産税		
	1　土地	(1)　宅地、田、畑、山林、原野及び塩田に係るもの 当該市町村における土地の種類ごとの一坪当りの平均価格及びその地積 (2)　その他の土地 土地台帳法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）による改正前の土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）の規定により土地台帳に登録されていた当該市町村における土地の種類ごとの賃貸価格
	2　家屋	当該市町村における家屋の一坪当りの平均価格及び床面積
	3　償却資産	(1)　地方税法第三百八十九条の規定により自治庁長官又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するもの 当該配分額

三	自転車荷車税
四	市町村たばこ消費税
五	電気ガス税
六	鉱産税
七	木材引取税
八	入湯税

(2) 船舶（地方税法第三百八十九条の規定により自治庁長官又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するものを除く。）　当該市町村の区域内に定けい港を有する船舶のとん数

(3) その他の償却資産　最近の事業所統計調査の結果による従業者数

当該市町村の区域内に定置所を有する自転車及び荷車の種類別の台数

当該市町村の区域内における前年度中のたばこの小売売上額

前年度中において納入され、又は納付された電気ガス税額

最近の鉱物に係る指定統計調査の結果による鉱物ごとの生産量及び山元価格

樹種別の木材の生産石数及び価格

旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項のホテル及び同法同条第三項の旅館で鉱泉浴場を持つもの又は鉱泉浴場を利用するものの客室の畳数

第十七条の見出し中「市町村交付金」を「市町村交付税」に改め、同条第一項中「交付金」を「交付税」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年度分の地方交付税から適用する。

2　改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）第十四条第三項の表道府県の項中

十	固定資産税に係る部分は、昭和三十年度分の地方交付税から適用する。

3　昭和二十九年度に限り、新法第六条第一項中「所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の一九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十二」とあるのは「所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の一九・六六並びに酒税の収入見込額の百分の二十」と読み替えるものとする。

4　昭和二十九年度に限り、新法第十二条第一項の表道府県の項中「一　警察費　警察職員数　一人につき　三〇六、〇二〇、〇〇〇」とあるのは「一　警察費　警察職員数　一人につき　二二四、〇五〇、〇〇〇」と、同表市町村の項中「一　消防費　人口　一人につき　一六五・九七」とあるのは「一　警察消防費　人口一人につき　九〇・五七　二　消防費　人口一人につき　一六五・九七」と読み替えるものとする。

5　昭和二十九年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中「3　法人税割　二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人（以下「道府県分割法人」という。）に係るものにあつては、当該法人に係る最近の事業年度に係る法人税割の課税標準」とあるのは「3　法人税割　二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人（以下「道府県分割法人」という。）に係るものにあつては、当該法人に係る最近の事業年度に係る市町村民税の法人税割の課税標準のうち、当該道府県の区域内に所在する事務所又は事業所に係るもの」と、同表市町村の項中「3　償却資産　(1)　地方税法第三百八十九条の規定により自治庁長官又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するもの」とあるのは「3　償却資産　(1)　地方税法第三百八十九条又は第三百九十一条の規定により自治庁長官又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するもの　(2)　船舶（地方税法第三百八十九条の規定により自治庁長官又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するものを除く。）　当該市町村の区域内に定けい港を有する船舶のとん数　(3)　その他の償却資産　最近の事業所統計調査の結果による従業者数　当該市町村の区域内に定置所を有する自転車及び荷車の種類別の台数　当該市町村の区域内における前年度中のたばこの小売売上額　前年度中において納入され、又は納付された電気ガス税額　最近の鉱物に係る指定統計調査の結果による鉱物ごとの生産量及び山元価格　樹種別の木材の生産石数及び価格　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項のホテル及び同法同条第三項の旅館で鉱泉浴場を持つもの又は鉱泉浴場を利用するものの客室の畳数」と読み替えるものとする。

6　昭和二十九年度に限り、新法第十六条第一項の表中

「十一	入場譲与税　官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による当該道府県の人口
十二	入場税　当該道府県の区域内に所在する映画館及び演劇館の定員、昭和二十八年度中において当該道府県の区域内に所在する競馬場及び競輪場の入場した者の数並びに当該道府県の区域内に所在する舞踏場、まあじやん場、たまつき場、スケート場、つりぼり場及びゴルフ場並びにこれらの施設に類する施設の貸船の数」

と、同表

「十一	入場譲与税　官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による当該道府県の人口
十二	入場税　当該道府県の区域内に所在する映画館及び演劇館の定員、昭和二十八年度中において当該道府県の区域内に所在する競馬場及び競輪場の入場した者の数並びに当該道府県の区域内に所在する舞踏場、まあじやん場、たまつき場、スケート場、つりぼり場及びゴルフ場並びにこれらの施設に類する施設の貸船の数」

のは

「3	償却資産　(1)　地方税法第三百八十九条の規定により自治庁長官又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するもの」

と、同表市町村の項中

「3	償却資産　(1)　地方税法第三百八十九条の規定により自治庁長官又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するもの

のは

「3	償却資産　(1)　地方税法第三百八十九条又は第三百九十一条の規定により自治庁長官又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するもの　(2)　船舶（地方税法第三百八十九条の規定により自治庁長官又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するものを除く。）　当該市町村の区域内に定けい港を有する船舶のとん数　(3)　その他の償却資産　最近の事業所統計調査の結果による従業者数　当該市町村の区域内に定置所を有する自転車及び荷車の種類別の台数　当該市町村の区域内における前年度中のたばこの小売売上額　前年度中において納入され、又は納付された電気ガス税額　最近の鉱物に係る指定統計調査の結果による鉱物ごとの生産量及び山元価格　樹種別の木材の生産石数及び価格　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項のホテル及び同法同条第三項の旅館で鉱泉浴場を持つもの又は鉱泉浴場を利用するものの客室の畳数」

と読み替えるものとする。

7　新法第十九条の規定は、昭和二十八年度分以前の地方財政平衡交付金については、適用があるものとする。この場合においては、同条第一項中「普通交付税の額を通知」とあるのは「普通交付金の額を通知」と、「普通交付税の額の算定の基礎」とあるのは「普通交付金の額の算定の基礎」と、同条第二項中「普通交付税の算定」とあるのは「普通交付金の算定」と、「交付を受けた普通交付税」とあるのは「交付を受けた普通交付金」と、「交付を受けるべきであつた普通交付税」とあるのは「交付を受けるべきであつた普通交付金」と、「前年度の当該地方団体に対する普通交付税の額」とあるのは「昭和二十八年度の当該地方団体に対する地方財政平衡交付金のうち普通交付金の額」と、「前年度の交付税の総額」とあるのは「昭和二十八年度の地方財政平衡交付金の総額」と読み替えるものとする。

8　昭和二十九年度に限り、奄美群島に係る地方交付税法の適用については、政令で特例を設けることができる。

9　自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号から第二十四号まで中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改める。

第十二条第二号中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改め、同条第三号中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に、「配分」を「交付」に改め、同条第四号中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改め、同条第九号中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改め、同条第三項及び第四項中「地方交付税」に改め、同条第一項第五号中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改める。

第三百四十九条の三第二項中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に、「配分」を「交付」に改め、同条第四号中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に、「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改め、同条第三項及び第四項中「地方交付税」に改める。

10　地方税法の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改める。

第三百四十九条の三第二項中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に、「配分」を「交付」に改め、同条第四号中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に、「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改め、同条第三項及び第四項中「地方交付税」に改める。

方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改める。

11　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改める。

12　町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改め、同条及び第三十五条中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改める。

13　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改める。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百二号（昭二九・五・一五）

◎入場譲与税法

（入場譲与税）

第一条　入場譲与税は、入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）の規定による入場税の収入額の十分の九に相当する額とし、都道府県に対して譲与するものとする。

（譲与の基準）

第二条　入場譲与税は、その総額を、毎年四月一日現在により、都道府県の人口にあん分して譲与するものとする。

2　前項に規定する都道府県の人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口によるものとする。但し、当該国勢調査又は人口調査が行われなかつた区域のある都道府県については、総理府令で定めるところにより、当該区域に係る人口を当該国勢調査又は人口調査の結果による人口に加算するものとする。

（譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額）

第三条　入場譲与税は、毎年度、左の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ当該下欄に定める額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
六月	三月から五月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額
九月	六月から八月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額
十二月	九月から十一月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額

2　前項に規定する各譲与時期ごとに譲与することができなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額をこえて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

（使途）

第四条　国は、入場譲与税の譲与に当つては、その使途について条件をつけ、又は制限をしてはならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年度分の入場譲与税から適用する。

2　昭和二十九年度における入場税法の規定により収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額が百五十五億五千万円に満たない場合においては、同年度分の入場譲与税は、第一条の規定にかかわらず、百五十五億五千万円とし、その差額は、一般会計の負担とする。

3　昭和二十九年度分の入場譲与税については、第三条の規定にかかわらず、七月、十月、一月及び三月において、それぞれ政令で定める金額を譲与するものとする。

4　昭和三十年度に限り、第三条第一項の表中「三月から五月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額」とあるのは、「四月及び五月において収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額（前二項の規定によつて昭和二十九年度に譲与した額が同年度における入場税法の規定により収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額に満たない場合にあつては、その差額に相当する金額を加算した額）」と読み替えるものとする。

5　自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三十三号の次に次の二号を加える。

三十三の二　入場譲与税の収入額を見積ること。

三十三の三　都道府県に譲与すべき入場譲与税の譲与額を決定し、及びこれを譲与すること。

第十二条第一号中「地方税」の下に「及び入場譲与税」を加える。

第十三条第七号中「地方税法」の下に「、入場譲与税法」を、「地方税」の下に「及び入場譲与税」を加え、同号を同条第九号とし、同条第六号の次に次の二号を加える。

七　入場譲与税の収入額の見積に関すること。

八　入場譲与税の譲与に関すること。

第十七条中第四号の次に次の一号を加える。

四の二　都道府県に譲与すべき入場譲与税の譲与額の決定に関すること。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百三号（昭二九・五・一五）

◎交付税及び譲与税配付金特別会計法

（設置）

第一条　地方交付税及び地方譲与税の配付に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二条　この会計は、内閣総理大臣及び大蔵大臣（以下「所管大臣」という。）が、法令で定めるところに従い、管理する。

2　内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定による事務を自治庁長官に行わせることができる。

（歳入及び歳出）

第三条　この会計においては、第四条の規定による一般会計からの繰入金、入場税の収入及び附属雑収入をもつてその歳入とし、地方交付税交付金（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）による地方交付税の交付金をいう。）、入場譲与税譲与金（入場譲

与税法(昭和二十九年法律第百二号)による入場譲与税の譲与金をいう。)、第五条の規定による一般会計への繰入金及び附属諸費をもつてその歳出とする。

(一般会計からの繰入金)

第四条 地方交付税法第六条第二項に規定する交付税の総額に相当する金額は、予算で定めるところにより、毎会計年度、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

(一般会計への繰入金)

第五条 この会計の毎会計年度における入場税の収入額の十分の一に相当する金額は、政令で定めるところにより、この会計から一般会計に繰り入れるものとする。

(歳入歳出予定計算書の作製)

第六条 所管大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第七条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第八条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、歳入歳出予定計算書を添附しなければならない。

(剰余金の繰入)

第九条 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れなければならない。

(歳入歳出決定計算書の作製)

第十条 所管大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。

(余裕金の預託)

第十二条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

(支出残額の繰越)

第十三条 この会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 所管大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)

第十四条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年度分の予算から適用する。

2 昭和二十九年度に限り、入場譲与税法附則第二項の規定により一般会計において負担すべき額がある場合においては、第五条の規定により一般会計に繰り入れるべき金額のうち当該負担すべき額に達するまでの金額は、同条の規定にかかわらず、一般会計に繰り入れないでこれを当該負担すべき額に充てるものとする。

3 前項の場合において、なお不足があるときは、当該不足額に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

4 昭和二十九年度の揮発油譲与税に関する法律(昭和二十九年法律第百九十号)第七条に規定する揮発油譲与税の収入見込額に相当する金額は、昭和二十九年度において、同条の規定により追加して譲与される額に相当する金額は、予算で定めるところにより、昭和三十年度又は昭和三十一年度において、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

5 昭和二十九年度の揮発油譲与税に関する法律第七条の規定により都道府県及び指定市から返還される額に相当する金額は、予算で定めるところにより、その返還された年度において、この会計から一般会計に繰り入れるものとする。

6 昭和二十九年度に限り、この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をすることができる。

7 前項の規定による一時借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

8 第六項の規定による一時借入金は、昭和二十九年度内に償還しなければならない。但し、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換をすることができる。

9 前項但書の規定により借換をした一時借入金は、その借換をしたときから一年内に償還しなければならない。

10 この会計において、第六項又は第八項但書の規定により一時借入金をしたときは、その支出を要するときにおいて国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。但し、昭和二十九年度内に償還する一時借入金の償還金については、この限りでない。

11 第三項若しくは第四項の規定による一般会計からの繰入金、第五項に規定する返還される額又は第八項但書の規定による一時借入金の借換に因る収入金は、その繰入をした年度、その返還された年度又は昭和二十九年度におけるこの会計の歳入とし、第四項に規定する揮発油譲与税の収入見込額若しくは追加して譲与される額に相当する譲与金、第五項の規定による一般会計への繰入金又は第六項の規定による一時借入金の利子若しくは第八項但書の規定により借換をした一時借入金の償還金及び利子は、その譲与された年度、その繰入をした年度又は昭和二十九年度若しくは昭和三十年度におけるこの会計の歳出とする。

12 自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第九条中第十七号を第十八号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 交付税及び譲与税配付金特別会計の経理を行うこと。

(内閣総理・大蔵大臣署名)

法律第百四号（昭二九・五・一五）

◎経済援助資金特別会計法

（設置）

第一条 政府がアメリカ合衆国政府から経済援助に関する協定（以下「協定」という。）に基いて贈与される円資金を、工業の助成その他本邦の経済力の増強に資するため必要な費途に充てるために、経済援助資金（以下「資金」という。）を置き、資金に関する経理を一般会計と区分して行うため、特別会計を設置する。

（管理）

第二条 この会計は、大蔵大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（資金）

第三条 資金は、協定に基くアメリカ合衆国政府からの贈与に因る受入金及び資金の運用等に因る収益金をもつて充てる。

（資金の運用又は使用）

第四条 資金は、工業を助成し、その他本邦の経済力の増強に資するため、政令で定めるところにより、運用又は使用するものとする。

2 前項の規定による運用に基く現金の受払は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二条第一項の収入及び支出とみなす。

3 資金に余裕があるときは、当該余裕金を資金運用部に預託することができる。

（歳入及び歳出）

第五条 この会計においては、第三条に規定する受入金及び収益金、前条第一項の規定により運用した資金の回収金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、同項の規定による運用又は使用のための支出金をもつてその歳出とする。

（歳入歳出予定計算書の作製）

第六条 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）

第七条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつてはその性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第八条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算をつくり、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書、資金受払額総計表及び当該年度末現在の運用資産明細表を添附しなければならない。

第九条 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（歳入歳出決定計算書の作製）

第十条 大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算をつくり、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書、資金受払額総計表及び当該年度末現在の運用資産明細表

三 前年度及び当該年度の資金の運用及び使用の計画表

（剰余金の繰入）

第十二条 この会計の毎会計年度の歳出予算における支出残額は、順次翌年度に繰り越して使用することができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

（実施規定）

第十三条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年度分の予算から適用する。

2 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二 経済援助資金を管理並びに運用及び使用すること。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百五号（昭二九・五・一五）

◎閉鎖機関令の一部を改正する法律

閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 閉鎖機関の本邦内に在る本店、支店その他の営業所に係る債権及び債務は、これを本邦内に在る財産とし、閉鎖機関の本邦外に在る本店、支店その他の営業所に係る債権及び債務は、これを閉鎖機関の本邦内に在る財産以外の財産とする。

閉鎖機関の本邦外に在る本店、支店その他の営業所に係る債権及び債務のうち左に掲げるものは、前項の規定にかかわらず、これを本邦内に在る財産とみなす。

一 閉鎖機関の本邦内に在る財産をもつて担保された債務

二 金融機関の本邦内の店舗に向けて振り出され、且つ、左に掲げる者が所持する未払送金為替に係

る債務で省令で定めるもの

イ　本邦内に住所（法人にあつては主たる事務所。以下同じ。）を有する者

ロ　閉鎖機関でイに該当しないもの

ハ　旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）に規定する在外会社

三　本邦内に住所を有する者を債権者とする預金に係る債務のうち前号に掲げる債務に準ずるものとして省令で定めるもの

四　前二号に掲げる債務を除く外、第二号に掲げる者を債権者とする預金その他の金融業務上の債務で省令で定めるもの

五　左に掲げる者に対する預金その他の金融業務上の債権で省令で定めるもの

イ　本邦内に主たる事務所を有する金融機関

ロ　その他の閉鎖機関又は第二号ハに掲げる在外会社

六　閉鎖機関の有する左に掲げる債権の債務者に対し当該閉鎖機関の負う債務で省令で定めるもの。

但し、その者に対するこれらの債権の額を限度とする。

イ　前号に掲げる者の本邦外の店舗から金融機関の本邦内の店舗に向けて振り出された未払送金為替に係る債権

ロ　第五号に規定する債権

七　閉鎖機関が、第二号から第四号までに規定する債務の債権者に対して有する債権で省令で定めるもの。但し、その者に対して負うこれらの号に規定する債務の額を限度とする。

八　第五号及び前号に掲げる債権以外の債権で、大蔵大臣が指定し、又は特殊清算人から大蔵大臣の承認を受けたもの

第十条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

特殊清算人は、特に必要がある場合においては、大蔵大臣の承認を得て、閉鎖機関の本邦内に在る財産以外の財産についても、前項各号（第四号を除く。）に規定する職務を行うことができる。

第十一条の二の次に次の二条を加える。

第十一条の三　第二条第二項第二号又は第三号に規定する債務のうち、外貨表示のものの本邦通貨への換算については、別表第一に掲げる換算率を適用する。

第二条第二項第四号若しくは第六号に規定する債務又は同項第七号に規定する債権（当該債権の債務者が同項第五号に掲げる者である場合を除く。）の本邦通貨への換算については、別表第二に掲げる換算率を適用する。

前二項の場合において、外貨についての換算率が別表に掲げられていないときは、その換算率は、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項又は第二項の規定により当該外貨につき外国為替相場が定められているものについては、これによるものとし、その外国為替相場が定められていないものについては、同条第二項の規定の趣旨に従い、（現に流通していない外貨については、その有した購買力等を勘案して）大蔵大臣の定める換算率によるものとする。

大蔵大臣は、前項の換算率を告示しなければならない。

第十一条の四　特殊清算人は、第二条第二項第二号から第四号までに規定する債務に係る債権者に対して、省令の定めるところにより、当該特殊清算人にその債権を申し出るべきことを催告しなければならない。

前項の債権者が同項の規定によりその債権を申し出ない場合においては、その債権者は、特殊清算から除斥される。

知れている債権者は、特殊清算から除斥することはできない。

第二項の規定により除斥された債権者は、除斥されなかつた債権者に対して弁済した後の残余財産に対してのみ、その弁済を請求することができる。

第十九条第一項中「当該閉鎖機関の本邦内に在る財産をもつて担保された債務」を第二条第二項の規定により本邦内に在る財産とみなされた債務」に改める。

第十九条の二十七の次に次の二条を加える。

第十九条の二十八　特殊清算人は、省令の定めるところにより、債権者のために弁済すべき財産を供託するか又は信託して、その債務を免れることができる。

第十九条の二十九　特殊清算人が、大蔵大臣の承認を得て、閉鎖機関の発行した社債、当同債又は金庫債の償還を委託した場合は、当該委託を受けた者は、債権者のために社債、当同債又は金庫債の償還を受けるのに必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をすることができる。

商法第三百九条第一項及び第三項、第三百十条、第三百十一条、第三百十五条並びに第三百十八条第一項の規定は、前項の場合に準用する。

附則の次に別表第一及び別表第二として次のように加える。

別表第一

表示通貨単位名	換算率（本邦通貨1円に対する金額）	
（満洲中央銀行券）円		1円
（中国連合準備銀行券）円	表示金額のうち330,000円以下の部分	11円
	表示金額のうち330,000円をこえ750,000円以下の部分	21円
（蒙疆銀行券）円	表示金額のうち750,000円をこえる部分	51円
（中央儲備銀行券）円	表示金額のうち1,830,000円以下の部分	61円
	表示金額のうち1,830,000円をこえ4,170,000円以下の部分	117円
	表示金額のうち4,170,000円をこえる部分	394円
（昭和十一年軍用手票）円		10円

別表第二

店舗所在地域	表示通貨単位名	換算率（本邦通貨1円に対する金額）
朝鮮	円	1.5円
台湾	円	1.5円
関東州	円	1.6円

満洲	円（満洲中央銀行券）	
華北	円（中国連合準備銀行券）	1.6円
蒙疆	円（蒙疆銀行券）	100円
中華民国	円（中央儲備券） 円（昭和十二年軍用手票）	50円 2,400円 10円
華南（香港・海南島を含む。）		

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の日において、閉鎖機関が既に債務の弁済のために供託しているときは、特殊清算人（閉鎖機関の特殊清算が結了している場合には大蔵大臣の指定する者）は、債権者のために、供託金の還付を請求することができる。

3　前項の規定により還付を受けた者は、省令の定めるところにより、当該還付を受けた財産を同項の債権者のために信託し、又はこれらの者に交付しなければならない。

（内閣総理・法務・外務・大蔵・厚生・農林・通商産業大臣署名）

法律第百六号（昭二九・五・一五）

◎金融機関再建整備法の一部を改正する法律

金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

金融機関再建整備法目次中「第五章　旧勘定の最終処理」を「第五章　旧勘定の最終処理　第五章の二　在外資産負債の処理」に改める。

第三十六条の二　主務大臣は、前に旧勘定に属した資産及び負債で、最終処理の際、暫定評価基準により評価が行はれてゐたものにつき、確定評価基準を決定することができる。

第七条第三項及び第九条の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第三十七条第一項中「前条第二項」を「第三十六条第二項」に、同条第二項中「前項」を「第一項」に、同条第三項中「前二項」を「前四項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項に規定する処分益又は処分損とは、処分価額と確定評価基準により評価が行はれた時の帳簿価額との差益又は差損をいふ。但し、確定評価基準により評価が行はれてゐない資産及び負債については、処分価額と新勘定及び旧勘定の区分の消滅した時の帳簿価額との差益又は差損をいふ。

第一項に規定する増価益又は減価損とは、新勘定及び旧勘定の区分の消滅の際、暫定評価基準により評価が行はれてゐたものにつき、前条の規定により設けられた確定評価基準によつて評価が行はれた場合に生じた差益又は差損をいふ。

第三十七条の三第一項中「整理が完了したとき」の下に「（これらの資産及び負債のうち、第七条第一項の

ること命令で定めるものを除くすべてについて確定評価基準による評価が行はれたときを含む。）」を加え、「確の定損を負担した整理債務の債権者にその整理負担額全額まで」を「同条第一項第五号に規定する金額の全額まで」に改め、同条第二項を次のように改める。

金融機関は、その調整勘定の閉鎖の際、同勘定に利益金の残額があるときは、第二十五条第一項の規定により株主として確定損を負担した者（相続人その他の一般承継人を含む。以下同じ。）に、左の各号の金額を分配しなければならない。

一　負担した確定損に相当する金額

二　金融機関の新勘定及び旧勘定の区分の消滅した日の翌日から本号の規定による分配の日までの期間に応じ、前条第一項第四号に規定する約定利率のない整理債務の債権者に分配する場合に附する利率による利息に相当する金額

第三十七条の三に次の三項を加える。

前項の場合において、調整勘定の利益金の残額がその分配金額に不足するときは、その確定損の整理負担額に応じ、均等の割合で分配しなければならない。

金融機関は、第二項の規定により分配してもなおその調整勘定に利益金の残額があるときは、これを当該金融機関の利益準備金として積み立てるものとする。

前三項の規定は、第三十八条の三の規定により在外資産負債処理勘定を設けてゐる金融機関には、適用しない。

第三十七条の七中「普通所得」を「所得」に、「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を「（昭和二十五年法律第二百二十六号）に、同条に次の三項を加える。

第三十七条の二第一項第四号又は第五号の規定により分配される利息に相当する金額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用については、同法第九条第一号に規定する利子所得とみなす。

第三十七条の三第二項第一号の規定により分配する金額は、法人税法による各事業年度の所得及び地方税法による事業税を課する場合における各事業年度の所得の計算上は、これを損金とする。

第三十七条の三第二項第二号の規定により分配される利息に相当する金額は、所得税法の適用については、同法第九条第二号に規定する配当所得とみなす。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　在外資産負債の処理

（在外資産負債）

第三十八条の二　この章において「在外資産」及び「在外負債」とは、金融機関の支店又は従たる事務所のうち金融機関経理応急措置法の施行の際同法の施行地外にあつたもの（以下「在外店舗」という。）に係る資産及び負債であつて、この法律の施行地外に住所を有する者（閉鎖機関令に規定する閉鎖機関及び旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令に規定する在外会社を除く。）に係る債権及び債務以外のものをいう。

2　在外店舗がこの法律の施行地内にあつた店舗（事務所を含む。以下同じ。）に向けて振り出した送金為替のうち、未払となつている部分に係る支払の債務は、当該振出店舗の属した金融機関が当該為替の所持人に対して当該振出店舗に係る負債としてこれを負うものとする。

3　在外資産に属する債権又は在外負債に属する債務で別表に換算率の定があるものの金額は、同表の換算率により換算した金額とする。但し、在外資産に属する債権のうち、その債務者が閉鎖機関令に規定する閉鎖機関であるものについては同令に定める換

算率、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令に規定する在外会社であるものについては同令に定める換算率を適用するものとする。

4　前項の債権及び債務については、金融機関再建整備法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百六号）の施行の日以後は、利息は附されないものとする。

（在外資産負債処理勘定の設定）

第三十八条の三　在外資産又は在外負債を有する金融機関（以下この章において単に「金融機関」という。）は、主務大臣の指定する日において在外資産負債処理勘定（以下「在外勘定」という。）を設けなければならない。

2　第三十九条第一項に規定する整備計画書の定めるところにより、事業の全部を譲渡して解散した金融機関が、金融機関経理応急措置法の施行の際、在外資産又は在外負債を有していたときは、当該事業を譲り受けた金融機関は、主務大臣の定めるところにより、当該在外資産又は在外負債をその譲り受けた金融機関の在外資産又は在外負債として引き継ぎ、在外勘定を設けなければならない。

3　在外資産及び在外負債は、在外勘定に属するものとし、他の勘定に属せしめてはならない。

（在外勘定の経理）

第三十八条の四　金融機関の在外負債に関する債権者が、債権者であることを証する物件を添えて、当該金融機関に申し出た場合において、当該金融機関は、その申出が正当であるときは、その申出に係る債権に関する債務を当該金融機関の在外勘定の債務として確認しなければならない。

2　金融機関は、その在外資産については当該金融機関への帰属が確定した金額を在外勘定の資産の部に、在外負債については前項の規定により確認した金額を在外勘定の負債の部に計上するものとする。

3　金融機関は、金融機関経理応急措置法第三十二条第三項の規定により当該金融機関の旧勘定に属させられた在外店舗に対する借のうち、在外勘定の設定の際、当該金融機関の他の勘定に計上されているものを在外勘定に対する借とするものとする。

4　金融機関は、その調整勘定の閉鎖の際、同勘定に利益金の残額があるときは、これをその在外勘定に繰り入れて資産の部に計上するものとする。

5　在外勘定は、他の勘定と区分して経理しなければならない。

6　在外勘定の経理に関し必要な事項は、主務大臣が定める。

（支払）

第三十八条の五　金融機関は、在外勘定に計上された第三十八条の二第二項の未払送金為替に係る債務のうち、主務大臣の指定する日までに前条第一項の債権者の申出があつたものにつき、その指定された日から九十日以内に、在外勘定に計上された資産の範囲内において、一件五万円（当該送金為替につき既に支払われた金額があるときは、その支払われた金額を五万円から差し引いた金額）を限度として支払をしなければならない。

2　金融機関は、前項の規定による支払をした後その在外勘定になお資産が計上されているとき、又はその支払後在外勘定に新たに資産が計上されたときは、主務大臣の認可を受け、省令で定めるところによりあらかじめ公告をして、在外勘定に計上されている債務につき、当該資産の範囲内において、支払をしなければならない。

3　前二項の場合において、支払に充てる資産が不足するときは、在外勘定に計上された債務の債権者に対し、その支払われるべき金額に応じ、それぞれ均等の割合で支払をしなければならない。

（支払資金の繰入）

第三十八条の六　金融機関が前条第一項の規定による支払をする場合に、在外勘定にその支払に充てるべき資産が不足するときは、当該金融機関は、その調整勘定からその利益金の範囲内で当該不足金額の全部又は一部を在外勘定に繰り入れ、その支払に充てることができる。

2　前項の規定により在外勘定への繰入をした金融機関は、前条第一項の規定により支払を行つた後、在外勘定に資産が計上されたときは、同条第二項の規定による支払に先立ち、随時、その繰り入れた金額に相当する金額を返済しなければならない。但し、当該金融機関の調整勘定が第三十七条の三第一項の規定により閉鎖されたときは、この限りでない。

（支払資金の借入）

第三十八条の七　調整勘定を設けなかつた金融機関が第三十八条の五第一項の規定による支払をする場合に、在外勘定にその支払に充てるべき資産が不足するときは、当該金融機関は、旧勘定の最終処理の際における旧勘定の積立金のうち、第二十五条第一項第二号の規定により取りくずされなかつた部分に相当する金額の範囲内で、他の勘定から当該不足金額の全部又は一部を在外勘定に借り入れ、その支払に充てることができる。

2　前条第二項本文の規定は、前項の規定による借入金の返済について準用する。

（在外勘定の閉鎖）

第三十八条の八　金融機関は、在外負債に関する債権者への支払が完了したと認められるときは、主務大臣の認可を受け、省令の定めるところによりあらかじめ公告をして、その在外勘定を閉鎖することができる。

2　金融機関は、前項の規定による閉鎖の際、その在外勘定に資産が計上されているときは、当該資産の範囲内において、第三十八条の五の規定により支払われた債務の債権者に対し、主務大臣の定めるところにより、利息に相当する金額を分配しなければならない。

3　前項の規定による分配をしてもなおその在外勘定に資産があるときは、当該金融機関は、当該資産の範囲内において、第二十五条第一項の規定により株主として確定損を負担した者に対し、第三十七条の三第二項各号の金額を分配しなければならない。

4　第三十七条の三第三項の規定は、前項の規定による分配について準用する。

5　第三項の規定による分配を全額までしてもなおその在外勘定に資産があるときは、これを他の勘定に移し、これに相当する金額は、当該金融機関の利益準備金として積み立てるものとする。

6　調整勘定を有する金融機関の在外勘定の閉鎖の際、その在外勘定に資産があるときは、前三項の規定にかかわらず、当該資産を引当てにこれに見合う利益金をその調整勘定に繰り入れるものとする。

第三十八条の九　金融機関は、在外資産のないことが確定したときは、主務大臣の認可を受け、省令の定めるところにより公告をして、その在外勘定を閉鎖するものとする。

2　金融機関が前項の規定により在外勘定を閉鎖したときは、その在外負債に関する債権は、すべて同勘定の閉鎖の日において消滅するものとする。

（税法上の特例）

第三十八条の十　在外勘定に繰り入れる金額又は在外勘定から支出する金額は、法人税法による各事業年度の所得及び地方税法により事業税を課する場合に

おける各事業年度の所得の計算上、これを益金又は損金に算入しない。

2　第三十七条の七第二項から第四項までの規定は、第三十八条の八第二項又は第三項の規定により分配される金額について準用する。

第六十三条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　第三十七条の三第二項若しくは第三項（第三十八条の八第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の五又は第三十八条の八第二項若しくは第三項の規定による支払若しくは分配を怠り、又はこれらの規定に違反してその支払若しくは分配をなしたとき

第六十三条に次の一号を加える。

十二　第三十八条の四の規定による経理を怠り、又は同条の規定に違反してその経理をなしたとき

十三　第三十八条の六第二項（第三十八条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による返済を怠り、又は同項の規定に違反してその返済をなしたとき

第七十条第一号中「又は第三十四条第一項」を「、第三十四条第一項、第三十八条の五第二項、第三十八条の八第一項又は第三十八条の九第一項」に改める。

別表の次に別表として次のように加える。

別表

（一）　第三十八条の二第二項の未払送金為替に係る債務について適用する換算率表

表示通貨単位名	換算率（本邦通貨1円に対する金額）	
円（満州中央銀行券）		1円
円（中国連合準備銀行券）	表示金額のうち330,000円以下の部分	11円
	表示金額のうち330,000円をこえ750,000円以下の部分	21円
	表示金額のうち750,000円をこえる部分	51円
円（中央儲備銀行券）	表示金額のうち1,830,000円以下の部分	61円
	表示金額のうち1,830,000円をこえ4,170,000円以下の部分	117円
	表示金額のうち4,170,000円をこえる部分	394円
円（昭和十二年軍用手票）		10円
グルデン（外貨表示軍用手票又は南方開発金庫券）		1グルデン

（二）　債権（債務者たる金融機関の在外負債として経理されるものを除く。）又は第三十八条の二第二項の未払送金為替に係る債務以外の債務について適用する換算率表

在外店舗所在地域	表示通貨単位名	換算率（本邦通貨1円に対する金額）
朝鮮	円	1.5円
台湾	円	1.5円
樺太	円	1円
琉球	円	1円
関東州	円	1.6円
華中	円（中国連合準備銀行券）	100円
	円（中央儲備銀行券）	2,400円
	円（昭和十二年軍用手票）	10円
ジャワ	グルデン（外貨表示軍用手票又は南方開発金庫券）	6グルデン

附則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けなかつた金融機関のうち、同法第二十五条第二項第三号の規定により資本を減少したものは、この法律の施行の日の属する事業年度の決算において、前に旧勘定に属した資産及び負債について、新勘定及び旧勘定の区分の消滅した日の翌日からこの法律の施行の日までに生じた利益金及び損失金（金融機関再建整備法第三十七条第一項第一号又は第四号に規定する利益金及び損失金をいう。次項において同じ。）を計算し、その差益に相当する金額を限度として、同法第二十五条第一項の規定により株主として確定損を負担した者に対し、同法第三十七条の三第二項の規定に準じて計算した金額を支払わなければならない。

3　金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けた金融機関のうち、この法律の施行前に金融機関再建整備法第三十七条の二第一項第五号に規定する金額の全額まで分配してその調整勘定を閉鎖したものは、この法律の施行の日の属する事業年度の決算において、改正前の金融機関再建整備法第三十七条の三第二項の規定により法定準備金に併せられた金額と、前に旧勘定に属した資産及び負債について、調整勘定を閉鎖した日からこの法律の施行の日までに生じた利益金及び損失金を計算した場合の差益に相当する金額との合計額を限度として、金融機関再建整備法第二十五条第一項の規定により株主として確定損を負担した者に対し、同法第三十七条の三第二項の規定に準じて計算した金額を支払わなければならない。

4　金融機関再建整備法第三十七条の三第三項の規定は、前三項の規定による支払について準用する。

5　金融機関再建整備法第三十七条の七第三項の規定は、第二項又は第三項の規定による支払金額のうち利息に相当する金額を除く部分について、同法第三十七条の七第四項の規定は、第二項又は第三項の規定による支払金額のうち利息に相当する金額について、それぞれ準用する。

6　金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けている金融機関は、前に旧勘定に属した資産で資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）による再評価を行つた後、この法律の施行前に処分したものにつき、この法律の施行の日の属する事業年度の決算において、改正後の金融機関再建整備法第三十七条の規定により調整勘定で経理すべき処分益を再計算しなければならない。

7　左の場合には、その行為をした金融機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第二項から第四項までの規定による支払を怠り、又はこれらの規定に違反してその支払をした

とき。

二　前項の規定による経理を怠り又は同項の規定に違反してその経理をしたとき。

8　資産再評価法の一部を次のように改正する。

第百五条及び第百六条を次のように改める。

（調整勘定を設けている金融機関の再評価積立金の取くずし）

第百五条　金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けている金融機関が、前に旧勘定に属した資産で再評価を行つたものを処分し、同法第三十七条第一項に規定する処分益を生じた場合は、当該金融機関は、再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している間は、その処分した日において、その処分益に相当する金額の再評価積立金を取りくずさなければならない。但し、その処分の際、当該資産の処分価額とその時における帳簿価額との差益があるときは、処分益とその差益との差額に相当する再評価積立金を取りくずせば足りる。

2　前項に規定する金融機関において、前に旧勘定に属した資産で再評価を行つたものにつき、金融機関再建整備法第三十七条第一項に規定する増価益を生じた場合は、当該金融機関は、再評価積立金を負債の部に計上している間は、その確定評価基準による評価を行つた日において、その増価益に相当する金額の再評価積立金を取りくずさなければならない。但し、その確定評価基準による評価額とその直前の帳簿価額との差益があるときは、増価益とその差益との差額に相当する再評価積立金を取りくずせば足りる。

第百六条　削除

第百七条第一項第一号及び第百二十六条第二号中「第百三条又は第百四条の規定」を「第百三条から第百五条までの規定」に改める。

第百十一条を次のように改める。

第百十一条　削除

9　改正後の資産再評価法第百五条の規定は、この法律の施行前に処分された資産につき第六項の規定により再計算された処分益の経理についても適用する。この場合において、同条中「その処分した日」とあるのは、「金融機関再建整備法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百六号）附則第六項に規定する決算の日」と読み替えるものとする。

10　農林漁業組合再建整備法（昭和二十六年第法律百四十号）に基く再建整備又は農林漁業組合連合会整備促進法（昭和二十八年法律第百九十号）に基く整備を行つている農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに当該農業協同組合連合会の構成員たる農業協同組合及び農業協同組合連合会に対する金融機関再建整備法第三十七条及び資産再評価法第百十一条の規定の適用については、この法律によるこれらの規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百七号（昭二九・五・一五）

◎旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　「在外金融機関」　在外会社のうち金融機関として主務大臣が告示で指定するものをいう。

第二条第一項第五号を次のように改める。

五　「未払送金為替に係る債務」　在外金融機関が本邦内の金融機関の店舗に向けて振り出した送金為替の、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百七号。以下「法律第百七号」という。）の施行の際未払となつている部分につき、当該在外金融機関が当該為替の所持人に対し負う債務をいう。但し、その所持人が左の一に該当する場合に限る。

イ　本邦内に住所（法人にあつては主たる事務所）を有する者

ロ　在外会社又は閉鎖機関令に規定する閉鎖機関（以下「閉鎖機関」という。）

第二条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　「預金等に係る債務」　前号に掲げる債務を除く外、在外金融機関の負う預金その他の金融業務上の債務で主務省令で定めるものをいう。但し、その債権者が前号イ又はロに該当する場合に限る。

第二条第一項第六号イを次のように改める。

イ　左に掲げる資産

(一)　旧金、銀、有価証券等に関する金融取引の取締に関する件（昭和二十年大蔵省令第八十八号。以下「大蔵省令第八十八号」という。）第二条第二号の規定に該当する在外会社の本邦内にある資産

(二)　(一)に掲げるものを除き、未払送金為替に係る債務又は預金等に係る債務の債権者に対して在外金融機関の有する債権。但し、その債権の金額は、当該債務の金額（第二十七条の三の規定により支払う金額を含む。）を限度とする。

(三)　(一)及び(二)に掲げるものを除き、この政令又は他の法令の規定により在外金融機関又は金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）に規定する金融機関若しくは閉鎖機関から本邦内において支払を受けることができる債権

第二条第一項第六号ロの(三)の規定中「(一)」の下に「、(三)及び(四)」を、「資産」の下に「（イの(二)及び(三)に規定するものを除く。）」を加える。

第二条第一項第六号ロ中(三)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

(三)　未払送金為替に係る債務及び預金等に係る債務（第二十七条の三の規定により支払う金額を含む。）

(四)　(一)から(三)までに掲げる負債を除き、この政令又は他の法令の規定により在外金融機関又は金融機関再建整備法に規定する金融機関若しくは閉鎖機関に対して本邦内において支払

う債務。但し、その債務の金額は、当該債務の債権者ごとに、当該在外会社がその者に対して有するイの(1)及び(2)に掲げる債権の金額を限度とする。

第八条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、第二条第一項第六号ロの(1)又は(2)に掲げる債務の債権者は、当該債権につき相殺をすることができる。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二　特殊整理人は、法律第百七号の施行の日（その施行の日において在外金融機関でないものについては、指定日）から一月内に、少くとも二回の公告をもつて、未払送金為替に係る債務及び預金等に係る債務の債権者に対し、一月を下らない範囲において主務大臣の定める期間内にその債権を申し出るように催告をしなければならない。

2　前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により催告をする場合に準用する。

第二十七条の次に次の二条を加える。

（換算方法）

第二十七条の二　未払送金為替に係る債務で別表第一に換算率の定があるもの及び預金等に係る債務で別表第二に換算率の定があるものの金額は、それぞれこれらの表に定める換算率により換算した金額とする。

2　第二条第一項第六号イの(1)及び(2)に掲げる債務で別表第二に換算率の定があるものの金額は、前項又は他の法令に別段の定がある場合を除き、同表に定める換算率により換算した金額とする。

（加算金額）

第二十七条の三　在外金融機関は、未払送金為替に係る債務又は預金等に係る債務の債権者に対し、主務省令の定めるところにより計算した金額を当該債務の金額に加算して支払うことができる。

第二十八条第一項第四号中「第二号に規定する債務及び」を「第二号及び第四号から前号までに規定する債務並びに」に改め、「資産」の下に「（第二条第一項第六号イの(1)及び(2)に規定するものを除く。）」を加え、同号を同項第十号とし、以下六号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の六号を加える。

四　未払送金為替に係る債務で、一件の金額が五万円以下のものは全額、五万円をこえるものは五万円までの金額

五　前号に掲げるものを除く未払送金為替に係る債務

六　預金等に係る債務で、一件の金額が五万円以下のものは全額、五万円をこえるものは五万円までの金額

七　前号に掲げるものを除く預金等に係る債務

八　第二十七条の三の規定により支払う金額

九　前各号に掲げる債務以外の債務で、本邦内において支払うもの

第二十八条の二中「第三号」を「第九号」に、「同項第四号」を「同項第十号」に改める。

第三十六条第一項中「第三条」を「第二条第一項第一号の二、第三条、第十五条の二、」に改め、同条第二項中「第七条及び」を「第二条第一項第五号の二、第七条、第二十七条の三及び」に改める。

第四十二条第二号中「第十五条、」の下に「第十五条の二、」を加える。

附則の次に別表第一及び別表第二として、次のように加える。

別表第一

表示通貨単位名	換算率（本邦通貨1円に対する金額）
（中国連合準備銀行券）	
円	表示金額のうち330,000円以下の部分　11円
	表示金額のうち330,000円をこえ750,000円以下の部分　21円
	表示金額のうち750,000円をこえる部分　51円
（中央儲備銀行券）	
円	表示金額のうち1,830,000円以下の部分　61円
	表示金額のうち1,830,000円をこえ4,170,000円以下の部分　117円
	表示金額のうち4,170,000円をこえる部分　394円

別表第二

店舗所在地域	表示通貨単位名	換算率（本邦通貨1円に対する金額）
朝鮮	円	1.5円
台湾	円	1.5円
華北	円（中国連合準備銀行券）	100円
華中南	円（中央儲備銀行券）	2,400円

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十条中第二十九号を削る。

第十一条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　外国に居住する本邦人（外国に本店を有する本邦法人を含む。）が本邦内に有する財産を管理すること。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百八号（昭二九・五・一五）

◎軍事郵便貯金等特別処理法

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、軍事郵便貯金、軍事郵便為替、外地郵便貯金、外地郵便為替、外地郵便振替貯金等の特別処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において、左の各号に掲げる用語は、当該各号に定める定義に従うものとする。

一 「軍事郵便貯金」とは、旧野戦郵便局又は旧海軍用郵便所で預入された郵便貯金をいう。

二 「軍事郵便為替」とは、旧野戦郵便局又は旧海軍用郵便所に振出の請求があつた郵便為替をいう。

三 「外地郵便貯金」とは、旧外地等にあつた郵便局で預入された郵便貯金をいう。

四 「外地郵便為替」とは、旧外地等にあつた郵便局に振出の請求があつた郵便為替をいう。

五 「外地郵便振替貯金」とは、旧外地等にあつた郵便局で払い込まれた郵便振替貯金の払込金（口座に受け入れられたものを含む。）をいう。

六 「旧外地等」とは、朝鮮、台湾、関東州、樺太、千島列島、南洋群島、小笠原諸島、硫黄列島、硫黄島島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。

（軍事郵便貯金の換算）

第三条 昭和二十年八月十六日以後預入された軍事郵便貯金の現在高（この法律の施行前に本邦にある郵便局で払いもどしがあつた軍事郵便貯金については、その払いもどし前の現在高）の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額千五百円までの部分につき
別表甲欄に掲げる換算率

二 表示金額千五百円をこえる部分のうち、別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が三千五百円までの部分につき
別表甲欄に掲げる換算率

三 表示金額千五百円をこえる部分のうち、別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円をこえることとなる部分につき
別表丙欄に掲げる換算率

（軍事郵便為替の換算）

第四条 昭和二十年八月十六日以後振出の請求があつた軍事郵便為替の金額（この法律の施行前に本邦にある郵便局で払渡があつた軍事郵便為替については、その払渡前の金額）は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額千円までの部分につき
別表甲欄に掲げる換算率

二 表示金額千円をこえる部分につき
別表乙欄に掲げる換算率

（外地郵便貯金の換算）

第五条 昭和二十年十月一日以後預入された外地郵便貯金の現在高の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額千五百円までの部分につき
別表甲欄に掲げる換算率

二 表示金額千五百円をこえる部分のうち、別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円となるまでの部分につき
別表乙欄に掲げる換算率

三 表示金額千五百円をこえる部分のうち、別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円をこえることとなる部分につき
別表丙欄に掲げる換算率

（外地郵便為替の換算）

第六条 昭和二十年十月一日以後振出の請求があつた外地郵便為替の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額千円までの部分につき
別表甲欄に掲げる換算率

二 表示金額千円をこえる部分につき
別表乙欄に掲げる換算率

（外地郵便振替貯金の換算）

第七条 昭和二十年十月一日以後払い込まれた外地郵便振替貯金（口座に受け入れられたものは、その現在高）の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額を別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円となるまでの部分につき
別表乙欄に掲げる換算率

二 表示金額を別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円をこえることとなる部分につき
別表丙欄に掲げる換算率

（軍事郵便貯金及び外地郵便貯金の取扱の制限）

第八条 郵政省は、預金者の請求により、軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の貯金通帳と引き換えに新たに通常郵便貯金の貯金通帳を交付する。

2 前項の規定による請求があつた場合において、預金者が他に通常郵便貯金の貯金通帳をもつて貯金の預入をしているときは、郵政省は、同項の規定にかかわらず、その貯金に軍事郵便貯金又は外地郵便貯金を組み入れる。

3 郵政省は、第一項の規定による貯金通帳の引換交付前の軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の貯金通帳によつては、払いもどし証書による全部払いもどしの取扱を除いて、貯金の預入及び払いもどしの取扱をしない。

4 郵政省は、外地郵便貯金である定額郵便貯金の貯金証書によつては、払いもどし証書による払いもどしの取扱を除いて、貯金の払いもどしの取扱をしない。

（払いもどし証書等の有効期間に関する特例）

第九条 軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の払いもどし証書、軍事郵便為替又は外地郵便為替証書及び旧外地等にあつた郵便振替貯金の口座所管庁の発行した払出証書で昭和十七年四月十七日以後この法律の施行前に発行されたものは、有効期間の計算については、この法律の施行の日に発行されたものとみなす。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

別 表

換算率（1円に対する表示金額）		
甲	乙	丙
1円	1円	1.5円
1円	1円	1.6円
1円	11円	100円
1円	11円	432円
1円	10円	10円
1円	11円	432円
1円	1円	6円
1円	1円	1円

地域（旧海軍又は旧野戦郵便局及び旧軍用郵便所にあつては、その最後の所在地域）	関する機関の所在
朝鮮及び台湾	
関東州	
華北	
華中及び華南	
香港及び海南島	
マライ及びビルマ	
旧委任統治領南洋諸島（北緯二度以南の東経印度を含む。）及びボルネオの地域	
その他の地域	

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第百九号（昭二九・五・一七）

◎国の所有に属する自動車の交換に関する法律

1　各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）は、当分の間、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、国の所有に属する自動車を、国以外の者が所有する自動車と交換することができる。

2　前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足し、又は補足させなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百十号（昭二九・五・一七）

◎株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、株式会社以外の法人（以下「法人」という。）について、資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）第百九条の規定による再評価積立金の資本への組入に関し必要な事項を定めるものとする。

（資本組入の決議）

第二条　法人が再評価積立金を資本（払込済の出資の総額をいう。以下同じ。）に組み入れるには、定款変更の場合と同様の決議によらなければならない。

（出資口数の増加）

第三条　法人が再評価積立金を資本に組み入れる金額においては、その資本に組み入れる金額を出資一口の金額（第五条第一項の規定により出資一口の金額の一部を払い込ませる旨を定めた場合には、払込金額を控除した金額）で除して得た数に相当する出資口数が増加するものとし、各出資者の出資口数は、それぞれ、その現に有する出資口数に応じて増加するものとする。但し、各出資者の増加する出資口数に一口未満の端数を生ずるときは、当該出資者については、その端数の出資口数の増加はないものとする。

（端数口数の売却等）

第四条　法人は、次条第一項の規定により出資一口の金額の一部を払い込ませる旨を定めた場合を除くの外、前条但書の端数が生じた場合においては、第二条の決議の日から起算して二週間以内に、その端数の合計数に相当する口数の出資を、法令又は定款の規定により出資者となることができる者に対し、適正な価額で売却しなければならない。この場合においては、売却した出資の対価に相当する金額を、前条但書の規定により端数の出資口数の増加がないこととなつた出資者に対し、その端数に応じて分配しなければならない。

2　前項の規定により売却すべき口数の出資の全部又は一部を、同項に規定する期間内に、売却することができなかつたときは、売却できなかつた出資の金

額に相当する再評価積立金の金額は、第二条の決議にかかわらず、資本に組み入れられなかつたものとみなす。

（払込を伴う資本組入）

第五条　第二条の決議に際しては、出資一口の金額の一部を出資者に払い込ませる旨を定めることができる。この場合においては、出資者が現に有する出資の総口数と第三条の規定により増加する出資の総口数との比率、払込金額及び払込期日をも定めなければならない。

2　前項の払込金額は、分割して払い込ませることができない。

（通知義務等）

第六条　法人は、前条第一項の規定により出資一口の金額の一部を出資者に払い込ませる旨を定めた場合においては、出資者に対し、同項の決議の内容を遅滞なく通知しなければならない。

2　前項の通知を受けた出資者が、払込期日までに払込をしないときは、払込をしない口数の出資に関する権利を与えられないものとする。

（端数口数又は払込のない口数についての出資者の募集等）

第七条　法人は、第五条第一項の規定により出資一口の金額の一部を払い込ませる旨を定めた場合において、出資者の出資口数に一口未満の端数が生ずるときはその端数の合計数に相当する出資口数につき、同項の払込期日までに払込をしなかつた者があるときは払込のなかつた出資の総口数につき、それぞれ、法令又は定款の規定により出資者となることができる者のうちから、出資者を募集しなければならない。

2　前項の場合における出資の払込期日は、第五条第一項の規定により定められた払込期日の翌日から二月以内としなければならない。

3　第五条第二項の規定は、第一項の規定により出資者を募集した場合について準用する。

4　法人は、第二項の規定により出資者を募集した出資者の払込金額について準用する。

合においては、出資一口の金額から第五条第一項の払込金額を控除した金額に応募のあつた出資の総口数を乗じて得た金額に相当する金額を、第三条但書の規定により端数の出資口数の増加がないこととなつた出資者に対してはその端数に応じ、払込をしなかつた出資者に対してはその払込のなかつた出資口数に応じ、分配しなければならない。

5　第一項の規定により出資者を募集する場合において、最後の募集に係る払込期日までに払込のなかつた出資があるときは、その出資に対応する部分の再評価積立金の金額は、第二条の決議にかかわらず、資本に組み入れられないものとする。

（資本組入の効力の発生）

第八条　第五条第一項の規定により出資一口の金額の一部を払い込ませる場合においては、資本の増加（再評価積立金の資本への組入を含む。以下同じ。）は、他の法律に別段の定がない限り、最後に払込が行われた日において、その効力を生ずるものとする。

（出資口数の保有限度の特例）

第九条　第四条第二項又は第七条第五項の規定により資本に組み入れられない金額が生じた場合において、出資者の出資口数が法令に定める一出資者の有することができる口数の最高限度をこえることとなるときは、そのこえる出資口数に応ずる持分は、資本の増加の効力が生じた日から六月以内に、法令又は定款の規定により出資者となることができる者に対し、譲渡しなければならない。

（合名会社及び合資会社における資本組入）

第十条　合名会社又は合資会社が再評価積立金を資本

に組み入れる場合においては、当該積立金を社員の出資の履行をしていない部分に充ててはならない。

（有限会社における質権の効力）

第十一条　商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八条（質権の効力）の規定は、第三条の規定により増加することとなる有限会社の出資者の出資口数に応ずる持分及び第四条第一項後段又は第七条第四項の規定により有限会社の出資者が受けるべき金銭について準用する。

2　商法第二百九条（登録質の効力）第一項及び第二項の規定は、第四条第一項後段又は第七条第四項の規定により有限会社の出資者が受けるべき金銭について準用する。

（所得計算の特例）

第十二条　第四条第一項の規定による売却又は第七条第一項の規定による募集による収入金のうち、第四条第一項後段又は第七条第四項の規定により分配すべき金額は、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による各事業年度の所得の計算上益金に算入しない。

2　第四条第一項後段又は第七条第四項の規定により分配した金額は、法人税法又は地方税法の規定による各事業年度の所得の計算上損金に算入しない。

（罰則）

第十三条　法人の代表者が、第六条第一項の通知をしたときは、三十万円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　資産再評価法の一部を次のように改正する。

第百十九条第二項中「因り株式」の下に「（出資証券を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

3　再評価積立金の資本組入に関する法律（昭和二十六年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律

第八条第三項中「取締役会が定める。」を「商法第二百二条第三項（額面株式の発行価額）の規定にかかわらず、払込金額以上の適正な価額で取締役会が定めるものとする。」に改める。

4　租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「再評価積立金を資本」の下に「（出資を含む。以下本項において同じ。）」を加え、「第四号」を「第二号、第四号又は第八号ノ三」に改める。

（法務・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百十一号（昭二九・五・一七）

◎港湾法の一部を改正する法律

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「左に掲げる施設」を「第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用に必要な第十二号及び第十三号に掲げる施設」に改める。

第二条第五項第六号中「軌道走行式荷役機械」の下に「、荷さばき地」を加える。

第二条第五項第九号中「給炭施設」の下に「（港湾役務提供用船舶を除く。）」を加え、同項第十号を第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十　港湾厚生施設　船舶乗組員及び港湾労務者の休泊所及び診療所

第二条第五項に次の二号を加える。

十一　移動式施設　移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設

十三　港湾役務提供用船舶　船舶の離着岸を補助するための船舶並びに船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶

第二条第六項中「前項各号」を「前項第一号から第十一号まで」に改める。

第六条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十二　解散に関する事項

第十条を次のように改める。

（解散の特例等）

第十条　港務局の解散は、当該港湾について、地方公共団体が第三十三条第一項後段の規定により港湾管理者となるまでは、その効力を生じない。但し、港務局を組織する地方公共団体が当該港務局の解散について運輸大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2　港務局を組織する地方公共団体は、港務局が解散した場合において、第三十条第一項の債券に係る債務その他政令で定める債務が存するときは、定款の定めるところにより連帯してその債務を負担する。

第十二条第一項第二号中「港湾の発展」の下に「及び港湾区域に隣接する地域の保全」を加え、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　前号に掲げるものの外、港湾区域内又は臨港地区内における水面の埋立、盛土、整地等による土地の造成又は整備を行うこと。

第十二条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　水域施設の使用に関し必要な規制を行うこと。

第十二条第四項の次に次の一項を加える。

5　港務局は、運輸省令で定めるところにより、その管理する港湾施設の概要を公示しなければならない。

第十二条の次に次の一条を加える。

（規程）

第十二条の二　港務局は、法令又は当該港務局を組織する地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規程を定めることができる。

第二十一条第一項を次のように改める。

委員会の議事は、全委員の過半数で決する。

第二十二条第二項中「第十六条第三項」の下に「、第十七条」を加える。

第二十三条第一項を次のように改める。

委員長は、港務局を代表し、港務局の長としてその業務を総理するとともに、法令又は第四十五条の

二の条例によりその権限に属せしめられた港湾の開発、利用及び管理に関する事務を行う。

第三十三条第一項に後段として次のように加える。

港務局の設立されている港湾において、当該港務局が定款の定めるところにより解散しようとする場合も同様である。

第三十五条第二項の次に次の一項を加える。

3　港湾管理者としての地方公共団体は、第一項の委員会を設置したときは、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第三十六条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、港務局が港湾管理者であつた港湾について、地方公共団体が、第三十三条第一項後段の規定により港湾管理者となつた場合に準用する。

第三十七条第一項を次のように改める。

港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者の長が指定する区域（以下「港湾隣接地域」という。）内において、左の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、港湾管理者の長の許可を受けなければならない。但し、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。

一　港湾区域内の水域（政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下本条中同じ。）又は公共空地の占用

二　港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取

三　水域施設、外かく施設、けい留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良（第一号の占用を伴うものを除く。）

四　前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は管理に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為

第三十七条第二項中「建設若しくは工事、占用又は採取」を「行為」に、「許可をしてはならない。」を「許可をしてはならず、また、政令で定める場合を除き、港湾管理者の管理する水域施設について同項第一号の水域の占用又は同項第四号の行為の許可をしてはならない。」に改める。

第三十七条第三項中「又は日本電信電話公社又は地方公共団体」に「、建設若しくは工事、占用又は採取」を「行為」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　港湾管理者の長は、港湾区域内の水域又は公共空地に係る第一項第一号又は第二号の許可を受けた者から占用料又は土砂採取料を徴収することができる。但し、前項に規定する者の協議に係るものについては、この限りでない。

第三十七条第五項中「前項の水域占用料又は土砂採取料」を「第四項の占用料、土砂採取料又は前項の過怠金」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　港湾管理者の長は、規則又は港務局の委員会の委員長の定めるところにより、詐偽その他不正の行為により、前項の占用料又は土砂採取料の徴収を免かれた者からその徴収を免かれた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。

第三十七条の二を第三十七条の三とし、同条に見出しとして「（許可の取消等）」を加え、同条中「前条」を「第三十七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　港湾管理者の長は、第三十七条第一項の許可を受けなければならない行為を許可を受けないでした者に対し、その設置した施設の改築、移転若しくは撤去又は原状の回復を命ずることができる。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（港湾隣接地域）

第三十七条の二　前条第一項の規定による港湾隣接地域の指定は、港湾区域外百メートル以内の地域内の区域について、当該港湾区域及び港湾区域に隣接する地域を保全するため必要な最小限度の範囲でしなければならない。

2　港湾管理者の長は、港湾隣接地域を指定しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び指定しようとする地域を公告して、公聴会を開き、当該地域に利害関係を有する者にその指定に関する意見を述べる機会を与えなければならない。港湾隣接地域を変更しようとするときも同様である。

3　港湾管理者の長は、港湾隣接地域の指定をしたときは、その旨を運輸大臣に報告しなければならない。

第四十条第一項中「建設してはならない。」を「建設してはならず、また、建築物その他の構築物を改築し、又はその用途を変更して当該条例で定める構築物としてはならない。」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の地方公共団体は、条例で、同項の規定に違反した者に対し、五万円以下の罰金を科する旨の規定を設けることができる。

第四十条の次に次の一条を加える。

（違反構築物に対する措置）

第四十条の二　港湾管理者の長は、前条第一項の規定に違反して建設され、又は改築若しくは用途の変更により同項の条例で定める構築物となつた建築物その他の構築物については、その所有者又は占有者に対し、当該構築物の撤去、移転若しくは改築又は用途の変更をすべきことを命ずることができる。

2　港湾管理者の長は、前項の命令をしようとするときは、その命令に係る者に対し、あらかじめ期日、場所及び命令をしようとする事項を通知して、聴聞をしなければならない。

3　聴聞に際しては、当該命令に係る者その他の利害関係人に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

第四十一条第一項中「前条」を「第四十条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第四十二条第一項中「科金」の下に「（次条第一項の入港料を除く。）」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項中「違反すると認めるときは、」の下に「その施行の日までに、」を加え、同項を第三項とし、

第三十三条の三を次のように改める。

（原因者の負担）

第四十三条の三　港湾管理者は、港湾管理者以外の者の行う工事又は行為により必要を生じた港湾工事の費用については、その必要を生じさせた限度において、その必要を生じさせた者に費用の全部又は一部を負担させることができる。

2　前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収の方法については、港湾管理者としての地方公共団体（港湾管理者が港務局である場合には港務局を組織する地方公共団体のうち定款で定めるもの）の条例で定める。

3　地方自治法第二百十七条第三項及び第四項の規定は、前項の条例について準用する。

第四十三条の四に次の一項を加える。

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第四十四条第一項中「科金」の下に「（次条第一項の入港料を除く。）」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項中「違反すると認めるときは、」の下に「その施行の日までに、」を加え、同項を第三項とし、

し、同条第三項を第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　港湾管理者は、水域施設（泊地を除く。）又は外かく施設の利用に対し、前項の料金を徴収することができない。

第四十四条に次の一項を加える。

5　港務局は、第十二条の二の規程の定めるところにより、詐偽その他不正の行為により第二項の料金の徴収を免かれた者からその徴収を免かれた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。

第四十四条の次に次の二条を加える。

（入港料）

第四十四条の二　港湾管理者は、当該港湾に入港する船舶から、当該港湾の利用につき入港料を徴収することができる。但し、警備救難に従事する船舶、鉄道連絡船、海象又は気象の観測に従事する船舶、漁業監視船その他政令で定める船舶については、入港料を徴収することができない。

2　政令で定める重要港湾の港湾管理者は、前項の入港料を徴収しようとするときは、料率を定めて、運輸大臣の認可を受けなければならない。その料率を変更しようとするときも同様である。

3　前条第一項、第三項及び第四項の規定は、前項の港湾管理者以外の港湾管理者が徴収する入港料に、前条第五項の規定は、港務局が徴収する入港料に関して準用する。

（滞納処分）

第四十四条の三　地方自治法第二百二十五条第一項、第三項及び第四項の規定は、入港料その他の料金、過怠金その他港務局の収入に関して準用する。この場合において、同条第三項中「条例」とあるのは「港湾法第十二条の二の規程」と読み替えるものとする。

第四十六条第一項中「この法律により」を「港湾管理者は、」に、「若しくは貸し付けようとする者は、」を「又は貸し付けようとするときは、」に改める。

第五十二条第二項中「第十七条第一項」を「第十七条」に、「第十七条第二項」を「第十七条の二第一項」に改める。

第五十五条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十三条後段中「港湾管理者」とあるのは「港湾管理者としての地方公共団体（当該地方公共団体が地方自治法第二百八十四条第一項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体）又は港務局を組織する地方公共団体」と読み替えるものとする。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（事務の委任）

第四十五条の二　港務局を組織する地方公共団体は、条例で定めるところにより、港湾の利用及び管理に関する事務（当該地方公共団体の公共事務及び法律又は政令により当該地方公共団体に属する事務を除く。）を港務局の委員会の委員長に委任することができる。

第四十六条第一項中「この法律により」を「港湾管理者は、」に、「若しくは貸し付けようとする者は、」を「又は貸し付けようとするときは、」に改める。

第五十二条第二項中「第十七条第一項」を「第十七条」に、「第十七条第二項」を「第十七条の二第一項」に改める。

第五十五条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十三条後段中「港湾管理者」とあるのは「港湾管理者としての地方公共団体（当該地方公共団体が地方自治法第二百八十四条第一項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体）又は港務局を組織する地方公共団体」と読み替えるものとする。

第五十五条の次に次の四条を加える。

（他人の土地への立入）

第五十五条の二　運輸大臣又は港湾管理者は、港湾工事のための調査又は測量を行うためやむを得ない必要があるときは、その業務に従事する職員を他人の土地に立ち入らせることができる。

2　運輸大臣又は港湾管理者は、前項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、その土地の所有者又は占有者にその旨を通知しなければならない。但し、これらの者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

3　第一項の立入は、所有者又は占有者の承諾があつた場合を除き、日出前及び日没後においては、してはならない。

4　第一項の職員は、同項の規定により他人の土地に立ち入る場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

（非常災害の場合における土地の一時使用等）

第五十五条の三　港湾管理者は、非常災害による港湾施設に対する緊急の危険を防止するためやむを得ない必要があるときは、その現場に居る者若しくはその附近に居住する者に対し防ぎよに従事すべきことを命じ、又はその現場において、他人の土地を一時使用し、若しくは土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

（損失の補償）

第五十五条の四　国又は港湾管理者は、前二条の規定による行為により損失を受けた者に対し、その損失を補償しなければならない。

2　第四十一条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

（港湾工事に伴う工事の費用の補償）

第五十五条の五　運輸大臣又は港湾管理者の行う港湾工事の結果、港湾管理者以外の者に工事の必要を生じさせた場合においては、国又は港湾管理者は、その必要を生じさせた限度において、その費用を補償しなければならない。但し、その補償を受ける者が必要を生じさせられた工事によつて特に利益を受けるときは、その利益を受ける限度において、その者に補償をしないことができる。

2　第四十一条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

第五十八条第二項中「（大正十年法律第五十七号）」を削る。

第五十九条を次のように改める。

（行政事件訴訟特例法等の適用）

第五十九条　港務局の管理する一般公衆の利用に供する港湾施設に関する公共団体の管理する公共用土地物件の使用に関する法律（大正三年法律第三十七号）の適用については、港務局の委員会の委員長は、行政庁とみなす。

2　第三十七条の三、第十四条の二第一項及び第四十一条第一項の命令、前条第二項の規定に基く公有水面埋立法による職権の行使並びに公共団体の管理する公共用土地物件の使用に関する法律第一条の命令に関する行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の適用については、港務局の委員会の委員長は、行政庁とみなす。

3　第三十七条第一項の許可、同条第四項の占用料及び土砂採取料の徴収、同条第五項の過怠金の徴収、第三十七条の三、第四十条の二第一項及び第四十一条第一項の命令、第四十三条の三第一項及び第四十三条の四第一項の負担金の徴収、第四十四条第一項の料金の徴収、同条第五項（第四十四条の二第三項

において準用する場合を含む。）の過怠金の徴収、第四十四条の二第一項の入港料の徴収、第四十四条の三第一項の規定により準用する地方自治法第二百二十五条第一項、第三項及び第四項の規定による滞納処分、第四十五条の二の規定による委任に基いて行う事務の執行、前条第二項の規定に基く公有水面埋立法による職権の行使、公共団体の管理する公共用土地物件の使用に関する法律第一条の命令並びに行政代執行法の適用に関する訴に関する行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）の適用については、港務局の委員会の委員長は、行政庁とみなす。

第六十条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　第十条第一項但書の規定による承認

第六十条第四号中「第四十四条」を「第四十四条（第四十四条の二第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二　第四十四条の二の規定による入港料についての認可

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際現に存する港務局を組織する地方公共団体には、改正後の第十条第二項の規定は、適用しない。但し、同条同項の規定により債務を負担すべき旨を当該港務局の定款で定めた場合は、この限りでない。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第百十二号（昭二九・五・一八）

◎日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下「協定」という。）を実施するため、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）、物品税法（昭和十五年法律第四十号）及び揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）の特例を設けることを目的とする。

（関税等を徴収する場合）

第二条　日本国政府、アメリカ合衆国政府及び日本国以外の国でアメリカ合衆国から相互防衛のための援助を受けている国の政府（以下「政府」と総称する。）以外の者が協定第六条の規定により関税、物品税若しくは揮発油税（以下「関税等」という。）の免除を受けて資材、需品若しくは装備（以下「資材等」という。）を輸入し、又は製造場若しくは保税地域から移出し、若しくは引き取つた場合において、当該資材等又はこれについて加工し、若しくはこれを原料として製造してできた製品で政府に引き渡すべきもの（以下「製品」という。）が、税関長又は税務署長の指定する期間内に、これらの物を受け取るべき政府に引き渡されたことについて政府の権限ある官憲による証明がなされないときは、その輸入又は移出若しくは引取の際当該資材等について関税等の免除を受けた者から、直ちにその免除に係る関税等を徴収する。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一　当該資材等又は製品が天災その他やむを得ない事由に因り滅失したことにつき税関長又は税務署長の承認を受けた場合

二　当該資材等又は製品について第四条第一項本文又は第五条第一項本文の規定の適用があつた場合

2　前項の規定による関税の徴収については、国税徴収の例による。

（免税輸入資材等の製造等）

第三条　協定第六条の規定により関税等の免除を受けて輸入した資材等を政府に引き渡す前に当該資材等について加工し、又はこれを原料として製造しようとする場合においては、当該加工又は製造は、税関長が期間を指定して承認した工場において行わなければならない。

2　関税法第三十五条、第百条第三号並びに第百五条第一項第五号、第二項及び第三項の規定は、前項に規定する資材等又は工場について準用する。

（免税輸入資材等の譲受の制限等）

第四条　協定第六条の規定により関税等の免除を受けて輸入された資材等又は製品若しくはその副産物（以下「製品等」という。）を譲り受けようとするときは、その譲受を輸入とみなし、関税法及び関税定率法の規定を適用する。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一　当該譲受が協定第六条に規定する相互防衛のため資材等又は製品を政府に引き渡すためのものである場合

二　当該譲受に係る資材等又は製品等について既にこの項本文の規定の適用があつた場合

三　当該譲受に係る資材等が第二条第一項の規定により関税等を徴収されたものである場合

四　当該譲受に係る製品等が第二条第一項の規定により関税等を徴収された資材等の製品等である場合

2　前項本文の規定の適用を受ける譲受は、物品税法第十条及び揮発油税法第五条の規定の適用については、保税地域からの引取とみなす。

3　第一項本文の規定の適用を受ける資材等又は製品等は、関税法の規定の適用については、同法の外国貨物とみなす。

（免税調達資材等の譲受の制限等）

第五条　協定第六条の規定により物品税又は揮発油税の免除を受けて調達された資材等又は製品等を譲り受けようとするときは、その譲受を製造場からの移出又は引取とみなし、その譲り受けようとする者を製造者又は引取人とみなして、物品税法又は揮発油税法の規定を適用する。この場合においては、前条第一項但書の規定を準用する。

2　前項の規定により物品税法を適用する場合においては、同法第十条第一項の規定にかかわらず、直ちに物品税を徴収する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の施行の日の前日までにおけるこの法律の適用については、第一条中「関税法（昭和二十九年法律第六十一号）」とあるのは「関税法（明治三十二年法律第六十一号）」と、第三条第二項中「関税法第三十五条、第百条第三号並びに第百五条第一項第五号、第二項及び第三項」とあるのは「関税法第百一条ノ二第三項、第百一条ノ八及び第百一条ノ九」と、「資材等又は工場」とあるのは「工場」とする。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百十三号（昭二九・五・一八）

◎交通事件即決裁判手続法

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、交通に関する刑事事件の迅速適正な処理を図るため、その即決裁判に関する手続を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「交通に関する刑事事件」とは、道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）又はこれに基く命令に違反する罪にあたる事件をいう。

（即決裁判）

第三条　簡易裁判所は、交通に関する刑事事件について、検察官の請求により、公判前、即決裁判で、五万円以下の罰金又は科料を科することができる。この場合には、刑の執行を猶予し、没収を科し、その他附随の処分をすることができる。

2　即決裁判は、即決裁判手続によることについて、被告人に異議があるときは、することができない。

（即決裁判の請求）

第四条　即決裁判の請求は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）による公訴の提起と同時に、書面でしなければならない。

2　検察官は、即決裁判の請求に際し、被疑者に対し、あらかじめ、即決裁判手続を理解させるために必要な事項を説明し、刑事訴訟法の定める手続に従い裁判を受けることができる旨を告げた上、即決裁判手続によることについて異議がないかどうかを確かめなければならない。

（書類等の差出）

第五条　検察官は、即決裁判の請求と同時に、即決裁判をするために必要があると思料する書類及び証拠物を裁判所に差し出さなければならない。

（通常の審判）

第六条　裁判所は、即決裁判の請求があつた場合において、その事件が即決裁判をすることが相当でないものであり、又はこれをすることができないものであると思料するときは、刑事訴訟法の定める通常の規定に従い、審判しなければならない。

2　裁判所は、前項の規定により通常の規定に従い審判するときは、直ちに、検察官にその旨を通知しなければならない。

3　第一項の場合には、刑事訴訟法第二百七十一条及び第二百七十二条の規定の適用があるものとする。但し、同法第二百七十一条第二項に定める期間は、前項の通知のあつた日から二箇月とする。

（審判）

第七条　即決裁判の請求があつたときは、裁判所は、前条第一項の場合を除き、即日期日を開いて審判するものとする。

（開廷）

第八条　即決裁判期日における取調及び裁判の宣告は、公開の法廷で行う。

2　法廷は、裁判官及び裁判所書記官が列席して開く。

3　検察官は、法廷に出席することができる。

（被告人及び弁護人の出頭）

第九条　被告人が期日に出頭しないときは、開廷することができない。

2　被告人が法人であるときは、代理人を出頭させることができる。

3　弁護人は、期日に出頭することができる。

（期日における取調）

第十条　期日においては、裁判長は、まず、被告人に対し、被告事件の要旨及び自己の意思に反して供述する必要がない旨を告げなければならない。

2　前項の手続が終つた後、裁判長は、被告人に対し、被告事件について陳述する機会を与えなければならない。

3　裁判所は、必要と認めるときは、適当と認める方法により被告人又は参考人の陳述を聴き、書類及び証拠物を取り調べ、その他事実の取調をすることができる。

4　検察官及び弁護人は、意見を述べることができる。

（証拠）

第十一条　即決裁判手続においては、被告人の憲法上の権利を侵さない限り、検察官が差し出した書類及び証拠物並びに期日において取調をしたすべての資料に基いて、裁判することができる。

（裁判の宣告）

第十二条　即決裁判の宣告をする場合には、罪となるべき事実、適用した法令、科すべき刑及び附随の処分並びに宣告があつた日から十四日以内に刑事訴訟法の定める通常の規定による審判（以下「正式裁判」という。）の請求ができる旨を告げなければならない。

2　即決裁判の宣告をしたときは、その内容を記録に明らかにしておかなければならない。

（正式裁判の請求）

第十三条　即決裁判の宣告があつたときは、被告人又は検察官は、その宣告があつた日から十四日以内に、正式裁判の請求をすることができる。

2　正式裁判の請求は、即決裁判をした裁判所に、書面でしなければならない。

3　正式裁判の請求があつたときは、裁判所は、すみやかに、その旨を検察官又は被告人に通知しなければならない。

4　刑事訴訟法第四百六十六条から第四百六十八条までの規定は、正式裁判の請求又はその取下について準用する。この場合において、同法第四百六十八条第三項中「略式命令」とあるのは、「即決裁判」と読み替えるものとする。

（即決裁判の効力）

第十四条　即決裁判は、正式裁判の請求による判決があつたときは、その効力を失う。

2　即決裁判は、正式裁判の請求期間の経過又はその

請求の取下により、確定判決と同一の効力を生ずる。正式裁判の請求を棄却する裁判が確定したときも、同様である。

（仮納付）

第十五条　裁判所は、即決裁判の宣告をする場合において相当と認めるときは、附随の処分として、被告人に対し、仮に罰金又は科料に相当する金額を納付すべきことを命ずることができる。

2　前項の仮納付の裁判は、直ちに執行することができる。但し、正式裁判の請求があつたときは、この限りでない。

3　刑事訴訟法第四百九十条、第四百九十三条及び第四百九十四条の規定は、第一項の仮納付の裁判の執行について準用する。この場合において、同法第四百九十三条中「第一審」とあるのは「即決裁判手続」と、「第二審」とあるのは「第一審又は第二審」と読み替えるものとする。

（裁判官の除斥）

第十六条　裁判官は、事件について前に即決裁判をしたときは、職務の執行から除斥される。

（刑事訴訟法との関係）

第十七条　交通に関する刑事事件の即決裁判手続については、この法律に特別の規定があるもの外、その性質に反しない限り、刑事訴訟法による。

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内で、政令で定める。

2　道路交通取締法の一部を次のように改正する。

第二十三条の二の次に次の一条を加える。

第二十三条の三　当該警察官又は警察吏員は、自動車の運転者又は原動機付自転車の運転者がこの法律又はこの法律に基く命令の罰則に触れる行為をしたと認めるときは、その現場において、運転免許証又は運転許可証の任意の提出を求め、これを保管することができる。この場合には、保管証を交付しなければならない。

2　前項の保管証は、第九条第三項、第九条の二第三項及び前条第二項の規定の適用については、これを運転免許証又は運転許可証とみなす。

3　第一項の規定によつて保管した運転免許証又は運転許可証は、その提出者が、当該警察官又は警察吏員の指定した日時及び場所に出頭したときは、これを返還しなければならない。

4　前項の日時が経過した後は、当該運転免許証又は運転許可証の提出者は、いつでも、その返還を請求することができる。

5　当該警察官又は警察吏員は、第一項の規定により運転免許証又は運転許可証の提出を求める場合には、出頭の日時及び場所を告げ、且つ、前三項の規定の趣旨を説明しなければならない。

6　第一項の保管証の有効期間、記載事項その他保管証に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

（内閣総理・法務大臣署名）

法律第百十四号（昭二九・五・一八）

◎北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「けい留施設又は臨港交通施設」を「けい留施設、臨港交通施設又は公共の用に供する港湾施設用地」に改める。

第三条第二項中「第十七条第一項」を「第十七条」に、「第十七条第二項」を「第十七条の二第一項」に改め、同条第三項を削る。

第四条を次のように改める。

（土地又は工作物の譲渡等）

第四条　前条第一項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物は、公用のため国において必要なものを除き、運輸大臣において、港湾管理者に譲渡することができる。この場合の譲渡は、港湾管理者が負担した費用の額に相当する価額の範囲内で無償とする。

2　前条第一項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物（前項の規定により譲渡するものを除く。）のうち、公用のため国において必要なものを除き、港湾施設となるべきもの及び港湾の管理運営に必要なものは、これを港湾管理者に管理を委託しなければならない。

3　港湾法第五十四条第二項（港湾施設の貸付等）の規定は、前項の規定により管理を委託する場合に準用する。

第四条の次に次の一条を加える。

（港湾施設の譲渡等）

第五条　港湾管理者が設立された時において国の所有又は管理に属する港湾施設（航行補助施設を除く。）は、公用のため国において必要なものを除き、これを港湾管理者に譲渡し、又は管理を委託しなければならない。

2　前条第一項及び港湾法第五十四条第二項の規定は、前項の規定により譲渡し、又は管理を委託する場合に準用する。この場合において、前条第一項後段中「港湾管理者」とあるのは「港湾管理者としての地方公共団体（当該地方公共団体が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体）又は港務局を組織する地方公共団体」と読み替えるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第百十五号（昭二九・五・一九）

◎厚生年金保険法

厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の全部を改正する。

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　被保険者
第一節　資格（第六条―第十八条）
第二節　被保険者期間（第十九条）
第三節　標準報酬（第二十条―第二十六条）
第四節　届出、記録等（第二十七条―第三十一条）
第三章　保険給付
第一節　通則（第三十二条―第四十一条）
第二節　老齢年金（第四十二条―第四十六条）
第三節　障害年金及び障害手当金（第四十七条―第五十七条）
第四節　遺族年金（第五十八条―第六十八条）
第五節　脱退手当金（第六十九条―第七十二条）
第六節　保険給付の制限（第七十三条―第七十八条）
第四章　福祉施設（第七十九条）
第五章　費用の負担（第八十条―第八十九条）
第六章　審査の請求（第九十条・第九十一条）
第七章　雑則（第九十二条―第百一条）
第八章　罰則（第百二条―第百五条）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、労働者の老齢、廃疾、死亡又は脱退について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（管掌）

第二条　厚生年金保険は、政府が、管掌する。

（用語の定義）

第三条　この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　第一種被保険者　男子である被保険者であつて、第三種被保険者及び第四種被保険者以外のものをいう。

二　第二種被保険者　女子である被保険者であつて、第四種被保険者以外のものをいう。

三　第三種被保険者　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四条に規定する事業の事業場に使用され、且つ、常時坑内作業に従事する被保険者であつて、第四種被保険者以外のものをいう。

四　第四種被保険者　第十五条第一項の規定によつて被保険者となつた者をいう。

五　報酬　賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。但し、臨時に受けるもの及び三箇月をこえる期間ごとに受けるものは、この限りでない。

2　この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

（権限の委任）

第四条　この法律に規定する厚生大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

（諮問）

第五条　厚生大臣は、厚生年金保険事業の運営に関しては、その大綱につき、あらかじめ、社会保険審議会に諮問するものとする。

第二章　被保険者

第一節　資格

（適用事業所）

第六条　左の各号の一に該当する事業所又は事務所（以下単に「事業所」という。）を適用事業所とする。

一　左に掲げる事業の事業所又は事務所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの

イ　物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業

ロ　土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

ハ　鉱物の採掘又は採取の事業

ニ　電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業

ホ　貨物又は旅客の運送の事業

ヘ　貨物積みおろしの事業

ト　焼却、清掃又はと殺の事業

チ　物の販売又は配給の事業

リ　金融又は保険の事業

ヌ　物の保管又は賃貸の事業

ル　媒介周旋の事業

ヲ　集金、案内又は広告の事業

ワ　教育、研究又は調査の事業

カ　疾病の治療、助産その他医療の事業

ヨ　通信又は報道の事業

タ　社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める社会福祉事業及び更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）に定める更生保護事業

二　前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事務所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの

2　前項の事業所以外の事業所の事業主は、都道府県知事の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。

3　前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（第十二条に規定する者を除く。）の二分の一以上の同意を得なければならない。

第七条　前条第一項第一号又は第二号の適用事業所が、それぞれ当該各号に該当しなくなつたときは、その事業所について同条第二項の認可があつたものとみなす。

第八条　第六条第二項の適用事業所の事業主は、都道府県知事の認可を受けて、当該事業所を適用事業所でなくすることができる。

2　前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（第十二条に規定する者を除く。）の四分の三以上の同意を得なければならない。

（被保険者）

第九条　適用事業所に使用される者は、厚生年金保険の被保険者とする。

第十条　適用事業所以外の事業所に使用される者は、都道府県知事の認可を受けて、厚生年金保険の被保険者となることができる。

2　前項の認可を受けるには、その事業所の事業主の同意を得なければならない。

第十一条　前条の規定による被保険者は、都道府県知事の認可を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。

（適用除外）

第十二条　左の各号の一に該当する者は、第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としない。

一　国、地方公共団体又は法人に使用される者であつて、左に掲げるもの

イ　恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条

に規定する公務員及び同条に規定する公務員とみなされる者

ロ　法律によつて組織された共済組合の組合員

ハ　地方公共団体の吏員

ニ　地方公共団体の事務所に使用される者

ホ　地方公共団体が行う第六条第一項第一号チからタまでに掲げる事業の事業所に使用される者

二　船員保険の被保険者

三　臨時に使用される者であつて、左に掲げるもの。但し、イに掲げる者にあつては一箇月をこえ、ロに掲げる者にあつては所定の期間をこえ、引き続き使用されるに至つた場合を除く。

イ　日日雇い入れられる者

ロ　二箇月以内の期間を定めて使用される者

四　所在地が一定しない事業所に使用される者

五　季節的業務に使用される者。但し、継続して四箇月をこえて使用されるべき場合は、この限りでない。

六　臨時的事業の事業所に使用される者。但し、継続して六箇月をこえて使用されるべき場合は、この限りでない。

（資格取得の時期）

第十三条　第九条の規定による被保険者は、適用事業所に使用されるに至つた日若しくはその使用される事業所が適用事業所となつた日又は前条の規定に該当しなくなつた日に、被保険者の資格を取得する。

2　第十条第一項の規定による被保険者の資格を取得する。

（資格喪失の時期）

第十四条　第九条又は第十条第一項の規定による被保険者は、左の各号の一に該当するに至つたとき（その事実があつた日にさらに前条に該当するに至つたときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。

一　死亡したとき。

二　その事業所に使用されなくなつたとき。

三　第八条第一項又は第十一条の認可があつたとき。

四　第十二条の規定に該当するに至つたとき。

（第四種被保険者）

第十五条　被保険者期間が十年以上である者が、被保険者でなくなつた場合において、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていないときは、その者は、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。

2　前項の申出は、被保険者の資格を喪失した日から起算して三箇月以内にしなければならない。但し、都道府県知事は、正当な事由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であつても、受理することができる。

3　第一項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、最後に被保険者の資格を喪失した日にさかのぼつて、被保険者の資格を取得するものとする。

4　前項の者が、はじめて納付すべき保険料を滞納し、第八十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないときは、第一項の規定による被保険者とならなかつたものとみなす。

第十六条　第四種被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

第十七条　第四種被保険者は、左の各号の一に該当するに至つた日の翌日（第三号に該当するに至つたときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。

一　死亡したとき。

二　第四十二条第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしたとき。

三　第九条又は第十条第一項の規定による被保険者となつたとき。

四　前条の申出が受理されたとき。

五　保険料（はじめて納付すべき保険料を除く。）を滞納し、第八十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

（資格の得喪及び種別の変更の確認）

第十八条　被保険者の資格の取得及び喪失並びに被保険者の種別の変更は、都道府県知事の確認によつて、その効力を生ずる。但し、第十条第一項の規定による被保険者の資格の取得、第十四条第三号に該当したことによる被保険者の資格の喪失並びに第四種被保険者の資格の取得及び喪失は、この限りでない。

2　前項の確認は、第二十七条の規定による届出若しくは第三十一条第一項の規定による請求により、又は職権で行うものとする。

第二節　被保険者期間

第十九条　被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2　被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その月を一箇月として被保険者期間に算入する。但し、その月にさらに被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

3　第三種被保険者であつた期間につき被保険者期間を計算する場合には、前二項の規定にかかわらず、これらの規定によつて計算した期間に三分の四を乗じて得た期間をもつて被保険者期間とする。

4　前項の規定の適用については、被保険者の種別に変更があつたときは、その月は、最後の種別の被保険者であつた月とみなす。

5　被保険者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算する。

第三節　標準報酬

（標準報酬）

第二十条　標準報酬は、被保険者の報酬月額に基き、左の区別によつて定める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	三、〇〇〇円	三、五〇〇円未満
第二級	四、〇〇〇円	三、五〇〇円以上　四、五〇〇円未満
第三級	五、〇〇〇円	四、五〇〇円以上　五、五〇〇円未満
第四級	六、〇〇〇円	五、五〇〇円以上　六、五〇〇円未満
第五級	七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上　七、五〇〇円未満
第六級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上　八、五〇〇円未満
第七級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上　九、五〇〇円未満
第八級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上　一一、〇〇〇円未満
第九級	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上　一三、〇〇〇円未満
第一〇級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上　一五、〇〇〇円未満

第一一級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上	一七、〇〇〇円未満
第一二級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上	

（定時決定）

第二十一条 都道府県知事は、被保険者が毎年八月一日現に使用される事業所において同日前三箇月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、且つ、報酬支払の基礎となつた日数が二十日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

2 前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の十月から翌年の九月までの各月の標準報酬とする。

3 第一項の規定は、七月一日から八月一日までの間に被保険者の資格を取得した者及び第二十三条の規定により八月から十月までのいずれかの月から標準報酬を改定され、又は改定されるべき被保険者については、その年に限り適用しない。

（被保険者の資格を取得した際の決定）

第二十二条 都道府県知事は、被保険者の資格を取得した者があるときは、左の各号に規定する額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

一 月、週その他一定期間によつて報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額

二 日、時間、出来高又は請負によつて報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した月前一箇月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、且つ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額

三 前二号の規定によつて算定することが困難であるものについては、被保険者の資格を取得した月前一箇月間に、その地方で、同様の業務に従事し、且つ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額

四 前各号の二以上に該当する報酬を受ける場合には、それぞれについて、前各号の規定によつて算定した額の合算額

2 前項の規定によつて決定された標準報酬は、被保険者の資格を取得した月からその年の九月（七月一日から十二月三十一日までの間に被保険者の資格を取得した者については、翌年の九月）までの各月の標準報酬とする。

（改定）

第二十三条 都道府県知事は、前二条の規定によつて標準報酬が決定された被保険者について、現に使用される事業所において継続した三箇月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、二十日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額にくらべて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬を改定することができる。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬は、その年の九月（八月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の九月）までの各月の標準報酬とする。

（報酬月額の算定の特例）

第二十四条 被保険者の報酬月額が、第二十一条第一項若しくは第二十二条第一項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第二十一条第一項、第二十二条第一項若しくは前条第一項の規定によつて算定した額が著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、都道府県知事が算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。

2 同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合においては、各事業所について、第二十一条第一項、第二十二条第一項若しくは前条第一項又は前項の規定によつて算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。

（現物給与の価額）

第二十五条 報酬の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によつて、都道府県知事が定める。

（第四種被保険者の標準報酬）

第二十六条 第四種被保険者の各月の標準報酬は、第二十一条から第二十四条までの規定にかかわらず、その被保険者の資格を取得する前の最後の標準報酬によるものとする。

第四節 届出、記録等

（届出）

第二十七条 適用事業所の事業主又は第十条第二項の同意をした事業主（以下単に「事業主」という。）は、厚生省令の定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失、被保険者の種別の変更並びに報酬月額に関する事項を都道府県知事に届け出なければならない。

（記録）

第二十八条 都道府県知事は、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生省令で定める事項を記録しなければならない。

（通知）

第二十九条 都道府県知事は、第八条第一項、第十条第一項若しくは第十一条の規定による認可、第十八条第一項の規定による確認又は標準報酬の決定若しくは改定を行つたときは、前条の規定による記録をした後、その旨を当該事業主に通知しなければならない。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の通知について準用する。

（確認の請求）

第三十一条 被保険者又は被保険者であつた者は、いつでも、第十八条第一項の規定による確認を請求することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事実がないと認めるときは、その者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、事業主は、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の届出があつたときは、所在が明らかでない者について記録した事項を公布しなければならない。

5 都道府県知事は、事業所が廃止された場合その他やむを得ない事情のため第一項の通知をすることができない場合においては、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

第三十条 都道府県知事は、第二十七条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事実がないと認めるときは、その旨をその届出をした事業主に通知しなければならない。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の通知について準用する。

（確認の請求）

第三十一条 被保険者又は被保険者であつた者は、いつでも、第十八条第一項の規定による確認を請求することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事実がないと認めるときは、その者の所在が明らかでないため前項の通知を却下しなければならない。

第三章　保険給付

第一節　通則

（保険給付の種類）

第三十二条　この法律による保険給付は、左のとおりとする。

一　老齢年金

二　障害年金及び障害手当金

三　遺族年金

四　脱退手当金

（裁定）

第三十三条　保険給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基いて、厚生大臣が裁定する。

（基本年金額及び加給年金額）

第三十四条　基本年金額は、二万四千円に、被保険者であつた全期間の平均標準報酬月額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を平均した額をいう。以下同じ。）の千分の五に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額を加算した額とする。

2　被保険者期間の月数が二百四十に満たないときは、前項の規定中「被保険者期間の月数」とあるのは、「二百四十」と読み替えるものとする。

3　被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間であるときは、基本年金額は、第一項の規定にかかわらず、二万四千円に、第三種被保険者であつた期間の平均標準報酬月額の千分の五に相当する額に第三種被保険者としての被保険者期間の月数を乗じて得た額と、第三種被保険者以外の被保険者としての被保険者期間の平均標準報酬月額の千分の五に相当する額に第三種被保険者以外の被保険者としての被保険者期間の月数を乗じて得た額との合算額を加算した額とする。但し、前項の規定が適用される場合は、この限りでない。

4　加給年金額は、その計算の基礎となる配偶者又は子一人について、四千八百円とする。

（端数処理）

第三十五条　保険給付を受ける権利を裁定する場合において、保険給付の額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

（年金の支払期月）

第三十六条　年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終るものとする。

2　年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

3　年金は、毎年二月、五月、八月及び十一月の四期に、それぞれその前月分までを支払う。但し、前支払期月に支払うべきであつた年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であつても、支払うものとする。

（未支給年金）

第三十七条　年金たる保険給付の受給権者が死亡した場合において、その者に支給すべき年金であつて、まだその者に支給しなかつたものがあり、且つ、その未支給の年金が加給年金額の加算されたものであるときは、その加給年金額の計算の基礎となつた者は、自己の名で、その年金の支給を請求することができる。

2　前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその年金を請求していなかつたときは、その年金

の加給年金額の計算の基礎となる者は、自己の名で、その年金を請求することができる。

（併給の調整）

第三十八条　老齢年金及び障害年金の受給権者には、左の区別によつて、その一を支給し、他の支給を停止する。但し、第四十六条又は第五十四条の規定によつて、老齢年金又は障害年金の支給を停止されている者については、この限りでない。

一　年金の額が異なるときは、高額の年金

二　年金の額が同じであるときは、障害年金

（年金の支払の調整）

第三十九条　乙年金の受給権者が甲年金の受給権を取得したため乙年金の受給権が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金の受給権が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

（損害賠償請求権）

第四十条　政府は、事故が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2　前項の場合において、受給権者が、当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で、保険給付をしないことができる。

（受給権の保護及び公課の禁止）

第四十一条　保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

2　租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。但し、老齢年金については、この限りでない。

第二節　老齢年金

（受給権者）

第四十二条　老齢年金は、被保険者又は被保険者であつた者が左の各号の一に該当する場合に、その者に支給する。

一　被保険者期間が二十年以上である者が、六十歳（第三種被保険者としての被保険者期間が二十年以上である者及び女子については、五十五歳。この条において以下同じ。）に達した後に被保険者の資格を喪失したとき。

二　四十歳（女子については、三十五歳。）に達した後の被保険者期間が十五年以上（そのうち、七年六箇月以上は、第四種被保険者以外の被保険者としての被保険者期間でなければならない。）である者が、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したとき。

三　三十五歳に達した後の第三種被保険者としての被保険者期間が十五年以上である者が、五十五歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして五十五歳に達したとき。

2　前項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしている者が、被保険者の資格を喪失した後に疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過した日（その期間内にその傷病がなおつた場合においては、そのなおつた日）において、その傷病により別表第一に定める一級又は二級した後に被保険者となることなくして六十歳に達したとき。

の廃疾の状態にあるときは、それぞれ当該各号に規定する年齢に達する以前においても、同項の老齢年金を支給する。

（年金額）

第四十三条　老齢年金の額は、基本年金額に加給年金額を加算した額とする。

2　第三十四条第二項の規定は、前項の基本年金額については、適用しない。

第四十四条　前条第一項の加給年金額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の配偶者、十八歳未満の子又は別表第二に定める一級若しくは二級の廃疾の状態にある子について計算する。

2　受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、その子は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなし、その出生の月の翌月から、年金の額を改定する。

3　第一項に規定する配偶者又は子が左の各号の一に該当するに至つたときは、その者については、同項の規定にかかわらず、加給年金額を計算しないものとし、左の各号の一に該当するに至つた月の翌月から、年金の額を改定する。

一　死亡したとき。

二　受給権者による生計維持の状態がやんだとき。

三　配偶者が、離婚をしたとき。

四　子が、養子縁組によつて受給権者の配偶者以外の者の養子となつたとき。

五　養子縁組による子が、離縁をしたとき。

六　子（受給権者がその権利を取得した当時から引き続き別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある子を除く。）が、十八歳に達したとき。

七　別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある子（十八歳未満の子を除く。）について、その事情がやんだとき。

（失権）

第四十五条　老齢年金の受給権は、受給権者が死亡したとき、又は被保険者の資格を取得したときは、消滅する。

（支給停止）

第四十六条　第四十二条第二項の規定によつて同条第一項各号に規定する年齢に達していない者に支給する老齢年金は、受給権者がそれぞれその年齢に達するまでの間において、その者の廃疾の程度が別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態に該当しない期間があるときは、その期間、支給を停止する。

第三節　障害年金及び障害手当金

（障害年金の受給権者）

第四十七条　障害年金は、第四種被保険者以外の被保険者であつた間に疾病にかかり、又は負傷した者が、その傷病につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過した日（その期間内にその傷病がなおつた場合においては、そのなおつた日）において、その傷病により別表第一に定める程度の廃疾の状態にある場合に、同項の障害年金を支給する。

3　障害年金は、前二項の規定によつて廃疾の程度を定めるべき日の属する月前の被保険者期間が六箇月未満である者には、支給しない。

（障害年金の併給の調整）

第四十八条　障害年金の受給権者に対してさらに障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の廃疾を併合した廃疾の程度による障害年金を支給する。

2　障害年金の受給権者が前項の規定により前後の廃疾を併合した廃疾の程度による障害年金の受給権を取得したときは、従前の障害年金の受給権は、消滅する。

第四十九条　期間を定めて支給を停止されている障害年金の受給権者に対してさらに障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前条第一項の規定により支給する前後の廃疾を併合した廃疾の程度による障害年金は、従前の障害年金の支給を停止すべきであつた期間、その支給を停止するものとし、その間、その者に従前の廃疾を併合しない廃疾の程度による障害年金を支給する。

2　障害年金の受給権者がさらに障害年金の受給権を取得した場合において、新たに取得した障害年金が第五十四条の規定によりその支給を停止すべきものであるときは、前条第二項の規定にかかわらず、その停止すべき期間、その者に対して従前の障害年金を支給する。

（障害年金の額）

第五十条　障害年金の額は、左の各号に掲げる額とする。

一　廃疾の程度が別表第一に定める一級に該当する場合の障害年金にあつては、基本年金額に一万二千円と加給年金額とを加算した額

二　廃疾の程度が別表第一に定める二級に該当する場合の障害年金にあつては、基本年金額に加給年金額を加算した額

三　廃疾の程度が別表第一に定める三級に該当する場合の障害年金にあつては、基本年金額の百分の七十に相当する額

2　第四十八条第一項の規定による障害年金の額は、その額が同条第二項の規定により消滅した障害年金の額より低額であるときは、前項の規定にかかわらず、従前の障害年金の額に相当する額とする。

第五十一条　前条第一項各号の基本年金額については、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

2　第四十四条の規定は、前条第一項第一号又は第二号の加給年金額について準用する。

第五十二条　厚生大臣は、障害年金の受給権者について、その廃疾の程度を診査し、その程度が従前の廃疾の等級以外の等級に該当すると認めるときは、その程度に応じて、障害年金の額を改定することができる。

2　障害年金の受給権者は、厚生大臣に対し、廃疾の程度が増進したことによる障害年金の額の改定を請求することができる。

3　前項の請求は、障害年金の受給権を取得した日又は第一項の規定による厚生大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行うことができない。

4　第一項の規定により障害年金の額が改定されたときは、改定後の額による障害年金の支給は、改定が行われた月の翌月から始めるものとする。

（失権）

第五十三条　障害年金の受給権は、第四十八条第二項の規定によつて消滅するほか、受給権者が死亡したとき、又は別表第一に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、消滅する。

（支給停止）

第五十四条　障害年金は、その受給権者が当該傷病について国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十三条（他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条第一項第三号の規定による障害補償費の支給を受けたときは、六年間、その支給を停止する。

（障害手当金の受給権者）

第五十五条　障害手当金は、第四種被保険者以外の被保険者であつた間に疾病にかかり、又は負傷した者が、その傷病につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過する日までの間にその傷病がなおつた場合において、そのなおつた日において、その傷病により別表第二に定める程度の廃疾の状態にある場合に、その者に支給する。

2　第四十七条第二項及び第三項の規定は、障害手当金について準用する。この場合において、同条第二項中「別表第一」とあるのは、「別表第二」と読み替えるものとする。

第五十六条　前条の規定により廃疾の程度を定めるべき日において左の各号の一に該当する者には、同条の規定にかかわらず、障害手当金を支給しない。

一　老齢年金の受給権者

二　障害年金の受給権者

三　当該傷病について国家公務員災害補償法第十三条若しくは労働基準法第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償費の支給を受けることができる者

（障害手当金の額）

第五十七条　障害手当金の額は、基本年金額の百分の百四十に相当する額とする。

第四節　遺族年金

（受給権者）

第五十八条　遺族年金は、被保険者又は被保険者であつた者が左の各号の一に該当する場合に、その者の遺族に支給する。

一　第四十二条第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしている者が、死亡したとき。

二　被保険者期間が六箇月以上である被保険者（第四種被保険者を除く。）が、死亡したとき。

三　被保険者期間が六箇月以上である者が、第四種被保険者以外の被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過する日（その期間内に健康保険の療養の給付を受けた場合においては、はじめてその療養の給付を受けた日から起算して三年を経過する日）前に、その傷病により死亡したとき。

四　別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある障害年金の受給権者が、死亡したとき。

（遺族）

第五十九条　遺族年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母（以下単に「配偶者」、「子」、「父母」、「孫」又は「祖父母」という。）であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、且つ、左の要件に該当したものとする。

一　妻については、左のいずれかに該当すること。

イ　四十歳以上であること。

ロ　被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、且つ、第三号

の要件に該当した子と生計を同じくすること。

ハ　別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にあること。

二　夫、父母又は祖父母については、六十歳以上であるか、又は別表第一に定める一級若しくは二級の廃疾の状態にあること。

三　子又は孫については、十八歳未満であるか、又は別表第一に定める一級若しくは二級の廃疾の状態にあること。

2　前項の規定にかかわらず、父母は、配偶者又は子が、孫は、配偶者、子又は父母が、祖父母は、配偶者、子、父母又は孫が遺族年金の受給権を取得したときは、それぞれ遺族年金を受けることができる遺族としない。

3　被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規定の適用については、将来に向つて、その子は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた子とみなし、妻は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす。

（年金額）

第六十条　妻又は子に支給する遺族年金の額は、基本年金額の百分の五十に相当する額に加給年金額を加算した額とし、その他の者に支給する遺族年金の額は、基本年金額の百分の五十に相当する額とする。

2　配偶者以外の者に遺族年金を支給する場合において、受給権者が二人以上であるときは、遺族年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額を受給権者の数で除して得た額とする。

第六十一条　配偶者以外の者に遺族年金を支給する場合において、受給権者の数に増減を生じたときは、その翌月から、年金の額を改定する。

第六十二条　妻に支給する遺族年金の加給年金額は、妻がその権利を取得した当時その者と生計を同じくし、且つ、第五十九条第一項に規定する要件に該当した子について、計算する。

2　妻が遺族年金の受給権を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、その子は、妻が遺族年金の受給権を取得した当時その者と生計を同じくし、且つ、第五十九条第一項に規定する要件に該当した子とみなし、その出生の月の翌月から、年金の額を改定する。

3　第一項に規定する子が左の各号の一に該当するに至つたときは、その子については、同項の規定にかかわらず、加給年金額を計算しないものとし、左の各号の一に該当するに至つた月の翌月から、年金の額を改定する。

一　妻と生計を異にするに至つたとき。

二　遺族年金の受給権を失つたとき。

4　子に支給する遺族年金の加給年金額は、受給権者である子のうち、一人を除いた子について、計算する。

（失権）

第六十三条　遺族年金の受給権は、受給権者が左の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一　死亡したとき。

二　婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。

三　直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四　離縁によつて、死亡した被保険者又は被保険者であつた者との親族関係が終了したとき。

2　妻の有する遺族年金の受給権は、左の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一　第五十九条第一項第一号ロに規定する子であつて引き続き妻と生計を同じくし、且つ、遺族年金の受給権を有するものがなくなつたとき。但し、妻が四十歳以上であるとき、及び妻が受給権を取得した時から引き続き別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にあるときを除く。

二　別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある妻について、その事情がやんだとき。但し、妻が受給権を取得した当時四十歳以上であつたとき、及び第五十九条第一項第一号ロに規定する子であつて、引き続き妻と生計を同じくし、且つ、遺族年金の受給権を有するものがあるときを除く。

3　子又は孫の有する遺族年金の受給権は、左の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一　子又は孫が、十八歳に達したとき。但し、子又は孫が受給権を取得した時から引き続き別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にあるときを除く。

二　別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある子又は孫について、その事情がやんだとき。但し、子又は孫が十八歳未満であるときを除く。

4　夫、父母又は祖父母の有する遺族年金の受給権は、別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある夫、父母又は祖父母について、その事情がやんだときは、消滅する。但し、夫、父母又は祖父母が受給権を取得した当時六十歳以上であつたときを除く。

5　父母、孫又は祖父母の有する遺族年金の受給権は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、消滅する。

（支給停止）

第六十四条　遺族年金は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について国家公務員災害補償法第十五条（他の法律において準用する場合を含む。）若しくは労働基準法第七十九条の規定による遺族補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号の規定による遺族補償費の支給が行われたときは、六年間、その支給を停止する。

第六十五条　妻に対する遺族年金は、妻が五十五歳に達するまでの期間、その支給を停止する。但し、第五十九条第一項第一号ロに規定する子であつて、引き続き妻と生計を同じくし、且つ、遺族年金の受給権を有するものがある間及び妻が別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある間は、この限りでない。

第六十六条　子に対する遺族年金は、配偶者が遺族年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。但し、配偶者に対する遺族年金がその支給を停止されている間は、この限りでない。

第六十七条　配偶者に対する遺族年金は、その配偶者の所在が一年以上明らかでないときは、遺族年金の受給権を有する子の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

2　配偶者は、いつでも、前項の規定による支給の停止の解除を申請することができる。

第六十八条　配偶者以外の者に対する遺族年金の受給権者が二人以上である場合において、受給権者のうち一人以上の者の所在が一年以上明らかでないときは、その者に対する遺族年金は、他の受給権者の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

2　前項の規定によつて遺族年金の支給を停止された者は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3　第六十一条の規定は、第一項の規定により遺族年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。

第五節　脱退手当金

（受給権者）

第六十九条　脱退手当金は、第二種被保険者としての被保険者期間が二年以上である者が被保険者の資格を喪失した場合又は第一種被保険者若しくは第三種被保険者としての被保険者期間が五年以上である者が五十五歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、若しくは被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして五十五歳に達した場合に、その者に支給する。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一　その者が、第四十二条第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしているとき。

二　その者が、障害年金の受給権者であるとき。

三　その者がその被保険者であつた期間の全部又は一部を基礎として計算された障害年金又は障害手当金の支給を受けたことがある者である場合において、次条第一項の規定によつて計算した額が、すでに支給を受けた障害年金又は障害手当金の額に満たないとき。

（金額）

第七十条　脱退手当金の額は、第四種被保険者であつた期間の平均標準報酬月額に別表第三に定める率を乗じて得た額とする。

2　脱退手当金の受給権者がその被保険者であつた期間の全部又は一部を基礎として計算された障害年金又は障害手当金の支給を受けたことがある者である場合においては、脱退手当金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定によつて計算した額からすでに支給を受けたその障害年金又は障害手当金の額を控除した額とする。

（支給の効果）

第七十一条　脱退手当金の支給を受けたときは、支給を受けた者は、その額の計算の基礎となつた被保険者であつた期間は、被保険者でなかつたものとみなす。

（失権）

第七十二条　脱退手当金の受給権は、受給権者が被保険者となつたとき、又は障害年金の受給権を取得したときは、消滅する。

第六節　保険給付の制限

第七十三条　被保険者又は被保険者であつた者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、廃疾若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故を生ぜしめたときは、当該廃疾又は死亡に係る保険給付は、行わず、また、当該廃疾については、第四十二条第二項の規定は、適用しない。

第七十四条　被保険者又は被保険者であつた者が、重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、廃疾若しくは死亡若しくはこれらの原因となつた事故を生ぜしめ、又はその廃疾の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

2　障害年金の受給権者が、故意若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、その廃疾の程度を増進させ、又はその回復を妨げたときは、第五十二条第一

項の規定による改定を行わず、又はその者の廃疾の程度が現に該当する等級以下の等級に該当するものとして、同条同項の規定による改定を行うことができる。

第七十五条　保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基く保険給付は、行わない。但し、当該被保険者であった期間に係る被保険者の資格の取得について第二十七条の規定による届出又は第三十一条第一項の規定による確認の請求があった後に、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したものであるときは、この限りでない。

2　前項の規定は、第三種被保険者について第一種被保険者としての保険料の徴収が行われた場合における第三種被保険者であった期間に基く保険給付について、準用する。この場合において、同項但書中「被保険者の資格の取得」とあるのは、「被保険者の種別の変更」と読み替えるものとする。

第七十六条　遺族年金は、被保険者又は被保険者であった者を故意に死亡させた者には、支給しない。被保険者又は被保険者であった者の死亡前に、その者の死亡によって遺族年金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者にも、同様とする。

2　遺族年金の受給権は、受給権者が他の受給権者を故意に死亡させたときは、消滅する。

第七十七条　年金たる保険給付は、左の各号の一に該当する場合には、その額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

一　受給権者が、正当な理由がなくて第九十六条の規定による命令に従わなかったとき。

二　別表第一に定める程度の廃疾の状態にあることにより、年金たる受給権を有し、又は加給年金額の計算の基礎となっている者が、正当な理由がなくて、第九十七条の規定による命令に従わず、又は同条の規定による診断を拒んだとき。

三　前号に規定する者が、故意若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、その廃疾の回復を妨げたとき。

第七十八条　受給権者が、正当な理由がなくて第九十八条第三項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、保険給付の支払を一時差し止めることができる。

第四章　福祉施設

第七十九条　政府は、被保険者、被保険者であった者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

第五章　費用の負担

（国庫負担）

第八十条　国庫は、左の区別によって保険給付に要する費用の一部を負担する。

一　計算の基礎となった被保険者期間の全部が第三種被保険者としての被保険者期間である保険給付については、保険給付に要する費用の百分の二十

二　計算の基礎となった被保険者期間の全部が第三種被保険者以外の被保険者としての被保険者期間である保険給付については、保険給付に要する費用の百分の十五

三　計算の基礎となった被保険者期間の一部が第三種被保険者としての被保険者期間である保険給付については、保険給付に要する費用の百分の十五のほか、第三種被保険者であった期間の平均標準報酬月額に第三種被保険者としての被保険者期間の月数を乗じて得た額を、その額と第三種被保険者以外の被保険者であった期間の平均標準報酬月額に第三種被保険者以外の被保険者としての被保険者期間の月数を乗じて得た額との合算額で除して得た数を、保険給付に要する費用に乗じて得た額の百分の五

2　国庫は、前項に規定する費用のほか、毎年度、予算の範囲内で、厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用を負担する。

（保険料）

第八十一条　政府は、厚生年金保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

2　保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3　保険料額は、標準報酬月額に保険料率を乗じて得た額とする。

4　保険料率は、保険給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたって財政の均衡を保つことができるものでなければならず、且つ、少くとも五年ごとに、この基準に従って再計算されるべきものとする。

5　保険料率は、左のとおりとする。

一　第一種被保険者については、千分の三十

二　第二種被保険者については、千分の三十

三　第三種被保険者については、千分の三十五

四　第四種被保険者については、千分の三十

（保険料の負担及び納付義務）

第八十二条　被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担する。但し、第四種被保険者は、その全額を負担する。

2　事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

3　第四種被保険者は、自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

4　被保険者が同時に二以上の事業所に使用される場合における各事業主の負担すべき保険料の額及び保険料の納付義務については、政令の定めるところによる。

（保険料の納付）

第八十三条　毎月の保険料は、翌月末日（第四種被保険者が納付すべき保険料については、その月の十日）までに、納付しなければならない。

2　厚生大臣は、納入の告知をした保険料額をこえている保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額をこえていることを知ったときは、そのこえている部分に関する納入の告知又は納付を、その納入の告知又は納付の日の翌日から六箇月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたものとみなすことができる。

3　前項の規定によって、納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなしたときは、厚生大臣は、その旨を当該納付義務者に通知しなければならない。

（保険料の源泉控除）

第八十四条　事業主は、被保険者に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき前月分の保険料（被保険者がその事業所に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月分の保険料）を報酬から控除することができる。

2　事業主は、前項の規定によって保険料を控除したときは、保険料の控除に関する計算書を作成し、その控除額を被保険者に通知しなければならない。

（保険料の繰上徴収）

第八十五条　保険料は、左の各号に掲げる場合においては、納期前であっても、すべて徴収することができる。

一　納付義務者が、左のいずれかに該当する場合
イ　国税、地方税その他の公課の滞納によつて、滞納処分を受けるとき。
ロ　強制執行を受けるとき。
ハ　破産の宣告を受けたとき。
ニ　競売の開始があつたとき。
二　法人たる納付義務者が、解散をした場合
三　被保険者の使用される事業所が、廃止された場合

（保険料の督促及び滞納処分）

第八十六条　保険料を滞納する者があるときは、厚生大臣は、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2　前項の規定によつて督促をしようとするときは、厚生大臣は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3　前項の規定による督促状は、納付義務者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十一条の規定によつて督促を受ける者であるときは、同法同条の規定による督促状に併記して、発することができる。

4　第二項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

5　第二項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに保険料を納付しないときは、厚生大臣は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五条第二項の市にあつては、区とする。以下同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

6　市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、厚生大臣は、徴収金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。

（延滞金）

第八十七条　前条第二項の規定によつて督促をしたときは、厚生大臣は、保険料額百円につき一日八銭の割合で、納期限の翌日から、保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、左の各号の一に該当する場合又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

一　保険料額が千円未満であるとき。
二　納期を繰り上げて徴収するとき。
三　納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がともに明らかでないため、公示送達の方法によつて督促したとき。

2　前項の場合において、保険料額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる保険料は、その納付のあつた保険料額を控除した金額による。

3　延滞金を計算するにあたり、保険料額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4　督促状に指定した期限までに保険料を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が十円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

5　延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（先取特権の順位）

第八十八条　保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつものとする。

（送達）

第八十九条　保険料その他この法律の規定による徴収金に関する書類の送達については、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第四条ノ九及び第四条ノ十の規定を準用する。

第六章　審査の請求

第九十条　被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に審査を請求し、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に再審査を請求することができる。

2　審査を請求した日から六十日以内に決定がないときは、請求者は、社会保険審査官が審査の請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に再審査を請求することができる。

3　第一項の審査及び前二項の再審査の請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

4　被保険者の資格又は標準報酬に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基く保険給付に関する処分についての不服の理由とすることができない。

第九十一条　保険料の賦課若しくは徴収の処分又は第八十六条の規定による処分に不服がある者は、社会保険審査会に審査を請求することができる。

第七章　雑則

（時効）

第九十二条　保険料その他この法律による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び障害手当金を受ける権利は、二年を経過したとき、障害手当金以外の保険給付を受ける権利は、五年を経過したとき、時効によつて、消滅する。

2　前項の時効の中断、停止その他の事項に関しては、民法（明治二十九年法律第八十九号）の時効に関する規定を準用する。但し、保険料その他この法律による徴収金の納入の告知又は第八十六条第一項の規定による督促は、民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（期間の計算）

第九十三条　この法律又はこの法律に基く命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

（印紙税の非課税）

第九十四条　厚生年金保険に関する書類には、印紙税を課さない。

（戸籍事項の無料証明）

第九十五条　市町村長は、厚生大臣、都道府県知事又は受給権者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、被保険者、被保険者であつた者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

（書類等の提出）

第九十六条　厚生大臣は、必要があると認めるときは、年金たる保険給付の受給権者に対して、その者又は加給年金額の計算の基礎となつている者の身分関係の異動及び廃疾の状態に関する書類その他の物件を提出すべきことを命ずることができる。

（診断）

第九十七条　厚生大臣は、必要があると認めるときは、別表第一に定める程度の廃疾の状態にあることにより、年金たる保険給付の受給権を有し、又は加給年金額の計算の基礎となつている者に対して、その指定する医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の廃疾の状態を診断させることができる。

（届出等）

第九十八条　事業主は、厚生省令の定めるところにより、第二十七条に規定する事項を除くほか、厚生省令の定める事項を都道府県知事に届け出なければな

らない。

2　被保険者は、厚生省令の定めるところにより、厚生省令の定める事項を都道府県知事に届け出、又は事業主に申し出なければならない。

3　受給権者は、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事に対し、厚生省令の定める事項を届け出、且つ、厚生省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

4　第四種被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（事業主の事務）

第九十九条　厚生年金保険の施行に必要な事務は、厚生省令の定めるところにより、その一部を事業主に行わせることができる。

（立入検査等）

第百条　厚生大臣又は都道府県知事は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関する決定に関し、必要があると認めるときは、事業主に対して、文書その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入つて関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定によつて質問及び検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（実施規定）

第百一条　この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第八章　罰則

第百二条　事業主が、正当な理由がなくて左の各号の一に該当するときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第二十七条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第二十九条第二項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知をしないとき。

三　第九十八条第四項の規定に違反して、戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、届出をしないとき。

第百三条　事業主以外の者が、第百条第一項の規定に違反して、当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第百四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第百五条　左の各号に掲げる場合には、一万円以下の過料に処する。

一　第九十八条第一項の規定に違反して、事業主が届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第九十八条第二項の規定に違反して、被保険者が届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は申出をせず、若しくは虚偽の申出をしたとき。

三　第八十二条第二項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに保険料を納付しないとき。

四　第百条第一項の規定に違反して、文書その他の物件を提出せず、又は当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年五月一日から適用する。

（厚生年金保険法特例の廃止）

第二条　厚生年金保険法特例（昭和二十六年法律第三十八号）は、廃止する。

（被保険者の資格に関する経過措置）

第三条　昭和二十九年五月一日において現に従前の厚生年金保険法（以下「旧法」という。）による被保険者である者が、引き続きこの法律による被保険者となつたときは、その引き続く資格の取得については、第十八条第一項の規定による都道府県知事の確認を要しない。

第四条　旧法による被保険者であつた期間は、この法律による被保険者であつた期間とみなす。但し、旧法による脱退手当金（附則第十六条第四項の規定により支給する旧法による脱退手当金を含む。）の計算の基礎となつた期間は、この限りでない。

2　前項の期間のうち、次項の期間以外の期間は、男子にあつては、第一種被保険者であつた期間とみなし、女子にあつては、第二種被保険者であつた期間とみなす。但し、その期間のうちに、鉱業法第四条に規定する事業の事業場に使用され、且つ、常時坑内作業に従事する被保険者であつた期間があるときは、その期間は、男子にあつては、第三種被保険者であつた期間とみなし、女子にあつては、その期間について、この法律中第三種被保険者に関する規定を準用する。

3　第一項の期間のうち、旧法第二十二条の規定による被保険者であつた期間は、第四種被保険者であつた期間とみなす。

（標準報酬に関する経過措置）

第五条　昭和二十九年五月一日において現に旧法による被保険者であり、引き続きこの法律による被保険者となつた者のうち、左の各号に該当する者については、その引き続く資格の取得に関しては、第二十二条第一項の規定による標準報酬の決定を行わず、それぞれ当該各号に定める額をその者の昭和二十九年五月から同年九月までの各月の標準報酬月額とする。

一　昭和二十九年四月の標準報酬月額が七千円以下である者については、同月の標準報酬月額に相当する額

二　昭和二十九年四月の標準報酬月額が八千円である者であつて、健康保険の被保険者であるものについては、その者の同年五月の健康保険法による標準報酬月額に相当する額。但し、その額が一万八千円をこえるときは、一万八千円とする。

2　第二十三条第一項の規定の適用については、前項の規定による標準報酬は、第二十二条の規定によつて決定された標準報酬とみなし、昭和二十九年四月の標準報酬又は同年五月の健康保険法による標準報酬の基礎となつた報酬月額は、標準報酬の基礎となつた報酬月額とみなす。

第六条　旧法による標準報酬は、この法律による標準報酬とみなす。

（従前の処分等）

第七条　この附則に別段の規定があるものを除くほか、旧法又はこれに基く命令によつてした処分、手続その他の行為は、この法律又はこれに基く命令中の相当する規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

（基本年金額の計算の特例）

第八条　基本年金額を計算する場合において、三千円未満の標準報酬月額があるときは、これを三千円として計算する。

（老齢年金の受給資格年齢の読替）

第九条　第四十二条第一項第一号中「六十歳」とあるのは、旧法による被保険者であつた者に限る。

明治三十五年五月一日以前に生れた者	五十五歳
明治三十五年五月二日から明治三十八年五月一日までの間に生れた者	五十六歳
明治三十八年五月二日から明治四十一年五月一日までの間に生れた者	五十七歳
明治四十一年五月二日から明治四十四年五月一日までの間に生れた者	五十八歳
明治四十四年五月二日から大正三年五月一日までの間に生れた者	五十九歳

2　第四十二条第一項第一号中「五十五歳」とあるのは、左の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。但し、附則第四条第二項但書の規定により第三種被保険者であつた期間とみなされる期間（以下「旧法による第三種被保険者であつた期間」という。）のある者に限る。

明治四十年五月一日以前に生れた者	五十歳
明治四十年五月二日から明治四十三年五月一日までの間に生れた者	五十一歳
明治四十三年五月二日から大正二年五月一日までの間に生れた者	五十二歳
大正二年五月二日から大正五年五月一日までの間に生れた者	五十三歳
大正五年五月二日から大正八年五月一日までの間に生れた者	五十四歳

（老齢年金の特例）

第十一条　昭和二十九年五月一日において現に旧法による養老年金の受給権を有する者には、その者が第四十二条に該当しない場合においても、同条の老齢年金を支給する。但し、その養老年金が、旧法第三十一条第二項又は第三十五条第一項の規定により、その支給を停止されているときは、この限りでない。

2　前項の老齢年金については、第四十四条中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは、「受給権者が旧法による養老年金の受給権を取得した当時」と読み替えるものとする。

3　第一項の者には、同項の規定による老齢年金の額と旧法による養老年金の額との差額の十二分の一に相当する額に、養老年金の支給を受ける事由が生じた月の翌月から昭和二十九年四月までの期間の月数を乗じて得た額を一時金として支給する。

昭和二十九年五月一日から昭和三十三年四月三十日まで	五十五歳
昭和三十三年五月一日から昭和三十七年四月三十日まで	五十六歳
昭和三十七年五月一日から昭和四十一年四月三十日まで	五十七歳
昭和四十一年五月一日から昭和四十五年四月三十日まで	五十八歳
昭和四十五年五月一日から昭和四十九年四月三十日まで	五十九歳

4　第一項の者が昭和二十九年五月一日において現に旧法による障害年金の受給権をも有する場合には、その者には、前項の規定にかかわらず、同項の一時金を支給しない。但し、その障害年金が、旧法第三十六条第一項但書の規定により、その支給を停止されているときは、この限りでない。

5　第三項の規定による一時金については、その性質に反しない限り、この法律による保険給付に関する規定を準用する。

（遺族年金の受給資格年齢の読替）

第十条　左の表の上欄に掲げる期間は、第五十九条第一項第二号中「六十歳」とある

明治四十年五月一日以前に生れた者	五十歳
明治四十年五月二日から明治四十三年五月一日までの間に生れた者	五十一歳
明治四十三年五月二日から大正二年五月一日までの間に生れた者	五十二歳
大正二年五月二日から大正五年五月一日までの間に生れた者	五十三歳
大正五年五月二日から大正八年五月一日までの間に生れた者	五十四歳

（遺族年金の特例）

第十一条　継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間に基く被保険者期間又は継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間とこの法律による第三種被保険者であつた期間とに基く被保険者期間が十六年以上である者が、昭和二十九年五月一日以後に死亡したときは、第五十八条に該当しない場合においても、その者の遺族に同条の遺族年金を支給する。

第十二条　旧法第二十四条から第二十五条ノ二までの規定によつて計算した被保険者期間が六箇月以上の者であつて、昭和二十九年五月一日前に被保険者の資格を喪失したものが、附則第四条第二項に規定する期間内に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病によつて、その被保険者の資格喪失後二年以内に死亡したときは、第五十八条に該当しない場合においても、その者の遺族に同条の遺族年金を支給する。

（従前の保険給付）

第十三条　昭和二十九年五月一日において現に旧法による年金たる保険給付（養老年金及び旧法第三十一条第一項後段に規定する期間を満たしている者が死亡したことによる遺族年金を除く。）を受ける権利を有する者については、その者が第四十二条に該当しない場合においても、その者に同条の老齢年金を支給する。

2　前項の規定中「五十五歳」とあるのは、附則第九条第二項の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

（遺族年金の特例）

第十四条　継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間に基く被保険者期間又は継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間とこの法律による第三種被保険者であつた期間とに基く被保険者期間が十六年以上である者が、昭和二十九年五月一日以後に死亡したときは、第五十八条に該当しない場合においても、その者の遺族に同条の遺族年金を支給する。

第十五条　旧法第二十四条から第二十五条ノ二までの規定によつて計算した被保険者期間が六箇月以上の者であつて、昭和二十九年五月一日前に被保険者の資格を喪失したものが、附則第四条第二項に規定する期間内に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病によつて、その被保険者の資格喪失後二年以内に死亡したときは、第五十八条に該当しない場合においても、その者の遺族に同条の遺族年金を支給する。

（従前の保険給付）

第十六条　昭和二十九年五月一日において現に旧法による年金たる保険給付（養老年金及び旧法第三十一条第一項後段に規定する期間を満たしている者が死亡したことによる遺族年金を除く。）を受ける権利を

有する者には、同日以後も、なお従前の例による保険給付を支給する。その者又はその者の遺族が、死亡し、失権し、又は所在不明となつた場合におけるその者の遺族又は同順位若しくは次順位の遺族についても、同様とする。

2　前項の規定による保険給付に関する事項のうち、この法律の第三章第一節及び第六節並びに第四章から第八章までに定める事項については、同項の規定にかかわらず、この法律の規定を準用する。

3　第一項の規定による保険給付のうち、従前の障害年金の例によつて支給する保険給付は、第四十八条、第四十九条、第五十条第二項、第五十六条第二号及び第六十九条第二号の規定の適用については、この法律による障害年金とみなす。

4　旧法による年金たる保険給付のうち昭和二十九年五月一日前に支給すべきであつたもの及び旧法による一時金たる保険給付であつて、同日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

5　前項の規定により従前の例によつて支給する旧法による脱退手当金の受給権は、その受給権者がこの法律による被保険者となつたときは、消滅する。

6　第一項の規定による保険給付については、同項の規定によるほか、左の各号に定めるところによる。

一　従前の遺族年金の例による保険給付は、十六歳以上十八歳未満の子又は孫にも支給する。

二　従前の寡婦年金の例による保険給付は、十六歳以上十八歳未満の子がある寡婦にも支給する。

三　従前の遺児年金の例による保険給付は、十六歳以上十八歳未満の子にも支給する。

四　従前の加給金に相当する給付の額は、十六歳以上十八歳未満の子についても、加給する。

7　前項第四号の規定は、昭和二十九年五月一日において現に障害年金、遺族年金又は寡婦年金を受ける権利を有する者に支給する従前の加給金に相当する給付については、同日において現に当該加給金の計算の基礎となつていない子に関しては適用しない。

8　昭和二十九年五月一日からこの法律が施行されるまでの間において、旧法による保険給付として年金又は一時金の支払が行われたときは、その年金又は一時金の支払は、これに相当する第一項又は第四項の規定によつて支給する保険給付の内払とみなす。

（障害年金の額の特例）

第十七条　昭和二十九年五月一日前に旧法による被保険者の資格を喪失した者が、その資格喪失前に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、第四十七条の規定によつて別表第一に定める一級の廃疾の状態にあることによる障害年金の受給権を取得した場合において、その障害年金の基本年金額に一万二千円を加えた額が、その者のその資格喪失の日の属する月前三箇月間の平均標準報酬月額の五倍に相当する額に満たないときは、第五十条第一項第一号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

2　昭和二十九年五月一日前に旧法による被保険者の資格を喪失した者が、その資格喪失前に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、第四十七条の規定によつて別表第一に定める二級の廃疾の状態にあることによる障害年金の受給権を取得し、又はその者につき第五十二条の規定によつて廃疾の程度が別表第一に定める一級から二級に減退したことにより障害年金の額を改定すべき場合において、その障害年金の基本年金額が、その者のその資格喪失の日の属する月前三箇月間の平均標準報酬月額の五倍に相当する額に満たないときは、第五十条第一項第一号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

3　昭和二十九年五月一日において現に旧法による被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、第四十七条の規定によつて別表第一に定める一級の廃疾の状態にあることによる障害年金の受給権を取得した場合において、その障害年金の基本年金額に一万二千円を加えた額が、その者の同日前三箇月間の平均標準報酬月額の五倍に相当する額に満たないときは、第五十条第一項第一号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

4　昭和二十九年五月一日において現に旧法による被保険者であつた者が、旧法による被保険者以外の被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、第四十七条の規定によつて別表第一に定める一級の廃疾の状態にあることによる障害年金の受給権を取得した場合において、その障害年金の基本年金額に一万二千円を加えた額が、その者の同日前三箇月間の平均標準報酬月額の五倍に相当する額に満たないときは、第五十条第一項第一号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

（遺族年金の額の特例）

第二十一条　前条第二項又は第三項に規定する障害年金の受給権者が死亡したことにより障害年金の額を改定すべき場合において、その障害年金の基本年金額が、その者の同日前三箇月間の平均標準報酬月額の四倍に相当する額に満たないときは、第五十条第一項第二号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

（遺族年金の額の特例）

第二十条　昭和二十九年五月一日前に旧法による被保険者の資格を喪失した者が、その資格喪失前に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、第四十七条の規定によつて別表第一に定める一級の廃疾の状態にあることによる障害年金の受給権を取得した場合において、その障害年金の基本年金額に一万二千円を加えた額が、その者のその資格喪失の日の属する月前三箇月間の平均標準報酬月額の五倍に相当する額に満たないときは、第五十条第一項第一号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

2　昭和二十九年五月一日前に旧法による被保険者の資格を喪失した者が、その資格喪失前に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、第四十七条の規定によつて別表第一に定める二級の廃疾の状態にあることによる障害年金の受給権を取得し、又はその者につき第五十二条の規定によつて廃疾の程度が別表第一に定める一級から二級に減退したことにより障害年金の額を改定すべき場合において、その障害年金の基本年金額が、その者のその資格喪失の日の属する月前三箇月間の平均標準報酬月額の四倍に相当する額に満たないときは、第五十条第一項第一号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

3　昭和二十九年五月一日において現に旧法による被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、第四十七条の規定によつて別表第一に定める一級の廃疾の状態にあることによる障害年金の受給権を取得した場合において、その障害年金の基本年金額に一万二千円を加えた額が、その者の同日前三箇月間の平均標準報酬月額の五倍に相当する額に満たないときは、第五十条第一項第一号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

4　昭和二十九年五月一日において現に旧法による被保険者であつた者が、旧法による被保険者以外の被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、第四十七条の規定によつて別表第一に定める一級の廃疾の状態にあることによる障害年金の受給権を取得した場合において、その障害年金の基本年金額に一万二千円を加えた額が、その者の同日前三箇月間の平均標準報酬月額の五倍に相当する額に満たないときは、第五十条第一項第一号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

（遺族年金の額の特例）

第二十一条　前条第二項又は第三項に規定する障害年金の受給権者が死亡したことにより障害年金の額を改定すべき場合において、その障害年金の基本年金額が、その者の同日前三箇月間の平均標準報酬月額の四倍に相当する額に満たないときは、第五十条第一項第二号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

2　昭和二十九年五月一日前に旧法による被保険者の資格を喪失した者がその資格喪失前に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病によつてその者の遺族が第五十八条又は附則第十五条の規定によつて遺族年金の受給権を取得した場合における遺族年金については、その基本年金額が、その被保険者であつた

者のその資格喪失の日の属する月前三箇月間の平均標準報酬月額の四倍に相当する額に満たないときは、第三十四条第一項から第三項までの規定にかかわらず、その額をその基本年金額とする。

3　昭和二十九年五月一日において現に旧法による被保険者である者が旧法による被保険者であつた間又は同日以後引き続き第四種被保険者以外の被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病によつてその資格喪失後二年以内に死亡したことによりその者の遺族が第五十八条の規定によつて遺族年金の受給権を取得した場合における遺族年金については、その基本年金額が、その被保険者であつた者の同日前三箇月間の平均標準報酬月額の四倍に相当する額に満たないときは、第三十四条第一項から第三項までの規定にかかわらず、その額をその基本年金額とする。

4　昭和二十九年五月一日において現に旧法による被保険者であり、同日以後引き続き第四種被保険者以外の被保険者である者が死亡したことによる遺族年金については、その基本年金額が、その被保険者の同日前三箇月間の平均標準報酬月額の四倍に相当する額に満たないときは、第三十四条第一項から第三項までの規定にかかわらず、その額をその基本年金額とする。

（脱退手当金の額及び受給資格年齢の特例）

第二十二条　旧法第二十四条から第二十五条ノ二までの規定によつて計算した被保険者期間が五年以上の者であつて、昭和二十九年五月一日において現に五十歳以上であるものに支給する脱退手当金の額は、第七十条の規定にかかわらず、旧法による被保険者であつた期間について従前の脱退手当金の例によつて計算した額と、同日以後の第四種被保険者であつた期間の平均標準報酬月額に別表第四に定める率を乗じて得た額との合算額とする。

2　前項の者が昭和二十九年五月一日以後に被保険者の資格を喪失したときは、その者が五十五歳未満である場合においても、その者に第六十九条の脱退手当金を支給する。但し、同条各号の一に該当する場合は、この限りでない。

（旧法による障害年金等と脱退手当金との関係）

第二十三条　旧法による障害年金若しくは附則第十六条第一項の規定により従前の障害年金の例によつて支給する保障給付又は旧法による障害手当金（附則第十六条第四項の規定により支給する旧法による障害手当金を含む。）の支給を受けた者については、第六十九条第三号及び第七十条第二項の規定の適用については、これらの保険給付は、この法律による障害年金又は障害手当金とみなす。

（戦時特例）

第二十四条　昭和十九年一月一日から昭和二十年八月三十一日までの間において、鉱業法第四条に規定する事業の事業場に使用され、且つ、常時坑内作業に従事する被保険者であつた者のその期間における被保険者期間の加算については、なお従前の例による。

（被保険者の資格等に関する旧法による報告）

第二十五条　旧法による被保険者であつた期間に関して第七十五条の規定を適用する場合においては、同条第一項但書中「第二十七条の規定による届出」とあるのは、「旧法第九条の規定による報告」と読み替えるものとする。

（従前の保険料）

第二十六条　昭和二十九年四月以前の月に係る保険料の徴収については、なお従前の例による。

（従前の行為に対する罰則の適用）

第二十七条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（指定共済組合の組合員）

第二十八条　旧法第七十四条の規定に基く旧厚生年金保険法施行令（昭和十六年勅令第千二百五十号）第三十二条の規定によつて指定された共済組合の組合員である者に関しては、この法律の適用についても、なお従前の例による。

（健康保険法の一部改正）

第二十九条　健康保険法の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「現ニ使用セラルル事業」を「現ニ使用セラルル事業所」に、同条同項第三号中「資格ヲ取得シタル日前」を「資格ヲ取得シタル月前」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

第二十一条ノ二　被保険者ノ資格ノ取得及喪失ハ保険者ノ確認ニ依リ其ノ効力ヲ生ズ但シ第二十条ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ノ取得並ニ第十九条及前条ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ノ喪失ハ此ノ限ニ在ラズ

被保険者又は被保険者タリシ者ハ何時タリトモ前項ノ規定ニ依ル確認ヲ請求スルコトヲ得

保険者ハ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求ニ係ル事実ナシト認ムルトキハ其ノ請求ヲ却下スベシ

第一項ノ確認ハ第八条ノ規定ニ依リ又ハ職権ヲ以テ之ヲ行フモノトス

第八十条第一項中「標準報酬」の上に「被保険者ノ資格、」を加える。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第三十条　社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第六十二条」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十条」に改める。

第三条中「厚生年金保険法第六十二条」を「厚生年金保険法第九十条」に改める。

第四条第一項中「審査の請求は、」の下に「被保険者の資格、」を加え、同条第二項中「標準報酬」の上に「被保険者の資格又は」を加える。

第七条第二号中「厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第十二条第五項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十七条第一項」に改める。

第十九条中「厚生年金保険法第六十三条」を「厚生年金保険法第九十条」に改める。

（国庫出納金等端数計算法の一部改正）

第三十一条　国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第十二条第五項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十七条第一項」に改める。

（所得税法の一部改正）

第三十二条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項第二号中「同法第七十四条の規定に基き厚生大臣の指定した共済組合の組合員で同法の被保険者でない者」を「同法附則第二十八条に規定する共済組合の組合員」に改める。

（国庫出納金等端数計算法の一部改正）

第三十三条　国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第十二条第五項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十七条第一項」に改め

る。

（地方自治法の一部改正）

第三十三条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第二第二号(十八)中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)」に改める。

（地方税法の一部改正）

第三十四条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百六十二条第三号中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)」に改める。

（日本専売公社法の一部改正）

第三十五条　日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第五十三条中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第十六条ノ二」を「厚生年金保険法(昭和十六年法律第百十五号)第十二条」に改める。

（日本国有鉄道法の一部改正）

第三十六条　日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第五十九条中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第十六条ノ二」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第十二条」に改める。

（日本電信電話公社法の一部改正）

第三十七条　日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第八十一条中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第十六条ノ二」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第十二条」に改める。

（住宅金融公庫法の一部改正）

第三十八条　住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第十六条ノ二」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第十二条」に改める。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第三十九条　私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第二十四条から第二十五条ノ二までの規定のほか」を「旧厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第二十四条から第二十五条ノ二までの規定の例による。」に改める。

附則第十五項中「厚生年金保険法」を「旧厚生年金保険法」に改める。

附則第十七項中「厚生年金保険法」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)」に改める。

別表第一

発疾の程度	番号	廃疾の状態
一	一	両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの
	二	両上肢の用を全く廃したもの
	三	両下肢の用を全く廃したもの
四		両上肢を腕関節以上で失つたもの
	五	両下肢を足関節以上で失つたもの
	六	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、且つ、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの

級		
二	七	精神に、労働することを不能ならしめ、且つ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を残すもの
	八	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、且つ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの
三	一	両眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの
	二	一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、且つ、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの
	三	両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度に減じたもの
	四	咀嚼又は言語の機能を廃したもの
	五	脊柱の機能に高度の障害を残すもの
	六	一上肢を腕関節以上で失つたもの
	七	一下肢を足関節以上で失つたもの
	八	一上肢の用を全く廃したもの
	九	一下肢の用を全く廃したもの
	一〇	両上肢のすべての指の用を廃したもの
	一一	両下肢をリスフラン関節以上で失つたもの
	一二	両下肢のすべての足ゆびを失つたもの
	一三	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	一四	精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの
	一五	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの

級		
三	一	両眼の視力が〇・一以下に減じたもの
	二	両耳の聴力が、四〇センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	三	咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの
	四	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	五	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	六	一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	七	長管状骨に仮関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	八	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの
	九	おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を廃したもの
	一〇	一下肢をリスフラン関節以上で失つたもの
	一一	両下肢のすべての足ゆびの用を廃したもの
	一二	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	一三	精神又は神経系統に、労働に著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	一四	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの

備考

一　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものに

ついては、矯正視力によつて測定する。

二　指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。

三　指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四　足ゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五　足ゆびの用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末関節以上を失つたもの又は蹠趾関節若しくは第一趾関節（第一趾にあつては足趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

別表第二

番号	廃疾の状態
一	両眼の視力が〇・六以下に減じたもの
二	一眼の視力が〇・一以下に減じたもの
三	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
四	両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が一〇度以内のもの
五	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
六	一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
七	咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
八	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
九	脊柱の機能に障害を残すもの
一〇	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
一一	一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
一二	一下肢を三センチメートル以上短縮したもの
一三	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
一四	一上肢の二指以上を失つたもの
一五	一上肢のひとさし指を失つたもの
一六	一上肢の三指以上の用を廃したもの
一七	ひとさし指をあわせ一上肢の二指の用を廃したもの
一八	一上肢のおや指の用を廃したもの
一九	一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの
二〇	一下肢の五趾の用を廃したもの
二一	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
二二	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

備考　別表第一の備考と同じ。

別表第三

第一種被保険者又は第三種被保険者としての被保険者期間	率	第二種被保険者としての被保険者期間	率
六〇月以上　七二月未満	一・一	二四月以上　三六月未満	〇・六
七二月以上　八四月未満	一・三	三六月以上　四八月未満	〇・九
八四月以上　九六月未満	一・五	四八月以上　六〇月未満	一・二
九六月以上一〇八月未満	一・八	六〇月以上　七二月未満	一・五
一〇八月以上一二〇月未満	二・一	七二月以上　八四月未満	一・八
一二〇月以上一三二月未満	二・四	八四月以上　九六月未満	二・一
一三二月以上一四四月未満	二・七	九六月以上一〇八月未満	二・四
一四四月以上一五六月未満	三・〇	一〇八月以上一二〇月未満	二・八
一五六月以上一六八月未満	三・三	一二〇月以上一三二月未満	三・二
一六八月以上	三・六	一三二月以上一四四月未満	三・六
		一四四月以上一五六月未満	四・〇
		一五六月以上一六八月未満	四・四
		一六八月以上	四・八

別表第四

第一種被保険者又は第三種被保険者としての被保険者期間	率	第二種被保険者としての被保険者期間	率
一二月未満	〇・二	一二月未満	〇・二
一二月以上　二四月未満	〇・三	一二月以上　二四月未満	〇・四
二四月以上　三六月未満	〇・五	二四月以上　三六月未満	〇・六
三六月以上　四八月未満	〇・七	三六月以上　四八月未満	〇・九
四八月以上　六〇月未満	〇・九	四八月以上　六〇月未満	一・二
六〇月以上　七二月未満	一・一	六〇月以上　七二月未満	一・五
七二月以上　八四月未満	一・三	七二月以上　八四月未満	一・八
八四月以上　九六月未満	一・五	八四月以上　九六月未満	二・一
九六月以上一〇八月未満	一・八	九六月以上一〇八月未満	二・四
一〇八月以上一二〇月未満	二・一	一〇八月以上一二〇月未満	二・八
一二〇月以上一三二月未満	二・四	一二〇月以上一三二月未満	三・二
一三二月以上一四四月未満	二・七	一三二月以上一四四月未満	三・六
一四四月以上一五六月未満	三・〇	一四四月以上一五六月未満	四・〇
一五六月以上一六八月未満	三・三	一五六月以上一六八月未満	四・四
一六八月以上	三・六	一六八月以上	四・八
一四四月以上一五六月未満	三・〇	一二〇月以上一三二月未満	三・二
一五六月以上一六八月未満	三・三	一三二月以上一四四月未満	三・六
一六八月以上	三・六	一四四月以上一五六月未満	四・〇
		一五六月以上一六八月未満	四・四
		一六八月以上	四・八
八四月以上　九六月未満	一・五	八四月以上　九六月未満	二・一
九六月以上一〇八月未満	一・八	九六月以上一〇八月未満	二・四
一〇八月以上一二〇月未満	二・一	一〇八月以上一二〇月未満	二・八
一二〇月以上一三二月未満	二・四	一二〇月以上一三二月未満	三・二
一三二月以上一四四月未満	二・七	一三二月以上一四四月未満	三・六
一四四月以上一五六月未満	三・〇	一四四月以上一五六月未満	四・〇
一五六月以上一六八月未満	三・三	一五六月以上一六八月未満	四・四
一六八月以上	三・六	一六八月以上	四・八

（内閣総理・大蔵・文部・厚生・運輸・郵政・建設大臣署名）

法律第百十六号（昭二九・五・一九）

◎船員保険法の一部を改正する法律

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を附する。

目次

第一章　総則（第一条―第十六条ノ二）
第二章　被保険者（第十七条―第二十一条）
第二章ノ二　届出、記録等（第二十一条ノ二―第二十一条ノ六）
第三章　保険給付及福祉施設
第一節　総則（第二十二条―第二十七条ノ三）
第二節　療養ノ給付及傷病手当金（第二十八条―第三十一条ノ三）
第三節　分娩費、出産手当金及育児手当金（第三十二条―第三十三条）
第四節　失業保険金（第三十三条ノ二―第三十三条ノ十四）
第五節　老齢年金（第三十四条―第三十九条）
第六節　障害年金及障害手当金（第四十条―第四十五条ノ三）
第七節　脱退手当金（第四十六条―第四十九条ノ六）
第八節　寡婦年金、鰥夫年金及遺児年金（第四十九条ノ二―第四十九条ノ八）
第九節　遺族年金及葬祭料（第五十条―第五十一条―第五十七条ノ二）
第十節　保険給付ノ制限（第五十一条―第五十七条ノ二）
第十一節　福祉施設（第五十七条ノ二）
第四章　費用ノ負担（第五十八条―第六十二条ノ三）
第五章　審査ノ請求（第六十三条―第六十七条）
第六章　罰則（第六十八条―第七十条）
附則

第一条第一項中「負傷」の下に「、分娩」を加える。

第四条第一項を次のように改め、同条第二項中「現在ニ依リ」の下に「都道府県知事」を加え、同条第三項中「場合ニ於テハ」の下に「都道府県知事ハ」を加え、「変更」を「改定」に改める。

標準報酬ハ被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ区分ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬等級	標準報酬	
	月額	日額
第一級	四、〇〇〇円	一三〇円
第二級	五、〇〇〇円	一七〇円
第三級	六、〇〇〇円	二〇〇円
第四級	七、〇〇〇円	二三〇円
第五級	八、〇〇〇円	二七〇円
第六級	九、〇〇〇円	三〇〇円
第七級	一〇、〇〇〇円	三三〇円
第八級	一二、〇〇〇円	四〇〇円
第九級	一四、〇〇〇円	四七〇円
第一〇級	一六、〇〇〇円	五三〇円
第一一級	一八、〇〇〇円	六〇〇円
第一二級	二〇、〇〇〇円	六七〇円
第一三級	二二、〇〇〇円	七三〇円
第一四級	二四、〇〇〇円	八〇〇円
第一五級	二六、〇〇〇円	八七〇円
第一六級	二八、〇〇〇円	九三〇円
第一七級	三〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円
第一八級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円
第一九級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円

報酬月額	
四、五〇〇円未満	一、〇〇〇円以上
四、五〇〇円以上	一、三〇〇円以上
五、五〇〇円以上	一、五〇〇円以上
六、五〇〇円以上	一、七〇〇円以上
七、五〇〇円以上	一、九〇〇円以上
八、五〇〇円以上	二、一〇〇円以上
九、五〇〇円以上	二、三〇〇円以上
一〇、五〇〇円以上	二、五〇〇円以上
一二、五〇〇円以上	二、七〇〇円以上
一五、〇〇〇円以上	二、九〇〇円以上
一七、五〇〇円以上	三、一〇〇円以上
二〇、〇〇〇円以上	三、三〇〇円以上
二二、五〇〇円以上	三、五〇〇円以上
二五、〇〇〇円以上	三、七〇〇円以上
二七、五〇〇円以上	三、九〇〇円以上
三〇、〇〇〇円以上	四、一〇〇円以上
三二、五〇〇円以上	四、三〇〇円以上
三五、〇〇〇円以上	四、五〇〇円以上
三七、五〇〇円以上	四、七〇〇円以上
四〇、〇〇〇円以上	五、〇〇〇円以上
四二、五〇〇円以上	五、三〇〇円以上
四五、〇〇〇円以上	五、五〇〇円以上
四七、五〇〇円以上	五、七〇〇円以上
五〇、〇〇〇円以上	六、〇〇〇円以上
五二、五〇〇円以上	六、二〇〇円以上
五五、〇〇〇円以上	六、四〇〇円以上
五七、五〇〇円以上	六、六〇〇円以上
六〇、〇〇〇円以上	六、八〇〇円以上
六二、五〇〇円以上	七、〇〇〇円以上
六五、〇〇〇円以上	七、二〇〇円以上
六七、五〇〇円以上	七、四〇〇円以上
七〇、〇〇〇円以上	七、六〇〇円以上
七二、五〇〇円以上	七、八〇〇円以上
七五、〇〇〇円以上	八、〇〇〇円以上
七七、五〇〇円以上	八、二〇〇円以上
八〇、〇〇〇円以上	八、四〇〇円以上
八二、五〇〇円以上	八、六〇〇円以上
八五、〇〇〇円以上	八、八〇〇円以上
八七、五〇〇円以上	九、〇〇〇円以上
九〇、〇〇〇円以上	九、二〇〇円以上
九二、五〇〇円以上	九、四〇〇円以上
九五、〇〇〇円以上	九、六〇〇円以上
九七、五〇〇円以上	九、八〇〇円以上
一〇〇、〇〇〇円以上	一〇、〇〇〇円以上
一〇二、五〇〇円以上	一〇、二〇〇円以上
一〇五、〇〇〇円以上	一〇、四〇〇円以上
一〇七、五〇〇円以上	一〇、六〇〇円以上
一一〇、〇〇〇円以上	一〇、八〇〇円以上
一一二、五〇〇円以上	一一、〇〇〇円以上
一一五、〇〇〇円以上	一一、三〇〇円以上
一一七、五〇〇円以上	一一、五〇〇円以上
一二〇、〇〇〇円以上	一一、七〇〇円以上
一二二、五〇〇円以上	一一、九〇〇円以上
一二五、〇〇〇円以上	一二、一〇〇円以上
一二七、五〇〇円以上	一二、三〇〇円以上
一三〇、〇〇〇円以上	一二、五〇〇円以上
一三二、五〇〇円以上	一二、七〇〇円以上
一三五、〇〇〇円以上	一二、九〇〇円以上
一三七、五〇〇円以上	一三、一〇〇円以上
一四〇、〇〇〇円以上	一三、三〇〇円以上
一四二、五〇〇円以上	一三、五〇〇円以上
一四五、〇〇〇円以上	一三、七〇〇円以上
一四七、五〇〇円以上	一三、九〇〇円以上
一五〇、〇〇〇円以上	一四、一〇〇円以上
一五二、五〇〇円以上	一四、三〇〇円以上
一五五、〇〇〇円以上	一四、五〇〇円以上
一五七、五〇〇円以上	一四、七〇〇円以上
一六〇、〇〇〇円以上	一四、九〇〇円以上
一六二、五〇〇円以上	一五、一〇〇円以上
一六五、〇〇〇円以上	一五、三〇〇円以上
一六七、五〇〇円以上	一五、五〇〇円以上
一七〇、〇〇〇円以上	一五、七〇〇円以上
一七二、五〇〇円以上	一五、九〇〇円以上
一七五、〇〇〇円以上	一六、一〇〇円以上
一七七、五〇〇円以上	一六、三〇〇円以上
一八〇、〇〇〇円以上	一六、五〇〇円以上
一八二、五〇〇円以上	一六、七〇〇円以上
一八五、〇〇〇円以上	一六、九〇〇円以上
一八七、五〇〇円以上	一七、一〇〇円以上
一九〇、〇〇〇円以上	一七、三〇〇円以上
一九二、五〇〇円以上	一七、五〇〇円以上
一九五、〇〇〇円以上	一七、七〇〇円以上
一九七、五〇〇円以上	一七、九〇〇円以上
二〇〇、〇〇〇円以上	一八、一〇〇円以上
二〇二、五〇〇円以上	一八、三〇〇円以上
二〇五、〇〇〇円以上	一八、五〇〇円以上
二〇七、五〇〇円以上	一八、七〇〇円以上
二一〇、〇〇〇円以上	一八、九〇〇円以上
二一二、五〇〇円以上	一九、一〇〇円以上
二一五、〇〇〇円以上	一九、三〇〇円以上
二一七、五〇〇円以上	一九、五〇〇円以上
二二〇、〇〇〇円以上	一九、七〇〇円以上
二二二、五〇〇円以上	一九、九〇〇円以上
二二五、〇〇〇円以上	二〇、一〇〇円以上
二二七、五〇〇円以上	二〇、三〇〇円以上
二三〇、〇〇〇円以上	二〇、五〇〇円以上
二三二、五〇〇円以上	二〇、七〇〇円以上
二三五、〇〇〇円以上	二〇、九〇〇円以上
二三七、五〇〇円以上	二一、一〇〇円以上
二四〇、〇〇〇円以上	二一、三〇〇円以上
二四二、五〇〇円以上	二一、五〇〇円以上
二四五、〇〇〇円以上	二一、七〇〇円以上
二四七、五〇〇円以上	二一、九〇〇円以上
二五〇、〇〇〇円以上	二二、一〇〇円以上
二五二、五〇〇円以上	二二、三〇〇円以上
二五五、〇〇〇円以上	二二、五〇〇円以上
二五七、五〇〇円以上	二二、七〇〇円以上
二六〇、〇〇〇円以上	二二、九〇〇円以上
二六二、五〇〇円以上	二三、一〇〇円以上
二六五、〇〇〇円以上	二三、三〇〇円以上
二六七、五〇〇円以上	二三、五〇〇円以上
二七〇、〇〇〇円以上	二三、七〇〇円以上
二七二、五〇〇円以上	二三、九〇〇円以上
二七五、〇〇〇円以上	二四、一〇〇円以上
二七七、五〇〇円以上	二四、三〇〇円以上
二八〇、〇〇〇円以上	二四、五〇〇円以上
二八二、五〇〇円以上	二四、七〇〇円以上
二八五、〇〇〇円以上	二四、九〇〇円以上
二八七、五〇〇円以上	二五、一〇〇円以上
二九〇、〇〇〇円以上	二五、三〇〇円以上
二九二、五〇〇円以上	二五、五〇〇円以上
二九五、〇〇〇円以上	二五、七〇〇円以上
二九七、五〇〇円以上	二五、九〇〇円以上
三〇〇、〇〇〇円以上	二六、一〇〇円以上
三〇二、五〇〇円以上	二六、三〇〇円以上
三〇五、〇〇〇円以上	二六、五〇〇円以上
三〇七、五〇〇円以上	二六、七〇〇円以上
三一〇、〇〇〇円以上	二六、九〇〇円以上
三一二、五〇〇円以上	二七、一〇〇円以上
三一五、〇〇〇円以上	二七、三〇〇円以上
三一七、五〇〇円以上	二七、五〇〇円以上
三二〇、〇〇〇円以上	二七、七〇〇円以上
三二二、五〇〇円以上	二七、九〇〇円以上
三二五、〇〇〇円以上	二八、一〇〇円以上
三二七、五〇〇円以上	二八、三〇〇円以上
三三〇、〇〇〇円以上	二八、五〇〇円以上
三三二、五〇〇円以上	二八、七〇〇円以上
三三五、〇〇〇円以上	二八、九〇〇円以上
三三七、五〇〇円以上	二九、一〇〇円以上
三四〇、〇〇〇円以上	二九、三〇〇円以上
三四二、五〇〇円以上	二九、五〇〇円以上
三四五、〇〇〇円以上	二九、七〇〇円以上
三四七、五〇〇円以上	二九、九〇〇円以上
三五〇、〇〇〇円以上	三〇、一〇〇円以上
三五二、五〇〇円以上	三〇、三〇〇円以上
三五五、〇〇〇円以上	三〇、五〇〇円以上
三五七、五〇〇円以上	三〇、七〇〇円以上
三六〇、〇〇〇円以上	三〇、九〇〇円以上
三六二、五〇〇円以上	三一、一〇〇円以上
三六五、〇〇〇円以上	三一、三〇〇円以上
三六七、五〇〇円以上	三一、五〇〇円以上
三七〇、〇〇〇円以上	三一、七〇〇円以上
三七二、五〇〇円以上	三一、九〇〇円以上
三七五、〇〇〇円以上	三二、一〇〇円以上
三七七、五〇〇円以上	三二、三〇〇円以上
三八〇、〇〇〇円以上	三二、五〇〇円以上
三八二、五〇〇円以上	三二、七〇〇円以上
三八五、〇〇〇円以上	三二、九〇〇円以上
三八七、五〇〇円以上	三三、一〇〇円以上
三九〇、〇〇〇円以上	三三、三〇〇円以上
三九二、五〇〇円以上	三三、五〇〇円以上
三九五、〇〇〇円以上	三三、七〇〇円以上
三九七、五〇〇円以上	三三、九〇〇円以上
四〇〇、〇〇〇円以上	三四、一〇〇円以上
四〇二、五〇〇円以上	三四、三〇〇円以上
四〇五、〇〇〇円以上	三四、五〇〇円以上
四〇七、五〇〇円以上	三四、七〇〇円以上
四一〇、〇〇〇円以上	三四、九〇〇円以上
四一二、五〇〇円以上	三五、一〇〇円以上
四一五、〇〇〇円以上	三五、三〇〇円以上
四一七、五〇〇円以上	三五、五〇〇円以上
四二〇、〇〇〇円以上	三五、七〇〇円以上
四二二、五〇〇円以上	三五、九〇〇円以上
四二五、〇〇〇円以上	三六、一〇〇円以上
四二七、五〇〇円以上	三六、三〇〇円以上
四三〇、〇〇〇円以上	三六、五〇〇円以上
四三二、五〇〇円以上	三六、七〇〇円以上
四三五、〇〇〇円以上	三六、九〇〇円以上
四三七、五〇〇円以上	三七、一〇〇円以上
四四〇、〇〇〇円以上	三七、三〇〇円以上
四四二、五〇〇円以上	三七、五〇〇円以上
四四五、〇〇〇円以上	三七、七〇〇円以上
四四七、五〇〇円以上	三七、九〇〇円以上
四五〇、〇〇〇円以上	三八、一〇〇円以上
四五二、五〇〇円以上	三八、三〇〇円以上
四五五、〇〇〇円以上	三八、五〇〇円以上
四五七、五〇〇円以上	三八、七〇〇円以上
四六〇、〇〇〇円以上	三八、九〇〇円以上
四六二、五〇〇円以上	三九、一〇〇円以上
四六五、〇〇〇円以上	三九、三〇〇円以上
四六七、五〇〇円以上	三九、五〇〇円以上
四七〇、〇〇〇円以上	三九、七〇〇円以上
四七二、五〇〇円以上	三九、九〇〇円以上
四七五、〇〇〇円以上	四〇、一〇〇円以上
四七七、五〇〇円以上	四〇、三〇〇円以上
四八〇、〇〇〇円以上	四〇、五〇〇円以上
四八二、五〇〇円以上	四〇、七〇〇円以上
四八五、〇〇〇円以上	四〇、九〇〇円以上
四八七、五〇〇円以上	四一、一〇〇円以上
四九〇、〇〇〇円以上	四一、三〇〇円以上
四九二、五〇〇円以上	四一、五〇〇円以上
四九五、〇〇〇円以上	四一、七〇〇円以上
四九七、五〇〇円以上	四一、九〇〇円以上
五〇〇、〇〇〇円以上	四二、一〇〇円以上
五〇二、五〇〇円以上	四二、三〇〇円以上
五〇五、〇〇〇円以上	四二、五〇〇円以上
五〇七、五〇〇円以上	四二、七〇〇円以上
五一〇、〇〇〇円以上	四二、九〇〇円以上
五一二、五〇〇円以上	四三、一〇〇円以上
五一五、〇〇〇円以上	四三、三〇〇円以上
五一七、五〇〇円以上	四三、五〇〇円以上
五二〇、〇〇〇円以上	四三、七〇〇円以上
五二二、五〇〇円以上	四三、九〇〇円以上
五二五、〇〇〇円以上	四四、一〇〇円以上
五二七、五〇〇円以上	四四、三〇〇円以上
五三〇、〇〇〇円以上	四四、五〇〇円以上
五三二、五〇〇円以上	四四、七〇〇円以上
五三五、〇〇〇円以上	四四、九〇〇円以上
五三七、五〇〇円以上	四五、一〇〇円以上
五四〇、〇〇〇円以上	四五、三〇〇円以上
五四二、五〇〇円以上	四五、五〇〇円以上
五四五、〇〇〇円以上	四五、七〇〇円以上
五四七、五〇〇円以上	四五、九〇〇円以上
五五〇、〇〇〇円以上	四六、一〇〇円以上
五五二、五〇〇円以上	四六、三〇〇円以上
五五五、〇〇〇円以上	四六、五〇〇円以上
五五七、五〇〇円以上	四六、七〇〇円以上
五六〇、〇〇〇円以上	四六、九〇〇円以上
五六二、五〇〇円以上	四七、一〇〇円以上
五六五、〇〇〇円以上	四七、三〇〇円以上
五六七、五〇〇円以上	四七、五〇〇円以上
五七〇、〇〇〇円以上	四七、七〇〇円以上
五七二、五〇〇円以上	四七、九〇〇円以上
五七五、〇〇〇円以上	四八、一〇〇円以上
五七七、五〇〇円以上	四八、三〇〇円以上
五八〇、〇〇〇円以上	四八、五〇〇円以上
五八二、五〇〇円以上	四八、七〇〇円以上
五八五、〇〇〇円以上	四八、九〇〇円以上
五八七、五〇〇円以上	四九、一〇〇円以上
五九〇、〇〇〇円以上	四九、三〇〇円以上
五九二、五〇〇円以上	四九、五〇〇円以上
五九五、〇〇〇円以上	四九、七〇〇円以上
五九七、五〇〇円以上	四九、九〇〇円以上
六〇〇、〇〇〇円以上	五〇、一〇〇円以上
六〇二、五〇〇円以上	五〇、三〇〇円以上
六〇五、〇〇〇円以上	五〇、五〇〇円以上
六〇七、五〇〇円以上	五〇、七〇〇円以上
六一〇、〇〇〇円以上	五〇、九〇〇円以上
六一二、五〇〇円以上	五一、一〇〇円以上
六一五、〇〇〇円以上	五一、三〇〇円以上
六一七、五〇〇円以上	五一、五〇〇円以上
六二〇、〇〇〇円以上	五一、七〇〇円以上
六二二、五〇〇円以上	五一、九〇〇円以上
六二五、〇〇〇円以上	五二、一〇〇円以上
六二七、五〇〇円以上	五二、三〇〇円以上
六三〇、〇〇〇円以上	五二、五〇〇円以上
六三二、五〇〇円以上	五二、七〇〇円以上
六三五、〇〇〇円以上	五二、九〇〇円以上
六三七、五〇〇円以上	五三、一〇〇円以上
六四〇、〇〇〇円以上	五三、三〇〇円以上
六四二、五〇〇円以上	五三、五〇〇円以上
六四五、〇〇〇円以上	五三、七〇〇円以上
六四七、五〇〇円以上	五三、九〇〇円以上
六五〇、〇〇〇円以上	五四、一〇〇円以上
六五二、五〇〇円以上	五四、三〇〇円以上
六五五、〇〇〇円以上	五四、五〇〇円以上
六五七、五〇〇円以上	五四、七〇〇円以上
六六〇、〇〇〇円以上	五四、九〇〇円以上
六六二、五〇〇円以上	五五、一〇〇円以上
六六五、〇〇〇円以上	五五、三〇〇円以上
六六七、五〇〇円以上	五五、五〇〇円以上
六七〇、〇〇〇円以上	五五、七〇〇円以上
六七二、五〇〇円以上	五五、九〇〇円以上
六七五、〇〇〇円以上	五六、一〇〇円以上
六七七、五〇〇円以上	五六、三〇〇円以上
六八〇、〇〇〇円以上	五六、五〇〇円以上
六八二、五〇〇円以上	五六、七〇〇円以上
六八五、〇〇〇円以上	五六、九〇〇円以上
六八七、五〇〇円以上	五七、一〇〇円以上
六九〇、〇〇〇円以上	五七、三〇〇円以上
六九二、五〇〇円以上	五七、五〇〇円以上
六九五、〇〇〇円以上	五七、七〇〇円以上
六九七、五〇〇円以上	五七、九〇〇円以上
七〇〇、〇〇〇円以上	五八、一〇〇円以上
七〇二、五〇〇円以上	五八、三〇〇円以上
七〇五、〇〇〇円以上	五八、五〇〇円以上
七〇七、五〇〇円以上	五八、七〇〇円以上
七一〇、〇〇〇円以上	五八、九〇〇円以上
七一二、五〇〇円以上	五九、一〇〇円以上
七一五、〇〇〇円以上	五九、三〇〇円以上
七一七、五〇〇円以上	五九、五〇〇円以上
七二〇、〇〇〇円以上	五九、七〇〇円以上
七二二、五〇〇円以上	五九、九〇〇円以上
七二五、〇〇〇円以上	六〇、一〇〇円以上
七二七、五〇〇円以上	六〇、三〇〇円以上
七三〇、〇〇〇円以上	六〇、五〇〇円以上
七三二、五〇〇円以上	六〇、七〇〇円以上
七三五、〇〇〇円以上	六〇、九〇〇円以上
七三七、五〇〇円以上	六一、一〇〇円以上
七四〇、〇〇〇円以上	六一、三〇〇円以上
七四二、五〇〇円以上	六一、五〇〇円以上
七四五、〇〇〇円以上	六一、七〇〇円以上
七四七、五〇〇円以上	六一、九〇〇円以上
七五〇、〇〇〇円以上	六二、一〇〇円以上
七五二、五〇〇円以上	六二、三〇〇円以上
七五五、〇〇〇円以上	六二、五〇〇円以上
七五七、五〇〇円以上	六二、七〇〇円以上
七六〇、〇〇〇円以上	六二、九〇〇円以上
七六二、五〇〇円以上	六三、一〇〇円以上
七六五、〇〇〇円以上	六三、三〇〇円以上
七六七、五〇〇円以上	六三、五〇〇円以上
七七〇、〇〇〇円以上	六三、七〇〇円以上
七七二、五〇〇円以上	六三、九〇〇円以上
七七五、〇〇〇円以上	六四、一〇〇円以上
七七七、五〇〇円以上	六四、三〇〇円以上
七八〇、〇〇〇円以上	六四、五〇〇円以上
七八二、五〇〇円以上	六四、七〇〇円以上
七八五、〇〇〇円以上	六四、九〇〇円以上
七八七、五〇〇円以上	六五、一〇〇円以上
七九〇、〇〇〇円以上	六五、三〇〇円以上
七九二、五〇〇円以上	六五、五〇〇円以上
七九五、〇〇〇円以上	六五、七〇〇円以上
七九七、五〇〇円以上	六五、九〇〇円以上
八〇〇、〇〇〇円以上	六六、一〇〇円以上
八〇二、五〇〇円以上	六六、三〇〇円以上
八〇五、〇〇〇円以上	六六、五〇〇円以上
八〇七、五〇〇円以上	六六、七〇〇円以上
八一〇、〇〇〇円以上	六六、九〇〇円以上
八一二、五〇〇円以上	六七、一〇〇円以上
八一五、〇〇〇円以上	六七、三〇〇円以上
八一七、五〇〇円以上	六七、五〇〇円以上
八二〇、〇〇〇円以上	六七、七〇〇円以上
八二二、五〇〇円以上	六七、九〇〇円以上
八二五、〇〇〇円以上	六八、一〇〇円以上
八二七、五〇〇円以上	六八、三〇〇円以上
八三〇、〇〇〇円以上	六八、五〇〇円以上
八三二、五〇〇円以上	六八、七〇〇円以上
八三五、〇〇〇円以上	六八、九〇〇円以上
八三七、五〇〇円以上	六九、一〇〇円以上
八四〇、〇〇〇円以上	六九、三〇〇円以上
八四二、五〇〇円以上	六九、五〇〇円以上
八四五、〇〇〇円以上	六九、七〇〇円以上
八四七、五〇〇円以上	六九、九〇〇円以上
八五〇、〇〇〇円以上	七〇、一〇〇円以上
八五二、五〇〇円以上	七〇、三〇〇円以上
八五五、〇〇〇円以上	七〇、五〇〇円以上
八五七、五〇〇円以上	七〇、七〇〇円以上
八六〇、〇〇〇円以上	七〇、九〇〇円以上
八六二、五〇〇円以上	七一、一〇〇円以上
八六五、〇〇〇円以上	七一、三〇〇円以上
八六七、五〇〇円以上	七一、五〇〇円以上
八七〇、〇〇〇円以上	七一、七〇〇円以上
八七二、五〇〇円以上	七一、九〇〇円以上
八七五、〇〇〇円以上	七二、一〇〇円以上
八七七、五〇〇円以上	七二、三〇〇円以上
八八〇、〇〇〇円以上	七二、五〇〇円以上
八八二、五〇〇円以上	七二、七〇〇円以上
八八五、〇〇〇円以上	七二、九〇〇円以上
八八七、五〇〇円以上	七三、一〇〇円以上
八九〇、〇〇〇円以上	七三、三〇〇円以上
八九二、五〇〇円以上	七三、五〇〇円以上
八九五、〇〇〇円以上	七三、七〇〇円以上
八九七、五〇〇円以上	七三、九〇〇円以上
九〇〇、〇〇〇円以上	七四、一〇〇円以上
九〇二、五〇〇円以上	七四、三〇〇円以上
九〇五、〇〇〇円以上	七四、五〇〇円以上
九〇七、五〇〇円以上	七四、七〇〇円以上
九一〇、〇〇〇円以上	七四、九〇〇円以上
九一二、五〇〇円以上	七五、一〇〇円以上
九一五、〇〇〇円以上	七五、三〇〇円以上
九一七、五〇〇円以上	七五、五〇〇円以上
九二〇、〇〇〇円以上	七五、七〇〇円以上
九二二、五〇〇円以上	七五、九〇〇円以上
九二五、〇〇〇円以上	七六、一〇〇円以上
九二七、五〇〇円以上	七六、三〇〇円以上
九三〇、〇〇〇円以上	七六、五〇〇円以上
九三二、五〇〇円以上	七六、七〇〇円以上
九三五、〇〇〇円以上	七六、九〇〇円以上
九三七、五〇〇円以上	七七、一〇〇円以上
九四〇、〇〇〇円以上	七七、三〇〇円以上
九四二、五〇〇円以上	七七、五〇〇円以上
九四五、〇〇〇円以上	七七、七〇〇円以上
九四七、五〇〇円以上	七七、九〇〇円以上
九五〇、〇〇〇円以上	七八、一〇〇円以上
九五二、五〇〇円以上	七八、三〇〇円以上
九五五、〇〇〇円以上	七八、五〇〇円以上
九五七、五〇〇円以上	七八、七〇〇円以上
九六〇、〇〇〇円以上	七八、九〇〇円以上
九六二、五〇〇円以上	七九、一〇〇円以上
九六五、〇〇〇円以上	七九、三〇〇円以上
九六七、五〇〇円以上	七九、五〇〇円以上
九七〇、〇〇〇円以上	七九、七〇〇円以上
九七二、五〇〇円以上	七九、九〇〇円以上
九七五、〇〇〇円以上	八〇、一〇〇円以上
九七七、五〇〇円以上	八〇、三〇〇円以上
九八〇、〇〇〇円以上	八〇、五〇〇円以上
九八二、五〇〇円以上	八〇、七〇〇円以上
九八五、〇〇〇円以上	八〇、九〇〇円以上
九八七、五〇〇円以上	八一、一〇〇円以上
九九〇、〇〇〇円以上	八一、三〇〇円以上
九九二、五〇〇円以上	八一、五〇〇円以上
九九五、〇〇〇円以上	八一、七〇〇円以上
九九七、五〇〇円以上	八一、九〇〇円以上
一〇〇、〇〇〇円以上	八二、一〇〇円以上
一〇二、五〇〇円以上	八二、三〇〇円以上
一〇五、〇〇〇円以上	八二、五〇〇円以上
一〇七、五〇〇円以上	八二、七〇〇円以上
一一〇、〇〇〇円以上	八二、九〇〇円以上
一一二、五〇〇円以上	八三、一〇〇円以上
一一五、〇〇〇円以上	八三、三〇〇円以上
一一七、五〇〇円以上	八三、五〇〇円以上
一二〇、〇〇〇円以上	八三、七〇〇円以上
一二二、五〇〇円以上	八三、九〇〇円以上
一二五、〇〇〇円以上	八四、一〇〇円以上
一二七、五〇〇円以上	八四、三〇〇円以上
一三〇、〇〇〇円以上	八四、五〇〇円以上
一三二、五〇〇円以上	八四、七〇〇円以上
一三五、〇〇〇円以上	八四、九〇〇円以上
一三七、五〇〇円以上	八五、一〇〇円以上
一四〇、〇〇〇円以上	八五、三〇〇円以上
一四二、五〇〇円以上	八五、五〇〇円以上
一四五、〇〇〇円以上	八五、七〇〇円以上
一四七、五〇〇円以上	八五、九〇〇円以上
一五〇、〇〇〇円以上	八六、一〇〇円以上
一五二、五〇〇円以上	八六、三〇〇円以上
一五五、〇〇〇円以上	八六、五〇〇円以上
一五七、五〇〇円以上	八六、七〇〇円以上
一六〇、〇〇〇円以上	八六、九〇〇円以上
一六二、五〇〇円以上	八七、一〇〇円以上
一六五、〇〇〇円以上	八七、三〇〇円以上
一六七、五〇〇円以上	八七、五〇〇円以上
一七〇、〇〇〇円以上	八七、七〇〇円以上
一七二、五〇〇円以上	八七、九〇〇円以上
一七五、〇〇〇円以上	八八、一〇〇円以上
一七七、五〇〇円以上	八八、三〇〇円以上
一八〇、〇〇〇円以上	八八、五〇〇円以上
一八二、五〇〇円以上	八八、七〇〇円以上
一八五、〇〇〇円以上	八八、九〇〇円以上
一八七、五〇〇円以上	八九、一〇〇円以上
一九〇、〇〇〇円以上	八九、三〇〇円以上
一九二、五〇〇円以上	八九、五〇〇円以上
一九五、〇〇〇円以上	八九、七〇〇円以上
一九七、五〇〇円以上	八九、九〇〇円以上
二〇〇、〇〇〇円以上	九〇、一〇〇円以上
二〇二、五〇〇円以上	九〇、三〇〇円以上
二〇五、〇〇〇円以上	九〇、五〇〇円以上
二〇七、五〇〇円以上	九〇、七〇〇円以上
二一〇、〇〇〇円以上	九〇、九〇〇円以上
二一二、五〇〇円以上	九一、一〇〇円以上
二一五、〇〇〇円以上	九一、三〇〇円以上
二一七、五〇〇円以上	九一、五〇〇円以上
二二〇、〇〇〇円以上	九一、七〇〇円以上
二二二、五〇〇円以上	九一、九〇〇円以上
二二五、〇〇〇円以上	九二、一〇〇円以上
二二七、五〇〇円以上	九二、三〇〇円以上
二三〇、〇〇〇円以上	九二、五〇〇円以上
二三二、五〇〇円以上	九二、七〇〇円以上
二三五、

前三項ノ規定ニ依リ本法ニ依ル保険給付ヲ受クルコトヲ得ザル間ニ死亡シタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ遺族ニ対シテハ本法ニ依ル保険給付ハ之ヲ為サズ

第十五条ノ二中「前条ノ規定ニ依リ保険給付ヲ受ケザル者」を「組合員タル被保険者」に改める。

第十五条ノ三の次に次の一条を加える。

第十五条ノ四　被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ組合員タル被保険者ト為リタルトキハ其ノ者ニ係ル積立金ニ相当スル金額ヲ船員保険特別会計ヨリ当該組合員ノ所属スル共済組合ニ移換ス

前項ノ金額ノ計算ニ関シテハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条ノ二　第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ノ取得及喪失並ニ被保険者ノ種別（其ノ期間ガ失業保険金ノ受給要件タル被保険者タリシ期間ニ算入セラルル被保険者ナルヤ否ヤ及其ノ期間ガ第三十四条第一項第二号ノ規定ニ依ル老齢年金ノ受給要件タル被保険者タリシ期間ニ算入セラルル被保険者ナルヤ否ヤノ区別ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ変更ハ都道府県知事ノ確認ニ依リ其ノ効力ヲ生ズ

前項ノ確認ハ第二十一条ノ二ノ規定ニ依ル届出若ハ第二十一条ノ五第一項ノ規定ニ依ル請求ニ依リ又ハ職権ヲ以テ之ヲ行フモノトス

第二十条第一項中「七年」を「七年六月」に改め、「被保険者タリシ者」の下に「（三十五歳以後ニ於ケル被保険者タリシ期間ガ十一年三月以上ナル者ヲ除ク）」を加える。

第二十一条第二号中「十五年ニ達シタルトキ」の下に「又ハ三十五歳以後ニ於ケル之等ノ期間ヲ合算シテ十一年三月ニ達シタルトキ」を加える。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章ノ二　届出、記録等

第二十一条ノ二　船舶所有者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保険者ノ資格ノ取得及喪失、被保険者ノ種別ノ変更並ニ関スル事項ヲ都道府県知事ニ届出ヅベシ

第二十一条ノ三　都道府県知事ハ第四条第二項ノ規定ニ依ル確認又ハ第四条第二項ノ規定ニ依ル改定ヲ行ヒタルトキハ其ノ旨ヲ船舶所有者ニ通知スベシ

第二十一条ノ四　都道府県知事ハ第二十一条ノ二ノ規定ニ依ル届出アリタル場合ニ於テ其ノ届出ニ係ル事実ナシト認ムルトキハ其ノ旨ヲ其ノ届出ヲ為シタル船舶所有者ニ通知スベシ

前条第二項乃至第五項ノ規定ハ前項ノ通知ニ付之ヲ準用ス

第二十一条ノ五　被保険者又ハ被保険者タリシ者ハ何時タリトモ第十九条ノ二ノ規定ニ依ル確認ヲ請求スルコトヲ得

都道府県知事ハ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求ニ係ル事実ナシト認ムルトキハ其ノ請求ヲ却下スベシ

第二十一条ノ六　厚生大臣ハ被保険者ニ関スル原簿ヲ備ヘ之ニ被保険者ノ氏名、被保険者ノ資格ノ取得及喪失ノ年月日、標準報酬其ノ他命令ノ定ムル事項ヲ記録スベシ

第二十三条ノ三中「十六歳以上」を「十八歳以上」に改める。

第二十三条ノ四第一項中「第三十六条、第三十七条、第四十二条乃至第四十二条ノ三、第四十九条ノ七」を「第四十二条、第四十一条ノ三」に改め、「祖父母」の下に「並ニ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者」を加え、同条第二項及び第三項を削る。

第二十三条ノ五　前条ノ一時金ヲ受クベキ者ノ順位ハ左ニ掲グル順序ニ依ルモノトシ第二号又ハ第四号ニ該当スル者ノ間ニ於テハ当該各号ニ定ムル順序ニ依ルモノトス

一　配偶者

二　被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル子、父母、孫及祖父母

三　被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者

四　第二号ニ該当セザル子、父母、孫及祖父母

第二十三条ノ五ノ一時金ヲ受クベキ者ノ順位ハ左ニ掲グル順序ニ依ルモノトシ第二号又ハ第四号ニ該当スル者ノ間ニ於テハ当該各号ニ定ムル順序ニ依ルモノトス

一　配偶者

二　被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル子、父母、孫及祖父母

三　被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ前号ニ掲グル者以外ノモノ

四　第二号ニ該当セザル子、父母、孫及祖父母

第二十三条ノ二第一項但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第一項第二号乃至第四号ニ掲グル者ノ中一人ヲ特ニ指定シ予メ之ヲ厚生大臣又ハ船舶所有者ニ届出タルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ニ前条ノ一時金ヲ支給ス但シ被保険者タリシ者ノ配偶者アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ指定ハ遺言ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

第二十三条ノ六第一項第一号中「五十歳以上」を「五十歳以上又ハ同項第二号中「五十歳未満」を「五十五歳未満」を「十八歳未満」に改め、同号を第七号とし、第四号中「十六歳未満」を「十八歳未満」に改め、同号を第六号とし、第三号中「十八歳未満」に改め、同号を第五号とし、第二号中「五十五歳以上」に改め、同号を第四号とし、第一号中「五十歳以上」を「六十歳以上」に改め、同号を第三号とし、同条に次の二号を加える。

二　被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡当時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル子、父母、孫及祖父母

三　被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時四十歳以上ニシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ前号ニ掲グル者ノ死亡当時五十歳以上ニ達シタル寡婦（五十五歳ニ達スル迄ノ間ニ第五十条ノ四第二号ニ該当スルニ至リタル者ヲ除ク）

第二十四条中「養老年金」を「老齢年金」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十四条ノ二　老齢年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金及遺児年金ノ金額ニ五十銭未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨テ五十銭以上一円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ一円トス

第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条ノ二　船舶所有者ガ故意又ハ重大ナル過失ニ依リ第二十一条ノ二ノ規定ニ依ル届出ヲ為サザリシ場合ニ於テ其ノ届出ヲ為サザリシ期間内ニ生ジタル被保険者ノ職務上ノ事由ニ因ル疾病、負傷若ハ死亡又ハ其ノ疾病若ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル廃疾ニ付船員法ニ規定スル災害補償ニ相当スル保険給付ヲ為シタルトキハ政府ハ当該船舶所有者ガ